第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第２回幕別町議会定例会
（令和８年６月４日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
	議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１	会議録署名議員の指名
	６　長谷陽子　　７　酒井はやみ　　８　荒　貴賀
日程第２	会期の決定
	（諸般の報告）
	行政報告
日程第３	報告第７号　令和７年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第４	報告第８号　令和７年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第５	報告第９号　債権の放棄について
日程第６	議案第42号　幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
日程第７	議案第71号　財産の取得について（スクールバス（忠類東部線））
日程第８	議案第72号　財産の取得について（事務用パソコン）
日程第９	議案第73号　財産の取得について（教職員用パソコン）
日程第10	陳情第１号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
日程第11	陳情第２号　義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書
日程第12	陳情第３号　道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書
日程第13	陳情第４号　令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書
日程第14	陳情第５号　「日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

令和８年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年６月４日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　６月４日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	白坂博司	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	西嶋　慎	建設部長	河村伸二
会計管理者	宮田　哲	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	石田晋一	教育部長	谷口英将
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
税務課長	田村真由美	水道課長	和田智旭
学校教育課長	甲谷英司	生涯学習課長	木村純一

学校給食センター所長　守屋敦史

ほか、関係係長

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

６　長谷陽子　　７　酒井はやみ　　８　荒　貴賀

議事の経過

（令和８年６月４日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　ただ今から、令和８年第２回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

［議事日程の報告］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に６番長谷議員、７番酒井議員、８番荒議員を指名いたします。

［会期の決定］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月 24 日までの 21 日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から６月 24 日までの 21 日間と決定いたしました。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の２第３項の規定による例月出納検査結果報告書が、並びに、地方自治法第 243 条の３第２項の規定により、報告第 10 号、幕別町土地開発公社及び報告第 11 号、公益財団法人幕別町農業振興公社に関わる経営状況を説明する書類が、それぞれ提出されていますので、あらかじめ配付してあります。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

［行政報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、５点につきまして行政報告をさせていただきます。

はじめに、町民栄誉賞の贈呈について申し上げます。

本年２月６日から 22 日まで、イタリアで開催された冬季オリンピック競技大会のスピードスケート競技において、女子 500 メートルの日本代表に選出された、稲川くるみさんに対し、永くその功績を称えるため、町民栄誉賞を贈呈することを去る４月 22 日に開催した「町民栄誉賞及び特別町民栄誉賞選考委員会」の議を経て決定いたしました。

稲川さんは、日本代表に選出されるも出場することは叶いませんでしたが、多くの報道機関に取り上げられ、幕別町の名を全国に広めるなど、町民に誇りと活力を与えていただきました。

稲川さん本人はもとより、ご家族をはじめ関係各位に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、

今後なお一層のご活躍を期待するものであります。

表彰式につきましては、５月 10 日に執り行い、私から稲川さんに対し、「オリンピックへの出場だけではなく、４年後にメダルを取る意気込みで、トレーニングに打ち込んでほしい」と激励の言葉を述べさせていただいたところであります。

また、この度の稲川さんの受賞に当たりまして、「幕別町百年記念ホール」西側に建立されております「幕別町町民栄誉賞」の石碑に、７人目の受賞者としてプレートを設置させていただいたところであります。

次に、髙木美帆さん感謝パレード・交流会の実施について申し上げます。

これまで、４度の冬季オリンピックに出場、日本女子選手としては最多となる 10 個のメダルを獲得した本町出身の髙木美帆さんに対し、多くの町民が直接本人に感謝の気持ちを伝えたい、また、髙木さん本人も多くのファンの方に直接お礼の言葉や感謝を伝えたい、という思いを踏まえ企画した感謝パレード・ふれあい交流会を、５月９日に百年記念ホール前特設会場において実施いたしました。

前日の夜中から降り続いた雨もあがり、好天の中、髙木さんに直接労いの言葉や感謝の気持ちを伝えたいという町民をはじめ、日本全国からご来場いただいた約 1,200 人の方々に囲まれてパレードがスタートしました。

札内中学校の吹奏楽部の皆さんによる演奏をバックに、札内北小学校のエスコートキッズに続き登場した髙木さんは、駆け付けたファンに手を振り言葉を交わしながら、ゆっくりと場内を巡り、特設ステージ登壇後は、私から幕別町特別町民栄誉賞の盾と本町の特産品１年分の副賞等を授与させていただきました。

その後の交流会では、会場にお越しいただいた中から５組のファンが、直接、髙木さんに率直な質問をされ、楽しいエピソードを交えながら回答される髙木さんの姿に、会場からは拍手や歓声があがり、○×クイズ、ミニトークショーを含め、イベントは盛会のうちに終了することができました。

また、5月 22 日に髙木さんに対して、政府が国民栄誉賞の授与を検討するという報道発表がありましたことは、私たち幕別町民にとっても大変誇らしく、新たな喜びに浸っているところであります。

髙木さんの今後の活動については決まっていないとのことでありましたが、今後とも本町出身で応援大使でもあります髙木さんのご活躍を、町民の皆さんとともに応援してまいりたいと考えております。

次に、食料品等物価高騰対策として実施した、幕別町電子地域通貨「まく Pay」生活応援キャンペーン事業の実施状況について申し上げます。

１月 21 日に開催された令和８年第１回臨時会において、所要の予算を議決いただき幕別町商工会が実施した生活応援キャンペーンにつきましては、４月１日から５月６日までの期間中における利用額は、想定を大幅に超える１億 8,935 万 7,149 円となりました。

この結果、最大 50 パーセントとしていた還元率は 21.15 パーセントまで下がることとなりましたが、先月 26 日にプレミアム分を利用者に還元したとのことであります。

また、町民１人当たり１万円相当の行政ポイントをチャージした「まく Pay カード」を２万 4,905 人に対して交付したところでありますが、５月 31 日までの２か月間の利用額は１億 2,504 万 8,773 円となり、利用率は 50.21 パーセントでありました。

今後につきましては、今月８日から 12 月 30 日の期間において、０、８、９の日に電子マネーで買い物をした際に、カード１枚につき還元率５パーセント、１月当たりの利用上限額５万円、還元総額 624 万円とする「まく Pay の日」キャンペーンを実施するなど、引き続き商工会と連携して「まく Pay」の利用定着を図ることで、町内経済の循環の促進に努めてまいります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、４月中旬以降天候に恵まれ、平均気温が平年より高く推移し、日照時間が多かったこともあり、春作業は概ね順調に終えることができたところであります。

６月１日現在の農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦は、平年より茎数は多く、草丈も高くなっており、生育は２日早く進んでおり、馬鈴しょは、平年より２日早く植付け作業を終え、生育も２日早くなっております。

また、移植てん菜につきましては、平年並みに移植作業を終え、生育は３日早く、直播てん菜につきましては、平年より７日早く播種作業を終えて、生育は２日早くなっております。

このほか、牧草やサイレージ用とうもろこしは、平年の草丈を上回るなど、農作物全般において今のところ順調に生育しており、この先も天候に恵まれ、稔り豊かな秋が迎えられますよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

南勢牧場については、５月 11 日から 15 日までの間において、乳用牛 345 頭を、晩成牧場及び共栄牧場については、５月 18 日から 25 日までの間において、乳用牛 546 頭を受け入れ、町営牧場全体では、891 頭の入牧を終えたところであります。

今後、さらに、乳用牛 245 頭の入牧が予定されておりますが、事故などが起きないよう飼育管理に万全を期してまいります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　これで行政報告は、終わりました。

［報告］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、報告第７号、令和７年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第７号、令和７年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の４ページをご覧ください。

地方自治法第 213 条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用することができるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第 146 条第２項の規定により、翌年度の５月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告しなければならない、とされております。

今回、報告いたしますのは、本年３月の第１回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、２款 総務費の「災害用備蓄品整備事業」ほか 10 事業であります。

本計算書は、事業ごとに事業費総額と、括弧書きで節ごとの、あるいは細節ごとの繰越限度額や翌年度繰越額、その財源内訳を記載しております。

11 事業のうち、表の上から５番目の「物価高対応子育て応援手当支給事業」は、令和７年度中の支出額の確定に伴い、「繰越限度額」と「翌年度繰越額」が異なっております。

その他の 10 事業は、繰越限度額と同額を令和８年度に繰り越したものであります。

５ページをご覧ください。

最終行、「合計」の行をご覧ください。

11 事業合計の繰越限度額は、７億 4,003 万 3,000 円、翌年度繰越額は、７億 3,105 万 2,000 円で

あります。

右端に記載のとおり、そのうち一般財源所要額は 5,220 万 4,000 円で、令和７年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第７号を終わります。

日程第４、報告第８号、令和７年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第８号、令和７年度幕別町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の６ページをご覧ください。

地方公営企業法は、公営企業の機動的かつ効率的、経済的な運営に資するよう、同法第26条第１項において「予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる」とし、同条第３項で、「予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない」と定めております。

これを受け、地方公営企業法施行令第19条は、管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、繰越計算書をもって、翌事業年度の５月31日までにしなければならない、としております。

表をご覧ください。

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額であります。

表の欄外、説明欄をご覧ください。

１点目、「汚水管新設工事」は、国の補正予算に伴い、令和８年第１回町議会定例会において補正予算を計上したもので、その全額を令和８年度に繰り越したものであります。

翌年度繰越額は、表の中ほどに記載の１億2,833万6,000円で、その財源は、国庫補助金と企業債であります。

２点目、「ポンプ場整備工事」は、当初設計時の工法を変更したことに加え、資材の入手難により、年度内の工事完了が困難となったため、工事費の一部を翌年度に繰り越したものであります。

翌年度繰越額は、２億4,618万6,000円で、その財源は国庫補助金と企業債、損益勘定留保資金であります。

３点目、「流域下水道建設費負担金」は、北海道が施工する十勝川浄化センター更新工事において、入札不落により再入札するための再積算等に不測の日数を要したこと、また、資材調達に時間を要したことにより年度内に工事が完了できなかったことから、これに係る町の負担金の一部を令和８年度へ繰り越したものであります。

翌年度繰越額は、396万7,000円で、その財源は企業債と損益勘定留保資金であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第８号を終わります。

日程第５、報告第９号、債権の放棄についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　報告第９号、債権の放棄について、ご報告申し上げます。

議案書の７ページをご覧ください。

幕別町債権管理条例第16条第１項の規定に基づき、町税、介護保険料などと同様の滞納処分を行うことのできない、学校給食費などの私債権について、令和８年３月31日付けで、債権を放棄しましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

何れの債権も適正な債権管理に努めてまいりましたが、あらゆる手段を尽くしても、徴収が不可能な債権について、条例の放棄事由を満たすものと判断し、当該債権を放棄したものであります。

表は、左から右に、債権名称、発生年度、放棄事由ごとに件数と債権放棄金額、そして右端には債権の年度ごとの合計を記載しております。

表の中ほどに放棄事由を記載しております。

条例第16条第１項第２号の「生活保護等」は、債務者が生活困窮状態にあり資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき、

第３号の「破産免責等」は、債務者の自己破産により債務者としての責任を免れたとき、

第７号の「失踪、所在不明等」は、債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき、であります。

始めに、学校給食費であります。

第３号「破産免責等」の事由によるものが、平成20年度から平成25年度までで、113件、46万6,662円であります。

上水道使用料であります。

第２号「生活保護等」の事由によるものが、平成17年度及び平成27年度から平成31年度までで、18件、５万4,503円。

第３号「破産免責等」の事由によるものが、平成21年度から平成25年度まで及び平成27年度と28年度で、42件、15万9,750円。

第７号「失踪、所在不明等」の事由によるものが、令和６年度で２件7,350円。

上水道使用料の合計は、62件、22万1,603円であります。

放棄いたしました２種類の債権の総合計は、第２号「生活保護等」の事由が、18件、５万4,503円、第３号「破産免責等」の事由が、155件、62万6,412円、第７号「失踪、所在不明等」の事由が、２件、7,350円合計は、175件、68万8,265円であります。

行政サービスを受けるにあたっての受益と負担の公平性の確保は、住民の皆さんからの行政への信頼には、欠くことのできない、そして、強く求められる原則でありますことから、引き続き、公平、公正かつ適正な債権管理に努めてまいります。

以上で報告を終らせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

以上で、報告第９号を終わります。

［委員会付託］

○議長（寺林俊幸）　日程第６、議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に

ついて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の８ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

人口減少と少子高齢化が進行する中、新型コロナウイルス感染症による移動や対面によるコミュニケーションの困難さは、わが国において社会活動のデジタル化を一層推し進めることとなりました。

それに加えて、住民のニーズは社会環境の変化のもとで、多様化、高度化し、限られた職員で効率的かつ効果的に行政を推進していく上で、情報通信技術の活用が強く求められておりますことから、そのための基本原則等を本条例において定めようとするものであります。

就学援助費の受給や情報公開請求などの申請、水道の使用開始・使用中止・名義変更といった届出など、とこれらに伴う決定通知など、といった各種手続きについて、紙媒体に加え情報通信技術を利用する方法、オンライン等で手続きを行うことができるよう、そのために必要となる事項を規定しようとするものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

「１　制定趣旨」であります。

国は、行政のデジタル化を一層推進するため、平成14年制定の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」、通称「行政手続オンライン化法」を、令和元年に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」、通称「デジタル行政推進法」に改めました。

同法第16条は、「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定し、これにより地方公共団体にオンライン化推進の努力義務が課されることとなりました。

デジタル行政推進法の趣旨に沿って行政手続のオンライン化を包括的に推進するため、本町の条例や規則等に基づく申請、届出その他の手続について、従来の書面等による手続に加え、デジタル技術を利用する方法、オンライン申請等を可能とするため、本条例を制定するものであります。

「２　条例の概要」であります。

第１条の目的規定から第10条の委任規定と附則における改正内容を簡潔に記載しております。

議案書の８ページをご覧ください。

第１条は、「目的」規定であります。

この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする、と定めるものであります。

第２条は、「定義」規定であります。

９ページをご覧ください。

第３条は、「電子情報処理組織による申請等」を定めております。

第１項は、他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている申請等については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織、オンラインで行うことができると定めるものであります。

第２項から第６項は、申請等の効力、到達時期、署名等の代替措置、手数料等の納付方法について定めるものであります。

10ページをご覧ください。

第４条は、「電子情報処理組織による処分通知等」を定めております。

第１項は、町の機関等が行う処分通知等について、書面等に代えて、相手方の承諾を得た上で、規則等で定めるところによりオンラインで行うことができると定めております。

第２項から第５項は、第３条と同様に処分通知等の効力などを定めるものであります。

11ページをご覧ください。

第５条は、「電磁的記録による縦覧等」を、第６条は、「電磁的記録による作成等」を定めております。

12ページをご覧ください。

第７条は、「適用除外」規定であります。

手続きの性質上、対面での確認が不可欠であるなど、オンラインによる手続きが適当でないものとして規則等で定めるものについては、本条例の規定を適用しないことなどを定めております。

第８条は、「添付書面等の省略」を定めております。

申請等に際し添付が求められている住民票の写し等の書面について、町の機関等が電子的に情報を確認できる場合には、その添付を省略できることを定めるものであります。

13ページをご覧ください。

第９条は、「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を定めております。

第10条は、「委任」規定であります。

附則についてであります。

第１項は、施行期日を定めております。

この条例は公布の日から施行する、とするものであります。

第２項は「幕別町公告式条例の一部改正」を、第３項は「幕別町都市公園等条例の一部改正」を定めております。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

「幕別町公告式条例の一部改正」であります。

第２条第２項で条例の公布の方法にインターネットを活用したホームページ上において不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を幕別町役場前の掲示場に掲示することにより行う、と改めるものであります。

４ページをご覧ください。

「幕別町都市公園等条例の一部改正」であります。

第14条の３第１項、工作物等を保管した場合の公示の方法であります。

幕別町公告式条例と同様に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第42号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

［委員会付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第７、議案第71号から、日程第９、議案第73号までの計３議件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第７、議案第71号から、日程第９、議案第73号までの３議件については、委員会

付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第７、議案第71号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第71号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の２ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

スクールバスの取得が、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

取得いたしますスクールバスは、平成18年12月に購入し、現在、主に忠類東部線を運行しておりますスクールバスの更新車両であります。

現行車両は、取得後19年あまりが経過し、走行距離も本年４月末現在で37万キロメートルに達し、老朽化が著しいことから、国のへき地児童生徒援助費等国庫補助金を活用して、更新しようとするものであります。

下段囲みの「規格形式」をご覧ください。

車両は、小型マイクロバスで、補助椅子席を含め29人乗りであります。

議案書の２ページをご覧ください。

１、財産の名称及び数量は、スクールバス、忠類東部線１台であります。

２、取得の方法、３、取得金額、４、取得の相手方についてであります。

本年５月14日の指名委員会において、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店東北海道日野自動車株式会社帯広支店三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店の３者を指名いたしましたが、その後２者から入札辞退がありましたことから、５月27日に三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店の１者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1,134万788円をもちまして、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店が落札いたしましたので、帯広市西19条北１丁目１番10号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店支店長、小山内誠氏を相手方として財産を取得しようとするものであります。納期は、令和９年３月31日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号、財産の取得については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第72号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第72号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の３ページ、議案説明資料の３ページをご覧ください。

事務用パソコンの取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

取得の対象であります事務用パソコンは、職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。

導入から７年が経過しており、故障の回避と操作性低下を解消するため、更新しようとするものであります。

「１　更新対象となる施設」は、本庁舎をはじめ、記載の計25施設であります。

小中学校用は、町の財務会計システムの運用に要するものであります。

「２　仕様・型式・数量等」であります。

ハードウェアは、事務用ノートパソコン124台とデスクトップパソコン８台の計132台で、搬入・設定等の作業を含んでいるものであります。

「３　特記事項」であります。

行政用として使用する事務用パソコンは、外部のインターネットに直接接続する一般家庭用パソコン端末と異なり、セキュリティを確保するための強靭化に対応したソフトを搭載する必要があります。

そのため、システム管理者によるパソコン端末の一括管理を行うこととし、ワードやエクセルなどのソフトウェアは、定額利用料金を支払う方式であることから、本パソコン端末の取得費用には含まれてはおりません。

議案書の３ページをご覧ください。

１、財産の名称及び数量は、事務用パソコン、132台であります。

「２　取得の方法」は、指名競争入札であります。

本年５月27日に、株式会社曽我十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの４者によります指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

「３取得金額」は、3,044万8,000円であります。

今回の財産の取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされております。

町は、機種の選定、契約の相手方、取得金額の決定を行い、それをもとに、同組合と契約の相手方とが売買契約を締結し、納入業者から町へ物品の納入、同組合から納入業者への取得金額の支払いが行われ、その後に、町が同組合へ取得費用を半年賦払いにより支払うものであります。

取得する財産の納期限は、令和９年１月８日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和13年３月までで、借入利率は、1.60パーセント、利子総額は、115万4,855円であります。

４、取得の相手方は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、原田裕氏であります。

５、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南６丁目３番20、アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長、中川義雄氏であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第72号、財産の取得については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第73号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第73号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の４ページ、議案説明資料の４ページをご覧ください。

教職員用パソコンの取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の４ページをご覧ください。

取得の対象であります教職員用パソコンは、教職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。

導入から７年が経過しており、故障の回避と操作性低下を解消するため、更新しようとするものであります。

「１　更新対象となる学校」は、白人小学校をはじめ、記載の３校であります。

「２　仕様・型式・数量等」であります。

ハードウェアは、事務用ノートパソコン89台であります。

ソフトウェアは、町職員用とは異なり、個々にインストールするもので、学校などを対象としたマイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントなどのソフトを搭載したマイクロソフト・オフィス・LTSCスタンダード2024を89ライセンス、加えて、搬入・設定等の作業を含んでおります。

「３　特記事項」であります。

機器操作や利用技術に関する相談、パソコン端末の障害や故障が発生した際の保守サポート体制に係る費用を含んでおります。

議案書の４ページをご覧ください。

「１　財産の名称及び数量」は、教職員用パソコン、89台であります。

「２　取得の方法」は、指名競争入札であります。

本年５月27日に株式会社曽我十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ズコーシャの４者によります指名競争入札を執行し、株式会社曽我が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

「３取得金額」は、3,355万円であります。

今回の財産の取得は、議案第72号と同様に、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行うものであります。

取得する財産の納期限は、令和９年１月８日と定めております。

町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和13年３月までで、借入利率は、1.60パーセント、利子総額は、126万2,342円であります。

「４　取得の相手方」は、札幌市中央区北４条西６丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、原田裕氏であります。

「５　北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方」は、帯広市西15条南28丁目１番地８、株式会社曽我代表取締役、曽我浩昌氏であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第73号、財産の取得については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり可決されました。

［陳情付託］

○議長（寺林俊幸）　日程第10、陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書から、日程第14、陳情第５号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書の提出を求める陳情書までの５議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております、 陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書及び陳情第５号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書の提出を求める陳情書の４議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第４号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明６月５日から６月15日までの11日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、６月５日から６月15日までの11日間は、

休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は６月16日、午前10時からであります。

10：46　散会

第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第２回幕別町議会定例会
（令和８年６月16日　10時00分　開会・開議）

開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
９　野原惠子　　10　石川康弘　　11　岡本眞利子
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（６人）
日程第３　特別委員会報告（幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会）

会議録

令和８年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年６月16日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　６月16日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	白坂博司	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	西嶋　慎	建設部長	河村伸二
会計管理者	宮田　哲	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	石田晋一	教育部長	谷口英将
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	学校教育課長	甲谷英司
生涯学習課長	木村純一	図書館長	川瀬真由美

ほか、関係係長

８　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

９　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

９　野原惠子　　10　石川康弘　　11　岡本眞利子

議事の経過

（令和８年６月16日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、９番野原議員、10 番石川議員、11 番岡本議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第 243 条の３第２項の規定により、報告第 12 号、株式会社幕別町地域振興公社に関わる経営状況を説明する書類が、並びに幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定による調査報告書が議長宛てに提出されていますので、あらかじめ配布いたしました。

次に、６月９日に第 77 回北海道町村議会議長会定期総会が札幌で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋を、あらかじめ配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、同定期総会の席上、同会表彰規定に基づく自治功労者表彰が行われ、小島智恵議員、藤谷謹至議員、田口廣之議員並びに私が表彰されました。後ほど、伝達を行います。

これで、諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

10：02　休憩

10：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の既定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、塚本逸彦議員の発言を許します。

塚本逸彦議員。

○２番（塚本逸彦）　通告に従い、質問いたします。

質問事項１、アイヌ文化拠点空間「チロット」の今後の運営計画と目標についてであります。

本年秋、千住地区にアイヌ文化拠点空間、愛称チロットがオープンを迎えます。昭和 34 年に吉田菊太郎氏によって設立された蝦夷文化考古館の貴重な歴史と収蔵品を引き継ぎ、新たに生活館「ネウサル」、展示館「ウチャシクマ」を備えたアイヌ文化交流センターとして生まれ変わる本施設は、本町の歴史・文化を伝承するのみならず、新たな文化交流を生み出す場として町民の期待も大きく膨らんでおります。いよいよオープンが間近に迫る中、ハード面の整備から、ソフト面である「どのように施設を動かしていくか」という具体的な段階に入っていると考えます。

そこで、今後の円滑な施設運営に向け、以下の点について伺います。

（１）今後の運営計画の全体像について。

具体的なオープン日程や施設を維持・活用していくための具体的な運営方針、管理運営体制の構築状況について伺います。

（２）企画しているプログラムの内容について。

生活館（ネウサル）の伝承室や調理室、工芸等の研究室を活用し、具体的にどのような体験プログラム、イベントの日程や内容及び教育事業を企画・想定しているのかを伺います。

（３）年間来場者数の目標についてでございます。

町内のみならず町外からの来訪者も見込まれますが、オープン後の年間来場者数の目標をどのように設定しているのか伺います。

次、２、未利用公共施設の利活用について。

本町においては、旧相川小学校、旧駒畠小学校及び旧中里小学校などの校舎を、町の社会教育施設として転用・活用してきた経緯があり、当時の有効な施策として一定の評価ができるものです。しかし、これらの施設も含め、町が保有し続ける限り、老朽化に伴う大規模改修や最終的な解体費用は全て将来の町財政に重くのしかかってくるのは周知のとおりです。

人口減少・公共施設マネジメントの転換期にある現在、空き校舎に限らず、用途を終えたあらゆる公共施設において、「町が自前で抱え込み、維持・改修していく段階」から、「少しでも早く民間に手放し、維持・解体費の将来負担を回避する段階」へと根本的に方針を転換する時期が来ていると認識しています。現在、先進自治体では、多額の解体費を自治体が負担する事態を避けるため、建物を解体せず、解体費相当額を土地の評価額から差し引いて現状有姿で売却する（マイナス入札等）手法を活用しています。少しでも収入にすることが重要であり、高く売れずに維持管理費と解体費を垂れ流すよりも、まずは民間に委ねることが有効と考えます。また、これらの財産処分をスピーディーに進めるためには、施設ごとに所管課が異なる「縦割り」の現状を打破し、強力に売却を推進する司令塔が必要であります。

これらを踏まえ、以下の点について伺います。

（１）未利用公共施設（閉校後の校舎、屋内運動場、教員住宅、旧保育所）の処分方針の転換について。

これまでの「町が保有して活用する」方向性から脱却し、売却可能な未利用公共施設については、「将来の維持管理費・解体費のリスクを遮断するため、早期に民間へ売却（手放す）をする」という明確な方針に転換するべきと考えるが、町の見解を伺います。

（２）「解体費控除型」など新たな売却計画の導入について。

将来の多額の出費を回避、少しでも町の収入に換える（あるいは持ち出しを最小限にする）ため、他自治体（室蘭市、深谷市など）で実績のある「解体費用を控除した現状有姿売却」の計画を本町でも直ちに研究し、導入すべきと考えるが、町の見解を伺います。

（３）財産処分を強力に進める推進体制と担当部署について。

各施設の所管が分かれている現状では、横断的かつ迅速な売却活動は困難であります。全庁的な未利用施設を一元的に把握し、民間への売却（売り込みや民間との交渉などを行う部分）を専門的・主導的に担う担当部署を明確化すべきと考えるが､現在の体制と今後の構築する考えについて伺います。

以上です。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　塚本議員のご質問にお答えいたします。
ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の１点目につきまして答弁させていただきます。
「アイヌ文化拠点空間「チロット」の今後の運営計画と目標について」であります。
ご質問の１点目、「今後の運営計画の全体像について」であります。
アイヌ文化拠点施設の整備状況につきましては、昨年度までに生活館棟、展示館棟それぞれの建築工事と蝦夷文化考古館の保存改修が完了し、新たな展示品・解説・映像・音声データなどの作成を終え、去る令和８年第１回町議会定例会において、「幕別町アイヌ文化交流センター条例」が可決されたところであります。
本年度は、外構工事と施設備品・各種展示品の設置、映像・音声機器類の設定などを予定しておりますことから、具体的なオープンの日程につきましては、これらの作業状況を見極めた上で判断することとなるため、現時点におきましては本年度秋のオープンを想定しておりますが、８月中にはオープン時期を確定することができるものと考えております。
施設の管理運営体制につきましては、本年４月に教育委員会に新設いたしましたアイヌ文化交流センターの管理・運営及び企画・立案等を担当するアイヌ文化振興係２名のほか、アイヌ関連団体との連絡調整や情報発信などを主な業務とする地域おこし協力隊が１名、各種講演会や体験講座の企画運営を主な業務とするコーディネーターが１名と管理人２名の６名を配置する計画であり、センターの所長については、生涯学習課長が兼務する予定であります。
なお、地域おこし協力隊につきましては既に採用者を決定し、施設のオープンに先立ち、７月中に着任する予定であり、コーディネーター業務を行う委託先については、現在協議を進めているところであります。
アイヌ文化交流センターの運営方針につきましては、施設の設置目的でありますアイヌ民族の文化・歴史への理解を深める場の提供、アイヌ文化の保存・継承の振興が達成されるよう、歴史文化を町内外の幅広い人たちに対し情報を発信し、また、予定しております各種事業を担っていただくアイヌ関連団体などの関係者、そして講座等の参加者、その双方のつながりも意識しながら、アイヌの方々をはじめ、一人でも多くの皆さんに主体的に参画していただき、アイヌ文化が「地域の新たな誇り」として広く浸透させることができるよう、施設運営に取り組んでまいりたいと考えております。
ご質問の２点目、「企画しているプログラムの内容について」であります。
本町では、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆる「アイヌ施策推進法」に基づき、令和４年度から本年度までの５か年を計画期間とした「幕別町アイヌ施策推進地域計画」を策定し、本計画に位置付けている各種事業に取り組んでいるところであります。
予定している事業内容について本年度の取組を例に挙げて申し上げますと、自生植物のオオウバユリを採取し、それをでん粉に加工する体験会を今月６日に開催したところであり、来週 27 日には、釧路市立博物館の学芸員を講師に招き、「釧路地域におけるアイヌ伝統芸能の継承と展開」と題した講演会の開催を計画しております。
今後は、アイヌの人々が利用してきた植物の採取体験を３回、オハウなどのアイヌ伝統料理教室を２回、刺しゅうや木彫りを体験する講座を６回、アイヌ民族の歴史や文化などをテーマとした各種講演会を２回、アイヌ語を学ぶ講座を２回開催するほか、教育的な取組といたしましては、町内の小学４年生から６年生を対象に、アイヌ語やアイヌ文化に触れる機会を提供する「アイヌ文化を学び隊」を夏冬休みにそれぞれ２日間開催するなど、地域計画に位置付けております各種講座や体験会の実施を予定しているところであります。
また、アイヌ文化交流センターの研修室や伝承室では、アットゥシ織の体験や各種アイヌ伝統儀式

を執り行うことが可能となりますことから、こうしたアイヌ文化を継承するための技術の習得や祭司育成などの保存伝承活動に取り組むほか、企画展示室では、道内外の博物館等との連携による特別展示や、様々な芸術・文化に関する展示会の開催を通じて、アイヌ民族の文化と歴史に対する理解と認識を深める場の提供に取り組んでまいります。

ご質問の３点目、「年間来場者数の目標について」であります。

アイヌ文化交流センターは、生活館、展示館及び蝦夷文化考古館で構成しておりますが、蝦夷文化考古館は常態的な観覧を想定していないことから、生活館と展示館の来場者の見込みを申し上げます。

生活館の来場者の見込みにつきましては、これまで開催してきたアイヌ文化に関する各種講座などの実績、研修室や調理室の収容人数、旧千住生活館における地元関係団体の活動実績などを勘案し、月当たり 100 人の来場者を見込んでおり、展示館につきましては、忠類ナウマン象記念館とふるさと館における来場者の実績等を参考に、月当たり 1,800 人の来場者を見込んでいるところであります。

令和８年度の年間来場者数は、施設のオープン時期が未確定であるため、数値を見込むことが困難でありますが、令和９年度以降のアイヌ文化交流センター全体の年間来場者数につきましては、年間２万 3,000 人を見込んでいるところであります。

なお、本町のアイヌ施策推進地域計画における令和８年度の来場者の数値目標は、旧千住生活館及び蝦夷文化考古館の過去５か年の来場者実績を参考に、年間 1,200 人と設定しているところでありますが、計画策定当時は施設の機能や規模が確定していなかったことなどから、オープン時期が確定次第、数値目標の変更手続を行うこととしております。

アイヌ文化交流センターの設置目的でありますアイヌ民族の文化と歴史への理解を深め、アイヌ文化の保存・継承を図るためには、より多くの方の来場と活用が図られることが重要であることから、町広報紙やホームページのほか、昨年６月から開設した公式 X など、あらゆる広報媒体を活用しながら来場を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上で、塚本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の２点目、「未利用公共施設の利活用について」であります。

一つ目の「未利用公共施設（閉校後の校舎、屋内運動場、教員住宅、旧保育所）の処分方針の転換について」であります。

本町では、これまで未利用となった公共施設についての統一的な処分方針は定めておりませんが、時代の背景や住民ニーズを踏まえ、その都度、方向性を決定し、従来と異なる用途で公共施設として活用するほか、売却を行ってまいりました。

主な具体例を申し上げますと、生涯学習施設としての活用では、昭和 54 年に町営ボウリング場「幕別温泉ボウルハイツ」を「幕別町ふるさと館」に、平成８年に旧中里小学校校舎・屋内運動場を「まなびや中里」に、10 年に旧相川小学校校舎・屋内運動場を「まなびや相川」に、23 年に旧駒畠小学校校舎・屋内運動場を「集団研修施設こまはた」に転用し、また、本年は旧幕別わかば幼稚園舎を児童福祉施設として「幕別認定こども園」に転用することといたしました。

売却については、平成 22 年に旧駒畠小学校教員住宅を、30 年に旧忠類歯科診療所住宅を、令和７年には忠類白銀町の旧職員住宅と教員住宅を売却してきたところであります。

現在は、旧古舞小学校校舎・屋内運動場、旧途別小学校校舎・屋内運動場、旧教員住宅 29 棟などの未利用公共施設を保有しておりますが、旧古舞小学校校舎・屋内運動場につきましては、民間による自由な発想やアイデアを生かした利活用の方向性を視野に入れ、地域との協議を行いながら、公募による売却や貸付けに向けた準備を進めているところであります。

また、旧途別小学校校舎・屋内運動場については、市街化調整区域内にあることから、既存建築物の用途変更については都市計画法の規定により制限があり、活用方法は限定されることになりますが、開発許可制度を活用することにより、日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗

等や医療施設のほか、図書館、公民館、地区集会所等の公益・公共的施設として再利用することは可能であると考えておりますことから、民間を含めた活用方法を模索しているところであります。

今後も、幕別小学校の閉校跡地をはじめ、「教職員住宅戸数の適正化方針」見直しによる教員住宅、幕別認定こども園舎や公営住宅など、未利用施設の増加が想定されますことから、人口減少・少子高齢化など時代の変化に対応した公共施設等の適正な配置を進めていく中で、公共施設として活用を見込めない未利用施設については、町有財産の有効活用を図る観点から、売却を行うことを基本として進めてまいりたいと考えております。

二つ目の「「解体費控除型」など新たな売却計画の導入について」であります。

「解体費控除型」の一般競争入札は、公有財産として所有する土地を売却する際、土地上に建物が存する場合に、その解体費用を控除した上で売却価格を設定して入札を行う手法で、解体工事の発注が不要となるほか、買受人の負担軽減が図られることで売却しやすくなることや、土地の活用促進などに効果が期待されるものであると認識しております。

また、その一方で、活用が見込まれる施設であるにも関わらず解体費用を控除する場合には、従来の売却方法に比べ、総合的な収支が期待を下回るなど財政的な負担が出る可能性もあるため、運用に当たっては建物の状態に応じた予定価格の設定が要求されるものと認識しております。

ご質問で例示の室蘭市と深谷市については、土地活用を前提に老朽化が著しい施設の解体を促進するための売却手法として「解体費控除型」一般競争入札を導入し、「建物解体条件付き土地売買兼市有地流動化負担金付き土地無償譲渡一般競争入札」、通称「マイナス入札」として、土地活用を前提とした独自の土地評価や、落札時に発生する解体業者との仮契約金額等を基に入札を募るものであります。

入札額がゼロ円以上の場合は「建物解体条件付き土地売買」となり、入札額がマイナスの場合は、市がゼロ円との差額を負担する「市有地流動化負担金付き土地無償譲渡」となるもので、地域のニーズや行政の目的に応じて、この手法の活用が求められているものと認識しております。

このことから、本町においては現時点でこういった手法の活用が求められる事例はないものと認識しておりますが、今後におきましては、対象となる物件の状況に応じ、「解体費控除型一般競争入札」を含め、財政的に有利な手法により処分を行ってまいりたいと考えております。

三つ目の「財産処分を強力に進める推進体制と担当部署について」であります。

未利用公共施設に関する財産の処分に当たって、推進体制の強化や専門的な担当部署の整備は、効率的かつ計画的に資産管理を進める上で非常に重要であると認識しております。

現在は、幕別町行政組織規則において、企画総務部総務課契約管財係の分掌事務は、「公有財産の取得、管理及び処分に関すること」と規定され、公用または公共用に供する行政財産として供用を行わなくなった施設は普通財産として管理及び処分を行うこととなっており、現時点では担当部署の変更は考えておりませんが、必要に応じ、組織横断的な連携体制を構築するなど、未利用財産の適正かつ有効な活用に努めてまいります。

以上で、塚本議員の質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　再質問に入らせていただきます。

まず、アイヌ文化拠点空間チロットの運営計画と全体像についてでありますが、秋オープンということは前々から承知をいたしておりまして、教育委員会のほう、それから各部署も大変なご努力をされているかと思いますけれども、一般の住民からはなかなかそこの辺が、いつオープンするのかとか、そういった部分についてよく声が上がってきておりまして、確実に、秋にオープンできるのかという声もあったりしますので、その辺のところの見通し、本当に今現在、この質問が出てからでもしばらく時間たっておりますけれども、また着々と進展はしているかと思います。その辺のところと、あと進捗状況が一般住民になかなか分かっていないので、せっかくSNS等がありますので、そういった部分も流すことで住民の皆さんの興味も維持していけるのではないかと思うのですけれども、そのあた

りいかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　まず、秋のオープンの時期の関係でございます。答弁でも触れましたとおり、今年度に入ってから外構工事の発注、それから展示品の設置工事の発注が、今、済んでいる段階でございまして、そちらの進捗を見極めて８月中に時期を判断すると考えております。８月中に順調に判断できれば、今、発表しております秋にはオープンできると考えております。
　それから、同じくそういった作業の進捗状況の情報発信の件でございますが、おっしゃられたとおりSNSなど、また、町の広報紙、ホームページ、それからチロットの公式Ｘも開設しておりますので、そういったところで広く発信してまいりたいと考えております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　秋オープンといいましても、何月かというとなかなか難しいのかなと、まあ 10月ぐらいまでが秋なのかなという部分になってきますけれども、その辺も含めて、８月ということなので、なるべく早めに皆さんに告知していただけるといいかと思います。
　あと、やはり実際に中身をやっていくに当たって、ここにもありますが、いろんな方の協力、コーディネーター、それから地域おこし協力隊の方が７月からということなので、まだこれからなのかなという思いはありますけれども、その辺の見通し、実際に７月中から採用しても、秋はもう数か月しかないのです。その辺のプログラムのところ、非常に懸念を持っておりますけれども、ある程度の下地は教育委員会のほうで考えておられると思うのですけれども、その辺の心配というか懸念はどのように捉えていらっしゃいますか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　地域おこし協力隊の関係も含めて、今年度予定しております事業につきましては、国から認定を受けております町の独自の地域計画に沿って順次事業を進めてまいりたいと考えております。もちろん今までの実施してきた実績もございますし、現段階でも町の広報紙等、広報媒体を使って宣伝は可能かと考えておりますので、着任は来月の予定でございますが、そういった蓄積もございますので、順次情報発信していきたいと考えております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　今、計画段階というところで、なかなか具体的なお答えは難しいかと思いますけれども、一番大事なところは、アイヌの皆さん、幕別の方も少なくてあれなのですけれども、十勝全体をターゲットとしたアイヌの皆さんの団体の人、もしくはほかの地域のアイヌの方の協力も当然得なければならないと思いますけれども、なかなかその辺は我々にはちょっと認識がない部分の難しさというのも当然あるかと思いますけれども、協力いただける団体のめどとか、そういった部分、運営に関してめどというのはつきつつあるものなのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　企画している各種講座ですとか研修会、体験会の関係でございますが、これまでも地元のアイヌ関連団体の方にご協力をいただきながら実施しているところですし、このたび新施設がオープンするといったことで、他町のアイヌ関連団体の方々もぜひこちらの幕別町内の新施設において様々な活動をしていきたいといったご相談も受けているところでございます。直近で言いますと、まだご相談いただいたばかりなのですが、例えばあそこの場所でアイヌに関わる踊りや歌、それから楽器などを使ったコンサート的なことを取組はできないか、それをもって集客はできないかといったようなご相談も関連団体からいただいたところでございます。そういったことを一つひとつ具現化していきまして、それをきっかけに新施設の場で交流を生み出せたらなと考えているところでございます。
　以上です。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　本当にそういった団体の協力は絶対必要かと思いますので、進めていっていただければと思います。
　重なる部分もあるかと思いますが、企画しているプログラムの内容、今もお話にありましたけれども、ここの中には幾つか挙げられていますし、今やられて、今度の 27 日にも講演ありますけれども、百年記念ホールでということなので、そういったものが今後は今の生活館とか、そっちのほうに移行していくという形と認識していいでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　来週予定しております講演会のようなものは、非常に多くの方々に聞いていただきたいということもありまして、新施設ではなくて札内コミュニティプラザですとか、そういった集会所を活用して実施していきたいと思います。
　それと、有用植物の体験会ですとか、刺しゅうや木彫りの体験会、そういった研修につきましては新施設の研修室において実施が可能かなと思いますので､ターゲットにしている人数を考えて施設を、あちらを使ったり、別な施設を使ったりといったことで運営は考えております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　人数的な部分もあるのですけれども、やはり少しでも新しい施設に住民の方も含めて入って利用していただくということも大事かと思いますので、大きなものも大事ですけれども、細かく持続的にやれるようなプログラムも大事かと思いますので、その辺はちょっと今後、そういったプログラムも考慮に入れて、考慮に入れられていると思うのですけれども、そういった部分もやっていただければと思います。やっぱり札幌にも小金湯のアイヌ文化交流センターとかありますけれども、あそこはもう常設で常に体験ができるような形になっていますので、そういった部分もやはり楽しみなのかなと。やっぱり期日、土日がどうしても集中しますので、平日の来館者に対する、やはりそういったイベントがどうしても手薄になりますので、そういった部分も踏まえてプログラムをつくっていただければいいかと思います。
　次の教育的な取組、以前、公設のアイヌ語の塾という話もあったのですけれども、そちらのほうはどういう形になっているのでしょうかね。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　アイヌ語に関する講座も当然引き続き実施してまいります。また、アイヌ文化を学び隊ということで、小学生の４年生から６年生を対象に、夏冬休みをターゲットに実施する計画でおります。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　いずれにしても、こういった取組をいろいろ考えておられるのですけれども、なかなか住民に伝わっていないようですね。その辺は今後課題かと思います。そして、やっぱり保存伝承活動というのが、非常に博物館としても、それから生活館としても大きな役割になっていくかと思いますので、そういった部分も踏まえて当然プログラムを考えておられると思いますが、それをやっぱり住民の方にうまく告知して利用者を増やしていくという、皆さんが集まってくれるようなものになればと思います。
　そして、そこに関連して、年間の来場者数の目標、先日、むかわのほうも恐竜博物館が、もう１年の目標を１か月で３万人というところがありましたけれども、当初、オープンしたばかりは当然来館者数も増えるかと思います。これはもうどこでもそうなのですが、持続的にある程度の来館者数を維持していくということも大事かと思いますので、先ほどのプログラムの内容もありますけれども、今後、持続的にやっていかなければいけない、まだ始まる前なので、なかなかそこまではプランできていないかと思いますが、その辺の考えも踏まえて、今、運営計画を当然立てられていると思いますが、

その辺の考えはいかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　来館者数の関係でございますが、答弁でも触れたとおり２万3,000人を見込んでおります。非常に大きな数字かと実感しておりますし、議員がおっしゃられるように、各種プログラムが持続的、継続的に実施していかなければなかなか達成は難しいといったところも認識しているところでございます。数字においても２万3,000人というのは非常に大きなところとは認識しているのですが、これを達成する、しないの手前で、今現在、地元で活動されているアイヌ関連団体の方々、こういった方々の活動がより今後活発になって、今までできなかった研修会、体験会ができるようになるですとか、そういったところから将来的に来客者数を確保できるようなことにつながっていくのかなと考えておりますので、まずは計画しているプログラムを確実に実施すること、それから地元アイヌ関連団体の活動がより活発化するように、町としても情報共有、意見交換などをしながら関わっていきたいと考えております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　他市町村、アイヌの方がそういった施設を利用していろんな儀式をされる場ができたというところもありますので、そういった場ができることによって、幕別のアイヌの文化、そしてより活発に発信できる場が増えるということは非常に大事かと思います。そういったところもやっぱりこの施設の役割ですので、そういった部分も当然考慮に入れながら進めていっていただければと思います。
　そして、今度７月20日には百年記念ホールで公益社団法人のアイヌ文化祭があります。そこには自分もよく行くのですけれども、nincupのライブもあったりして、集客はかなり見込まれると思いますので、そういった部分がやっぱり皆さんのきっかけになって、なかなか幕別でやるという、今回のことに合わせて多分やると思うのですけれども、そういった部分も含めて機運を盛り上げていっていただけたらと思います。
　そして、当然、SNSのＸでの発信もスタートしていますが、やっぱりこれも専門的な、やはりただ発信するだけではなく、戦略的なSNSの活用ができる人材がいるか、いないかでかなり違ってきますので、そういった部分も含めて、今後、人材の確保、そういった部分も進めていっていただければいいかと思います。その辺のSNS、その辺の発信の運用について、今後お考えありますか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　SNSの発信についてでございますが、先ほど触れました来月から着任いたします地域おこし協力隊に、主にそういった業務を担っていただくと計画しております。一般的なSNSの発信というのが強い、弱い、効果がある、ないという様々な意見はあるかと思いますが、まずスタート段階においては、今まで宣伝してきた、また、PRしてきた内容を中心に地域おこし協力隊を主にSNSを活用してまいりたいというふうに考えております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　塚本議員。
○２番（塚本逸彦）　やはり今後、ツイッターも大事ですけれども、年配の方は特にユーチューブの視聴をされているというデータが非常に高いものですから、ユーチューブのほうにも力を入れてやっていただければと思います。
　次、行きますね。
　未利用公共施設の利用についてでありますけれども、町の計画でも今後40年間、維持、更新していくためには年間24.8億円という試算が出ておりまして、そして財源が年間10億円しかないという部分も今後20年間ではあると。2.5倍の財源不足ということが明らかになってはおりますが、使えるところは再利用という形でいいかと思うのですけれども、やっぱりなかなか老朽化が進んでくると、再利用も当然その辺は頭を悩ませているかと思いますけれども、なってくるので、そういった部分も含

めまして、売却、やっぱり進めていかざるを得ない、そして解体費も非常に高騰している状況でもありますので、そのあたりも含めまして、売却に関わる部分での障害を一つずつ取り除いて、少しでも民間に払い下げ、そしてましては逆に払い下げることによって住民の方に還元できるような、例えば学校の公宅を取り壊して、跡を駐車場に利用するとか、そういった部分もあるかと思うのですけれども、そういった部分も含めてやっぱり進めていっていただきたいと思います。その辺も、順次、現在もやられているというお話でしたが、今後売却に関して、やっぱりもっと積極的に取り組むようなそういった部分を進めていく上に当たって、町として新しい考えとかおありでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　質問の趣旨が理解しかねたのでありますけれども、従来でありますと、建物が建っていて未利用、もう使わないとなれば、それを解体して更地にして売っていたというのが従来型の手法でありましたけれども、今回、塚本議員にご提案をいただいたような、やはり解体費も非常にばかにならないわけでありますから、それで解体費、特に建設業法の解体工事の許可を持っているところについては、非常に低額でできるという、メリットもありますから、そういった建物の状況に応じて、あるいは使える用途に応じて、そこは柔軟に、今までどおりの方法ではなくて解体費を控除するような入札方式というのは考えていかなければならないのだろうなと思っております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　次に、解体費控除型の売却のほうに入りますけれども、やはり十勝ですと、近日、本別町の仙美里小学校がそのような手法を取って建設会社さんが買い取ったというところで、それを活用することによって無償で提供はするのですけれども、事業を起こしていただくことによって新たな税収が町に入ってくるという、長いスパンを見た施策にもなっていくかと思いますので、やっぱり売却もしくは譲渡だけに目を向けないで、将来的な経済的な見返り、そういった部分も含めながら進めていくことが大事かなという部分は思いますけれども、やっぱり本当に解体費が上がっていますので、やはりその部分においては、やっぱりそういった方法はこれからは各自治体とかも進めていると思います。

　次に、やはり部署的な部分が、幕別町の場合は総務のほうで普通財産と財産処分、先ほど答弁にあったとおりですけれども、やっぱりたまたま担当になった部署の物件がそういった状況になったからやるというところが今まではあるかと思うのですけれども、今後、組織横断的な連携体制、今後やっぱり大事かと思うのですけれども、そういった部分はもう動き出しているというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　何が一番手間がかかるかというと、どういった処分方法にしようかということを多角的な意見を集約して決めることが一番大変でありまして、それを処分するのは、入札というのはもうほとんど定型的に、そんな事務量にはならないわけでありますから、どういった使い方、どういった処分の方法に決定するかというところで、現在も、今はもう既に未利用になっています古舞小学校であったり途別小学校については、そういった関係部署、いろんな知恵を集めてどういった方法がいいのだろうかと。まだ使えますから、これはもう売るあるいは貸す、両方、両面ありますけれども、どういった法的なクリアをしていくか、そしてより多くの方に利用してもらえるような用途にした上で売却なり貸付けをするといったところで、今、知恵を集約して検討しているところであります。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　そういったことで、やっぱり町政の財政、今後とも少しでも負担が軽くなって、なおかつ有効に利用していただけるというのが一番ですので、今、途別小学校のお話もありましたが、市街化調整区域の部分、そういったところもうまく利用できる方法はありますので、そういったのをいち早く計画出していただいて、用途変更もできるような、少しでも民間が入れるような状態にしてほしいなと思います。その辺の計画について、市街化調整区域の、以前も質問させていただきましたけれども、そういった取組、ちょっと積極的に取り組んでいける特区とか、そういった地域指定解除

とか、そういった部分について、どうでしょうか、いよいよ動き出すのか、その辺の計画は立案されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　途別小学校については、都市計画区域内の市街化調整区域でありますので、非常に都市計画法上の制限がかかっておりまして、自由な使い方ができないわけでありますから、そういう中において、ではどうするのだ、市街化区域に編入するのか、それはやはり無理でしょうとなるわけです。これは市街地からも４キロぐらい離れていて、飛び地で、かつては帯広の大空が８キロ離れて市街化区域にした例はありますけれども、今はそういう時代ではありませんので、市街化区域編入というのはまず考えられない方法だろうというふうに思っています。そうなれば、現状の道の開発審査会の議を経るということもありましょうけれども、いかに多様な用途で使えるかというところの道を開かなければ駄目かなというふうに思っています。現状においては、もう沿道サービスであったり、学校と変わらないような文教的な用途は可能なのですが、もう少し幅を広げて売店もできるのですが、それは地域の住民の方が日常的に必要とする売店、店舗しか駄目だということでありますから、そこをいかに広げていくか、地域住民だけでは、これはもう数が知れているし、店舗展開もあまりできないということになりますので、そこを不特定とは言いませんけれども、より多くの方に物が売れるような使い方はできないかとか、あるいはイベントで使えないかとか、そういったところを、今、現に道とも協議させてもらおうと。今週にでも担当部長が道庁に行って協議をするということも予定しておりますので、そこはなるべく道を切り開いていきたいなと思っております。

○議長（寺林俊幸）　塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　非常に前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。本当にそういった時代からずれてしまった規制というのは、特に市街地の周辺の町村についても、やっぱりこれはなかなか開発、売却にも影響が出てきますので、そういった部分は開発許可制度等を大いに利用していただいて、有効活用及び民間への売却が促進されるようにしていっていただきたいということを提案して、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、塚本逸彦議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩をいたします。

10：59　休憩

11：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○４番（内山美穂子）　通告に従いまして質問させていただきます。

公共施設等の適正配置と持続可能な財政運営について。

本町では現在、「アイヌ文化拠点施設」の整備や義務教育学校「まくべつ学園」の増改築など、将来の地域・教育の核となる大型公共施設の建設が進められています。

これらは町の活性化に寄与する一方で、建設に当たって多額の町債が発行されており、今後その償還が本格化します。

また、最新の省エネ設備を導入しているとはいえ、広大な延べ床面積を持つ新施設の維持管理コストは、将来にわたり町財政の硬直化を招く懸念があります。

「幕別町公共施設等総合管理計画」の策定から約 10 年が経過し、既存施設の老朽化対策がより喫緊の課題となる中、これら新規の大型投資と同計画が掲げる「2037 年までに公共施設の延べ床面積の 10 パーセント縮減、更新費用の 20 パーセント圧縮」という総量縮減目標をどのように両立させるのか。

同計画は、単に予算を抑制するものではなく、厳しい財政状況の中でも「必要な事業」を確実に継

続していくための計画であると考えますが、これからの持続可能な行財政運営をどのように確保していくのか、以下の点について伺います。

１、幕別町公共施設等総合管理計画の現在までの進捗状況と、目標達成に向けた計画の実効性をどのように認識しているのか。

２、大型施設の建設が続いているが、財政運営と幕別町公共施設等総合管理計画の推進はどう整合性を図り、一体的に進められているのか。

３、基金残高の推移や将来負担率の動向を踏まえ、財政運営のリスクをどのように捉えているか。

４、公共施設の適正配置や長寿命化といった「選択と集中」の推進には町民の理解が不可欠である。協働のまちづくりを進めるための分かりやすく丁寧な情報公開や合意形成の仕組みづくり及び今後の行財政運営の在り方をどのように考えているのか。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　内山議員のご質問にお答えいたします。

「公共施設等の適正配置と、持続可能な財政運営について」であります。

ご質問の１点目、「幕別町公共施設等総合管理計画の現在までの進捗状況と、目標達成に向けた実効性をどのように認識しているのか」についてであります。

国では、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化に的確に対応し、国民の安全・安心を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定いたしました。

本町では、こうした国の動きと歩調を合わせ、本町が保有する公共施設等の全体像を明らかにし、中長期的な視点から計画的に公共施設の総量や配置の最適化を図り、町民に持続可能な行政サービスを提供していくために、公共施設等の基本的な取組方針を示すことを目的として、平成 29 年３月に「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和４年３月には、国の計画や制度改正等を踏まえ、一部改訂を行ったところであります。

本計画の目標につきましては、公共施設やインフラ施設の建設時期や施設の耐用年数などを考慮し、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間を計画期間とし、当面 20 年間における取組として、その間において二つの数値目標を掲げております。

一つ目の目標は、利用されていない施設等の廃止、施設の複合化及び民間や近隣市町村との連携により公共施設の延べ床面積を 10 パーセント縮減すること、二つ目の目標は、施設の長寿命化を基本とし、計画的・効率的な改修による管理運営費用や更新費用の縮減に努め、公共施設の更新費用を 20 パーセント圧縮するとともに、受益者負担の適正化などによる財源の確保に努めることとしております。

本年３月末現在の本計画の目標に対する進捗状況を申し上げますと、「公共施設の延べ床面積の縮減」では、千住生活館の解体やあかしや南団地の建て替え、旧職員住宅の売払いなどにより、面積が減となる一方、アイヌ文化拠点施設の建設やまくべつ学園増築などにより、当初計画の延べ床面積 21 万 15.2 平方メートルに対して 3,648 平方メートル、1.7 パーセントの増となっておりますが、今後、閉校後の校舎や公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅等の売払いや解体により、面積が減少するものと考えております。

また、「公共施設の更新費用の圧縮」では、これまで、「個別施設計画」に基づき、札内南小学校や幕別町保健福祉センターの長寿命化工事を行ってきたところでありますが、札内南小学校の例で申し上げますと、長寿命化工事に約 10 億 4,621 万円を要し、平成 19 年に総務省がまとめた「新地方公会計制度実務研究会報告書」を基に試算し建て替えた場合の更新費用約 17 億 1,834 万円に比べ約６億 7,213 万円の減で、39.1 パーセントの圧縮が図られたものと考えております。

目標達成に向けては、これまで、本計画の方針に基づき個々の施設の実態を反映した「個別施設計画」により、施設の改修や建て替えを行ってまいりましたが、「札内南小学校長寿命化改修工事」で

は、外壁の改修工事等により建物の使用期間を延長することによりトータルコストを抑えたところであります。

また、春日東団地公営住宅建設工事、新あかしや南団地公営住宅建設工事では、人口減少による世帯数の減少を想定し16戸減らしたところであり、実施段階で策定することとしている「個別施設計画」において実効性を上げているものと認識しているところであります。

ご質問の２点目、「大型施設の建設が続いているが、財政運営と幕別町公共施設等総合管理計画の推進はどう整合性を図り、一体的に進められているのか」についてであります。

本計画に基づく「個別施設計画」を策定する際には、その検討過程において、個別の施設ごとに老朽化の状況や利用実態、果たしている役割や機能、将来の人口動態や地域の実情、さらには財政計画等との整合性など総合的に勘案して、施設等の継続利用、建て替え、集約化・複合化、転用、廃止の具体的な対応方針について、地域住民との合意形成を図ることに十分配慮しております。

さらに、「個別施設計画」に基づく長寿命化事業を実施する際には、総合計画３か年実施計画に盛り込み、町全体の財政計画との整合性を担保するよう努めているところであり、今後におきましても、更新費用の大幅な上昇などの社会の変化も踏まえ、引き続き、中長期的な視点に立って、公共施設等の適正な配置や長寿命化対策に取り組んでまいります。

ご質問の３点目、「基金の減少や将来負担比率から財政運営のリスクの認識は」についてであります。

自治体が運用する基金には、財源を効率的に管理し、財政運営の安定を図るために設けられ、急な景気変動や税収減、災害対応等の緊急時や財源不足時の補填を目的とした「財政調整基金」、地域の活性化や住民の暮らしをよくするための取組に充てることを目的とした「まちづくり基金」のほか、森林環境譲与税基金などがあります。

本町における基金の現状でありますが、本年５月末時点での各基金の残高は、財政調整基金が 13億1,600万円、減債基金が２億5,542万3,000円、まちづくり基金が７億6,361万4,000円のほか、森林環境譲与税基金が5,234万5,000円となっております。

このうち財政調整基金については、令和２年度末で約14億円、３年度末で約16億円、４年度末で約14億円、５年度末で約16億円、６年度末で約14億円と取崩しと積み戻しを経てほぼ横ばいでありましたが、７年度末の見込みでは約13億円とやや減少するものと考えており、今後においては、財政調整基金を維持するため、事業の精査などが必要であると考えているところであります。

また、市町村が将来負担すべき金額から、充当可能な基金額や特定財源及び地方債残高等に係る基準財政需要額への算入額などを除いたものを、標準財政規模で除した比率が将来負担比率でありますが、令和５年度が81.1パーセント、６年度が75.1パーセント、７年度見込みが100.8パーセントとなっております。

この将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350.0パーセントとなっており、本町の負担率は基準値を超えるようなものではありませんが、各年度の普通交付税交付額によって左右されるものの、今後、将来負担比率は上昇していくものと考えており、より一層、事業の優先度に合わせた選択や、起債によらない事業の実施と自主財源などの確保が重要と考えております。

ご質問の４点目、「計画の推進には町民理解が必要である、財政状況を踏まえた「選択と集中」に向け住民との合意形成、今後の行財政運営について」であります。

本町の財政状況は、先に申し上げました基金残高の状況に加え、令和７年度までに実施した大型事業に係る地方債の借入れにより、９年度末の地方債残高がピークを迎えるものの、その後は減少していくものと推計しておりますが、３か年実施計画に基づく事業の選択を通じて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、将来負担比率や実質公債費比率等の財政に係る指標を鑑みながら、安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、町が行う事業の必要性や目的を明確化し、事業で得られる成果を指標による客観的数値を用いて分析・評価を行い、業務改善や事業の再編・整理に反映させるために令和３年度から実施してい

る事務事業評価について、内部での評価作業の精度を高めつつ、可能な限り早期に外部評価を導入することを目指しており、これまで以上に、町民の皆さんの意見や事業実施に当たっての評価を受け止めながら、「選択と集中」の考えを基本に施策を進めてまいります。

本町はもとより、自治体を取り巻く社会情勢は、物価高騰や資材不足、労務単価の上昇による人件費の増加など、あらゆる面で今後もより一層、財政を圧迫していくものと考えておりますが、情勢の変化を即時に的確に捉えながら、今後の行財政運営を図ってまいります。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

この計画が平成29年につくられて約10年がたちまして、目標期間の折り返しが経過します。目標に向けて確実に進んでいるという実績を示す時期だと思いまして質問させていただきましたが、さっきご答弁では、床面積の総面積がちょっとだけ増えている、今後は減っていく推移をたどるということだと思うのですけれども、更新費用につきましては、南小学校の事例を載せておられるのですけれども、計画全体のトータルの縮減した比率というのはどのくらいになりますでしょうか。まずお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　トータルでは、先ほど申し上げたように若干面積が増えているということであります。額については、ここで議論するのは私はナンセンスだと思っています。というのは、当時の比較として平成19年の総務省が示した数字によって建て替えたときと長寿命化を図ったとき、どうなのだという比較ですから、額の比較をここですることは私はあまり意味がないものだと思って、むしろやっぱり面積を減らしていくことが額をやっぱり減らしていくことにもつながるので、その辺は額というよりは、今増えていますけれども、今後、公営住宅もそうですし、学校もそうです、かなり減る要素がありますので、私はトータルとしてそこは減らしていかなければならないなというふうに思っていますし、何よりこの公共施設等総合管理計画はマクロの方向性、基本的な考え方を示したものでありまして、これを受けて個々の個別の施設計画によって改修したり、あるいは建て替えたりということになっていきますので、基本的な方向性の押さえとしては数値目標は掲げておりますけれども、これらを基本的な考えとしながら各個別計画の中で、そしてこの個別計画につきましても、総合計画の３ヵ年実施計画によって財政計画との整合性あるいは住民との意向確認をした上で実施に入っていくということでありますので、そういった押さえをしていただければありがたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　今のご答弁、よく分かりました。10年前の試算ですから、社会状況も変わってきていますし、かなり実態と乖離があるのではないかなというふうに私も思っております。

そこで、床面積に関しては今後減っていくのだと思いますけれども、人口減少が先行しているので、たとえ減ったとしても減少率はちょっとそんなにいかないかなというところで思っておりました。さまざまな地域事情もありますから、そういったところに配慮していただきながら人口動態に合わせた縮減に努めていただければと思います。

ここで改めて計画の位置付けを確認したいと思います。この計画は令和４年に一部改正がされましたが、総合計画に基づく個別施設計画の現在の状況はどうなっておりますでしょうか。また、学校など公営住宅とかというのは長寿命化計画をつくっているのですけれども、それも個別計画に当たるということでよろしいのですか。計画の数値目標、費用の面はちょっと置いておいて、そういう数値目標と連動してつくられているものなのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今、公営住宅の長寿命化計画のお話が出ましたけれども、この総合管理計画を受けて公営住宅の長寿命化計画があり、さらには実施に当たってはもっと細部の計画をつくって実現し

ていくということになります。ただ、公営住宅の長寿命化計画、令和５年から 10 年までの 10 年間の計画になっておりますけれども、これを見ても明らかに約１万平方メートルぐらい減らしていく、258 戸、約１万平方メートルぐらい減らしていくという現在の計画になっておりますので、そのほか学校も古舞小、途別小はカウントされておりませんので、今後面積比に動いていくという、そういう要素、8,000 平米ぐらいありますけれども、これも減る要素としては考えられるかなと思っていますので、私は今後、人口減少時代に完全に入っていますので簡単にはいきません。例えば近隣センターが簡単に集約できるかといったらそんなことにはなりませんけれども、今申し上げた学校でありますとか公営住宅については、ほぼ確実に減らしていくことができるかなというふうな認識でおります。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　個別計画、さらに細部の計画があるということでした。こうした計画は修繕や更新を行うための基礎資料、大前提となるものですから、スピード感を持ってつくっていってほしいなと思います。

その上で伺います。先ほど一つ目の質問のときに費用の圧縮の話が出たのですけれども、総合計画に基づいた試算では、計画に書いてあるので、当初このまま全ての施設を維持しようとするのであれば、毎年 89 億円もの費用がかかる。令和４年の改正時で再試算した結果で、毎年 94.9 億円ということが書かれていましたので、私は、最近、物価高騰もありますから、もう膨らみ続けるのではないかなと思って危惧しております。なので、今後人口減少が進む中で大きな歳入の見通しが立たない、歳入があればいいですけれども、立たないまま費用だけ増えたら立ち行かなくなってしまうのではないかなと思います。

では、令和２年にも質問しました、各施設の利用実態や老朽度、コストをまとめた施設カルテのお話をしたのですけれども、私が質問した側なのでよく覚えているのですけれども、これの整備状況について伺いたいと思います。このデータは行政内部で集約されて、計画や予算編成の基礎資料として活用されているものと認識しています。ですが、これから施設のあり方を検討する上では、施設カルテを客観的な判断の基礎資料として住民と共有していくことが大切だと思います。前回の質問なのですけれども、岩見沢のホームページでこの施設カルテを公表しているのですけれども、毎年常に更新しているのですけれども、これがとっても分かりやすい内容になっています。住民も身近に考えられる資料になっているかなというふうに思うのですけれども、このようにカルテの公表とか活用については検討されたのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　質問内容については、カルテを活用されているかということでよろしいですか。

○４番（内山美穂子）　カルテの活用について検討されているのか。

○議長（寺林俊幸）　総務課長。

○総務課長（西田建司）　令和２年に内山議員に対して一般質問でご答弁申し上げた中にあります、うちのほうでカルテというような言い方はしないのですけれども、幕別町、本町においては建築物の保全システムということで、そちらのほうで各課でそれぞれ管理している施設について入力をして、劣化具合だったり、今言われたような老朽化具合というのを判断するデータとしているものということでありますので、今、内山議員からお話しがあった公表するというところではなくて、それぞれが今、各課のほうで認識しながらどのように更新だったり改修をしていくという基礎資料ということで捉えておりますので、今のところちょっと公表するというような考えはございません。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　ただ、町の方向性としてこれから面積を縮減したり、そういうことを考えていく上で、これから具体的に個別の施設について、そういうものをやっぱり住民と共有するということはすごく必要になってくると思うのですね。なので、今後そういうような活用の仕方というのも、内容を見させてもらったら､私もとても幕別町の内容も分かりやすいのではないかなと思うのですよね。これ専門的なものではなくて、目視によって各担当課がつくっていると思うのですけれども、こういうのを公表できるような形にちょっと整理して、何かのときというか、やはり今後そういうことを公

表することがとても大事になってくると思いますが、いかがお考えですか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　客観的なデータとしては活用できるのかなと思います。それと、もう一つ、利用状況であったり住民の意向であったり、トータルで判断した中でどうするかということになります。先ほど答弁の中でも申し上げた事務事業評価というものもありますので、その事務事業評価の中に取り込んで評価するという方法もあって、それを町民の方に再度評価してもらうという方法もありますので、その辺は、活用方法については検討しなければならない、よりよい方法を見いだしていかなければならないなというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　次の質問、２番目にいきます。
　公共施設は、当然、建てて終わりというわけにはいきません。その後の借金の返済と、何十年にもわたって維持管理、運営の費用がかかり続けます。そこで伺いますが、もし答えられたら答えていただきたいのですけれども、新規施設、確認なのですけれども、アイヌ文化施設は毎年どの程度の維持管理コストを見込んでいるのか、改めて伺いたいと思います。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　新施設のランニングコストの関係でございますが、今年度の予算額につきましては1,400万円、人件費含めてですね。そのうちおおむね管理人等の人件費が400万円程度と、施設運営の部分が1,000万円程度ということで予算措置されております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　光熱費とか保守点検費用とかも入っているのですか。
○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。
○生涯学習課長（木村純一）　人件費除きました1,000万円の部分のうち、500万円強が電気料含めます、水道光熱費も含めての1,000万円となっております。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　今、社会情勢というか、昨今、本当に資材高騰とかいろんなことがあって、これからどんどん維持管理コストが増えていくのではないかという思いで、最初に計画したときと比べたらかなり乖離があるのではないかなと思って質問させていただきました。今回、大型公共施設、いろいろ建設中なのでありますが、今後の町債の償還ピーク時期を伺いたいと思いますけれども、先ほどご答弁で令和９年にピークを迎えますということでしたよね。令和９年に最大のピークを迎えるということですか。それと、金額はどのくらいでしょうか。伺います。
○議長（寺林俊幸）　政策推進課長。
○政策推進課長（宇野和哉）　質問の地方債の残高ですけれども、先ほど答弁の中にありました令和９年度の年度末の地方債の残高は、190億2,000万円くらいです。そこから減少していきますので、そこがピークということで考えております。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　今、金額を聞いたら大体例年そのくらいの金額で、比較的コントロールされて推移してきているのかなというふうに見受けられました。もっと高い金額ではないかなというふうに思っておりましたので。分かりました。ということは、日々の予算の確保に関して大変なご努力をされているのではないかと思いますし、また、経済の底上げのために将来への投資が必要だということは十分理解しております。ただ、今後、実際は大変厳しいかじ取りになるのではないかと懸念しております。というのも、実際に町民の皆さんからも町の財政状況を心配する声が多く寄せられているのは現状です。
　先ほどアイヌ文化拠点施設の来館目標の人数についてお話がありました。この施設が50年、60年

と地域に存在し続ける間、本町の人口がどう変化していくのか、私たちは冷静に見つめる必要があると思います。町内もそうなのですけれども、町外からの誘客施設がにぎわうということは大変すばらしいことですし、期待もしております。しかし、それと同時に町民全員の日々の暮らしを支える道路や橋、公営住宅といった生活インフラの修繕や更新が後回しになってしまうことだけは何としても避けなければいけないと思います。そこで伺います。こうした投資と維持管理の優先順位のバランスを保ちながら、これからの人口減少社会に見合った施設が適正な規模、方向性はそうだと思うのですけれども、具体的にどう進めていかれるのか、また、中長期的な財政計画というのは、内部のシミュレーションみたいなものはあると思うのですけれども、公表されていませんよね。そうした中で財政の持続可能性をどのように判断されているのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今後、財政状況をどういうふうに見ているかということになると、非常にこれ実は難しいです。今、非常に激動というか、税収がどうなっていくか、そして経費がどうなっていくか、非常に見極めが難しい事態でありますので、確たる見通しというのは今持ち合わせてはいないのですが、やはり数字を持った中で事業をやるにしても選択と集中ということをしっかりとやっていかなければならないですし、公共施設配置についても、簡単には供用をやめるなんてことはできないのですけれども、そこはやはり町民の理解を得ながら、自分の懐に合った経費のかけ方というのは今後やっていかなければならないなというふうに思います。ただ、本当に簡単ではないです。というのは、私も非常に痛感しているのは、毎年毎年予算編成が厳しくなるなと思っています。というのは、歳入があまり見込めない中で、やっぱり義務的経費は、特に福祉関係ですとか人件費、これがやっぱり黙っていても増えていく。それに見合った収入をどう確保していくかということが、なかなか収入が増えていかない中で基金を投入せざるを得ない。その結果、財調の話も先ほどちょっと減っているというお話をさせてもらいましたけれども、幕別町が沈没しないようにしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　財調の話が出たところで、３番目の質問にいきたいと思います。

全国で行政サービスの縮小といった報道が相次いでいますが、決して本町も人ごとではないと思います。本町が新規の町債を控えるなどご努力されていることは理解していますが、財政指標が現時点で基準内だからといって安心できるものではないと思います。ご答弁にもありましたが、将来の負担の重さを示す将来負担率ですが、令和６年度で 75.1 パーセント、これは管内で一番悪い数字です。令和７年度末には 100.8 パーセントまで上昇するという話がありました。この 100.8 パーセントという数字は、本町にとって過去最高水準と捉えてよろしいですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　手元に資料がないので明快には答えられませんけれども、そもそもこういう財政指標は、私が財政を担当していた頃にはなかった数字で、最近出てきて、単に当該年度だけではなくて、将来の負担も見越した中で財政運営をしていかなければならないという、そういう観点から新しく出てきたものなので､今ちょっと過去史上最高なのかどうかはちょっとお答えできませんけれども、基準から見たら低いものの、決して油断できる数字ではないな、そういう認識を持っております。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　何か私が調べた数字では、20 年前は、平成 19 年、2007 年は 180 パーセントとかそんな高い数字だったのですよ｡それが平成 26 年には 100 パーセント近くぐらいまで落ちたというのをちょっとどこかの資料で見ました。あわせて、財政調整基金についてなのですけれども、今までは財政調整基金を例えば年度末にお金が足りなくなったときに基金から借りる繰替え運用とかされていますよね。それは主にどの基金なのでしょうか。財政調整基金だけですか。

○議長（寺林俊幸）　政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉）　繰替え運用規定のある基金ですので、財政調整基金だけではございませ

ん。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　そこでお聞きしたいのですけれども、幕別本町にとって財政調整基金の適正水準というのは大体どのくらいだと考えておりますでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　政策推進課長。
○政策推進課長（宇野和哉）　標準的にというか、一般的な話なのですけれども、標準財政規模の大体10パーセントぐらいが標準ではないかと考えられているというのが主に、一般的に言われていることなので、それで言うと10.2億円以上というような水準になってくるかなと思っています。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　この財政調整基金というのは、緊急時とかに使うために蓄えているという意味もあると思うのですけれども、実際に幕別町で10億円、標準財政規模が102億円なので、10パーセントといったら10億円以上ですよね。今は13億円ということですよね。例えば緊急事態なんかが起きたときに、本町の世帯数が１万2,656世帯ですよね。もしここで大災害が発生して、全世帯にいち早く10万円を給付しますということになったら、それだけで12億円が一瞬になくなる数字だと思うので、維持するように努めてまいりますということだったので、そういうイメージで私は捉えておりました。ということで、これを踏まえて、これ以上聞いたらちょっとあれかなと思うのですけれども、将来的なことが見込めないという中で、今、基金からお金を繰替え運用して、外部の利子のかからないような方法でやっていると思うのですけれども、これもし基金が本当になくなったら、なくなったらというか、札幌なんかは５年後にもう基金が枯渇するということを言っていますよね。そういうふうになったときは、そういう恐れはないのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　非常に厳しい状況であることは間違いありません。けれども、今のお話というのは赤字になるということなのですね。基金から繰替え運用ができないということは、市中から借りる。これは、借りるのはいいのですが、問題は赤字になるということなのですね。歳出予算に見合うだけの歳入が確保できないということになるのはやっぱり絶対に避けなければならない。札幌市の場合は赤字になるということを意味していますので、それは絶対避けなければならないなというふうに思っています。現時点において赤字になるのか、維持できるのかということはなかなか断言できませんし、赤字になるとも言えませんから、これはしっかりと財政運営をやっていきたいというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　内山議員。
○４番（内山美穂子）　実際に実質単年度の収支が赤字なっているので心配しておりました。健全財政と住民サービスを両立してやっていくというのは大変厳しいと思いますが、収入と支出のバランスの取れた財政運営になっていくことを求めたいと思います。
　４番目の質問になります。これからの行政運営の進め方、特に住民への情報共有と対話の在り方についてです。
　先般、第５次幕別町行政改革大綱、そして令和８年度からの前期推進計画が公表されましたが、そこでは健全で持続可能な財政基盤の確立を掲げ、個別施設計画の策定更新や事務事業評価を活用した見直しなど具体的な項目を並べられたことは大変重要であると評価しています。今回の計画には、開庁時間や電話受付時間の見直しや公共施設の統廃合など町民生活に直結する項目が既に入っています。しかしながら、項目によっては具体的にどこの施設や事業が対象になるのか、現時点では住民の目からは見えづらいというのが現状です。本町のまちづくり町民参加条例には行政情報の十分な説明が義務付けられています。これまでのパブリックコメントのような形式的なものではなくて、まず分かりやすくいろいろ情報提供していくことが、最終的に納得感のある合意形成への第一歩ではないかと思います。今後、不透明な財政状況だということで、ここ最近北見の話とかいろいろ聞いていますので、きっと住民も心配されているのではないかと思うのですけれども、将来になって急激な施設再編や行政サービスの見直しを迫られることがないよう、財政に少しでも余力があって、町民が将来を

心配している今だからこそ具体的なテーマを切り出していくということも大切だと思います。まずはホームページなどを通じてちょっと分かりやすい、ただ単に数字を並べるだけではなくて、分かりやすく理解しやすいようにその状況を見える化した上で、最終的には痛みを伴う議論も含めた住民との対話の機会をつくるべきではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　分かりやすい見せ方というのは、これ難しいのですね。分かりやすい見せ方をするということは、そこに恣意的な考えが入らないとなかなか見せられないと思うのですよ。というのは、事実を示すことが私は本来は分かりやすい形だと思うのですよ。そこに解説的なものを加えるから分かりやすくなると思うのですが、その解説というのは、こうなったら危険ですよ、こうなったら大丈夫ですよとかと、そういうような解説なのですね。そういう方法しかないと思います。そこに町として方向性を持って解説するとなると、そこには町の方向性も含めて見せていくということになります。本当に危なくなればそういうこともやらなければならないわけで、今やはり情報公開をするということは、今の現状の財政状況であったり、公共施設の状況であったり、あるいは人件費だとか公債費の状況であったり、そういうものを示して危険ラインがどの辺ですよというところはまだ示せるなと思いますけれども、それだったら多分分かりやすくないと思うのですよ。この辺は、分かりやすい、分かりやすくないというのは、本当、一つの方向性を持ってこうしなければならないとか言わないとなかなか分からないと思うのですよ。それはちょっと今の段階でそこまでやるというのは難しいかなと。まずは数字を、事実を明らかにした中で、危険水域がどうなの、安全はどうなのというところは私ども、これは今もやっていることなので。問題は、住民の方に意見をもらう、検討してもらうというのは、事務事業評価のところでもお答えしましたけれども、そういう事務事業評価をやって、それを町民の方が判断できるようなそういうものにしていくことが大事なので、個々の事務事業についてそれは判断していただけるということが大切だろう。なるべくそこはやっていかなければならないのかなと、そういう中で無駄を省いていく、あるいは大胆ななたを入れるとか、そういうこともひょっとしたら将来は出てくる可能性はあるかもしれませんけれども、まずは現状をどうやって知らせるかというのは、私はそういう事務事業評価委員会なるようなものをつくって、そこに知らせていくことが大事なのかなというふうに思います。一方ではホームページを通じて事実は発信をしていますけれども、やはり目指すところは事務事業評価、第三者評価をやっていくのが一番分かりいいのかなと、そんな思いをしているところでございます。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　事務事業評価の件、分かりました。ただ、現状をそのまま知らせる、今知らせていますよね、ホームページで。分かりづらいのですよね。難しいというか。ほかの自治体のいろんな財政、うちの町の台所はこうなのですとか、さっき恣意的なものが入ってしまうという懸念を示されていましたけれども、もうちょっと工夫というか、分かりやすくできるのではないかなというふうに思うので、検討していただきたいなというふうに思います。すごく分かりやすい自治体のそういうものは、いろんなところで出ております。さっき財政計画なのですけれども、これも内部のシミュレーションの話だと思うのですけれども、基になるデータがあるということですよね。ということは、今後そういうのを私たち議員や町民にも分かるように正式な財政計画として公表するお考えはないのか伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　財政計画はやっぱり明らかにしなければならないと思います。ただ、この財政計画も、そこにはどういう見方をするかというところで随分変わってくるのですね。これ私も合併協議会において財政計画をつくりましたけれども、例えば税収だったら、税収ではなくて住民税、個人法人、そして固定資産税、固定資産税の中でも土地家屋、償却資産、ここまで分析した上でおのおのがどれだけ伸びていくかというところを決めなければ財政計画はできないのですよ。それはシビアというか、見方によっては随分変わってくるわけで、それは持たなければならないのですが、それを明ら

かにするというのはなかなか難しいかな、というのはそれこそ恣意的にわざと厳しめの見方をすることによって収支が合わなくなるから、では収支を合わせるためには何を削っていくのだとか、そういうことにも使え得るのですよね。ですから、ここの見方というのは非常にセンスが求められるというか、客観性が求められるというか、非常に難しいなと思っています。ただ、なるべく恣意的な考え方が入らないようにして財政計画を、まずは試算をして、それを示せる段階にあるかどうかということももちろん判断していかなければならないですが、まずは内部でしっかりとした財政計画を作成するということをやらなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　内山議員。

○４番（内山美穂子）　それであれば、次期、７期総合計画に合わせてするとか、そういったことで検討していただければと思います。

最後になりますが、中長期的な財政見通しを示すことは、町民に我が町の財政を自分ごととして捉えてもらうための何よりの大前提になると考えます。将来世代に過度な負担を先送りしないために長期的、俯瞰的な視点が欠かせないと思います。今回質問した公共施設等総合管理計画は単なる建物の管理計画でなく、これからの人口減少社会における自治体の経営そのものだと思います。だからこそこの総合計画と中長期財政計画を一体的にセットとして分かりやすく見える化をし、町民としっかり危機感を共有しながら、共にこれからの幕別町を支え合う協働の行財政運営を進めていただくことを希望して、質問を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩をいたします。

12：04　休憩

13：10　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○５番（小田新紀）　通告に従いまして、質問させていただきます。

男女共同参画計画に基づく町職員の女性管理職登用の推進についてであります。

2025 年３月に「幕別町男女共同参画計画」が制定されました。第３章基本目標Ⅱでは「男女がともに活躍できる環境づくり」の下、基本方向①として「政策・方針決定過程における女性の参画促進」を掲げ、具体的取組に「男女を問わない管理職への登用」を位置付けています。

あわせて、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透、育児・介護支援体制の充実、性別にとらわれない職員採用・配置なども示されています。

しかしながら、町職員の管理職に占める女性割合は依然として低く、計画の理念と現状との間には隔たりが見られます。

女性管理職比率が低い要因を、本人の希望の有無だけで捉えるのではなく、管理職登用における評価基準、組織文化、管理職像そのもの、さらには女性職員が管理職を希望しにくい背景まで含めて構造的に検証する必要があると考えます。

そもそも「幕別町男女共同参画計画」に込められている思いは、男女という枠に限らず、全ての人がお互いの多様性を認め合いながら自分の能力を発揮し、誰もが自分らしく暮らすことができる社会を目指すということであります。その歩みの一歩として、町職員における女性管理職登用の現状認識、評価基準の在り方、希望しにくい背景の把握、今後の具体的な改善策、数値目標の設定及びクオータ制を含むポジティブ・アクションの検討について町の見解を伺います。

１、女性管理職比率の現状と、その認識は。

２、管理職登用における評価基準及び運用について従来の男性中心の働き方を前提としたものにな

っていないか、ジェンダーの視点から検証すべきではないか。

３、女性職員に限らず管理職を希望しにくい背景の把握や要因について調査・分析はされているのか。

４、管理職像及び組織文化の見直しについて検証されているのか。

５、数値目標の設定及びクオータ制などを検討する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　小田議員のご質問にお答えいたします。

「男女共同参画に基づく町職員の女性管理職登用の推進について」であります。

ご質問の１点目、「女性管理職比率の現状とその認識は」についてであります。

本町では、平成 28 年３月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進法に係る特定事業主計画」を策定して以来、職員がより働きやすく、仕事と子育てを両立できる環境の整備に努めてまいりました。

また、急速な少子高齢化に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境の整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」、いわゆる「次世代法」が、当初、平成 26 年度までの時限法として公布され、その後、26 年度に 10 年間延長、さらに、令和７年度から事業者が育児休業を取得しやすい職場環境の形成に努めることを新たに規定する一部改正が施行され､改めて 10 年間を時限として令和 17 年３月まで延長されました。

これに伴い、令和８年４月、職員の職業生活と家庭生活の両立を図り、率先して積極的な取組を推進するため、新たに「次世代法」及び「女性活躍推進法」に基づいた「幕別町特定事業主行動計画」を策定し､８年度から 12 年度までを計画期間として取組を進めているところでありますが､これまで、同計画に基づく「女性の職業選択に資する情報」として、例年７月末頃に女性管理職の割合などを公表してまいりました。

本年４月１日現在の本町の女性管理職比率については、今後公表することになりますが、会計年度任用職員を除く正職員の状況で申し上げますと、管理職員 48 人のうち女性が 10 人で、割合が 20.8 パーセントとなっております。

内閣府男女共同参画局の「女性活躍推進法「見える化」サイト」で、最新の令和６年度の女性管理職比率が公表されており、全国市区平均の 18.6 パーセント、全国町村平均の 17.0 パーセントと比較いたしましても、本町の女性管理職比率が低い状況ではないものと認識しております。

本年３月 13 日に閣議決定された「第６次男女共同参画基本計画」においては、女性の参画拡大として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を 30 パーセント程度となることを目指すとされ、その水準を通過点として、2030 年代には指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すこととされております。

今後におきましても、女性管理職の割合につきましては、国の目指す姿や全国的な傾向などを注視しながら本町の状況を公表することで、透明性と信頼性を確保するとともに、女性の活躍の推進と女性を含む全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備を目指してまいります。

ご質問の２点目、「管理職登用における評価基準及び運用について従来の男性中心の働き方を前提としたものになっていないか、ジェンダーの視点から検証すべきではないか」とご質問の５点目、「数値目標の設定及びクオータ制などを検討する考えは」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町においては、「幕別町男女共同参画計画」の基本目標Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」、基本方向①の「政策・方針決定過程における女性の参画促進」において、その取組として「男女を問わない管理職への登用」を掲げ、将来的な管理職への登用を視野に、多様な業務経験を積むことができる人事の推進及び計画的な職員研修の実施等を通じて、職責に応じた知識・機能を備えた人材を男女問わず育成することとし、基本方向③の「就労における男女共同参画の促進」の「職場における性

別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するための啓発」に取り組んでいるところであります。

また、「幕別町特定事業主行動計画」においては、「管理職に占める女性の割合・各役職段階の職員の女性の割合」の状況を示しておりますが、本町においては、性別にとらわれず個人の資質能力を見極めた上で管理職の登用を実施していることから、女性管理職の数値目標は設定しておりません。

さらに、「クオータ制」については、女性管理職の比率の向上を目的とし、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つとして、性別などを基準に一定の数・割合を割り当てる制度であると認識しております。

平成26年２月、人事院では国家公務員の管理職員と女性職員を対象とした「女性の採用・登用の拡大に関する職員の意識調査」を実施し、その中の「管理職の登用に一定の人数や割合を割り当てる方式の「クオータ制」」の問いでは、賛成が管理職員調査で19.8パーセント、女性職員調査で29.1パーセントであるのに対し、反対が管理職員調査で69.0パーセント、女性職員調査で50.6パーセントとなっており、いずれの調査においても反対が賛成を上回る結果となっております。

賛成と回答した理由については、いずれの調査においても「社会や職場の意識の変革のためには強制的な手段が必要である」「女性職員自身の登用への意識が高まり、意識改革が進む」と回答した者の割合が高くなっており、一方で、反対と回答した理由については、いずれの調査においても「適材適所ではない人事配置が増えて仕事の遂行に支障が生じる」「能力や適性に見合っていない地位に昇格させることが女性自身の負担になる」と回答した者の割合が高くなっております。

「クオータ制」を導入して女性を優先的に抜擢することについては賛否両論が示されておりますが、公務遂行において支障が生ずる可能性があることに加えて、能力・実績に基づいて昇進した女性職員が周囲から、「「クオータ制」のおかげで昇進した」との評価を受けたり、能力・適性に見合わない地位を負担に感じる女性職員が生じる可能性があるなどの懸念が示されているところであります。

私としては、男女共同参画の観点から男女を分け隔てなく評価・登用すべきであり、今後においても、これまでと同様に男女を問わず、職責を果たし得る知識・判断力を備えた能力や本人の意欲・向上心などを総合的に評価し、公平・平等に管理職登用を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「女性職員に限らず、管理職を希望しにくい背景の把握や要因について調査・分析はされているのか」とご質問の４点目、「管理職像及び組織文化の見直しについて検証されているのか」については関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町ではこれまで職員が管理職を希望しにくい背景について、要因の調査や分析を行っておりませんが、近年、地方自治体では各種制度の改正及び多様化する住民ニーズへの対応に加え、管理職に昇任したことで加わる議会対応の業務など管理職として業務を遂行する上での負担感が増してきている状況にあります。

このため、職員がこういった状況に即応し、意欲を持って職務に当たることができる環境づくりや心身の健康管理を一層図っていくことが必要となってきているとともに、私生活における満足感が公務における働きがいをもたらすなど、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることが重要な課題であると認識しております。

このことから、今後も、将来にわたり安定的な行政組織を運営するため、有給休暇の取得促進や育児休業制度の活用、定時退勤の声かけなど働きやすい職場環境・雰囲気の醸成に取り組むとともに、将来的な管理職への登用を視野に、多様な業務経験を積むことができる人事配置及び計画的な職員研修の実施等を通じて男女問わずスキルアップを促し、ワーク・ライフ・バランスを向上させることで仕事に対するモチベーションを高め、意欲を持って職務に専念できる組織となるよう努めてまいります。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　ただいまの答弁に対して再質問させていただきますが、今回質問に当たって、い

わゆる女性を増やせばいいとか、数を合わせればいいとか、そういうような視点では全く考えておりませんし、女性からの要望があるというわけでも、考えているわけでもないと。いわゆる男女共同参画計画というところの理念を具現化するために、この女性登用というのを通して組織文化、それらを含めて町の考えについて伺いたいというふうな視点でおります。

まず１番目になりますが、比率につきましては分かりました。決して全国平均と比べれば数的には少なくはないというような押さえではあるかと思いますが、実際というか、いわゆる特定部署に偏っているというところは現実として、今あるかなと思います。まさにこれが本町の特徴かなというふうに、今現在ですけれども、特徴だなというふうに押さえておりますし、いればいいということではないのですが、部長職に関してはゼロ名ということでもあります。そういった意味では、階級ごとの男女比というような考え方も押さえていかなければいけないのかなというふうにおりますが、それらを含めて数字だけではなくて、そういった状況の中でのこの数字ということで、改めてどのように認識されているのか、評価されているのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今の数字というのは任用の結果としてあるわけでありまして、任用に当たっては決して男女分け隔てすることなく、その人の資質・能力、そして能力の中には労務管理などもありますし、和を保つようなそういった能力も含めて登用しているつもりでありますので、結果として確かに国が目指すような数字にはなっておりませんけれども、ただ、男性職員の絶対数が多いので、これはもうある程度致し方ないなと。ここで男女の比率を見たときに、ではその管理職になっている人たちがどのぐらいいるのかなという見方をしたときには、特に保健師、保育士はこれちょっと特異な偏りがありますので、これを除いたら、では何パーセントぐらいが管理職になっているかとなると、これは 20 パーセントを超えているわけで、まだまだ足りないとは思いますけれども、そんなに指摘されるというか、特に数字が結果的に劣っているということはないわけでありまして、今後もこういった資質・能力に応じた登用を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　おっしゃっている意味は分かりますが、実際のところこのうちの町の中では、最終的な政策決定機関の中において、女性の割合は非常に少ないのかなというふうに思っています。それも女性がいればいいということではないのですけれども、その現状については認識すべきことなのかなというふうには考えておりますが、先ほどどういう視点でどういう評価で登用するということについてのご答弁もありましたけれども、それについてまた後ほど詳しく伺いたいなというふうに思っておりますが、答弁の中に、今後、国の目指す姿であったりとか全国的な傾向とありましたが、その国の目指す姿というのは、町長なりにどういう姿というふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　何か数字にこだわっているなと私は見えてしようがないのですね。目標はどういう根拠でその目標を立てているのかということが、調べてもいないということはありますけれども、例えば男女が同じ比率、職員数が同じ比率であれば、私は当然そこ分け隔てすることなく、ほぼほぼ同じような登用になっていく、任用になっていくのだろうなというふうに思うのですが、その辺の全体職員数も分かりませんし、ただ数字だけが独り歩きしているような気がしてしようがないわけでありまして、私はやはり男女の比率に応じた職員割合、管理職割合になることが一番好ましいのかなと思っていますし、先ほど小田議員がおっしゃったように、政策決定過程に女性職員がいることというのが非常に重要なこと、大切なことであるというふうな認識を持っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　それでは管理職への、管理職増にもつながるかというふうに思いますが、その評価基準というところ、この二つ目の質問が今回の肝だというふうに思って、私も質問しているのですけれども、町長のほうから、そもそもの職員の男女比率がということがお話がありました。これ、第一段階として男女、これも数合わせではないのですけれども、結果として男女の職員の方の比率が同

じぐらいであったときに、今の幕別町の組織だったりとその評価基準の中でいきますと、こういった管理職も同数に近いものになる可能性が十分あるのかということについて、まず伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私が社会に踏み出て47年が経過しましたけれども、その足を踏み入れた当初はやっぱり女性職員に対する見方・評価がやっぱり低かったのかなというふうに感じています。というのは、どっちかというと、朝お茶を出すのは女性職員の役割であったりとか、何ていうのですかね、定型的な仕事は女性職員の役割だったとか、何かこう固定されていた、男女による仕事が固定されていたということがあったと思います。それが47年たっているわけなのですが、徐々に私はそれが変わってきているかなというふうに思っていますし、自分もそういうような男女分け隔てなく評価をするという考えで人事をやってきていますので、今日は大分変わってきているかと思います。

それで採用を見ると、ここ５年間の採用を見てもほぼ男女同じぐらいなのですよ。かつては違いました。違いましたが、ここを見ると、非常に面接をやっても女性の評価が非常に高いというか、いや、すばらしいなと思う人がたくさん入ってきていますので、そういう人たちが順調に育っていけば、私は男女の管理職比率は同じになってくるのではないのかなと、そういう認識でおります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　その件は分かりました。そして、その上でということで、現状の今の状況ということで考えますと、以前からの同僚議員からの質問に対しても、町長のほうからは公平に評価してということでご答弁されております。それ自体は当然のことだというふうに思いますし、私も同じ思いでありますが、その公平の評価という、いわゆる評価基準ですよね、それがどういった基準で公平なのかということでありますが、今、若い世代では同数でとても優秀な方がというようなお話ありましたが、今いらっしゃる職員の中でも優秀な女性職員の方、私は見ていてもたくさんいらっしゃいますし、それを公平に評価した結果、今の状況だというふうに言われると、女性職員の何ですか、能力の高い方が少ないのかなというふうな見方をしてしまうわけですけれども、決してそうではないということは重々分かっていらっしゃるのだろうなとは思うのですけれども、いわゆる最初の質問でもさせていただきましたが、いわゆる男性中心の社会でつくってきたこの組織、これは幕別町役場でなくて、我々もそういうふうに育ってきてやってきましたので重々分かりますが、その働き方含めて、まだそういうものが多く、強く残っているのではないかなというような懸念があります。いわゆる土日も頑張るような職員が管理職としてふさわしいとか、例えばですね。それから、長時間労働にしっかりやってくれる、それから家庭を顧みずに働いてもらえる、そんな職員が何となくいい評価をされてしまうという、何かに書いてあるわけではないと思うのですけれども、暗黙の我々世代の、我々以上の世代の認識の中で、そういった評価というのが残っているのではないかなというような懸念であったりとか、まだまだ男性だったらこういう仕事だろうとか女性だったら、先ほどの保育士さんの関係もありますけれども、管理職という部分でいくと、そこが必ずしも女性であるべきでは、逆に言えば、あるべきではないというふうなふうにも見えるのかなというふうには思うのです。人の評価の仕方ですけれども。そのあたりのいわゆる評価基準とか、そういったあたり、見直しを図っていたりとか話題になっていたりとか、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私の過去を振り返りましたけれども、その頃は本当に身を粉にして働くだとか滅私奉公とか、そんなような雰囲気が非常にあったわけでありますけれども、だんだん時を経て男女の見方というのは変わってきた中で、実は今はもう人事配置は全く男女こだわっていません。女性だからここが向くとかは、向くというのはありますけれども、女性だからここには配置しないとか、そういうことは全くありません。かつてはありました。どこと言うことは差し支えるので言いませんけれども、女性が配置される場所というのは、かなり限定されていた傾向があったというふうに思いますけれども、今は全くそれはなくて、力仕事をやるというのはこれ肉体的なハンデは当然ありますから、力仕事をやるところに女性をとは思いませんけれども、例えば畜産、農林課の畜産というところは、

かつては男性の職場でしたけれども、今はもちろん女性をどんどん配置をしていますし、逆に総務課の財政というのは何か男の職場みたいなところがありましたけれども、今、現に女性も配置しているし、もう何年か前から女性は一人ずつ配置されているという、そういう状況にありますので、もう人事配置の中で分け隔てをしないで、そしていろんなところで経験を積むことによって、やっぱりスキルがどんどん上がって知識も上がっていく。そうした中で、土俵を同じにした中で評価をしていくということも私は大切だろうというふうに思っていますので、人事配置を通してそういった配置もやっているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　ちょっと質問が重なってしまうかもしれません。人事配置についてですけれども、その管理職とはこうだという、いわゆる管理職像、についての基準、そういったことの見直しというのは、町長のイメージする管理職というのもあるでしょうし、ほかの職員の皆さんのイメージする管理職、あるいはその時々に合った、組織を円滑に、そして効果を上げるための管理職というのもいろいろ基準が、そのときそのときによって変わるというのはあり得るのかなとは思うのですけれども、そういったことの見直しだったりとか議論だったりとか、そういったものがこれまで何度も見直しを図ってきたりとか現状について評価をしていたりとか、そういったことについて改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　登用に当たっての明確な基準があるわけではありません。係長以下の職員と課長補佐以上の管理職員で何を求めるかというと、やっぱり一つには労務管理、部下に対する配慮ですね、気遣いということと、しっかりと仕事をしてもらうための環境づくりですね。それともう一つはやはり前に進む意欲、ここがやっぱり管理職に必要なのかなと。そういう見方をしながら登用はしているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　そのあたりがやはり常に見直しを図っていかなければいけないのかなというふうに思うのですが、私も1970年代生まれ、町長ももうちょっと前だと思うのですけれども、今2026年になっているので、もう世代が違うというのはあるかと思うのですね。それぞれ職員の方も多様な世代になっているわけで、そういったところで考え方、働き方ということについても、当然、私が言うまでもなく様々な考え方がある。それから、組織のトップというか、その部署のトップですね、いわゆる管理職、トップに限らずですけれども、管理職のいわゆる組織のマネジメントということについてのあり方というのも、やはり年々変わってきているということ、それがいいかどうかというのはまた別ですけれども、そういったところで我が幕別町についてもしっかりと常に見直していく必要があるのかなというふうに思いますし、ちょっと具体的な話をすると、例えば災害や何かあったときに、管理職の皆さんは、すぐにここに駆けつけてという、それはすごく意図も分かりますし、あれですけれども、今ですと、ICTだったりとかDXというような考え方もあるわけで、それからやはり何かあったときに駆けつけなければいけないということになれば、ちょっと管理職はな、これは女性に限らず、若い職員の皆さんもそうですし、荷が重いなとか大変だな、うちはこうだから、そういうようなことで、やっぱり遠慮をされてしまったりとか。逆に本人が遠慮するだけではなくて、評価するほうから見て、あの職員は来れないよね、ちょっと管理職あれだよね、一例ですけれども、そういった見方ということがどこかにないのかなと、まだまだそういうところが残っていないのかなというふうな思いでいるわけですけれども、改めましていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かに自分が引っ張っていく、その姿を見せるということは、これは大事なことであろうというふうに思いますけれども、必ずしもそういうことが管理職の要件とは私は思っていませんので、少なくとも組織の長ですので、その下にいる職員が働きやすい環境をつくってあげること、的確な指示ができることが大切であろうと思います。それで何かあったときに駆けつけるということ

もできますし、自分がどうしても行けない状況であれば、それは今スマホ、みんな持っていますから、そこで的確な指示をすれば済むわけだというふうに思っていますので、それは必ずしも自分がそこにいなければならない、町長の場合はどう言われるか分かりませんけれども、何かどこかの町であったようですけれども、少なくとも私の思いと管理職になる人の思いは当然違っていますから、私は、管理職になる人は的確な指示ができれば、それはいても、あるいは電話でも、いろんな方法がありますから、それで十分なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　今の町長が答弁いただいたことで評価していくと、もっともっと女性職員がいらっしゃるのではないかなと、今現時点で、部長職それから課長職、もっともっといてもおかしくないのではないかなと思ってしまうわけですが、まあ分かりました。では、来年同じ見方かと言ったら、時代も変わってくるのであれですけれども、やはりそういったなぜ、今までの町長の答弁の中でも、本人が希望しないとか、あるいは女性の方でなかなか希望してくれる方がいないというようなご答弁もありましたので、そういったことから考えると、その個人や、あるいはその世代の認識を理由にするということではなくて、やはり組織として、あるいは評価の基準としてどうかという見直しとかを今後も進めていくべきではないかなという思いで質問もさせていただきましたが、何かお考えあれば。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ちょっと私記憶にないのですが、希望していない、若い人が希望していないムードがあるというのは感じているけれども、希望していない実態があるとは、私は言ったことはないつもりであります。ただ、いろんな他市町村であったり民間企業を含めて、やっぱりその管理職になるのをあまりよしとしない、嫌っているところまでいくかどうか分かりませんけれども、そういう雰囲気があるということは聞いております。ただ、私としては、これまで人事の中で本人の希望を聞いて内示をしたことは一回もありませんので、これはもう私一人が人事をやるわけではないですけれども、この人だったら的確に仕事を進めてくれる、部下への配慮も心遣いもできるのではないかと、そういう思いで内示をして、私駄目ですと言われたこともないですから、皆さんその辺、意気に感じているというか分かりませんけれども、自分がやるざるを得ないのだという思いになってくれてやっているのかなというふうに思っています。

　今後も希望しない制度を取るかどうかは別にしても、なるべくそういう気持ちにならないような雰囲気づくりをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　この幕別町の役場に限らず、町長おっしゃるとおり、その管理職というものを一般企業においてもなかなか希望しないというような風潮というのは確かにありますね。私も何度も言うとおり鍛えられて育った世代なので、やはりそれというのは最初は違和感はやっぱりありましたけれども、でもやっぱりそういうことではなくて、ではなぜ希望しないのかというところということであったりとか、なぜ管理職ということが今の若い世代の、特に若い世代の皆さんにとって敬遠されがちになるのかということを考えたときに、これまでの我々の働き方だったりとか考え方というところが、押しつけのような形になってしまうと、いや、やっぱりそれは嫌だよなとつくづく感じている昨今ではあるのですけれども、そういったところが本当に、この男女共同参画計画というのは町の、自治体だけではなくて幕別町全体の企業も含めて及ぼして理念を達成していかなければいけないわけですので、そういったところで、まずはこの幕別町職員の皆さんのところで、いいアピールというか見本というかロールモデルができるといいなというふうに思っています。

　そういった意味で、まだそういった調査をされていないと、役場の中でも調査をされていないというご答弁がありましたが、改めてその調査されない理由というのがありましたら、お聞かせいただければなと思いますが。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ちょっと偉そうに言いますけれども、調査するまでもなく、大体ふだんの仕事ぶ

りを見ていると、どれだけの能力があるか、あるいはどれだけ取り組む姿勢があるか。あるいは管理職になったときには企画力といいますかね、組立て力というのも必要になってきますので、そういったところがあるのか、あるいは一旦決めたときに、これをしっかりやっていく意志の強さ、前向きさがあるのか、そんなところを総合的に見させていただいて、評価をさせてもらっているということであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　すみません。ちょっと質問があやふやな質問で申し訳ないです。

ご答弁の「職員が管理職を希望しにくい背景について要因の調査や分析を行っていない」というようなご答弁がありましたので、そこへの質問です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　よその町であったり、民間からはあまり管理職になることを好んでいないという話はお聞きしますけれども、少なくとも人事をやっている中で、管理職になるのは嫌だというふうに嫌々ムードを出して仕事をやっている方は、いないのではないかなと思っていますので、そこは内示をして発令をしたときには、受けてくれるのだろうなという思いでやっているところであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　違うのです、そこが私の見解とは違うところがあって、やはり組織として目指すところというのは、管理職になることが非常にやりがいを感じてもらえるような組織であり、業務であるべきかなと思っているので、それは理想論になってしまうかもしれませんけれども。管理職になるから大変だ、やっぱり大変だと思うのは、大変だという姿を出しているからだと思うのですよね、やっぱりこれまで。なので、そういったものが残っているので、それはいや、なりたくないと思うのですよ。けれども、やはり管理職になることが憧れであったりとか自分の技量や能力がより発揮できる、そして本来幕別町役場で言えば、幕別町役場に入って自分がこういうふうな仕事をしたい、こんな町をつくりたいというふうに思っていたその皆さんが、より前向きにできるというのが本来管理職だなというふうに思うのですね。そういった、先ほどの質問に戻りますが、管理職像になっていないからこそなりたいという職員もなかなかいない。そうなったときに女性もなれないだろう、なりたくないだろう、なりづらいだろう、そういった、やはり我々の頭の中に、そういうのがまだまだ残っているのではないかなというふうに考えるわけですが、どうお考えですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　本来であれば職が上位に行けば行くほど、自分の考えていること、職員になったときいろんなことをやりたいという、そういう希望燃えて就職していると思うのですが、それが実現できるのは、職が上に行けば行くほど実現できると。それが多分やりがいになってくるのかなというふうに私は感じているのですが、確かにおっしゃられるとおり、では今の課長職にしても部長職にしても、いや、もう本当にやりがいにあふれているわ、意欲に燃えてやっているわというふうな姿を見せているかどうかというのは、なかなかそこまでは行っていないのかなというふうに思います。ですからこれ、見せるということは非常に難しいと思うのですよ、やっぱりね。内なる闘志で黙々と仕事をやる人もいますし、本当に俺はもう頑張るぞと気力を出しながらやる人もいるので、なかなか難しいのですが、少なくとも、今、小田議員がおっしゃるような魅力ある職なのかなというふうには、思えていないのかもしれません。ここは難しいのですが、そうなってはやっぱりモチベーションは上がっていかないので、ただ課長になった、部長になっただけでは、やっぱりこれ組織で我々仕事をしていますので、その組織の長としてやっぱりそういうモチベーションではいい仕事はできていかないので、今となっては永遠の課題に近いのかなというふうに思いますけれども、どうやったらやる気を持って、やりがいを持ってその職を、管理職を全うできるかということは、私なりにも、あるいは職員からの意見をもらいながら考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　本当にそのあたりが改善というのですかね、よりよくなってくると、まさにその

男女共同参画という、目指す像というところにも、男女共同参画では、男の方が女性の方がということではなくて、誰もが働きやすい、誰もが生きやすい社会をというようなところにつながっていくのかなというふうに思いますので、これは本当に一つの企業体だけではなくて、町全体でそういった機運を高めていかなければいけないかなというふうに思いますが、ぜひその努力を続けていただきたいというふうに思います。

その上で、やはり町長おっしゃるとおり難しいのですよね、理想は私も言いましたけれども。そういったことをなかなかやろうとしているのだけれども、そういった考え方とか文化というのが、やはりどこかに残ってしまっていたりとかいるわけなので、それをある意味、強制的にまず形を一回変えてみようというのがクオータ制の一つだと思うのですね。クオータ制が全然ベストな方法だとは私も思っていませんし、クオータ制自体もベストだなんてどこにも書いていないわけであって、あくまでも、ここで言うクオータ制はあくまでも男女というだけの話ですけれども、今日はですね。ですけれども、そういった手法、あるいはそれに近い手法で一度やってみるということも、考えていってもいいのではないかなと思うわけですよね。

確かにご答弁にありました反対、これは全国的な調査という中でありましたけれども、反対の意見もあり賛成の意見もあり、これは当たり前だろうなというふうに思うわけですが、この賛成の意見については私も同じ意識を持つものであります。ただ、この反対の回答についたことを見させていただいたときに、私なりの見解ですけれども、これはクオータ制というのを形だけ制度を取り入れたというだけのときには､こういったやっぱり反対論というのは出てくるだろうなというふうに思いますし、うまくいかないことというのも出てくるだろうなというふうには思いますが。それと公務遂行において支障が生ずる可能性があることに加えて、クオータ制のおかげで昇進したという評価を受けたり云々と、女性職員が能力・適性に見合わない地位を負担に感じるというような懸念がというふうにありますが、それを理由にやらないというのは私はやっぱり違うのではないかなと思うのですね。こういった懸念については、これは町長はじめトップの方々がそうならないようにするというだけの話であって、そこは適切な指針をしっかり示すことで解消されるのだろうなというふうに思うし、それをしなければこの制度をやる意味は全くないと思っていますけれども、そうしたところで本当に賛否両論あるので、繰り返しになりますが、必ずしもベストとは思いませんが、何か一つ変えるきっかけとして、ずっととは言いませんが、時限的にあるいは時期的に特別措置としてやるという方法も考えていくべきではないかなというふうに思いますが、ご見解いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ一般論になりますけれども、クオータ制を導入することによって、女性にやる気を引き起こす、ショックを与えるというか刺激を与えるというか、そういう意味合いはあるのかなと思います。でも逆に、私心配するのは、管理職といった、例えば何々課長というポストというのは業務量が決まっています。そしてやらなければならないことも決まっているし、管理職としてその目配りというか、そういうものももう決まっているのですね。それをこなせる人を登用している、任用しているつもりでありますので、それは男女関係なく、私はこの人であればやってもらえるのではないかという人を任用しているわけでありますから、かえってメンタルを壊してしまうとか、そんな心配はないのかなという、マイナスのことしか頭に浮かんできませんので。それともう一つは、どうやってクオータ制を採用して、そのクオータ枠をどうやってそうやるのかなというのは、外に見えないですね。外に見えないと思うのです。これは見えてしまうと、あの人クオータ制によってなったのだというふうに、逆に負い目を抱かせるようなことにもなるのかなと思いますし、女性ばかりそういう特別扱い、一つの特別扱いだと思います。それが本当に男女均等からいうと、私は逆ではないのかなという気もしていまして、いろいろ考えていくと、どうも積極的にやろうという考えには至らないということであります。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　まずこのクオータ制、女性にショックを与えるというと、ちょっと言い方あれか

もなのですけれども、ではないと思っているのですよね。組織にショックを与えるということだと思っているのですよ。女性とか男性とかではなくて、その組織に一つの刺激を与えるのが、このクオータ制の意図だというふうに認識しています。

町長がおっしゃる懸念ですね、それはもちろんあるのだろうなというふうに思いますが、これ本当にその組織文化を変えていくということであれば、その懸念を抱かせないようにするのが町長の役割かなと思うわけですよ。いや、ただそこまでね、何ていうのですか、何をもって能力かというところも評価基準になってくると思うのですけれども、いわゆる一般的な管理職というところから、まだそこまでは至っていないよというような方を、いきなり入れなければいけないというような状況ですか、うちの町。いや、そこまでにしなくても、そういった視点で考えていけば、もっともっと町長が考える評価基準の中に入ってこられる女性の方というのは、たくさんいらっしゃるのではないかなというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　本町の男女の年齢構成もあって、どういう見方をしているか分かりませんけれども、やっぱり昇任年齢というか、そういうのはおのずと大体この年齢と決まっています。それはあまり極端に登用すると、なかなか組織がうまくいかないことがありますので、大体何歳ぐらいになったらもう課長になる年齢だねというふうになるわけです。その年齢層を見たときに、私は男女分け隔てなく正当な評価をした上で、今の管理職があるのではないのかなというふうに思っているわけでありますから、対象者がいるというのは、誰を指しているのか分かりませんけれども、対象者は私もいると思っています、それは。それはただ課長昇任適齢期、適齢期というか、そういう候補となるような年齢層というのがありますから、それを考えたときには偏りがあるのですよ、女性の年齢の偏りがありますので、そこは当然今後、私は今回の昇任は女性ばかりではないかという、そういうような年も出てくるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　すみません。言葉尻をつかむようで申し訳ないのですけれども、年齢適齢期というようなお言葉がありましたけれども、それも含めて管理職というのは、こういう像だというのが、やっぱり以前からのものがあるのではないかなというような、残っているのではないかなというのは、その適齢で判断するということが悪いと言っているわけではなくてですね。ただやはり能力でというようなお話もありました。その能力もどういう能力なのかということもあるのですけれども、そうなってくると、本当に言葉尻で悪いのですけれども、申し訳ないのですけれども、年齢というところについては、そういった意味では思い切った策を考えるというところでは、そういった視点というのも、今、いいのかどうかということも考えていかないといけない、検討していかなければいけないかなというふうに思いました。

そうですね。具体的に誰かということを私もイメージして言っているわけではないのですけれども、そういったところで、では町長、クオータ制を、私もクオータ制がベストだとは何度も言うとおり思っていないわけですけれども、クオータ制を導入しない場合に、いわゆるポジティブ・アクションというかその何かを変えるために、ちょっと強制的にというようなところ、そういったお考えがあるか、あるいは今の延長線上の中で、これがより理想に近づいていくような形になっていくというふうに思われているか、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　課長の昇任だけを捉えると、あたかも延長線上のように感じるかもしれませんけれども、私は人事配置、今 12 年目に入りましたけれども、この人事配置ではかなり思い切ったと見えるような配置もやってきたつもりである、それは男女分け隔てなく、女性であってもこういうポジションの仕事は、ポジションというか、業務ができる、あるいは技術屋であっても福祉に強いなんていうこともありましたから、私はそういう意味で経験を積んでもらって、そして知識もたくさん身につけてもらって、そのことが実は、管理職に一番必要なのは判断力だと思っていますから、そういうこ

とを判断をする源になってくるのかなという思いで、人事異動を今までやってきたつもりです。その結果として男性だ女性だではなくて、管理職としてやれる人を登用してきているということなので、今までの延長線上というのはちょっと違うのではないのかなと私は思いました。かなり変えてきているという、そういう自分の中ではそういう思いがあって、それがベースとなって課長としてやれる、意欲、資質、知識を持った人を任用しているというふうに私は思っているので、ここは多分、なかなか一つにならないのかなというふうに思いますけれども､そういう思いでやっているということです。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　私の説明も悪かったのですけれども、今、町長が取り組んでいることの延長ですね、変えてきたというような、その延長上に目指すところというのがかなり近いところで、たどり着けれるのかどうかという判断と、ある程度少し限界があって、少しやっぱり刺激的な制度を入れていくべきかというようなところも、今はどっちが正しいということではなくて、両方とも排除しないで考えていくべきかと思います。

そういった中で、ではいつまでなのかとか、どこまでを目指すのかと、数の問題ではないですけれども、そういった基準となる数値目標というのもやはりこれ立てていかないと、なかなか実効性という部分ではしづらいかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ先ほどから申し上げているように、女性の管理職を何パーセントにしようという、その数値目標を立てるつもりも全くありません。というのは正当に評価をすれば、おのずと私は男女比と同じ比率の管理職が誕生していくだろうというふうに思っていますし、最近入っている職員は女性がほぼ同じか多いぐらいという年もありますので、そういう最近の採用になった職員を見ると、おのずと私はそういうふうに向かっていく、目標を立てずとも女性の管理職の割合というのは高くなってくるだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　そういった若く入ってこられた女性に限らずですけれども、職員の皆さんが管理職になりたいと思って、残ってもらえるようなやはり組織になっていってほしいなというふうに強く願っております。

町長がいろいろと考えてされてきているというのは、今までの答弁でも一定程度は理解しているつもりではあるのですが、それの町長の思いと実際のその職員の皆さん、先ほど町長も大きく変えたというふうにお話しされていましたが、それは職員の皆さんにおいて、それを実感されているのかどうかというあたり、そして、それが意欲につながっていったりとか、次につながっていくというようなものになっているのかどうか、そこについては私も分かりませんけれども、町長としてはどのようにどう評価されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私自身は精いっぱいやってきたという思いではいるのですが、必ずしもそれが周りの評価とは一致しているとは思っていませんので、改めなければならないところがあればそれは改めながら、職員が管理職に、課長になりたい、部長になりたいと思えるような、そういう組織づくりというか、ポストづくり、そういったところを目指していかないと、この幕別町の行政組織はやっぱり力強いものになっていかないというふうに思っていますので、そこは十分意識してやっていきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　小田議員。

○５番（小田新紀）　幕別町男女共同参画計画、「誰もが生きやすいまちを目指して」というところ、個々で見れば、組織で見れば、企業で見れば、誰もが働きやすい、生き生きと働きやすい組織を目指してというようなことになってくるのかなというふうに思います。途中でも話しましたが、幕別町の職員の皆さんがそういった姿を見せていただけると、やはり一番大きな組織ですのでね、町民それぞれの企業の中でも、まだまだそういうふうに至っていない組織であれば、そういったところを見なが

ら考え方が変わっていくような方々でいらっしゃるのかなというふうに思いますし、もう本当に率先してこの計画を具現化できるようなところに目指していって、目指していらっしゃるのでしょうけれども、本当により一層目指していただきたいなというふうに思います。

改めて私が今回の質問の、評価基準というところが非常にやっぱり気になっていましたので、そういったところについて、もし見直すべきところがあれば、改めて検討いただければなというふうに思います。最後、ご答弁あれば。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　評価基準という、その数字的な明確なものはないわけでありますので、先ほど来何遍も繰り返しのようになりますけれども、やはり管理職として職務が遂行できる知識、能力、判断力、そして意欲を持っているかどうかということの観点から評価をしていくことには変わりはないのかなと。これを点数で表しなさい、５段階評価で何点だからどうなのということはなかなか難しいなと思いますし、そこの評価基準、どういう考え方で評価をつけるのだということもなかなか難しいので、今申し上げたようなことをトータルで判断して、誰が課長にふさわしいのかなということを、その時々、その人事異動のたびに考えていかなければならないというふうに思っています。

○５番（小田新紀）　終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、14 時５分まで休憩をいたします。

13：58　休憩

14：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○11 番（岡本眞利子）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

持続可能な地域づくり（町内会活動）について。

近年、経済環境の変化と価値観の多様化により地域コミュニティの機能が著しく低下しているように思われます。

少子高齢化と人口減少、核家族化により生じている社会課題の一つは孤独、孤立です。令和６年度の厚生労働白書では孤独、孤立の状態は心の健康に深刻な影響を及ぼし得るものであり、さらには高齢期、老年期にかけての孤独は、心身の機能低下などと相まって生活不活発病といわれる様々な症状につながる恐れがあるとされています。

そこで重要と考えるのが人と人の「つながり」を築けるような社会環境づくりです。地域の暮らしを守るために結成されている任意団体が町内会です。現在、全国的にも町内会の加入率の低下が課題になっている中、安全・安心に暮らせる地域を維持していくため、住民同士のつながりづくりをはじめ、ごみステーションや防犯、防災や福祉活動などそれぞれの地域の状況を踏まえた自主的な活動が行われているのか、危惧するところであります。

町内会は、地域コミュニティとして幕別町のまちづくりにおいて重要な役割を担っていただいており、様々な活動の中で町との関わりがあります。また、行政だけでは行き届かないことも、町内会と協働することで充実が図れるなど大きなメリットがあります。

しかしながら、本町においても加入率が年々低下傾向にあり、地域コミュニティの希薄化から住民同士の「つながり」が徐々に薄れていることは明らかです。

そこで以下の点についてお伺いします。

１、町内会の現状と行政の関わりについて。

（１）町内会の存在意義を町はどのように捉えているのか。

（２）本町の町内会加入率は令和５年度 66.53 パーセント、令和６年度 65.11 パーセント、令和７年度 62.48 パーセントと減少しているが、その要因と分析は。

（３）町内会の加入者の減少や役員の担い手不足により、町内会活動を縮小された町内会の実態把握の状況は。

（４）転入者への町内会加入促進に向けた具体的な取組は。

２、町内会の活性化に向けた支援について。

（１）町内会における情報共有の負担軽減や若年層の加入促進に向けて、持ち回り回覧板の電子回覧板への移行や新たなコミュニケーションツールの構築に向けたデジタル活用について、町として支援策を検討する考えは。

（２）デジタル活用以外の観点から、町内会の活性化に向けて、町として支援策を検討する考えは。

３、様々な課題を抱える町内会の実態を踏まえた今後の地域づくりの在り方について、町の見解は。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　岡本議員のご質問にお答えいたします。

「持続可能な地域づくり（町内会活動）について」であります。

ご質問の１点目、「町内会の現状と行政の関わりについて」であります。

一つ目の「町内会の存在意義を町はどのように捉えているのか」についてであります。

地域コミュニティの衰退が懸念される中、これからのまちづくりにおいては、住民と行政がそれぞれ責任を担い、自助、共助、公助の視点から役割分担を行う協働のまちづくりを推進していくことが重要であります。

特に、共助を担う町内会は、「地域コミュニティの核」として、人と人とのつながりを築き、住民の皆さんが安心して暮らすための地域づくりの基盤そのものでありますことから、住民と行政をつなぐ「欠かすことのできない不可欠な存在」であると捉えております。

二つ目の「本町の町内会加入率は令和５年度 66.53 パーセント、６年度 65.11 パーセント、７年度 62.48 パーセントと減少しているが、その要因と分析は」についてであります。

本町の町内会加入率につきましては、ご指摘のとおり減少傾向が続いており、地域コミュニティの維持が大変厳しくなりつつある状況にあるものと危機感を持って受け止めております。

この加入率低下の要因につきましては、全国的な傾向と同様に、近所付き合いの希薄化や地域活動の担い手不足、さらには人口構造の変化や住民ニーズの多様化といった社会構造の変化が背景にあるものと考えております。

町では、これらが複合的に絡み合い、特に若い世代において町内会未加入の傾向が進んでいることに加え、既存会員については、地域活動の担い手不足を背景として、加入者一人ひとりの役割が増え、それに負担を感じるといった心理的要因が影響して、町内会の退会につながっているものと分析しております。

三つ目の「町内会の加入者の減少や役員の担い手不足により町内会活動を縮小された町内会の実態把握の状況は」についてであります。

本町におきましては、一部の町内会から、役員の担い手不足などを背景として、「行事の維持ができなくなってきた」「公園の維持管理が困難」といった相談を伺う機会はあったものの、現時点において、どの町内会が、具体的にどのような活動を縮小または休止しているかについて、町内 111 の町内会全ての実態を把握することは困難な状況にあります。

このことから、町といたしましては、まずは町内会の現状と課題を把握するため、町内会長の皆さんを対象としたアンケート調査を行うなど、それぞれの町内会が抱える具体的な困り事や行政に求める支援のニーズを集約した上で、今後の町内会への支援策や、時代に即した地域コミュニティの在り方について検討してまいります。

四つ目の「転入者への町内会加入促進に向けた具体的な取組は」についてであります。

町内会への加入促進を図り、持続可能な地域づくりを進めるためには、新たに本町に転入された世帯をいかに温かく地域に迎え入れ、町内会加入につなげていくかが極めて重要であると認識しております。

現在、本町における主な取組といたしましては、住民窓口における転入手続の際に、町内会の活動内容を紹介するチラシやごみカレンダー、ごみ分別パンフレット、防災のしおりなどの配布を通じて、町内会活動の意義をお伝えし、町内会加入への呼びかけを行っているところであります。

転入者の皆さんに「この地域に住んでよかった」と感じていただけるよう、これらの取組を継続するとともに、町内会の役割や具体的な取組内容など、町内会の必要性を分かりやすく転入者に伝える方法を今後も研究し、町内会活動の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「町内会の活性化に向けた支援について」であります。

一つ目の「町内会における情報共有の負担軽減や若年層の加入促進に向けて、持ち回り回覧板の電子回覧板への移行や新たなコミュニケーションツールの構築に向けたデジタル活用について、町として支援策を検討する考えは」についてであります。

「電子回覧板への移行」や「新たなコミュニケーションツールの構築」は、町内会活動の負担軽減と、これまでアプローチが難しかった若年層や現役世代の加入を促進する上で、有効な手法であると認識しており、全国での導入事例として、自治会・町内会専用のスマートフォンアプリや、広く普及しているSNSを活用した「地域コミュニティのデジタル化」が徐々に進んでおります。

一方で、スマートフォンやタブレットの操作に不慣れな高齢者層への配慮や、導入に伴う初期費用・月額利用料といったコスト面での問題が指摘されております。

デジタル化を進めた結果、高齢者層の会員の皆さんがあらゆる情報から孤立し、さらには人付き合いも疎遠となって地域から孤立するといった事態は避けなければならないことから、人と人との「顔の見える関係」を大切にしつつも、町内会の業務負担はデジタル活用で効率化できるよう、町内会の皆さんの意向を丁寧にお聞きしながら、本町に最適なデジタル活用の支援策について調査研究してまいります。

二つ目の「デジタル活用以外の観点から、町内会の活性化に向けて、町として支援策を検討する考えは」についてであります。

町内会の持続可能性を高めるためには、デジタルツールの活用といった「手法の効率化」に限らず、組織の在り方そのものの見直しや、活動に伴う心理的・物理的な負担の軽減など、根本的な課題に焦点を当てた支援が必要であると考えております。

現在、全国の自治体では、担い手不足に悩む地域において、近隣の複数の町内会を「統合」して効率化を図る事例のほか、「できる人が、できる時に、できる事だけやる」という「緩やかな参加型」へ移行する事例が見られます。

また、町内会単体での活動維持が難しい場合に、地域のPTAや子ども会、老人クラブあるいは地元企業やボランティア団体と連携し、地域のイベントや環境美化活動を共同で開催するといった動きも見られます。

本町におきましても、そういった取組を参考として、町内会の活動を無理に拡大するのではなく、住民の皆さんが「これなら続けられる」「これなら参加したい」と思える、時代に合った等身大の組織に変革していくことが必要であるものと考えております。

町では、町内会の自主的かつ主体的な地域活動を支援する「町内会活動支援交付金」や、地域住民が行政と協働して行う各種事業を支援する「協働のまちづくり支援事業交付金」による側面的な支援を行っております。

町といたしましては、このような側面的な支援を継続するとともに、全国の優良事例の紹介や地域課題への取組について情報発信を行い、町内会長の皆さんと丁寧な対話を重ねながら、町内会の活性化に向けた支援策を検討してまいります。

ご質問の３点目、「様々な課題を抱える町内会の実態を踏まえた今後の地域づくりの在り方につい

て、町の見解は」についてであります。

町内会を取り巻く環境は、加入率の低下や高齢化による担い手不足、活動の縮小など、極めて厳しい局面を迎えており、これまでの仕組みや慣例をそのまま維持することは困難となりつつあります。

これからの地域づくりにおいては、これまでの活動規模を無理に維持するのではなく、時代や住民のライフスタイルに合わせ、活動を「スリム化」していくことが必要であります。

これまでは、地域課題の解決やコミュニティ維持の多くを町内会が担ってきましたが、今後はその重責を町内会だけに負わせるのではなく、先進事例にもありましたように、PTA やボランティア団体、NPO、さらには地域の企業や事業者など、多様な主体が緩やかにつながり、それぞれの得意分野で地域を支え合う「新たな協働のまちづくりの仕組み」を構築していく必要があると考えております。

また、町内会への加入や活動への参加を「義務」や「一律の負担」と捉えるのではなく、「行事のときだけ手伝う」「関心のある防災活動だけ参加する」といった、多様で緩やかな関わり方を認め合うことも重要であります。

町内会が抱える地域課題の改善に向け、町内会組織の存在意義や組織運営の問題点について地域とともに考え、広く住民の皆さんとも危機感と将来像を共有しながら、持続可能な地域コミュニティの推進に向け、引き続き町内会の支援に力を注いでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　それでは、再質問をさせていただきます。

昨今、少子高齢化やライフスタイルの多様化により、町内会の加入率が減少の一途をたどっていますが、地域のつながりの希薄化は単なる近所付き合いの問題にとどまらず、災害時の共助や高齢者の見守り機能にも直結すると考えております。最近は一人暮らしの高齢者の方も増加傾向にあり、何かあっても気づかれないなど、地域のつながり、支え合いのある地域共生社会が最も重要であることから今回の質問に至りました。

まず１点目の、幕別町の町内会の現状と行政の関わりについてでありますが、ここでは町内会の存在意義ということをお聞きしましたが、まず意義といたしまして、災害時、緊急時の助け合い、そして安全で清潔な住環境の維持、円滑な行政サービスの情報伝達、地域コミュニティの形成などが挙げられるかと思います。ご答弁にもありましたが、行政と住民をつなぐ欠かすことができない不可欠な存在というふうに捉えていらっしゃるということでありますが、それだけ深く考えていらっしゃるのですけれども、町内会は住民に何のためにあるのか、行政からもっと明確に打ち出す必要があるのではないかなというふうに感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町内会については任意の組織団体でありますので、行政がこうあるべきだとか、あああるべきだとか、こうしなければならないとか、そういうことを口出すのは果たしてどうなのかなというふうに思っています。やはり町内会に入ることによって、あまりメリットという言葉使いたくないのですけれども、どういった利点があるのか、どういったときに助けてもらえるのかということを、やっぱり町内会の中でそれをお互いに確認し合うことが大切であろう。町としてはこういったことが、周りから救ってもらえることがありますよということは、そういったお知らせはしなければならないなというふうに思っています。

ただ、あくまでもやはり町内会というのは、町が押しつけた組織ではありませんので、自主的に皆さんがやはり連携しながら仲よく日常の暮らしをしていただければというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　私の質問の仕方もちょっと悪かったのかなと思いますが、そういう押しつけとかという言い方ではないのですけれども、先ほども御答弁にもありましたように、欠かすことができない不可欠な存在なのだということがある以上、住民の方も町内会は必要なのだという意識を高めていただくということで、行政としてお伝えをすることが必要ではないかなと思いまして、このような

質問をさせていただいたのですが、町として少し弱い場面があるのではないかなと思いまして、このようにお聞きをしたわけですけれども、その考えは町長にとっていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　昔というか、昭和30年代、私が生まれた頃であれば、隣近所の奥さん方が寄り集まって井戸端会議的なことの中でお互いの状況を知ったり、理解したりですとか、あるいはこういう状況があるのだったら困ったとき助けるよとかいった信頼関係が、自然と会話の中から生まれてきたというふうに思うのですが、最近はやはり何が原因か明確なものはありませんけれども、私は核家族化が一つの要因なのかなと思っています。というのは、昔はたくさんの家族の中でコミュニケーションが得られていた、それが外に出てもコミュニケーションの大切さというのは分かって、周りと会話をしていたのではないのかなと思いますけれども、最近はともかく自分がよければいいというか、ほかにはあまり口出しすると角が立つから口出しをしないとか、ともかく自分がよければそれでいいのだという完全にそういう風潮になってきておりますので、やはりそこの意識を行政が変えていく、不可欠なそういう存在であることは間違いないのですが、そこの住民、個々の意識を変えていくというのは、並大抵のことではないですし、これはもう今の時代、それを時代の流れに逆行するようなことはちょっと無理なのかなというふうに思っていますので、地域の住民皆さんの会話の中でお互いのことを知り、信頼関係を築いて、そして町内会に入っていただく、活動していただくことが大切だというふうに思っておりますので、町内会の皆さんにご期待を申し上げたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　町長のおっしゃることはよく分かります。私もその年代で、町内会のおばさんに怒られたり、おじさんに叱られたり、ご飯を食べさせてもらったりなどというそういうような時代に育ちましたので、本当に現在は、もうやはりつながりが薄れているなということを感じるところでありまして、やはりその気持ちを変えていかなければいけないという思いで、このような質問を立てたのですけれども。

　では、２番目の質問に移りたいと思います。

　現在では、町内会の加入率が年々と下がっておりますが、その要因と分析ということでお答えをいただいたのですけれども、大変厳しい状況だということで、つながりが薄れていることからそのような状況だということでありますが、それに対しまして、町としてはどのような対策を取ろうとしているのか、これからしようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町の支援はお答えしていますけれども、協働のまちづくりだったり、町内会に対する財政的な支援をやっています。これを財源として、なるべく町民の方にイベントなどをやってもらって参加してもらう、そこから活動の広がりを持ってもらえればというふうに思っているわけでありまして、なかなかそれ以上の側面的な支援以上のことは難しいと思っていますので、今ある町の支援制度を活用してもらって、輪を広げていただければというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　行政からはいろんな支援をということで考えていらっしゃるということで、このようにされているわけですけれども、なかなか個々住んでいる人たちがそのような思いにならないと、線があってもなかなか通じていかないというところが現実かと思いますが、町内会としても力を尽くしていただきながら、町内会の加入にということでしていただくのが一番よいのかなというふうに感じるところであります。

　それでは、３点目なのですけれども、町内会の加入者の減少や役員の担い手不足により、町内会活動を縮小された町内会の実態把握ということでお聞きしたわけでありますが、こちらも私の記憶にあるのが、町内会、昔は公区と言っていましたけれども、そこは114公区があった記憶があったのですけれども、そこからだんだん減ってきて、現在では111の町内会ということでありますが、この少なくなった、解散されたのか休止されているのかはちょっと分かりませんけれども、様々な理由があっ

て解散とか、そういうお休みをしているというところは理解するところでありますが、そこに行く前までに、町としてはどれだけの支援を注いだのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　かつて行政区 113 あったのですけれども、113 の行政区に一つずつ町内会がございました。今現在は 111 の町内会になったわけでございますが、一つは農村部の町内会で、もう既に片手くらいの戸数の町内会員しかいなくて、活動を続けるのが困難ということで解散をしたという事例。こちらにつきましては、事後報告ということで、我々のほうではちょっと把握していなかったものでございます。もう一点につきましては、同じく農村部なのですけれども、ここも同じく町内会の会員が少ない、会長の担い手がいないということで、解散の方向に向かっていたのですけれども、近隣の町内会のほうで一緒にやっていこうということで、合併をしたという事例がございました。

あとは、潜在的に解散を考えているようなところはあるのですけれども、そういうところ我々のほうでも情報が入り次第、それは町内会のほうに出向いて現状を確認させていただいて、継続していくような支援について一緒に考えているというところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　人口減少ということも考えますと、やはり農村部では大変厳しい状況もあるのかなというところを感じるところであります。それまでもいろいろな相談なども乗りながらということでこの状況になったのかなというふうに思いますが、その後、その地域の要望やまた状況などは把握しているのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　地域の要望でございますが、こちらにご相談がある分につきましては、把握はしているところではあるのですけれども、潜在的な困り事ですとかというのは、実際把握していないというのが現状でございます。このことから答弁のほうでもありましたとおり、まずは町内会の現状と課題、どんなものがあるのかというのを、町内会の会長を対象にアンケート調査などを実施しまして、まずは現状の把握に努めたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　ただいま課長から出ましたアンケート調査、これはいつぐらいからの計画を持っていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　全国のいろんな事例を研究しながら、なるべく早い時期に行いたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11 番（岡本眞利子）　一応やはり目標を決めながら、これぐらいにはこうしようという目標を決めて、そこに向かっていくというところが一番よろしいのではないかなというふうに思います。漠然とアンケート調査をこの先やろうかなという考えではなくて、こういう事例を確認しながら、こういうふうにやっていったほうがいいかなという、アンケート調査の計画をきちっと定めていくほうが効果的ではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。

○住民生活部長（白坂博司）　アンケートなのですけれども、今、課長がおっしゃったように、いろんな全国の事例をというお話なのですけれども、アンケートの目的自体いろいろありまして、例えば課題、どんなのがあるのかというのを把握するためのアンケートですとか、あと担い手不足解消のためにどうしたらいいかだとか、いろんな趣旨、目的があって取るべきものであって、私どものほうでその辺も含めて、どういった形でアンケートをすると一番今後に向かって施策に反映できるようなアンケートを取れるかなというところもちょっと検討しながら今回アンケートを実施したいというふうに考えておりまして、期日につきましては、何月とかというお話はちょっと今できないですけれども、

できるだけ年度内には実施したいというふうには考えております。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　できるだけ早めにきちっと決めて計画を進めていただきたいと思います。
それでは、４点目の、転入者への町内会加入促進に向けた具体的な取組をということでお聞きしたところであります。これにつきましては、転入者には窓口でいろいろな資料を渡していることはもちろん承知しておりますが、そして町内会の加入の、私もメリットと言いたくないのですけれども、メリットをどの程度お伝えしているのか、お聞きいたします。
○議長（寺林俊幸）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　町内会のメリットの伝達ということでございます。
こちらは答弁にもありましたとおり、町内会の活動を紹介するチラシのほうに町内会活動はこういったものをやっている、こういったことが町内会活動ですよといった事例を掲載して、周知啓発を図っております。このチラシなのですが、今まではA4版、片面に箇条書でちょっと文字量の多い、ちょっと書面が混み合ったものであったのですけれども、この春からちょっとリニューアルをしまして、A4版の紙に両面印刷してそれを二つに折り込んで、最終的な大きさとしてはA5判の両面見開き、そして各ページに、各項目ごとにテーマを決めて載せて、こま割りですとか、イラストを多用するなどして、見やすく情報を伝える工夫をしてございます。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　転入者が住民票や何かを届けに来たときに、転入届を出したときに渡されるものというのも結構あるかと思うのですけれども、やはりパンフレットや何かをお配りするのが一番いいかなというふうに思うのですが、この町内会は強制ではありませんから、町内会がありますよというぐらいのお知らせなのか、ある程度強制的にというか、そのくらい強い思いを持ってお勧めをしているのかということをお聞きしたかったのですけれども、そこで転入届を出したときに、強く強制をされるということはちょっと不愉快かなという考えもあるのですけれども、やはりただ町内会がありますだけでは、ちょっと弱いのではないかなと思いますが、その点はどうでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　町内会につきましては、あくまで地域の任意団体となりますので、行政の立場で加入を強制するという形にはなりませんので、あくまで加入を促す程度の表現でチラシのほうは作っております。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　その促す程度というのがちょっと分からないのですけれども、やはり町内会というものはすごく大事なものだというふうに私は感じているのですけれども。例えば、転入者が転入届を、役場に来ました。そしたらその後、地域では引っ越してきたという、転入されてきたということが分かりづらいというふうに私は感じたのですけれども、これは町内会長さんが台帳を閲覧して転入者を確認するということをお聞きしましたが、これは転入者が来ることは春先でない限り、そんなに多くはないと思うのですけれども、行政のほうから町内会長にお知らせをするということはできないのでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　かつてはそういうこともやっていたような記憶がありますが、今は個人情報の関係で、なかなかそういった取組を行うことは行政としては難しい状況にあります。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　町内会長にいたしましても、役場に住民台帳を閲覧しに来て、その後、引っ越してきたとか、そういうタイムラグが生まれてくると思うのですよね。何か月も町内会に分からなか

ったとかという場面が出てくるかと思うのですけれども、個人情報保護ということはもちろん分かるのですけれども、町内会長もそれを皆さんに広げるというわけではないので、町内会長自身が分かっていてもらうという状況から、町内会長の負担軽減ということも考えますと、そういうことは不可能でしょうか。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　先ほど申し上げましたとおり、個人情報の関係で難しいものと捉えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　どうしてそういうことまで言うかといいますと、やはり町内会長さんが引っ越してきた方、転入された方を分かって、そしてご挨拶に行く。以前は、これは引っ越してきた方が町内会長のところにご挨拶に行っていたのですけれども、現在ではそのようなことがなくて、町内会長のほうがご挨拶に行って、町内会に加入してもらえますかというような状況になっておりますので、それが少しでも早く、そして町内会長が訪れることによって加入も可能になったり、そうではない場合もあるのですけれども、そのようなこともあると思いまして、行政からもプッシュをしていただき、そして町内会からもプッシュすることによって、町内会に加入の率が上がってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　町といたしましては、先ほどお話ししましたパンフレット、こちらにあなたのお住まいの町内会はどこで、会長は誰です、電話番号はこれになりますと、ここまでの情報は町内会長の方から同意をいただいていまして、公表できることになっていますので、そちらをお伝えして、あとは会長のところに挨拶に行くかどうかというのは、その住民の方の判断になろうかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○11番（岡本眞利子）　転入者が挨拶に行くのではなく、町内会長が挨拶に行くのですよね。そういうことだと思うのですけれども、町内会長もこんな方が引っ越してまいりましたということで、それが早くに分かれば、ご挨拶にも行きやすいのですけれども、そうではなくてタイムラグでちょっと引っ越してきたときが分からないから、大分経ってから伺ったりということもあるということでちょっとお聞きしたのですけれども、もう少し情報が早ければ、そのようなことが免れるのではないかなというふうに感じてこのような質問をさせていただきました。

それでは、２番目の質問に入りたいと思います。

町内会の活性化についてでありますが、先日の一般紙にもありましたが、帯広市では町内会の加入率の減少がとどまらず、活動限界にきているということであります。町内会の加入率が、以前は 98 パーセントだったのが、2025 年には 56 パーセントまで下がっているということであります。現在はどこでも同じですが、役員が固定化され、業務の負担が大きいことなどが、成り手不足常態化をしていると感じております。町内会からのお知らせや回覧板を作成したり回したりするようなアナログな運営は、大きな負担になっているとの声も伺っております。現在では、デジタル化が進む中、行政としてデジタル化の支援をしてほしいというところには､ぜひできるかということをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　住民課長。

○住民課長（佐々木一成）　デジタル化の行政としての支援ということでございますが、こちらにつきましては、全国的なものではございますが、SNS、特に LINE ですね、こちらいろんな世代に普及しておりまして、こちらを活用した回覧板の電子化ですとか、匿名の人が参加できるオープンチャットを利用したグループトークができるような仕組みなどを導入しているといった事例ですとか、あと町内会費の徴収、こちらを QR コード決済などの決済代行サービスを使ったり、あと北海道の北斗市においては、コンビニ納付なども導入しているといった情報が入っておりますが、本町といたしましては、こういったもので本町としてどこまでの支援ができるか、どのようなものが最適なのかというのは、

今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　そうですね、先進的な事例をしっかりと検証していただきながら、うちの町でもぜひ進めていただきたいと思います。
それでは、２番目ですが、デジタル以外で活性化に向けて町として支援策をということでお聞きしたわけでありますが、ご答弁でもありましたが、町内会長の皆さんと丁寧な対話を重ねながらということでご答弁をいただきましたが、こちらは町内会長との意見交換会ではないですか、説明、連絡会議ということで、今年もされていますが、これは年に１回行われ、これ３か所で開催されていると思いますが、本当に大変なことだと思います。しかしながら、これは令和８年のですね。令和５年ですけれども、３年前も全部同じなのですよね、中身も。ですから、本当にこの連絡会議というのが、いかにこちらでは報告をされているか、そして新しい事業が、こんなことがあるというようなことをお知らせしているのですけれども、とても勉強になる、そして何年も町内会長をされている方は、もう分かっていらっしゃるのだと思うのですけれども、そのようなものが毎年１年に１回されているのですけれども、ほかに町内会でこんなことが困っているなどというような、そういう声がないのかお伺いします。
○議長（寺林俊幸）　住民課長。
○住民課長（佐々木一成）　今お手元にあります会議資料につきましては、あくまで行政からの連絡事項等がメインとなっておりますが、それ以外に、前段、各町内会から質問、要望等取りまとめして、それに対する回答、または会議の後半ではいろんな町内会活動全般に関わる質疑応答などもして、町内会の困り事ですとか、要望事項などの把握に努めております。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　今、本当に町内会も役員の成り手不足ということで、活性化につながらないということが多いかと思うのですけれども、ちょっと先日、帯広市とは違いますけれども、帯広市の町内会連合会ということで、こんなマニュアルがあるのですよね。そして、中身を見ますと、本当にいろんな素朴な質問がすごく出ているのです。私の町内でもこんなことはすごくあるということが、もう何点も載っているのですけれども、このようなこともやっぱり町内会としても、こんな悩みがある、こんなふうに解決したというようなことも、やはり町内会長さんにお知らせをすることによって、町内会長の負担もすごく軽減されるのではないかなというふうに思います。これは帯広市ですけれども、あと音更町では町内会運営マニュアルということで、こんなマニュアルを作りながら活性化に向けて、町内がどのように進んでいけばいいのかという、悩みを解決していけばいいのかというようなことを、行政からも出しているということでありますので、うちの町もそのようなことを、ほかの町とうちの町を比べるわけではないのですけれども、そのようなこともやはり活性化に向けて取り組んでいくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　住民生活部長。
○住民生活部長（白坂博司）　先ほどお話ししたように、町内会連絡会議、その前段に各町内会から要望書ですとか、意見書ですとか、今回も困り事という形で町内会の今後の維持に向けて相談したいというような中身もありました。それにつきましては、こちらのほうからも直接お話を伺う中で、いろいろやり取りをさせていただいて、そういったやり取りも含めて、町内会連絡会議の中で、どういった要望があって、どういった意見があって、どういった回答をしましたというのは一覧でお渡ししているというような形なので、ある程度、情報共有できているのかなというふうには思っておりますけれども、今ご紹介いただいた事例なんかもございますので、今回、先ほど言ったようにアンケートを取る形で予定はしていますので、そのアンケートの中でそういったマニュアルですとか、そういったのが必要ですとかも含めて、意見聴収、そういったことも考えながらアンケートの設問というのを考えていきたいというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。
○11番（岡本眞利子）　ぜひアンケート、本当に今後が持続可能な町内会活動ができるような、そこに結びつくようなアンケートをぜひつくっていただきたいと思います。
　町内会活動は、健康、文化、スポーツ、農業、環境、そして防災など、あらゆる分野の活動が人のつながりをつくる機会と考えて、顔の見えるつながりをつくることにより、地域共生社会の実現に近づけることになると思います。持続可能な町内会活動ができると思いますので、これを念頭に置いて、幕別町に住んでよかったと言ってもらえるように、さらに力を注いでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。
○議長（寺林俊幸）　以上で、岡本眞理子議員の質問を終わります。
　この際、15時まで休憩をいたします。

14：52　休憩
15：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
　次に、野原惠子議員の発言を許します。
　野原惠子議員。
○９番（野原惠子）　通告に従いまして、次の質問を行います。
　包括的性教育（人権、ジェンダー平等、性の多様性）の推進を。
　1999年に世界性科学学会（現：性の健康世界学会（WAS））は「性の権利宣言」を採択しました。宣言は性の健康が達成され維持されるためには全ての人々の性の権利が尊重されなければならないと述べています。2014年の改訂では、性に関する人権の一つとして「人は誰も教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する」と明記しています。性（セクシュアリティ）は基本的人権そのものであり、性教育は現代社会では不可欠です。
　今、子どもたちだけではなく大人にもSNSや漫画などで、ゆがんだ性情報がさらされ、性被害の低年齢化や人権侵害の性犯罪など、その影響は計り知れません。未来を担う子どもたちが健やかに成長していくためには性教育が重要です。
　教育委員会では、学習指導要領に基づき性教育を進めていくとしていますが、性教育に関わる「はどめ規定」があり、性の権利が侵害されています。
　また、今、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の教材や啓発資料を活用し、児童・生徒が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでいくとしていますが、包括的性教育の推進に不十分です。
　以下、次の点について伺います。
　１、年齢段階別の性に関する知識、人権やジェンダー平等、多様性の教育の取組状況は。
　２、学習指導要領にある、小学５年生の理科で「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」中学校の保健体育で「妊娠の経過は取り扱わないものとする」と記述されている「はどめ規定」をなくすように文部科学省に求めていく考えは。
　３、保護者からは、「子どもの性に関する質問に適切に答えることができない」教員からも「包括的性教育を学んでいない」という声を聞いている。保護者や教員が学べる手だてを講じるべきでは。
　４、包括的性教育は大人の性犯罪を防ぐ役割を果たす観点から社会教育においても取り組んでいく考えは。
　以上です。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　野原議員のご質問にお答えいたします。
　「包括的性教育（人権、ジェンダー平等、性の多様性）の推進を」についてであります。

ご質問の１点目、「年齢段階別の性に関する知識、人権やジェンダー平等、多様性の教育の取組状況は」についてであります。

小中学校における性に関する知識、人権やジェンダー平等、多様性の教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や実態に応じて、各教科等と関連づけながら、教育活動全体を通して取り組んでいるところであります。

性に関する指導について申し上げますと、小学校低学年では学級活動において、男女の体には違いがあるものの、人間として共に大切な存在であることを理解し、男女の別なく仲よくする態度を育成することを、中学年及び高学年では体育科や学級活動において、大人に近づくにつれて起こる体つきや体の中の変化、心の発達や心と体のつながりの学習について、それぞれ取り組んでおります。

中学校では保健体育において、１年生では生殖機能の成熟、思春期における性意識の変化や性に関する適切な行動を、３年生では性感染症やその予防に関する学習について、それぞれ取り組んでおります。

これらの取組に加え、中学校では助産師や保健師を外部講師として招き、全学年を対象に心の成長や妊娠、性感染症の予防など「いのちの学習」について取り組んでおります。

人権やジェンダー平等につきましては、小学校の道徳や学級活動において、男女が平等の立場に立って、互いの理解と信頼を深め、より良い人間関係を築く態度を育てることを、中学校の道徳において、セクハラやDVなど、性の被害者・加害者にならないよう、人権意識を持つ学習についてそれぞれ取り組んでおります。

多様性の教育につきましては、中学校の学級活動において「性に関する考え方の多様性」について学ぶ機会を設けており、性の在り方は一様ではなく、多様な価値観を持つ人たちがいることを理解し、その違いを認め合う大切さの学習に取り組んでおります。

これらのほか、乳幼児期の取組として、町では、産前産後サポート事業において、「０歳から始める性教育」を実施しているほか、町立保育所及び認定こども園においては、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことを狙いとした取組が行われているところであります。

ご質問の２点目、「学習指導要領にある、小学５年生の理科で「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」中学校の保健体育で「妊娠の経過は取り扱わないものとする」と記述されている「はどめ規定」をなくすように文部科学省に求めていく考えは」についてであります。

学校における性に関する指導につきましては、児童生徒の発達段階を踏まえながら、性に関して正しく理解し、適切な行動が取られるように取り組むことが重要であると認識しております。

学校におきましては、学習指導要領に基づき、身体的側面のみならず、人格形成や社会性の向上など様々な観点から学習が行われております。

学習指導要領は、国において専門的知見や社会的状況を踏まえた上で定められており、全国共通の教育課程の基準として示されているものでありますが、性に関する指導につきましては、児童生徒間で発達の差異が大きいことから、発達の段階を踏まえることや、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ながら取り組む必要があることなどから、集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況等に応じた個別に指導する内容を区別しながら対応することが求められております。

そのため、学校における性に関する指導につきましては、学習指導要領を踏まえた対応が必要であると考えており、こうしたことから、教育委員会といたしましては、国に対して「はどめ規定」をなくすように求める考えはありません。

今後におきましては、国の議論や社会的動向を注視しながら、学習指導要領に基づく着実な指導に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「保護者からは、「子どもの性に関する質問に適切に答えることができない」教員からも「包括的性教育を学んでいない」という声を聞いている、保護者や教員が学べる手だてを講じるべきでは」についてであります。

包括的性教育は、単に身体や生殖に関する知識を学ぶだけではなく、人間関係やジェンダー平等、健康、幸福、人権の尊重、性の多様性など幅広いテーマを含むものであり、国際連合教育科学文化機関、いわゆるユネスコが中心となって提唱する「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、「ジェンダーの理解」「暴力と安全確保」「性と生殖に関する健康」など８項目の主要な枠組みを示し、四つの年齢グループで段階的に繰り返し学ぶカリキュラムとして、性教育の国際的な指針とされております。

教員の研修につきましては、これまでも性教育に関する公開授業や研究協議を実施してきたほか、北海道教育研究所や十勝教育研修センター等が主催する講座への参加を通じて、性に関する指導や健康教育、人権教育、児童生徒理解等に関する研修機会が設けられており、教員が児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行えるよう、資質・能力の向上に取り組んでいるところであります。

また、保護者におきましても、子どもの性について適切に向き合い、サポートできる環境を整えることは重要と考えており、家庭教育に関する講座や学校からの情報提供を通じて、子どもの成長や健康、人権に関する理解を深める機会を設けているところであります。

教育委員会といたしましては、今後においても学校と家庭が連携し、児童生徒の健やかな成長を支えるため､教員や保護者が学びを深める機会や情報提供の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の４点目、「包括的性教育は大人の性犯罪を防ぐ役割を果たす観点から社会教育においても取り組んでいく考えは」についてであります。

近年、インターネットやSNSの急速な普及により、情報発信やコミュニケーションの手段が多様化する一方、子どもや若者を取り巻く性の社会環境において、性に関する誤った認識や偏見により、性虐待やSNSを利用した性暴力といった深刻な問題が顕在化している状況であります。

こうした課題に対応するためには、性の大切さとともに、他者の権利や意思を尊重する態度を育むことが重要であると考えており、本町における性に関する社会教育の取組については、図書館において、性教育やLGBTQ、ジェンダー平等といった性の多様性をテーマにした展示や関連図書のコーナーを設置し、性に関する正しい知識の普及に取り組んでいるほか、百年記念ホールの生涯学習講座においても、令和５年に助産師を講師に招いて、性教育といのちの大切さを語る講演会を行ってきたところであります。

包括的性教育については、健康、性の尊重、ジェンダー平等、人権意識など多岐にわたることから、町部局や関係機関と連携を図りながら、性に関する正しい知識を深める機会の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　１点目ですけれども、答弁の中では学習指導要領に基づいて性教育を行っているということで答弁いただいております。

そこでですけれども、この学習指導要領に基づく性教育ということでありますので、その中では、生命（いのち）の安全教育、これに基づいて教育をされているのではないかと思いますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（甲谷英司）　生命（いのち）の安全教育の取組状況でございますが、昨年度でありますけれども、町内の学校、小学校は３校スライドを使って、中学校も３校使っております。ただ、スライドを使っていないところであっても、「生命（いのち）の安全教育の手引き」に沿った内容で授業を行っているというふうに聞いております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　この生命（いのち）の安全教育も近年進められておりまして、私もスライドでというか、授業の手引書を見させていただきました。分かりやすくて、子どもたちにはいいのかなと思いますけれども、あくまでもこれは子どもの性暴力、そして被害者にも加害者にも傍観者にもならな

い、そういう視点での教育だと思うのですね。そこのところがひとつ性教育というところでは不十分なところがあるのではないかと思います。

二つ目の質問にもありますけれども、「はどめ規定」がありまして、そこに踏み込まないというところが本当の意味での性教育にはならないのではないか。ですから、お答えの中では、学習指導要領に基づいてずっと出てくるのですけれども、そこを乗り越えなければ、本当に子どもたちが知りたい性教育にはならないのではないかというふうに私は思っております。

それで、今回の質問に関しまして調べたのですけれども、浅井春夫立教大学の名誉教授、「包括的性教育は」というところなのですけれども、包括的性教育というのはまだまだ日本では主流ではないけれども、近年、研究が進みまして、先ほど一般質問の要旨の中でもお伝えしたのですけれども、ヨーロッパとかそういうところでは主流になってきているということで、日本ではまだこの点での性教育は遅れているということなのですね。それで、包括的性教育は何かについて、三つポイントがありますと、この浅井教授は言っているのですね。

一つ目は、乳幼児期から思春期、青年期、さらには成人期、高齢期まで、人生における様々な課題に向き合っている全ての人にとって学ぶ意義がある。これ、ずっと高齢期までこの性、生きる「生」とりっしん辺の「性」とは共通しているものがあって、そういう点では幾つになっても学ぶ、こういうものが一つありますということだと思います。

それから、性的発達と人生の歩みにおけるあらゆる局面に賢明な選択と対応ができ、自らと他者の尊厳を大切にできる知識・態度・スキルを育むこと。これは、１人ではありません。お互いに一緒に、共に営んでいく、そういう意味で、自分勝手なことはできませんよ、お互いに合意の下ですよ、そういうことでは、やはり経験を積んで豊かになっていく、こういう意味だと思います。ですから、これも高齢期になっても同じことが言えるのではないかと、私は解釈しています。

それから、三つ目は、人間関係において、様々な強制能力を獲得し、喜びを共有できる能力を獲得していく。これが柱になっているということなのですよね。ですから、そういう視点での性教育、包括的性教育というのは、そういうことにつながりますよということです。

ですから、包括的性教育を子どもの頃からきちっと行うべきが必要という視点で質問しているのですけれども、この生命（いのち）の安全教育、その視点が欠けているのではないか。ですから、そこのところをきちっと行うということが、子どもたちが本当に安全に暮らしていける、性暴力に遭っても、何が自分に加害されたのか分からない、このことをしっかり伝えなければ、何が性暴力なのか、自分が被害に遭ったのか認識できない、そこをきちっと教育することが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　たくさん話しされたので、どこから答えていいのか分からないのですけれども。

まず、生命（いのち）の安全教育につきましては、小中学校の中で行われている性に関する指導のごく一部なのだろうというふうに思っています。野原議員もおっしゃったように、基本的には性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための取組だというものであります。それ以外にも、そもそもの人としての関係性ですとか、ジェンダー平等ですとか、生殖に関わる問題ですとか、性感染症の関係、これらの教育活動について、保健体育ですとか、道徳、特別活動、そうしたものに幅広く取り組んでいるというのが実態であります。

ただ、答弁にもありましたとおり、現行の学習指導要領の中では、「人の受精に至る過程は取り扱わない」と「妊娠の経過は取り扱わない」という部分がございますので、それ以外についてはほぼ包括的性教育で取り組むような内容に合致しているものだなというふうに考えています。

包括的性教育に関しましては、決して否定するようなものではなくて、これはこれで考え方としてはありなのかなというふうには思いますけれども、ただ学校教育の中で行う場合にありましては、答弁でも申し上げましたとおり、学習指導要領に基づいて行っていく必要があるということでありますので、まるきり包括的性教育を学校教育の中で取り組むということについては、できないものだとい

うものであります。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　この学習指導要領の位置付け、考え方ですけれども、学習指導要領というのは、憲法があって、教育基本法があって、そして学習指導要領というふうにつながっていると思うのです。そうしますと、教育の基本になるのは一番は憲法ですけれども、学校教育の中では学校教育基本法、そこが一番教育の中で生かされていかなければならないと思います。
　それで、教育とは何か、そのことについてもこの学習指導要領と教育との関係というのは大きな問題があると思うのですけれども、教育とはどのように捉えているでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　いろんな捉え方があるとは思うのですけれども、子どもに対する教育ということで申し上げますと、私自身が思っているのは、やはり子どもたちが健やかな成長をするための場でなければならないのかなというふうに考えています。
　健やかというような言葉をちょっと調べますと、「身体的に病気やけががなくて、体調が良好であること」、あと「心理的にストレスや心配事がなくて、穏やかな心持ちであること」というふうに書かれているものもありましたので、心身ともに健やかな成長、それがあって豊かな心、そして確かな学力を身につけるというもののためには、その土台となるものだというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　教育長のお答えもそうだと思うのですけれども、私は、教育というのは人間が全面的に発達していく、自分の能力を十分に発揮できる、そして一人ひとりの個性を発揮できる、そして「健やかに」と局長おっしゃいましたけれども、確かにそれも入ります。一番の目的は、「人格の完成を目指していく」というところでは、大きな枠組みなのですけれども、そういう点で見れば、人格の完成というところでは、次の世代に子どもたちがつながっていく、そういう意味ではどういう子どもたちであっても自分を否定されない、自分の可能性を引き出してくれる、それが教育だと思うのですよね。
　そういうことを考えるのであれば、今、学習指導要領に基づいて人の生殖に関することですとか、そういうことを教えないという、そういうことを学習指導要領では求めています。それで、人としてきちっと成長していく、そういうものと性教育の性に関する、生殖に関することを教えない、そういうところは相反するのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　確かに学校教育の中で取り組む場合にあっては、はどめ規定と言われる部分については除かれているものですから、そこについての取組については、できないものだろうというふうには考えています。
　ただ一方で、今、野原議員もおっしゃったように、教育基本法の中では、学校だけが子どもの教育をするというわけではなくて、学校と家庭がそれぞれの役割の責任の分担の中で取り組むということにもなっておりまして、当然のことながら保護者は子どもたちの教育の第一の責任者であるというふうな定めも当然のことながらありますので、これは学校だけではなくて、やはり家庭と連携しながら取り組むことが必要だろうというふうに考えております。
○議長（寺林俊幸）　野原議員。
○９番（野原惠子）　３番目の質問と関わると思うのですけれども、性教育は学校だけでなくて家庭でも行う、当然だと思います。ですけれども、包括的性教育を受けていない方々が成長して親になり、そういう教育を受けていない保護者が、どうやって子どもたちに包括的な性教育を家庭の中で行うのでしょうか。私は、包括的性教育は学校の中でも行うべき、先ほど言いましたけれども、生殖に関することですとか、そういうこともしっかり行うことが必要だというふうに思っております。
　それで、先ほど浅井先生のお話も紹介したのですけれども、また一つ、日本の性教育の問題点について浅井先生もおっしゃっているのですけれども、ちょっと紹介したいと思います。

日本の性教育政策には、一つは寝た子を起こす論という虚構に依拠して政策が進められてきた。そしてその柱は、子どもは性に無知で白紙状態にあるという事実確認の欠如であり、二つ目はコンドームや避妊、中絶などのテーマを学べば、性行動を誘発するという勝手な思い込みと非科学的な情報が大きく影響している。科学的な知識をもらうことによって、子ども、人間が賢明な性行動を取ることへの不信感などによってつくられた事実誤認の異論となっていると。さらに問題なことは、人権教育としての性教育が、青年の自己決定能力に育むことに対して、一つは子どもをわがままにし、権利だけを主張する人間をつくり出しているというフェイク情報を意図的に流している動きがある。性教育のことを、性教育の問題を研究している教授がこのように発しています。私も、そうではないかなというふうに思うのですね。やはり小さいときからきちっと教育していくということが大事だと思います。

それで、子どもたちはやはり性情報は、ここにもSNSですとか、インターネットですとか、漫画だとか、そういうところから情報を得ている可能性が今は非常に多いと思うのですよね。ですから、知りたいという思いを、そういうところの情報で得て知識とするのか、学校教育の中できちんと科学的に教えることが、子どもたちが正しい性知識を身につけるのか、どちらが正しいと思いますか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　性に関する情報は、答弁の中にもありましたとおり、インターネットで調べればいろんな情報も出てきますし、SNS や何かでも様々な投稿があり、そうしたものが原因となって性犯罪や性暴力に巻き込まれる可能性があると、そのような状況にあるというのは、当然、今、中では認識はしております。

そのためにも、そういう情報に触れる場合に何に気をつけなければならないのか、いわゆる情報リテラシーですとか、情報モラル教育、そういった取組は学校教育の中でも取り組んでおりますので、より自分にとって有益な情報が何であるのか、自分にとって害のあるような情報が何であるのかというふうなところを、しっかりと峻別するような取組が必要であろうというふうに考えています。

そうした意味でも、特に性に関して、答弁の中でも申し上げましたけれども、正しい情報を正しく理解して、そして適切な行動を取れるようにする必要があるというふうに考えています。包括的性教育の中でも、これ同じようなことを多分おっしゃっているのかなというふうに思っています。最終的には、そういう正しい知識や何かを身につけた上で、自ら意思決定をして行動を取るというような取組が必要なのかなというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　ここがちょっとかみ合わないかなと思うのですけれども、やはり科学的な性教育ということは、先ほど浅井先生のところでも紹介いたしましたけれども、やはりここが一番学校の生命（いのち）の教育の中で割けられているというところは、やはりコンドームや避妊、中絶などのテーマを学べば、性行動を誘発するのではないかという、ここのところが、はどめ規定になって学校の中できちっと教育していない、問題はここではないかと。子どもたちは非常にそこのところに関心があるということでも、実際に行っている学校の先生の中でも、そのようなことが報告されております。ですから、きちっとそういうことを子どもに教えていくということが大事ではないかというふうに私は思っております。

そこが教育長の見解とちょっと違いますけれども、今、これが世界の主流になってきておりまして、ヨーロッパでもそういう教科を設けてきちっと小さいときから子どもたちに教育している、こういうことも今始められております。まだ二十五、六年になるかなと思うのですけれども、そういう教育をきちっとしていくということが、子どもたちが性暴力の加害者にもならないし、被害者にもならないし、傍観者にもならない、こういう押さえで私はきちっとした学習指導要領のはどめ規定を外して、きちっと子どもたちに教えていくべきではないかというふうに思っております。

それで、学校の先生たち、実際にそういう包括的性教育をやっている先生のお話では、きちっと子どもに性について知りたい、学びたい、このように思っている。そういう中で、子どもたちにそうい

う話をきちっとすると、学校の先生も信頼されていろいろな相談もしてきて、本当に子どもとの関係もよくなるということも報告されておりまして、やはりきちっとしたそういう教育を学習指導要領ではなくて、教育基本法に基づいたきちっとした人格として人間が育つように進めていくというところでは、避けて通られない問題ではないかと思っております。

ですから、２番にもつながるのですけれども、学習指導要領のはどめ規定をなくしていくということが必要であって、学習指導要領は大綱的なものであって、きちっと決められたものではなくて、学習指導要領に基づいて全て教育を行うというふうになると、全国どこでも学習指導要領に基づいた教育をしなければならないということになって、教員の独自性ですとか、そういうことも型にはめられてしまうというか、そういうふうにがちがちのものになってしまうのではないかと私は思っております。

ですから、これは性教育だけではなくて、学校の教育の中でもそうなのですけれども、まずは学習指導要領の上である学校教育法、そういうところに基づいた教育を行う、そこが大事だというふうに思いまして、性教育も必ずしも学習指導要領に基づいてはどめ規定があるからそこができない、そういうものではないと私は思っております。

ですから、幕別町でもそういうふうに包括的性教育を行いたいという、そういう希望をきちっと伝えて進めていくということが必要ではないかなと思って質問いたしました。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　学習指導要領につきましては、学校教育法の施行規則でうたわれているものでありまして、確かに大綱的な基準として定められているものでありますけれども、最低基準として定められているものでありまして、最高裁の判例の中でも法的な拘束力があるものだというふうにされているものでありますので、その学習指導要領の中で取り扱わないと言っているものを取り扱うということは、法令に違反するということにもなりかねませんので、これについては学習指導要領に従ってやっていくしかないのかなというふうに考えています。

ただ一方で、答弁の中にもありましたとおり、集団で行う指導と個別に行う指導というのがありますので、集団で行う指導についてはこういった取組の考え方の中でやっていくしかないのだろうなというふうに考えています。

あと、ただ、あくまで教育も法律主義に基づいてやっておりますので、これは国が定めている法律でありますから、こうした場で議論するのは決して否定はするものではないのですけれども、やはり国に対して国会ですとかそうした場面で議論していただくのが、よりふさわしい場なのではないかなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　教育長の考えは分かりました。

それで、今、学習指導要領は最高裁で国の歯止めというか、国で定めたものであるということをおっしゃったと思うのですけれども、1976 年の旭川の学力テスト事件では、ここでは最高裁判決では、「学習指導要領は、大綱的基準である限り一定の自由度がある」このように判決されています。ですから、「学校と教師の教育の自由も合理的範囲でこれを認める」というふうに判決されていると思うのです。ですから、そういう点では、ある程度の自由度はあるという押さえでよろしいでしょうか。

私はそういうふうに……。駄目ですと、今、答弁ではなくてお答えになっているけれども、私は、学校と教師の教育の自由もある程度あるというふうに押さえております。全部、学習指導要領に基づいて教育を行う、そこ、大綱的なものである限り一定の自由度がある、これはそういう押さえでよろしいのではないでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。

○教育長（笹原敏文）　一義的な意味合いとしては、そういう意味合いであろうかなというふうなことについては否定はしないのですけれども、ただ、学習指導要領の中で、取り扱わないとはっきり書かれているものを、取り扱うということについてはできないものだというふうに考えておりますので、

学校現場においては、こうした学習指導要領の定めに従って取り組まなければならないものというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　ここは、私との意見の違いでありますけれども、学習指導要領に基づいてであっても、そこは許される範囲で自由度があるというふうに私は押さえておりますので、その点は意見の相違ということになるかなと思いますけれども、私は、できるというふうに押さえております、ということですが。

教育長との意見の違いは平行線かなと思うのですけれども、どうしてそういうことを言うかといいますと、やはり憲法があって、教育基本法があって、そして学習指導要領ですから、どこに基づいて教育するかというと、やはり教育基本法と学校教育法、そういうところに基づいて教育を行うべきだというふうに私は思っておりますので、学習指導要領はその後にできたものであって、やはり上位法に基づいた教育を行うべきではないか、そういう視点で私は質問をしております、ということですが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　野原議員に申し上げます。

これまでの幾度となる質問の中身は同じだというふうに捉えておりますけれども、質問の内容を変えていただけませんでしょうか。

野原議員。

○９番（野原惠子）　それでは、３番目に移っていきたいと思います。

保護者からも子どもの性に関する質問に適切に答えられない、これは今も通じる問題ではあると思うのですけれども、今、そういう点ではやはり学校教育の中や家庭でも、そういう包括的な性教育を行えるということでした。では、どこで学ぶかということであれば、やはりいろんな講演会ですとか、本ですとか、そういうところで学んでいくということになると思います。

それで、私は、そういう社会教育の中でも、そういう学校教育の中で包括的な性教育、そういうところをなかなかできないということであれば、社会教育の中では行うことはできるのではないかと思っております。それは、３番と４番にも共通するところですけれども、そういうところでぜひ包括的な性教育の講演会を進めていっていただきたいというふうに思います。

そして、今、幕別の図書館では本当に多彩な本が展示されております。とても見やすくて、手に取って分かりやすいのですよね。ですから、図書館に行っている方は、こういう本が図書館にあるのだなということは分かります。そういうところをもっと啓発していくということと、あと、学校図書ではちょっとそこがきちっと年代別に応じたそういう本をどのように展示しているのか、その辺がちょっとまだ義務教育学校のところしか見ていないのですけれども、まだきちっと整理されていないものですから、これから整理されていくと思うのですよ、学校図書ですよね。ですから、そういうところでも年代別に応じたそういう関係の本をきちんと展示して、子どもたちが見やすくなるようなそういう学校図書の整備も必要かなというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（甲谷英司）　性に関する学校図書の部分につきまして、どういったものが置いてあるかというのは、ちょっと私のほうでもまだ押さえてはおりませんが、その展示とかの部分につきましては、学校と確認しながら展示の方法を検討していきたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　野原議員。

○９番（野原惠子）　やはり子どもたちが手に取って気軽に読めるということが大切だと思うのですよね。ですから、その点もぜひこれから整備していって、子どもたちがこういうことを本の中から学ぶ、そしてそれを家庭に持っていくと家庭の中でも学べる、そういう方法できちっと性教育も進めていってもらえたらなと思います。

以上申し上げて質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、野原惠子議員の質問を終わります。

この際、15 時 55 分まで休憩いたします。

15：40　休憩
15：55　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、藤原猛議員の発言を許します。
藤原孟議員。
○17 番（藤原　孟）　通告に従いまして質問いたします。
アイヌ施策の推進に向けて。
令和８年秋に、幕別町の千住地区に新たなアイヌ文化拠点空間が誕生します。
町は、令和４年３月に「幕別町アイヌ施策推進地域計画」が国から認定され、この地域計画にアイヌ施策の推進事業を掲げるとともに、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現により、民族共生社会を実現することを目標としています。
多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨とし、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮し、全国的な視点に立ち、差別や権利利益の侵害がないよう、アイヌ施策を総合的に推進していくため、新たに町独自の基本計画を策定するとともに、地域計画の進捗を管理する独自の組織を設置すべきと考えるが、町の見解を伺います。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　藤原議員のご質問にお答えいたします。
「アイヌ施策の推進に向けて」についてであります。
本町では、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、いわゆる「アイヌ施策推進法」に基づき、令和４年３月に幕別町アイヌ施策推進地域計画を策定し、４年度から８年度までの５か年の計画でアイヌ政策推進交付金を活用して、アイヌ文化の伝承活動などを目的とした各種事業に取り組んでおり、毎年、各種事業の実施状況や今後の事業内容などについて、アイヌ関連団体の皆さんからご意見を伺いながら、地域計画の更新を行っているところであります。
また、令和５年３月に策定した「幕別町アイヌ文化拠点空間整備事業基本計画」の策定の際には、アイヌ文化などを研究している大学教授やアイヌ関連団体の役員などで組織した「アイヌ文化拠点空間整備アドバイザー会議」を設置して、専門的なアドバイスをいただきながら策定したほか、アイヌ文化交流センターの展示解説の制作・編集に当たっては、吉田菊太郎氏や安東ウメ子氏など、本町のアイヌ文化に造詣のある学芸員や大学教授で組織する「アイヌ文化拠点施設展示解説執筆委員会」を設置し、展示品の選定や解説の執筆を行っていただくなど、専門的な知見に基づく貴重なご意見等をいただきながら、施設の供用開始に向けて準備を進めてきたところであります。
ご質問の町独自のアイヌ施策に関する基本計画は、道内において現在６市町が策定しており、このうち、アイヌ施策推進法が施行された令和元年５月以降に、アイヌ施策推進地域計画とは別に独自の計画を策定している自治体が２町あるほか、計画の進捗管理など行う審議会等を設置している自治体が５市町となっているところであります。
本町におきましては、第６期総合計画の第４章第５節において「アイヌ文化の保存振興と理解の促進」を位置付けており、アイヌ施策推進法に基づく地域計画は、総合計画を具現化するための個別計画としておりますことから、現時点におきましては、町独自の新たなアイヌ施策に関する基本計画の策定は考えておりません。
また、アイヌ施策推進地域計画の進捗管理につきましては、前段でも申し上げましたとおり、アイヌ関連団体の皆さんからご意見等を伺いながら計画を毎年更新しているため、地域計画の進捗管理に関する組織を設置する予定はありませんが、アイヌ文化交流センターの展示館に関する事業、管理、運営について、学識経験者の専門的な知見から助言を求める「幕別町アイヌ文化交流センター展示ア

ドバイザー会議」を今月中に組織するため、現在準備を進めているところであります。

本町においては、今後、アイヌ文化交流センターを拠点として、アイヌの歴史や文化に関する正確な情報を発信する「普及啓発と情報発信」や、伝統技術やアイヌ語の継承を支援する「伝承活動の支援と人材育成」、そして地域社会の活性化に貢献する「交流促進と地域活性化」といった役割とともに、多様な文化が共生する社会の実現に向けて、引き続き、アイヌ関連団体や関係機関と緊密に連携を図りながら、アイヌ施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17 番（藤原　孟）　それでは、再質問させてもらいます。

アイヌ施策を総合的に推進していくための独自の基本計画ということで、この幕別町アイヌ施策推進地域計画、国のアイヌ文化振興法、つまり、正式の名称は非常に長い名称でありますが、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」といい、1997 年５月に成立、そのことによる成果、これはたくさんありますが、課題も少なくありません。

その一つとして、国は、なぜアイヌ文化という、文化という言葉を強調しているのでしょうか。別の視点からいえば、アイヌ文化振興法には、アイヌ民族としての権利の視点が弱いのではないかと私は思います。教育長の答弁にも、アイヌ文化という言葉が 11 回出てきています。これは、やはり文化ということを強調するために、そういう答弁を使ったのではないかと私は思えてなりません。やはり文化のみの民族政策というのは、私は、あり得ないのではないかと思っております。

特にアイヌ民族の長い歴史の中での認識、また、土地や資源の権利、社会的・経済的な教育の権利など、これを認める総合的なアイヌ政策として基本計画を独自につくって、そして今回新しい施設ができた、この機に私は幕別町としてつくってもいいのではないかと思い、質問いたします。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一）　ご質問の基本計画の策定についてはということでございますが、前段でおっしゃっておられましたアイヌの文化に絞ったといったところは、旧法がございましたのでおっしゃるとおりかと思いますが、現在のうちの町で策定しておりますアイヌ施策推進地域計画につきましては、令和元年に施行されておりますアイヌ新法に基づく計画でございます。

それで、答弁でも触れさせていただきましたが、まず町の第６期総合計画におきましてアイヌの施策について大きな方針をうたっておりまして、そちらを具現化する個別計画という位置付けで地域計画を策定しているところでございますので、現時点では基本計画なるものを策定する計画はございません。アイヌ新法におきましては、アイヌの文化に絞ったというよりかは、アイヌの方々は北海道の先住民族であると。アイヌの方々が誇りを持って生活できて、また、それを社会が尊重しなければならないといったところまで踏み込んでのアイヌ新法になっておりまして、そちらの考えに基づいて町で地域計画、個別具現化計画を策定しているところでございますので、こちらの今年度まで計画期間であります地域計画をいかに実行していくかというところを意識しながら、計画の進捗を管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17 番（藤原　孟）　アイヌ新法、これに触れてくるとは私もちょっと想定しておりませんでしたので、課長、大分勉強しているのだなと思い、感心しておりました。私が勉強不足なのかもしれません。そのことはさておいて、やはり特に教育長の答弁に 11 回アイヌ文化ということが出てきたので、それで非常に私は気になりまして、こういう質問をいたしました。

それでは、次に入りますけれども、アイヌ民族の中で、今、新しい運動が起きているということが情報で入ってきました。2000 年に島崎直美という、「アイヌの女の会」が結成され、伝統文化を継承しつつアイヌの女性の歴史や精神、生き方を学ぼうという会だそうです。北海道から、よく言われま

した「しょっぱい川を渡る」、津軽海峡を渡ることなのですけれども、本州に渡っていった方々が首都圏で関東ウタリ会、レラの会、東京アイヌ協会など、活動していると聞いております。こういう方々の刺激を受けて、十勝幕別でもそういう新しい運動が起きるのでないかと期待しておりますが、そういう情報というのは入ってきておりませんか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一）　今おっしゃられた関東圏での活動をしている団体に関する情報は、現時点では把握しておりません。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　多分、近々この十勝幕別にもアイヌの女性の会の方々、次なることのために運動が始まるのでないかと期待しておりますので、ぜひそういう情報がありましたら私にも知らせてほしいなと思います。

次に入ります。

拠点空間チロット、この場所がアイヌ民族の自らの、自分は何者なのか、自分が目指すものは何か、いわゆるアイヌのアイデンティティというのですか、そういうことを見つめる、そういう場所に職員、それから関係者の皆さんがしていければと私は期待しておりますが、その考えは持っておるのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一）　地元関連団体の方々を中心にお話を聞いておりますところ、まず新たな施設ができて、例えばですが、今まで古くてですとか設備不足でできなかった活動が今後できるようになるといった明るい材料であると、非常に楽しみにしているといったようなお話を聞くところであります。町といたしましても、そういった文化伝承に関わるアイヌ関連団体の方々の思いですとか、あと情報交換などを進めながら、なるべく実現に向けて進めていけたらなというふうに関わっていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。

○17番（藤原　孟）　ぜひ、チロットに行けば、アイヌの方々が自分の悩み、そういうものが解決できる場に、そういう場所になってほしいなと私は思います。

それでは、最後の地域計画の進捗云々のことなのですけれども、今、札幌では、チ・カ・ホで差別的なパネル展示だとか、そういうものがなされていると新聞報道で聞きます。私は、この幕別に新しい施設ができれば、賛成派もいれば批判派もいると。そういう方がこれから来るのではないかと心配するわけです。ぜひ、その対応をすることも大切ですから、地域計画の進捗を管理するだけでなく、やはり町として今から独自の組織をつくって、いろんな方の問題を解決する、そういうことを対応できるような場所が、そういう協議会でもいいですから、そういう専門的な部会でもいいから、つくったほうが私はいいのではないかと思い提案するのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（木村純一）　答弁とも重複いたしますが、地域計画の進捗管理を目的とした組織は、今、組織することは計画しておりませんが、今月中に文化、歴史に造詣の深い関連機関の学芸員さんですとか大学の教授、また、十勝管内の類似施設の学芸員の方などなどでアドバイザー会議なる組織を立ち上げる計画でございます。そういったところは、非常に専門的なアドバイスをいただけるような環境が整うと考えておりますし、これまでも地域計画そのものの進捗管理というところでは、必ず地元のアイヌ関連団体の方々と意見を交換しながら、また、その方々の思いをなるべく計画に反映したいといったところで意見を交わしているところでございますので、今後とも引き続きアイヌ関連団体の方々とのつながり、それから専門的な方々からのアドバイスなどをいただきながら、地域計画の進捗管理を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　藤原議員。
○17 番（藤原　孟）　最後に、北海道アイヌ協会の８代目に本別の小川さんが就任されました。幕別のアイヌの拠点チロットが誕生することに対して、何かコメントが出ておりましたら紹介してほしいと思いますが、いかがでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　笹原教育長。
○教育長（笹原敏文）　本別出身の方が新たに北海道アイヌ協会の理事長になられたということで、その方から何らかの形で応援しますというような話はされております。ただ、今回のこの施設を整備する前段の地域計画を策定するというようなことを令和２年の６月の定例会のときに一般質問のやり取りの中で表明した後、令和２年の８月に北海道アイヌ協会の方々が来られた際に町長とお会いして、理事の方の中の一人に、アイヌ民族は争いを好まない寛容な精神を持つ民族であって、こうした精神文化を未来につなげてほしいのだと。そして、アイヌとか和人とかは関係なく、広く住民に親しまれる施設にしてほしいと。そのようなコメントが会議の報告書に書かれておりまして、非常に印象深く思っておりますので、そうした北海道のアイヌを代表する協会の方の発言、思いを大切にしながら、アイヌ文化の保存・伝承に努めてまいりたいなというふうに考えています。
○議長（寺林俊幸）　藤原議員。
○17 番（藤原　孟）　新聞によりますと、まだまだアイヌに対する世間の認知は低い、アイヌの生き方がもっともっと広まってほしいという記事が出ております。ぜひ、我が町のこのチロットがそういう役割を果たせることを願いまして、質問を終わりたいと思います。
○議長（寺林俊幸）　以上で、藤原孟議員の質問を終わります。
　これで、一般質問を終わります。

［委員会報告］
○議長（寺林俊幸）　日程第３、特別委員会報告を議題といたします。
　幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長から、幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方に関する調査の件について報告書が提出されております。
　委員長の報告を求めます。
　幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長、中橋友子議員。
○18 番（中橋友子）　朗読をもって報告させていただきます。
　令和８年６月 16 日
　幕別町議会議長寺林俊幸様
　幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会委員長中橋友子
　幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会報告
　本委員会において調査した事件について、調査の結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。
　記
　１　委員会等開催日
　（１）委員会
　令和８年３月３日、３月９日、３月 19 日、５月１日、５月 15 日、６月２日、６月 10 日、６月 12 日、６月 15 日（計９日間）
　（２）団体との意見交換会
　令和８年４月６日、４月７日、４月８日、４月 16 日、４月 21 日（計５日間）
　２　調査事件
　議員の定数及び議員報酬のあり方
　３　調査経過
　本委員会は、人口減少や少子高齢化の進行のほか、住民のライフスタイルや働き方改革など社会構造や価値観が変化し、議員の成り手不足が深刻化する中で、令和８年３月３日開催の第１回町議会定

例会において議員発議により設置された。

将来を見据え、持続可能な議会として、二元代表制の下、地方自治の一翼を担い、町民福祉の向上と町政の発展のため、役割と責任を果たし得る適正な議員の定数及び議員報酬のあり方について調査検討を行ってきた。

調査に当たっては、議会運営委員会での約１年４か月にわたる協議内容を基礎としながら、調査事件について責任ある方向性を決めていくという覚悟の下で議論を開始した。その手法として、もっと幅広く町民の声を聴くべきとの意見で一致したことから、地域経済や住民活動などを担う町内６団体の役員と意見交換会を開催し、各種分野のそれぞれの立場、年齢層、性別などが異なる多様な方々から、様々な視点で議会の現状と将来像について、多岐にわたる率直な意見や提言が寄せられた。

議員の定数については、「減らすべき」と「現状維持」を求める意見が拮抗し、適正人数の議論のほか、議員の役割や多様性への言及などがあり、また、議員報酬については、議員の成り手確保のために不可欠という認識で「増やすべき」という多くの意見がある一方で、町の財政状況や議員の活動実態が見えづらいなどを理由に「現状維持」を求める意見が寄せられた。

また、議会活動に関しては、議員の活動実態の可視化のほか、町民への情報発信や町民との対話機会などについての改善と要望が寄せられ､開かれた議会の実現を求める多くの声を聴くことができた。

さらに、将来を担う若年層・現役世代からは、兼業の困難さはあるとされながらも、議会への参画意欲と参加しやすい環境づくりを求める前向きな姿勢が強く感じられたことは、大変な貴重な機会であり、有益な意見交換であった。

本委員会では、委員一人ひとりがこのような声を真摯に受け止め、審議における参考としながら、これまで計９回の委員会を開催し、慎重に議論を重ねてきたところであるが、議員の定数及び議員報酬のあり方について、いずれも分かれた考えを統一するまでの合意形成は図れず、委員長を除く全委員 16 名による採決により、「４　調査結果」のとおり結論に達した。

４　調査結果

議員の定数及び議員報酬のあり方についての各委員の考えは、議員の定数では削減１案と現状維持の計２案、議員報酬では増額２案と現状維持の計３案でそれぞれ分かれたため、幕別町議会会議規則に基づき、現行の定めから最も遠い案から順に起立による採決を行った。

その結果、議員の定数は、現行から２人減となる 17 人とすべきとし、議員報酬は、議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員のいずれも、現行から一律月額５万円を増額すべきとの結論に達した。

それぞれの案の主な理由及び採決結果につきましては、省略をさせていただきます。

５　むすびに

本委員会では、約３か月間の調査の中で実施した各種団体との意見交換のほか、議会運営委員会による協議やその過程で実施した住民との意見交換で寄せられた議員の成り手不足対策をはじめ、議会活動や議員活動の可視化、町民との対話機会の充実などの貴重な意見を真摯に受け止め、今回の調査事件の議論の中で、その重要性を共有した。

意見交換後には、議員の成り手不足対策や主権者教育の観点から、将来の議会や地域活動の多様な担い手の裾野を広げることを目的に「まくべつ議会未来塾」の開催や、議会活動の改善や活性化を図る「議会モニター制度」の創設に向けた検討を開始しており、今後も町民と共に歩む開かれた議会の実現に向けて、このような取組を計画的かつ着実に進めていくことが、地方自治への関心を喚起し、議会への理解と参加を得ることにつながるものと捉えている。

また、団体との意見交換の中では、特に、町の将来を担っていく現役世代や若者世代からの意見として、成り手不足と報酬のバランスについて、報酬を上げれば若者世代の参加意欲が高まる可能性を指摘した上で、報酬だけでなく、議員活動の負担感や活動実態の見えづらさ、兼業の困難さが若者の参入を阻害している要因であるとの分析結果に言及しており、若者世代が議員になりたいと思えるような環境づくりの構築と主権者教育の強化など、今後の議会改革と議会の活性化を進めていく上での

重要な検討課題と捉えている。

本調査事件に関わり、町民の方々や各種団体の皆さまには、意見交換会への参加や貴重なご意見等を頂戴し、心から感謝とお礼を申し上げるものである。

今後も町民の負託に真に応え、将来にわたり持続可能な議会として役割と責任を果たしていく決意を申し上げ、本委員会の調査報告とする。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりました。

幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

お諮りいたします。

幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の調査は、委員長報告のとおりとし調査を終了いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、これで幕別町議会議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会の調査を終了することに決定いたしました。

［散会］

○議長(寺林俊幸)　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16：29　散会

第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第２回幕別町議会定例会
（令和８年６月17日　10時00分　開会・開議）

議事日程の報告（会議規則第21条）
日程第１　会議録署名議員の指名
12　小島智恵　　13　藤谷謹至　　14　田口廣之
（諸般の報告）
日程第２　一般質問（５人）
日程第３　議案第43号　幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第44号　幕別町辺地総合整備計画の変更について
日程第５　議案第45号　令和８年度幕別町一般会計補正予算（第４号）
日程第６　議案第46号　令和８年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第47号　令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第74号　財産の取得について（除雪ドーザ）

会議録

令和８年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年６月17日
２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂
３　開会・開議　　６月17日　10時00分宣告
４　応集議員　　全議員
５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸
副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	白坂博司	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	西嶋　慎	建設部長	河村伸二
会計管理者	宮田　哲	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	石田晋一	教育部長	谷口英将
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
住民課長	佐々木一成	防災環境課長	半田　健
防災環境課参事	山岸伸雄	税務課長	田村真由美
こども課長	山本　充	発達支援センター所長	牧田博恵
保健課長	吉仲有希	農林課長	遠藤寛士
商工観光課長	大島洋平	土木課長	香田裕一
水道課長	和田智旭	学校教育課長	甲谷英司
生涯学習課長	木村純一	学校給食センター所長	守屋敦史

ほか、関係係長

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

12　小島智恵　　13　藤谷謹至　　14　田口廣之

議事の経過

（令和８年６月17日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12 番小島議員、13 番藤谷議員、14 番田口議員を指名いたします。

［一般質問］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第２項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第１項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子）　通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

平和を守るために自治体が果たすべき役割について、住民も職員も守る行政に。

2015 年の安全保障法制が成立以降、軍事力が強化され平和への道が大きく脅かされてきています。この流れに自治体や自治体職員を組み込んでいくための法律の改定が、進められていることに危機感が広がっています。本来、地域の安全を守り、住民生活の向上、地域経済の活性化に取り組むべき自治体の役割に逆行し、国の命令の下に新たな任務を置くことは看過できません。2024 年６月の地方自治法改正では、国と自治体の関係を「対等平等」から「主従関係」に変えられ、新たに国に「指示権」を与えました。「指示」には「自然災害」「感染症」に加え「武力攻撃」が想定されており、全国知事会や道内の首長からも懸念の声が上がりました。さらに、現在開催中の第 221 回国会では「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律」（以降「本法案」という。）が審議され、町民からは「公務員の徴兵制度ではないのか」の声も上がっています。

そこで、１、町長の許可を必要としない本法案に、関係機関とともに反対の声を上げる考えについてであります。

本法案は、国家公務員、地方公務員が予備自衛官を兼業する際、従来必要とされていた任命権者による招集時の許可を不要とするもので、任命権者の権限を制限し、公務の遂行に重大な影響を及ぼす内容です。目的は、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するためとされていますが、そもそも現職員は自らの希望の下に、地方公務員として役割を果たしており、その上に予備自衛官としての任務を置き、任命権者の許可なくできるとすることは、事実上、国の方針に自治体を従わせるものです。ただでさえ地方公務員は、1994 年の約 328 万人から現在約 47 万人も減少しており、職務は増大しています。人手不足の中で許可なく招集が行われれば、日常的な公務に支障を来すのは明らかです。

本人の申出に基づくとされながら、招集義務を免除されるのは「心身の故障」「自らが災害被災者となった場合」などと極めて限定的です。関係機関とともに反対の声を上げるべきだと考えるがどうか。

２、自衛隊の名簿の提供は、従来の閲覧に戻すべき。

幕別町は、2021 年度から自衛官募集事務に関わる対象者情報の提供を防衛大臣から依頼され、18歳または 22 歳に到達する町民の名簿を紙媒体で提供してきています。自衛隊法施行令第 120 条に基づき提出しているとされていますが、2006 年に改定された住民基本台帳法では、あくまでも「閲覧」が原則とされています。個人の情報を保護することは、自治体に課せられた重要な任務であり、個人識別性の極めて高い「住基４情報（氏名、生年月日、性別、住所）」は、プライバシー権によって保護されるべき町民の基本的人権です。本人の同意なく第三者に提供することは、原則認められていません。したがって、北海道内の市町村でも閲覧のままの自治体が 2023 年度で 46 自治体、閲覧も提供もしていない自治体が２自治体あります。全国では中止を求める裁判も起きています。

また、提供を希望しない町民に除外申請を実施していますが、本来的には、本人の許可なく情報が提供されており、提供されていることも分からない町民も多いのではないでしょうか。除外を求めなければ提供されてしまうことが問題であり、したがって以下の点を伺います。

①名簿を提出するか否かの権限は町長にあり、基本的には紙媒体の提供は中止し、閲覧に戻す考えは。

②現状においては、対象者全員に提供を知らせ、「除外申請」ではなく許可した者の、つまり本人が許した者の名簿のみを提出する「許可申請」にする考えは。

③18 歳の対象者には高校生も含まれています。学校をはじめ個人情報管理は厳格にしなければならず、自衛隊のみに提供することは、教育行政上の中立性を損なうことになり、高校生は中止する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　中橋議員のご質問にお答えいたします。

「平和を守るために自治体が果たすべき役割について、住民も職員も守る行政に」についてであります。

ご質問の１点目、「町長の許可を必要としない本法案に、関係機関とともに反対の声を上げる考えは」についてであります。

「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」いわゆる「予備自衛官等兼業特例法案」については、予備自衛官補や予備自衛官、即応予備自衛官の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応じるための環境を整備するとともに、その職務を円滑に遂行するため、公務員が予備自衛官等として従事する際に、兼業許可を必要としない特例を設けるものであり、去る６月 10 日に可決・成立いたしました。

予備自衛官等の制度は、従来から「応募」に基づき自発的に登録が行われるものでありますが、兼業の許可について、これまでは、予備自衛官等になるときに許可を要し、「防衛招集」「国民保護等招集」「災害招集」「訓練招集」などの招集に応じる際にも許可を要するとされていたものを、特例措置では予備自衛官等になる際、招集に応じることも含め承認を受けることとし、招集に応じる際は不要としようとするものであります。

現在、本町においては、予備自衛官等になるための兼業の許可を得ている職員はおりませんが、今後、職員が予備自衛官等に登録しようとする際は、平時の行政運営や住民サービス、突発的な災害対応に支障が出ることも懸念されるため慎重な判断が求められます。

このため、組織運営上、人員配置の余裕がなく少なからず各部署において時間外勤務が生じている現状を踏まえますと、このような法律の内容では、職員が予備自衛官等の採用受験のため申請をする場合の承認は困難であると考えております。

ご質問の２点目、「自衛隊への名簿の提供は従来の縦覧に戻すべき」についてであります。

一つ目の「名簿を提出するか否かの権限は町長にあり、基本的には紙媒体の提供は中止し、閲覧に戻す考えは」と、二つ目の「現状においては、対象者全員に提供を知らせ「除外申請」ではなく、許可した者の名簿のみ提出する「許可申請」にする考えは」、三つ目の「18歳の対象者には高校生も含まれている。学校をはじめ個人情報管理は厳格にしなければならず、自衛隊にのみに提供することは、教育行政の中立性を損なうことになり、高校生を中止する考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

自衛官または自衛官候補生の募集に関する事務の一部は、地方自治法第２条第９項第１号に基づく法定受託事務であります。

また、令和２年12月の閣議決定により、自衛隊法第97条及び同法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣から募集に関し必要な資料の提出を求められた場合に、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることが明確化されたところであります。

その後、令和３年２月には、防衛省及び総務省の連名で、防衛大臣からの資料提出の求めに対し、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないとの通知が発出されたことから、本町では、防衛大臣の求めに応じて、情報提供を行う年度に18歳か22歳になる方の名簿の提供を行っております。

なお、住民基本台帳の一部の写しの提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律第69条第１項の規定により、法令に基づく場合には、本人の希望や同意は必要とされておりませんが、本町においては、個人情報の提供を望まない方への配慮として、令和５年度から除外申請制度を設け、名簿から申請者の情報を除外した上で提供を行っているところであります。

いずれにしましても、自衛隊への名簿の提供は法定受託事務として行っているものであり、令和６年第３回定例会における酒井はやみ議員の一般質問で答弁させていただいたときから、何ら状況に変化はありませんので、今後におきましても、防衛大臣の求めに応じて、高校生を含め住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供するほか、除外申請についても、町ホームページや広報紙など複数の媒体で周知するとともに、受付を通年で行うなど十分な配慮を行っていることから、許可申請にする考えはありません。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　それでは、再質問をさせていただきます。

はじめに国家公務員、地方公務員のいわゆる予備自衛官としての法律が既に可決されたと、成立したと。この質問を出すときには、まだ審議中でありましたけれども、いたしました。それで、それをもってなお地方自治体としての役割判断というのが、本当に大切なことになってきたなというふうに思います。

町長は、お答えの中で、これはもともと自衛官、自衛官ではありません、公務員の兼職を認めるというところから始まっておりまして、自衛官の幕別町では実績はあったかなかったか分からないのですけれども、既に公務員の方で予備自衛官として実際にお勤めになっている事例が、全国でこれまでもあったということを承知しております。ただ、その場合に職務権限者の、その当時の町長であり、首長であり、許可制、許可が必要であったということでありますから、当然、現場の公務状況を考えながら判断された合意の下でそういうことが進められてきた。私は、これが筋だと思うのですよね。ところが、今回変えられた法律は、その首長の承認というふうに町長は答えられていましたけれども、兼業をするかしないかの承認というのは、残ってはいるのですけれども、自衛官ということになっていけば、防衛省と手を挙げた職員との直接の話合いといいますか、全部飛び込んでということではないのですけれども、形上はそうなっていく。したがって、今回の法改定は、実際に実施、実際にそれが履行されていけば、相当な混乱が起きてくるのではないかと思います。

私は、この承認とか調整とかというふうに言われるのですけれども、新たな法律の中になぜ心配するかというと、そういう文言が入っていない。今まであったものが外されたということも示されてお

りますので、再度町長の認識、その辺の今回の法の成立によって、想定し得る町職員がそういうときに遭遇したときの現状実態、展開、もう一度お聞かせいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　まず、個人が応募の申請をする際には、まず本人の意志があって、予備自衛官なりをやりたいという意志があって申請をするわけですね。もともとは、中橋議員がおっしゃったように、公務員をやりたいと言って就職した人が、いざというときの自衛官の業務もやりたいということが、なかなかこれ考えられないことかなというふうに思います。まず、そういう意志がないと応募をしない、申請をしないということになるわけでありますから、しかもその上、従来であれば、今もそうですが、職務専念義務の免除の申請が必要で、それに対して許可がなければ申請ができない。許可がなければ、町長の、任命権者の許可がなければ、職務専念義務の申請があり、許可をするわけです。この許可がなければ、地公法違反になりますから、許可がないでやる場合。これは、あと営利企業の従事許可が必要かどうか、ちょっと分かりませんけれども、給料をもらいながら自衛隊の業務に従事するわけですから、営利というか手当もらうわけでないので、営利企業の従事許可は必要ないのかもしれませんけれども、少なくとも職務専念義務を免除するための許可を要するわけですから、私はこの法律にかかわらず、当然、地方公務員法の職務専念義務の許可申請をして許可をする手続を踏まなければ、そういった業務に従事できないということでありますから、私は今回の法律があったとしても、何ら問題はないといいますか、ただ従来であれば申請をするときと、いざ従事するときと２度、職務専念義務の許可が必要であったのが、申請するとき１回でいいよとなっただけであると私は認識しておりますので、その一番初めの入り口のところで許可申請をしてもらって、許可をするという手続が残っていますので、何ら問題はないと言いませんけれども、町長の権限がなくして職員が従事できる、申請できるということにはならないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　町長の判断どおりであれば、それは心配ないことだというふうに私も思うのですけれども、今回の法改正は大きく三つあるのです。もともと何でこんなことに、後ろの質問にもつながるのですけれども、自衛官そのものが不足しているのですよね、充足率。特に予備自衛官は、本自衛官もそうですけれども、予備自衛官は予備自衛官そのものは７割、さらに自衛官法だとかいろいろありますから、もう４割、５割なのですよね。そういう中で苦肉の策として、何としても人を集めたいと、何としても応募してもらいたいという思いから出発している法律ですからね。ですから、職務があって来られている公務員として全うしようという方たちに、まず自ら手を挙げることはないだろうということからのお話だと思うのですが、ここがだんだん挙げたくなくとも、そういうふうに向かわされていくというか、これが今までのいろんな仕組みといいますか、仕組みづくりの中で、そういうことの思いがあるから法律も変え、つくってくるということなのですよね。

それで、例えば町長、賃金の保障のことおっしゃられますよね、今ね。予備自衛官に募集した人たちは、今までは町長がいいですよと言ったら、決まった期間、最低訓練は５日コースと 30 日コースがあって、その間は職務を休んで行くということなのですけれども、これまでは自衛官の人たちに対する報酬と、それから職場を休んで行くわけですから、職場での賃金と両方をもらうということはなかったわけですよ。ところが、今回の法改正ではダブって支給しますよ。送り出すほうは、賃金止めてはなりませんと。それから、防衛省のほうはちゃんと出しますよと、こういうふうにやっぱり仕向けていくのですよね。そんなことだけで心動くっていうふうには思いたくないですけれどもね。実際そういうことが具体的に変えられています。訓練招集に応じた期間の本務の給与は減額しない。手当は引き続き支給するというふうに、法改正は明確にされました。

それから、予備自衛官になるときに、招集に応ずることも含め承認を受ける。これ町長言われるように、招集に応じる際は要らないのですよね、本人が手を挙げればいいわけですから。ただ、いわゆる地公法の関係で、再度町長に応募したと、そして応募に向けての準備が整ったと、町長行かせてくださいというふうになって、初めてそこに承認。ここが町長、これがあるから大丈夫だと言うのです

けれども、しかし最初の招集に応ずるということは、本人の意志でできるわけですから、この辺も非常に縛りを緩くしてきているというようなことで、やっぱり私はこれができたからって大丈夫だよと安心している、そういう内容ではないと思いますけれども、再度どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　中橋議員がおっしゃるとおりであれば、安心していられないというふうに思いますけれども、結局応募をするときに、職務専念義務の従事許可が要るわけですよね。そこで、歯止めが効くということです。ですから、二段階で職務専念義務の免除許可を受けていても、１回申請するだけでいいというのが今回の法律ですよね。

ですから、私は一番初めの申請をするとき、応募申請をするときに、これは当然職務外に従事することが予想されるわけですから、職務専念義務の免除許可が必要であると。そこでもうオミットできると、歯止めができるというふうに考えておりますので、これは今回の法律は、申請時に１回取れば、いざ招集がかかって従事するときの許可は不要だよというものですから、二段階で今まで必要だったのが、１回初めのときだけでよろしいということでありますから、私はその初めのときに歯止めが効く、許可できる状況にはあります。いつ何どき招集がかかって、職員が従事するか分からないのに、それはまずうちの役場の仕事の状況を見たら、それは出せるような状況にないわけですから、それはもう当然許可などはできるわけもない。ましてや、今の手当の関係、ちょっとよく分からなかったですが、手当が従事したときに、町職員としての手当がもらえることは私は承知しましたけれども、自衛隊側でも手当がもらえるというのは、ちょっと承知してませんでした。そうなると、営利企業の従事許可も当然必要になってくるわけでありますから、許可の内容は違うけれども、二つの許可も必要になってくるだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　二段階ということは承知しております。一番最初にバリアというか壁があって、それを通過すればずっと許可なく行く。これは、そのとおりなのですが、招集に、職員の方に手を挙げることは、手を挙げていいということと、それからやっぱりここにもあるのですけれども、予備自衛官を兼業する際の手続の特例を設けられたわけですよね。それで、国としては自衛官の人たちを集めたいわけですから、やっぱり給料を出すということも、当然手段の一つですよ。そういうことを宣伝、普及しながら、心理的に手を挙げていただく環境をつくっていくというようなことも含めて、最終的には本人の意志、それから首長の権限というのも全部なくなっているわけではないのですけれども、そういう環境をつくられて、本人自身が行きたい、行きますよというふうになったときに、町長はそれは今の段階では駄目だということを言われるわけですが、しかし本人の考えもあるわけですから、そういった形でどんどん崩されていくという懸念があるわけですよね。その辺はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　おっしゃるような懸念はあるとは思っておりません。

本人がどうしても行きたいのであれば、許可はできないとなったら、これは退職するしかないのでしょうかね。どうしても自衛隊業務をやりたいのであれば、この今ある職員としての、町職員としての職を辞して自衛官に応募すればいいだけの話であって､それだけお国のために働きたいのであれば、そっちを優先すべきであって、両方やることはこれ町民目線で見ても、町職員が自衛隊の業務に従事して給料もらってますよなんてことは、到底理解できることではないと思っていますので、私は従事許可がそもそもできるものではないし、内情を考えても、皆さんどこの部署でも少なからず時間外勤務をやりながら必死で業務をこなしている現状においては、いつ何どき招集されるか分からないような業務に従事するような許可は、出せるものではないというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　まあ安心していいのかどうか、許可を出さなければ、そういう現象は生まれないのだ。でも、退職ということはあり得るのかなとは思うのですけれども、ただ、やっぱり私は何でこんなことをここで取り上げるかというと、着々とそういうことがつくられてきているのですよね。タ

ーゲットは、この制度はもちろん民間にも適用されるのだけれども、一番最初に国家公務員、地方公務員と名前を挙げて法律をつくってやってくるということは、国家公務員や地方公務員、職務専念義務に従いますという中で、その命令の上に、最優先の国防ということになってきたときに、やっぱりそれは流れとしては危険な道につながるということは、想定せざるを得ないのですよね。

したがって、今の町長のお答えや姿勢であれば、この時点で心配なことはないのだよということでありますが、こういうふうな法律が制定されたということについては、やはり危機感も持つべきだと思いますし、それからこれはもう国のことでありますから、こういうことはもう関係機関を通して伝えていくわけしかないわけですから、ぜひそういう認識を持っていただきたい、このように思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　現状、自衛隊においては、定員を大きく下回って２万 6,000、２万 7,000 人ぐらい不足している。そういう現状があって何とか、しかもその中でも 16 階級あるうちの士という階級がありますけれども、これは３階級ありますけれども、ここが６割しか充足していない。何とかそこを埋めていきたいという思いがあるということは、私も重々分かっているつもりであります。そのための環境づくりとして、公務員が一番ターゲットになりやすい、ハードルが低いのだろうな。それでまずは、国家公務員と地方公務員をターゲットにしているのだなということは、これも重々分かっているわけであります。

ただ、これを防ぐ、我々の任命権者としての防ぐ手法があるわけですから、そこは先ほどから申し上げているように、許可は出せない、どうしても許可を無視してでも自衛隊の業務に従事したいというのであれば、そちらを優先して、そっちのほうに正式に採用になってもらうと、それが筋であろうというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　分かりました。前段の認識は、共有できるかなと思います。

あとは、それが公務員の方といえど、それぞれの自分の生き方、選択の自由というのはあるわけですから、そこはやはりこの職場に残っていただくような職場環境づくりとか、そういうことが大事だろうなと思います。年間、退職される方も多い中で、こういった仕向けるようなものが、実際に国会を通ってるわけですから、私はやはり危機感を持ちながら臨んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に入っていきます。

自衛隊の名簿の提供の閲覧に関わる問題であります。

これも、大本にあるのは今の質問とも関連しますが、町長が言われたように自衛隊員が２万 7,000 人不足していると、それが続いてきているということから、これを増やす手段として各市町村に名簿を提供していただき、そこに就職のあっせん、はがきなり、訪問なり、ダイレクト名簿のようにして活用されていっていると、これが実態であります。

なぜそもそも自衛隊が不足しているのかということについては、種々ありますので、数は申し上げませんけれども、やっぱり今の自衛隊の任務としての国内の国民を守るとされている自衛隊法の中にうたわれているわけですから、それの範囲からだんだん外交の在り方、国防の在り方が変わってきているという中で、やはり身の危険は本当にもうそれはもうプロフェッショナルとしてやっていただくわけですから、身の危険は大きいという中で、応募が減っているということは否めない事実だと思います。その上で、私はこの問題、酒井議員も前段質問もさせていただきましたし、やっぱり実は町長も言われたように、法定受託事務ということを受けて、これはもう希望しない人を除いていただくしかないかなという、そんな考えで実は来ていたのです。ところが、全国の自治体でこれに答えているのが 66 パーセント、つまり 34 パーセントは答えていないということになれば、なぜそういう違いが出てくるのかなというふうに思ったわけです。

町長が言うように、法律に定められていて、絶対やらなければならないということであれば、これは本来は 100 パーセントになるはずですが、なっていかない。中でも、例えば埼玉県は、応募をしている自治体がほとんどないと、提供している自治体がないということまで聞こえてきています。

こうなってくると、その見解、判断の違いはどこから出てくるのかなというふうに思うのですよね。見てみますと、これ裁判も起きていますから、裁判の基本は憲法の 13 条、基本的人権、個人のプライバシーは守るという、その法律でばんと定められている。これが第一にあるわけですね。そして、第二には幕別町でもお持ちです。つい 2006 年に改定されましたけれども、住民基本台帳、住基法の中で住民の情報をそこにあるわけですから、それを提出してはならないという縛りがあるわけです。この二つに基づいているから、33 パーセントの自治体は紙媒体あるいはデータで提供することはしない。町長が言われるような法定受託事務として、何としてもそこを応えるということになっていけば、住基法で認められている閲覧ですよね。従来に戻るのですけれども、これしかないのではないかと思うのです。したがって、閲覧に戻せませんかというのは、そういう考えの下で求めたのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今回の質問については、この事務が法定受託事務であるというところから始まっています。ただ、法定受託事務だから、やらねばならないではなくて、することができるという内容の法定受託事務であります。それを受けて、町長がどう自分の持っている権限を行使するかということになるわけでありまして、私も自衛隊が全く害のある組織であるとは思っておりません。非常に国民にとっては有用なありがたい組織である。そこの隊員が不足している以上は、そこの隊員をある程度確保するための募集事務が円滑に行われて、就職する人が確保できることがいいだろうという思いから提供しているわけであります。しかも、これは法令の範囲内ですから、住基法においても個人情報の保護については、法令で定まっている場合については、許可を要しないというふうになっているわけですから、私は法令違反をしながら紙を提供しているわけではなくて、法令遵守、コンプライアンスを最大限重んじながら、この事務を行っていることが根底にあって、しかも先ほど申し上げた、やはり自衛隊がしっかりとやはり機能していただきたいと、そういう思いがあるから今の事務をやっているということでありますので、これが法律違反があれば、やめなければなりませんけれども、法令に従った中で事務をこなしているということが根底にあります。

それで、訴訟の話もありました。これが違法なり違憲なりとなれば、当然直ちにやめなければなりませんけれども、今はそういう判断は出ておりませんので、私はやはりこの事務についてはしっかりといいますか、自衛隊の定数が２万 7,000 に達してないということはあります。だから、これについても私は協力本部の方に申し上げているのは、２万 7,000 に減っているということを、それを維持していくことに今無理があるのではないか、非常にいろんなところに職業の選択の自由が及んでいるわけですありますから、これは自衛隊そのものとしても定数の見直しというのが必要なのではありませんかということも、実は申し上げているわけでありまして、そういう中において、今、私に課せられた業務については、淡々と法令に従ってこなしているということであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　申し上げておきますけれども、私、自衛隊が害のある組織だなんて一つも思っておりません。これまで、東日本大震災、能登や熊本を見ても、どれだけ献身的なお仕事をされているか。言いたいことは、自衛隊法の中に国民の生命・財産守る、地方公務員もありますけれども、国民を守るためというところから、一歩を踏み出していく。これは、見解の違いがありますから、ここで長く申し上げませんけれども、そのことによって募集が減ってきている、これ事実ですよ。ですから、こういうことが踏まえて質問しておりますので、決して害があるとかという、そういうことは申していただきたくないというふうに思います。

それで、やはり私は定数を、今見直すことも、動きがあることも聞いておりますというか、マスコミで出されているのは掌握しております。それで、結局、町長の今の答弁は、最終的には町長の判断だということですね。これは、もう間違いないです。33 パーセントの人たちは、判断としてやらないことができるからやってないわけですからね。それを法定受託事務だから、従わなければならないということになれば、またちょっと違うなというふうに思って再度質問しました。

それで、私やはり住基法というのが、1960、昭和47年ですか、制定されたの。ちょっと違うかもしれません。そもそもこの住基法というのは、やはり住民の基本的な情報を集約し、活用には厳格な要件が必要なのですよね、もちろんその厳格な要件に従って、可能だというふうに町長が判断されて出していらっしゃると思うのですけれども、それがやっぱり私は、なぜ厳格にされたかということは、個人を守る、さっき憲法13条を申し上げましたけれども、そこに行き着くのだと思うのですよね。それで、そのことが今の状況の中でどんなことが例えば生まれてきているかといいますと、以前ですと例えば町内会でも名前を出していましたとか、あるいは学校なんかも子どもたちの名簿が全部住所も含めて出ていました。役場の職員の方もそうだったのではないかと思う。それが、全部今なくなっています。なぜかというと、その憲法13条を守っていくためには、そういう手段を取らなかったら守れないからではないですか。なぜそこが、自衛隊だけが別扱いになるのか、そこは住基法の立場の判断からして、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　先ほど答弁で申し上げましたけれども、住基法上からいうと、個人情報保護法が根っこにあるわけですから、個人情報保護法の69条1項の規定によって、法令に基づく場合には、本人の希望や同意は必要とされていないということがあるので、特に個人の許可を得ていないということでありますから、これも先ほど申し上げたように、私は法令に違反して業務をやっているわけではありませんので、そこは理解していただきたい。

それと、私が申し上げた害のある組織というのは、私が思っているのであって、中橋議員がそう思っているというように申し上げたつもりはありませんので、これも誤解のなきようお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、33パーセントというお話が、埼玉県ですか。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　いえ、全国。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　実は十勝管内見ると、確かに閲覧しているところあります。18分の２、９分の１、十勝管内ではそういう状態であります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　そこで、続けます。

この３番にも関わってくるのですけれども、個人情報を保護するのが大前提の住基法であり、個人情報保護法、これもこの間改定されましたけれどもね。その下に、特別な場合ですよね、本人の許可がなくても、あるいは首長としてできると。その許可なくしてもできるという重要性ということも含めて、自衛隊の募集をそこに町長はそういうものだと判断して出していらっしゃるわけですね。

それで、これはさっき細かい事例も言いましたけれども、人が足りないとかいろんな状況は、どこの消防であるとか警察であるとか、いろいろありますよ。だけど、もちろんそこから閲覧の希望もないからでしょうけれども、そういうものはほかに出しているところないのではないですか。自衛隊だけが、やはり特別にされているということは、私は全体の状況を見たときに、これは足踏みすべきことだというふうに思うのと、それから職業のあっせんですからね、ですから、高校生なんかにとっては、それは訪問も含めて禁止されているわけですよね。だけど、その道をやることによってつながるではないですか。そういうことも考えていけば、もっと慎重に、つまり法の下で許される閲覧というところで、とどまるべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　人材の確保というのは、どこの業界においても本当に過去に苦労されている。だからといって、やみくもにどこかあるところから名簿出してくれと言われて、ああ、出しますよという話ではなくて、ここはやはり根っこのところに、自衛官募集事務は第１号法定受託事務であるというところがあるわけで、これがないとやりませんよ。そこが一番根っこにあるわけですから、しかも

自治法の施行令の中にはっきり言われている。自衛官募集に関して、市町村が協力することは法定受託事務だと言われているわけですから、そこを根拠に私は仕事をしているわけであります。ただ、先ほど申し上げたように、判例が出ればこれは別ですよ。判例は法律ですから。ただ現行においては法に従って事務手続を進めているということであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　法に従ってでもやっていない自治体もあるという、これ事実ですよね。そして、それは判例が出たらやめますよというのは、それはちょっと町長、何ていうんでしょうかね、当然それはもうやめなければならないからやめるということだけであって、町長の幕別町民の個人情報、人権、憲法に基づいてというふうに考えたときに、自衛隊だけを今やっていることに対して私は違和感を感じますけれどもね、自衛隊たくさんいろいろ足りないところある中でそうですからね。そういう視点から、やはり振り返っていく必要があるのではないかと思うのですよね。これ、もともとやっていたわけではなくて、2015年の安保法制がつくられたときからではないですか。このときだって、無理やり総務省と防衛省で、法違反ではないよというお手紙を出して、それに応えたのがうちの町長ではないですか。だから、私はやはり個人情報を、本当に町民が安心して幕別町だから全部委ねられるんだというような町にしていただきたいのですよね。そうなってくると、やっぱりとどまるところはとどまる、受託事務だからということであれば、それは閲覧でいいではないですか。そういう法律を私破れなんて言ってませんから、だからそういうことをやっぱり考えていただきたい。

　そして、このもう一つ、そのまま出しても問題ないから出しているということではありますけれども、この名簿が出されることも十分承知していない町民は、私は少なくないというふうに思います。もちろんネットだとかお知らせが広報で報道されていますけれどもね。そして、私の名前は出さないでというのは、１か月間の、４月いっぱいの１か月間の期間区切ってやっていますけれども、これとて十分ではないというのを、私は反映しているのだと思うのですけれども、ほとんど少ないではないですか。そうなってくると、町側としてはお知らせしているのだと、本人たちが手を挙げてこないから、だからいいのだということでしょうけれども、しかし実際はそういうことがやられていることも、十分承知されていないということであれば、本当にくどいようですけれども、プライバシーの侵害、個人の尊厳、ここに立脚するのであれば、むしろ出すことを皆さんにお知らせして、住基法上はそうなっていないとおっしゃいましたけれども、でも閲覧をこうやってやるわけですから、実は18歳の方、22歳の方、やりますよということが、その当事者にお知らせされて、私はいいよ、私は嫌ですよというふうにするのが一番真っ当なやり方ではないかと思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　一番真っ当かどうかといえば、一番それが親切、丁寧なやり方だとは思います。ただ、これがすべからくいろんな事務がある中で、ではそれ全部やるのですかという話になるわけですね。これに限らずということになりますから、それをやるためには職員何倍いればいいのですかということになるわけで、何倍もいたら税金をそれだけ使うわけですよ。やっぱり最小の経費で、最大の効果を上げるという、そういうところがありますから、おのずとやれることは限界があることは、やっぱり分かっていただけなければならないと思いますし、少なくとも通年で申出は受けているわけですから。そして受けられますよということもお知らせしているわけですから、ここは私は限界に近いというか、これ以上何をやるかといったら、本当に個々にお知らせするしかないわけで、そこまで経費かけてやるのですか。では、ほかの事務も全部経費かけて一々やるのですか。福祉灯油だって全部、では１軒１軒電話して、希望取るのですか。何でも補助制度はそうですね、そうなると。そうなると、給付事務だって、基本的に申請があって、それに対して決定をするということですが、それだってそういうことになってきかねないわけでして、私はどこで事務を止めるというか、ここでやめようというところは、おのずと出てくるわけでありまして、これはこの件に関しては、私は今やっているところが限界だろうなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　町長、力込めて言われましたけれども、何もかも全部しなさいなんていうことではありません。だけれども、問題は今これだけ情報の漏えいだとかも含めて、たくさんの犯罪なんかも起きているときに、自ら閲覧で終われるところを、全部提供するということを判断してやっているわけですから、であるならば私は町民にきちっとお知らせする、そのぐらいの覚悟というか、姿勢を持つべきではないかなというふうに思いますよ。聞いていましたか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　私は、少なくともこの情報は、自衛官募集に関わる以外のところに流用されるのであれば、これは大きな問題であるというふうに思いますけれども、募集に関してのみしか使っていない。しかも、これは１年たったら廃棄するということでありますから、私は自衛隊の対応としても、しっかりと厳格に情報を守っているというふうに思っておりますので、何事も限界がありますから、これは私はこのここまでかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　固い決意で出されているというのが感じられるというか、見えますのでね。ただ私はやはり曲解して、それに職員がかかるから、お金がかかるから、ではほかも全部すればいいのかと。私は、行政ってそうではないと思うのですよね。裏を返して言えば、そうやって自衛隊に出すのだったら、どこにでも、では出すのかということにも、それは法定受託事務だからと言いますけれども、さっき言ったようにいろんな風穴開けてきているわけですから、だから特例はやはり特例でなければ駄目だ。特例は全体に、特例というのは要するに自衛隊だけ特例でやっているわけですよね。それは、やはり私はそういうものをやっていくことによって、ではほかはどうなのだと。町長のおっしゃられるのと逆ですよ。そうやって自衛隊をやっているのだったら、ほかどうなのだということにならないですか。町長は、私がそれをみんなにちゃんと確認して、そして希望する人だけやりなさいと言ったら、そんなことほかの事務もみんなかかると、お金もかかるとおっしゃられましたけれども、それはやっぱりもともとプライバシーは守られないより守られたほうがいいわけだから。基本そこではないですか。そこからお尋ねしているのに、どんどん行政が人手が、お金がなんていうふうになっていったら、これもう質問になっていかないですよ。

　私は、今、戻ります、戻りますが、この自衛隊の名簿提供、紙媒体、これは全国で７割弱しかやっていないということを、まずお伝えしたい。３割の首長さんは、個人情報を保護するためにそこまではしない。その上で、受託事務というのであれば閲覧、ここは容認すると、こういうところが全国で３分の１あるわけですから、私はこういう首長の姿勢にも、町長には一考を要していただきたい、このことを申し上げて、終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

　この際、11時５分まで休憩いたします。

10：58　休憩
11：05　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

　次に、谷口和弥議員の発言を許します。

　谷口和弥議員。

○16番（谷口和弥）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

　幕別町の地域経済活性化を推し進める電子地域通貨「まくPay」に。

　今年４月１日、幕別町・幕別町商工会は食料品等の物価高騰による幕別町民の負担軽減のために、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用した「まくPayポイント還元事業」を２事業実施しました。

　実施した事業の一つは、１人当たりポイント１万円相当の行政ポイントをチャージしたまくPayカ

ードを住民基本台帳上の世帯主に対して世帯人数分を送付する事業。もう一つは、「まく Pay」を利用して買物をするとカード１枚当たり５万円を限度額に最大 50 パーセントを還元する「生活応援キャンペーン」を今年度４月１日から５月６日までの期間で実施したものでした。

幕別町商工会が主体となって運営している「まく Pay」は、令和４年 12 月から導入されました。昨年度までは参加事業者数、利用登録者数、利用率など、どの項目においても導入当初の計画を大きく下回り、「行政ポイント」「０・８・９まく Pay の日キャンペーン」、「「まく Pay」電子マネー山分けキャンペーン」などこれまでさまざまな事業を行ってきたにも関わらず、大変厳しい利用総額の推移を示してきました。

今年度実施した２事業が、「まく Pay」利用の推進につながり、町内の地域経済の活性化にどの程度寄与したのかの総括のほか、従来から指摘されてきた課題や新たに生まれた課題について整理する必要があると考えることから、以下の点について伺います。

１、今年度４月１日から実施した２事業の成果は。

２、「まく Pay」の課題解決に向けた今後の取組について。

（１）個人を特定する情報を持たない「まく Pay」カードを、「生活応援キャンペーン」等によって１人が複数枚所持するケースが発生することとなりました。いかなる場合も再発行しないとされるほどの「まく Pay」カードの管理方法は。

（２）「生活応援キャンペーン」で発行された「まく Pay」カードのこれまでの利用件数と利用率は。

（３）有効期間２年間を過ぎたことで幕別町商工会の収入となった電子マネーやポイントのこれまでの総額や収入の活用方法は。

（４）「まく Pay」参加事業者数を増やすための取組は。

（５）行政ポイントの拡大や公共施設利用料の支払いを「まく Pay」で可とする考えは。

（６）今年度、大型店の事業参加があったことによる影響と、さらなる大型店・コンビニエンスストアの事業参加の可能性は。

（７）幕別町商工会に加盟していない町内事業者にも「まく Pay」を利用することができるようにする考えは。

３、今後の「まく Pay」利用推進のための施策と幕別町商工会に対する支援の考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　谷口議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の地域経済活性化を推し進める電子地域通貨「まく Pay」に」についてであります。

ご質問の１点目、「今年度４月１日から実施した２事業の成果は」についてであります。

町が食料品等物価高騰対策として、商工会が実施する幕別町電子地域通貨「まく Pay」を活用した生活応援キャンペーン事業の実施結果につきましては、４月１日から５月６日までの期間中におけるカードの利用枚数は 6,134 枚、ポイント還元の対象となる利用額は、想定を大幅に超える１億 8,935 万 7,149 円となりました。

この結果、最大50パーセントとしていた還元率は21.15パーセントまで下がることとなりましたが、先月 26 日にプレミアム分を利用者に還元したとのことであります。

また、町民１人当たり１万円相当額の行政ポイントをチャージした「まく Pay」カードを交付する「食料品等物価高騰対策支援事業」の実施結果につきましては、町民２万 4,905 人に対して「まく Pay」カードを交付したところでありますが、先月 31 日までの２か月間の利用額は１億 2,504 万 8,773 円で、利用率は 50.21 パーセントでありました。

この結果、生活応援キャンペーン事業の還元対象外となる５万円以上の利用分を含めた２事業の利用総額は３億 2,335 万 9,988 円となり、町といたしましては、物価高騰に対する町民の負担軽減や地域内の消費喚起につながるとともに、ドラッグストアやホームセンターなど新たな加盟店の参加と相

まって「まく Pay」の認知度向上が図られたものと認識しているところであります。

ご質問の２点目「「まく Pay」の課題解決に向けた今後の取組について」であります。

一つ目の「個人を特定する情報を持たない「まく Pay」カードを、「生活応援キャンペーン」等によって１人が複数枚所持するケースが発生することとなった。いかなる場合も再発行しないとされるほどの「まく Pay」カードの管理方法は」につきましては、「まく Pay」は個人情報を取り扱わないことで加盟店での速やかなカード発行を可能とするため、北海道財務局に対し個人を特定しない電子地域通貨として登録しております。

「まく Pay」カードの管理については、カードを紛失もしくは盗難等の場合には再発行しませんが、利用者の故意または過失によらず、カードの読み取り不良または破損等があった場合は、カード番号が判別可能な場合に限り、商工会の審査及び判断により再発行されております。

緑色の「まく Pay」カードは、３月末までに町内外の方に対し 7,586 枚発行しており、加えて４月からの食料品等物価高騰対策支援事業として、町民を対象に２万 4,905 枚の黒色のカードを交付しているほか、生活応援キャンペーン事業効果から新たにカードの交付を受けた方もいるなど、現状１人で複数枚を持つ方もおります。

町といたしましては、今回のキャンペーンの結果について商工会と検証し、カードの管理も含めた今後の「まく Pay」のあり方について検討していくこととしております。

二つ目の「生活応援キャンペーンで発行されたまく Pay カードのこれまでの利用件数と利用率は」につきましては、４月１日から５月６日までの期間中において自らチャージし利用した枚数は 6,134 枚で、対象利用額は１億 8,935 万 7,149 円でありました。

これに還元対象外となる１枚当たり５万円を超える利用額 895 万 4,066 円を加えると、利用総額は１億 9,831 万 1,215 円となりました。

三つ目の「有効期間２年間を過ぎたことで幕別町商工会の収入となった電子マネーやポイントのこれまでの総額や収入の活用方法は」につきましては、「まく Pay」の電子マネーとポイントの有効期間はカード最終利用日から２年間、ギフトカードはカード発行日から６か月間とされており、いずれも有効期限を過ぎると失効することとされております。

これまで有効期間が過ぎたことで失効した電子マネーとポイントの額は、令和５年度はギフトカードが 55 万 3,486 円、６年度は電子マネーが 76 万 6,354 円、ギフトカードが 47 万 5,352 円の合計 124 万 1,706 円、７年度は電子マネーが 170 万 1,314 円、ギフトカードが 46 万 319 円、行政ポイントが 35 万 1,450 円の合計 251 万 3,083 円であり、総額で 430 万 8,275 円なっております。

これら失効分につきましては、商工会における「まく Pay」事業の通信費や金融機関手数料、キャンペーンの端数処理に要する商工会負担金として活用しておりますが、引き続き「まく Pay」の利用促進のための環境整備や地域経済の活性化に資する事業として運用していただくよう商工会と協議を進めてまいります。

四つ目の、「「まく Pay」参加事業者数を増やすための取組は」については、事業者が「まく Pay」の加盟店になるためには、加盟時現在、商工会会員の資格を有していることが条件とされております。

加盟店数は、スタート時の令和４年 12 月は 142 事業者でありましたが、商工会や町が町内事業者に対して「まく Pay」加盟店の勧誘を継続してきたほか、国の交付金を活用したさまざまなキャンペーン事業を実施してきたことにより、今月１日現在は、導入時に比べ 15 事業所増の 157 事業所となったところであります。

今後におきましても、「まく Pay の日」など利用促進事業の実施、商工会や町のイベント等における「まく Pay」の積極的な利用促進を図るとともに、未加盟事業者に対して積極的に「まく Pay」を紹介するなど、引き続き商工会と連携して、加盟店の拡大に努めてまいります。

五つ目の、「行政ポイントの拡大や公共施設利用料の支払いを「まく Pay」で可とする考えは」につきましては、現在、行政ポイントは転入や特定健診事業への参加、ゼロカーボン推進事業など 12 事業で実施しており、これまでに延べ 4,345 人に対して 4,336 万 150 ポイントを付与したところであ

ります。

ポイントの拡大につきましては、本年度から特定健診みなし健診事業において付与ポイントを 50 ポイントから 500 ポイントへと引き上げているほか、今月から再生可能エネルギーの有効利用の促進及び脱炭素化を図ることを目的とした「まくべつ卒 FIT パブリックサポート事業」においても、卒 FIT 電源提供者に 1,000 ポイントを付与することとしたところであります。

次に、「「まく Pay」による公共施設利用料の支払いを「まく Pay」で可とする考えは」につきましては、現在、町の公共施設使用料は、施設内の券売機の利用、施設窓口での現金払いもしくは納付書による支払いやスマートフォン決済により行うこととしております。

公共施設使用料を「まく Pay」で支払う場合には、電子タブレットによる支払処理を行うため、施設に常駐の管理人が必要であることや支払い時に事業者に発生する 1.8 パーセントの手数料負担のあり方、電子タブレットの導入経費などの課題があります。

町といたしましては、「まく Pay」の利用機会を増やすことは、「まく Pay」の定着を図る上で重要と認識しておりますことから、行政ポイントの拡大や公共施設利用料の支払いに「まく Pay」を活用することにつきましては、他自治体の事例も含めて、今後、調査研究をしてまいります。

六つ目の、「今年度、大型店の事業参加があったことによる影響と、さらなる大型店・コンビニエンスストアの事業参加の可能性は」につきましては、４月から大型店２事業所のほか 13 事業所が新たに「まく Pay」の加盟店に加わり、現在は 157 事業所で「まく Pay」の利用が可能となっております。

大型店の事業参加への影響についてでありますが、２事業の利用総額３億 2,335 万 9,988 円のうち大型店２店舗の利用額は 8,315 万 9,604 円、率にしますと 25.72 パーセントでありました。

町内の経済を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の影響により年々規模が縮小することが推測されるため、商工会におきましても、これからは大型店やコンビニエンスストアなどと連携して地域経済を維持していく考えの下、大型店やコンビニエンスストアなどを含め加盟事業者を増やすことで消費者が「まく Pay」を利用しやすい環境整備に努めていくとしておりますことから、町といたしましてもこれに協力してまいります。

七つ目の、「幕別町商工会に加盟していない町内事業者にも「まく Pay」を利用できるようにする考えは」につきましては、「まく Pay」は、キャッシュレス化の推進と電子地域通貨の特性を生かした地域経済の循環を図ることを目的に商工会が実施主体となっているものであり、町といたしましては、これに直接お答えする立場にはありませんが、町内のより多くの商工業者が一体となって「まく Pay」に取り組むことは永続的に事業展開していく上で大切なことであると認識いたしておりますので、町としても商工会への加盟を促進してまいりたいと考えております。

ご質問の３点目「今後の「まく Pay」利用促進のための施策と幕別町商工会に対する支援への考えは」であります。

「まく Pay」につきましては、導入時からこれまで、キャンペーンの実施や行政ポイント付与制度の導入など財政的な支援をはじめ、参加事業者の拡大など側面的な支援に取り組んでまいりました。

本年度につきましては、今月から 12 月 30 日までの期間において、０、８、９の日に電子マネーで買物をした際に、１枚のカードにつき１月当たりの利用額の上限を５万円として、対象利用額の５パーセントを還元する「まく Pay の日」キャンペーンに対する支援を行うこととしており、「まく Pay」のさらなる定着を目指しているところであります。

今後につきましても、将来のキャッシュレス化を見据えた商工会の基幹事業として、町内の経済循環を支える持続可能な重要基盤となるように、町といたしましても商工会と一体となり、「まく Pay」に関する情報の発信や加盟店の拡大などにより、消費者に利用されやすい環境の整備に努めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今の幕別町議会産業建設常任委員会のこの２年間の活動の重点テーマが、持続的な幕別町の商工業の発展ということで昨年５月に決めていて、それをこれからまとめていくという作業に入っていくわけですけれども、私からの発信としては、今回の質疑が重要な部分かなというふうに思うものですから大いに議論させていただきたいと思います。

基本的なまくPayの考え方や商工会の支援に対する考え方はよく分かりました。大いにといいますか、私も町長の考え方には賛同するところであります。ただ、やはりこれが本当にずっと半永久的にといったらあれですけれども、長く継続される、そういうシステムにするためには、導入当初からのいろいろな課題があったし、そして今、新たに大きな事業を２つ今年度展開した中でさらにまた生まれた課題もある。その辺も整理しながらこのまくPayがさらに利用を推進させるような、利用を広めて、そしてこのことが地元の経済活動を発展させ、さまざまな事業者が潤うと、町民の喜びにもつながる、そんなふうになればいいなということの中で質問をさせていただいているところであります。ご答弁の中ではまだ商工会とこれから検討するということやほかの自治体を参考にするというご答弁がまだまだたくさん多くて、これからしっかりと議論を進めていっていただきたいなということの感想を持った次第であります。

それで、考え方等については賛同するということを表明させていただきましたけれども、２事業の成果というところからいいますと、大変大きな成果がやはり生まれたなと。それは、山分けキャンペーンの額も大きかったし、還元額も大きかったし、それから全町民にという言い方をしていますけれども、１万円のチャージされたカードが配られたということがありました。

この私の発言の中では何回か名寄市の取組を参考にさせてもらった意見を述べたいと思っています。前にも本会議上で言いましたけれども、名寄市とは人口規模がほぼほぼ２万5,000円弱ということで似ていることや、それから旧名寄市が旧風連町をほぼ幕別と同時期に同じような人口規模の中で合併していると。それから、土地、面積もほぼ一緒で、そして内陸部にあり、農業が基幹産業で、そして同じ会社をクレジットに使っているということの中では、本当にこんなに類似できる、類似的なよく似ている町があったものだなと思うぐらい比較しやすいものですから比較させていただきたい。あちらは自衛隊の基地がある町なので、ちょっとその辺の違いはあるのかもしれないけれども、大いに参考になるなというふうに思って、そのことからも質問させていただきたいなと思います。

今回のキャンペーンの中で３億2,000万円を超える大きな利用がこの４月末であったと。令和８年度の利用総額の目標が６億9,000万円ですから、まだこの大型キャンペーンの中であってもちょっと厳しいのかなというようなことも推察されます。それで、多くの町民がやはりこの制度については大変喜んでいます。カードがあることでやはり負担が少なく買物ができたわけだ。それだけではなしに、参加している事業者のほうからも、ふだん常連客さんが使っていくというだけではなくて、新たなお客さんがこれに乗って増えたと。そして、再度来店してくれるようなことにもつながったと。そういったことで言えば悪いことがなかったのかなというふうに思うのだけれども、言われることはやはり4,000万円の山分けキャンペーン。１人５万円、最大50パーセントの還元率ということの中では期待感があったと。その結果が21パーセントちょっとのということであった。これは決めたことだから別にルール違反をしたわけでも何でもないのだけれども、言われることの中で思うと、利用が順調な中では、さらに補正を加えて、4,000 万円よりも大きな金額にして還元率を維持するような、そういう手法が取れることはできなかったのかどうなのか、このことをまずお尋ねしたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今回のキャンペーンについては、還元することもさることながら、やはりカードが町民に行き渡っていない、7,000 枚程度しか行き渡っていないと。それでは効果が薄いだろう。ですから、まず町民お一人お一人にカードを持っていただくこと、約２万5,000枚を用意して、そこにしかもチャージをして、それプラス還元にも使っていただくことによって一気にこのカードの利用率が上がっていくだろうという一つの起爆剤の役割として始めたわけでありまして、ただ、結果は非常

によかったのですが、予算を組む段階、２月ぐらいですか、このときには果たしてどれだけ利用してくれるのかと。結果的には 21 パーセントでありましたけれども、ではこれプレミアム分を幾ら積むのだというところがなかなか、商工会側もうちの担当側も読みはなかなかできなかったということがありましたので、それで結果的には 4,000 万円ということになったわけでありますけれども、その手続が随時進んでいった。カードがそもそもいつできるのだ、３か月かかるのだというところから始まったものですから、ではこのキャンペーンをいつからできるのかと。初めはもう５月の連休明けぐらいからではないとできないのかなということもありました。でも、やはりこの春の時期、新生活に向けてのいろんな入り用がありますから、そこにやっぱりぶつけていくことでより多くの商品も利用もしていただけるのだろうということがあって、かなり急ぐ中でスケジュールを組んで、そして何とか４月１日から５月６日までのキャンペーンに間に合わせたということがありましたので、なかなかそこは途中で、どれだけ使われるかも分からない中で補正予算を組むまでのいとまは、私はなかったと。ですから、これ本当にだましたようで大変申し訳ない、そんな気持ちはあるのでありますけれども、結果として最大 50 パーセントということはずっと申し上げていましたので、うれしい誤算というか、そういう思いをしているところであります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　補正予算を組むようなということの中で答弁ありました。これはもう結果論で、終わったことですから､次にまた同様のキャンペーンがまたやれるというようなことになったときに、今回の事例も参考にすることが必要なのかなと。何パーセント還元するのか、総額は何パーセントとするのか、そのことがまたあるかどうか分からないけれども、していきたいと思います。

実は、今回のキャンペーンの最大の成果は、今、町長もおっしゃった、全町民にカードが行き渡ったことなのだと思うのですよね。名寄市のことをちょっと言いましたけれども、まずこれを冒頭のところでやって、そこからこの事業が伝わっている、始まっている部分があるのです。ですから、幕別町は４年たって始まった。４年、３年半か。少し手順としてはこのやり方は遅かった。もっと早くにこういう手法でもって全町民にカードを持って利用をするという、そういうきっかけになるような手法が必要だった。これも今さらどうしようもないことですけれども、今はそれが達成されたわけですから、このことは大いに今後の活用の在り方に、強化につなげていってもらいたいなと、そういう手法を取っていただきたいなというふうに思っているところです。

二つ目に行きます。個人を特定する情報を持たないまく Pay カード、要はこのまく Pay カードの番号は誰かということが分からない、そういう仕組みになっている。そういうふうに届出も行政上されているということは答弁の中で分かりました。心配しているのは、既に 7,000 枚以上のカードが発行されている中で、これは幕別町民が全員かどうか分からないけれども、ほかの自治体の方も持っていいわけだから分からないけれども、さらに２万 4,000 枚、約２万何枚のカードが発行されたことによって、１人複数枚持つことになったことによって、例えば今回の山分けキャンペーンですと、カード１枚につき最大５万円でということでありました。そうしたら、複数枚持っていたら、１枚につきだから、１人の人がその２枚のカード、３枚のカードを使ってキャンペーンを利用してしまうようなことも可能で、そのことも商工会、自治体としても分からないということになってしまっているのではないのかなということが心配されていました。それから、そのカードを落としても、チャージされている、残額があるカードを落としても、これが届いても誰だか分からないと、そういう仕組みなど心配があるわけであります。そういった仕組みをつくるということにならなかったのかどうなのか、この発行するのが誰のもとに届くかというような仕組みがつくれなかったものなのかどうなのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　商工観光課長。

○商工観光課長（大島洋平）　令和４年の導入時なのですが、令和３年度から町と商工会の中で協議を進めておりまして、まず個人特定をする情報を持たないカードをということで、まずはカード発行時における利用者の申込み手続の軽減、それとまた店舗で個人情報を取り扱わないことでそちらの個人

情報の保護の負担の軽減ということの側面から見たことで、幕別町のまくPay利用者、また加盟店のまずは拡充を図るものとしてスタートしております。また、大きな課題としまして、個人特定を持ったカードとして登録する場合には財務局の届出が必要になりますが、個人情報を扱うため、手続等の時間やハードル、また管理方法についてかなりハードルが高かったということで、今回は個人特定の情報を持たないカードとして事業のほうを進めております。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　個人情報の特定を持たないカードということで始めたことについては、それは今こういうふうに全町民が持つことになって、複数枚持つ町民もいるということになってもやはりその手法が正しかったのかなというふうに思った、そういう点ではどのような判断をされているかをお聞かせください。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　このようなカードの代表的なものとして、私はよく利用するSuica、交通系ICがあるわけで、これはやっぱり非常に使いやすい。すぐ入手してチャージして使いやすい、やはり何といっても使ってもらわないことには話にならないわけで、そこにいろんな制限を加えるとなかなかカードを持つことすら難しくなるわけでありますから、やはり一番は使ってもらうことが商工振興につながることだと、そこを優先したということでありますので、個人情報のひもづけをするといろいろ嫌がる方も当然いらっしゃるわけでありますから、やっぱり利用しやすさ、そしてそれが商工振興、消費につながっていくということを優先してこういう形にしたということであります。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　了解しましたよ。いや、実際、誰が何の買物をしたかなんていうことまで分かってしまうような仕組みにしてしまっては、それは悪いわけで、町長がおっしゃるようにまずは利用してもらうこと、たくさん町の経済に貢献してもらうことが最優先だ、そういうタイプのカードであることから、それは、ひもづけについては理解しました。

そうであっても、ちょっと先ほど触れられましたけれども、もうこれ以上１人の人が何枚もカードを持つようなことがないような仕組みづくりについてはちゃんと検討せねばならないのだというふうに思うのです。その辺についてはどうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　複数枚持つことは、もう既に複数枚、２万5,000枚配っていますから皆さん持っている、複数枚持っている。先に7,600枚が交付されていて、プラス２万5,000枚ですから３万3,000枚ぐらいは行き渡っているのだろう。今回のキャンペーンで改めて緑色のカードを求めた人も100人単位ではいるということであります。ですから、それをある程度前提にしつつも、できることなら今の黒色のカードを使ってくださいとか、そういうお願いしかないのですが、複数枚持ってもいいのですけれども、１枚のほうが使いやすいのではないですかとお願いするしかないのかなと思います。一番問題なのはキャンペーンですね。還元をしたときに上限を５万円というふうにつけております。これを複数枚持つことで、例えば５万円なのだけれども10万円の買物をしたと。50パーセント還元するよとなると、２枚持っていれば５万円還元できると。そういうふうな使われ方が果たしてどうなのかという議論は当然あるかというふうに思います。

そして、もう一つが、重点支援交付金を活用してプレミアム分を町が補助して、商工会がそれを使うと、実施するということになりますけれども、これ言ってみれば町に入ったお金でありますから、カードそのものは誰でも求められるので、そこをどう、商工振興の上ではいいのですが、町としては町に入ったお金を商工振興に使うのですが、これは市民であったりほかの町民であったりも利用可能、恩恵を受けられるということをどう捉えるかということもひとつ整理しなければならん課題であるというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　まさにそのとおりで、そのことも懸念している材料でありました。時間もあれですからと言ったらあれですけれども、課題の一つとして、これ以上複数枚発行されることがない仕組みの検討は必要なのだというふうに思うものですから、商工会とまたしっかりと打合せをしていただきたいなと思います。

２番目、生活応援キャンペーンで発行されたまくPayカードの利用数と利用率はについては、既にご答弁が一つ目の中であったものですから、これはちょっと割愛させていただきたいと思います。

３つ目であります。有効期限２年間を過ぎたことで電子マネーやポイントが失効する、無効になってしまう、この金額をどうするように考えるかということの質問であります。町からの補助金、運営主体が商工会、商工会にお任せして、それはやっていいお金ということになるわけなのですけれども、それが失効という形で収入になるということについては、やはりいろいろと意見があるのだというふうに思うところであります。利用してもらって、そのパーセンテージでもって、そして幕別商工会も収入にしていくという手法がやっぱり取られる形でないと、それの金額がまくPay導入前からのギフトカードと、それからまくPay、結局令和４年の12月からですから、２年ということは、令和６年の12月以降に発生するわけなのですけれども、それらの金額を合わせると既に430万円になっているというのは、ちょっと金額としては大きくて気になっているところです。これらの使い方については商工会さんと協議しながらということでありますけれども、もちろんこの地域経済の活性化のために使っていただきたい、使うべきだと思うし、それから失効した町民が、おお、なんだこれとかということにならないような、そういう仕組みをつくっていただきたい、そのように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　失効する、失効したカードなりの内容がそれぞれ違うわけで、通常のカードとギフトカードとあって、それぞれ２年と６か月という失効期限がついているわけでありまして、これ町民の方が自らチャージして、それでチャージ残額があるにも関わらず使わないというのは、これはもう自己責任というか、やむを得ないことで、これは事業主体側に帰属するのはこれはやむを得ないことだというふうに思いますし、カードについても、町民の方が何かの行事で景品として2,000円のカードを差し上げた、これを使わないで失効してしまった、これもやっぱり町民の方が合意の中でやっている事業で失効したものについては、これはもう帰属は商工会でいいのかなというふうに思っております。ただ、行政ポイントですね。これは町が税金と、原資は税金でありますから、これはどうするのかという問題は残っておりますので、ここはしっかりと商工会との話合いの中で基本的な考え方をしっかりと整理する必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　今、行政ポイントの話がありました。税金であると、町の。原資が。それと同様なことが今また起きようとしているのではないかなということが懸念されているわけです。１万円チャージされたカードが送られてきた。そのことによって、それは自らチャージしたお金ではなくて、中にはそのカードがどのように使われるのか、どのようにして使ったらいいのか分からないという方もいらっしゃるでしょう。アプリにデータを移し替えて、残高が常に分かるようなシステムにできるという人もやはりいるでしょう。今回の黒カード、黒カードという言い方しますけれども、それはそういう残高が使い終わらないで残ってしまう可能性が、中にはそっくりそのまま残ってしまうような、そういう可能性が多いぞということが心配事の一つであります。それらのことに対しての対策はどのように捉えていますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今回の黒色のカードにつきましては、重点支援交付金、これを原資としているわけであります。この事業はそもそも国のお金であります。国のお金、交付金については繰越しができないということになっていますので、その年度、いわゆる令和８年度で使い切らないと戻すこともできないので使い切ってもらわなければならないという、そういう制約があります。ですから、ここは

もう我々のPRもそうですし、商工会のPRもそうですし、それから店舗での使ったときのPRもそうです。あらゆる角度からPRをして、令和８年度中に使い切ってくださいよということを言っていくしかないのかなというふうに、戻す仕組みというのは取り入れられないので、使い切るということをみんなでお知らせをしていくということしか今のところ手法はないというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　使い切るということを発信していくことしか手法がないということであれば、そのことを徹底してやっていくしかないわけで、その役割を商工会さんと共にしっかりと果たしていっていただきたいなというふうに思うところであります。

四つ目、まくPay参加事業者数を増やすための取組についてであります。現在、このまくPayを導入した当時142だったものが、ややしばらくは145ぐらいの推移でずっと来ていて、この大型キャンペーンの始まる直前なのか、始まってからなのか、始まってからも増えていますよね。157になったと。これは、増えたということはすごく喜ばしいことで、どんどん増えていってもらいたいなと。名寄市のことで言ったらば300を超える事業者が加わっている。そのことを言ったらばまだまだ入る余地があって、もう入っていない事業者のほうが多くて、そして商工会に入っていてもこれを導入しない、そういう事業者さんもあってということの中では本当にもったいないなと。この大型キャンペーンにも乗れないわけでと思うわけであります。この大型キャンペーンの成果など商工会さんも当然勧誘の際には訴えていかれるのだと思うのだけれども、町としてもしっかり発信して商工会の活動を支援することをしていただきたい、そのように思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは答弁の中で申し上げたように、商工会事業の中でも基幹事業といっていい事業でありますから、これがあって消費をしてもらう、利用してもらって、それを循環させていくということ、そういう大きな役割を持っていますので、永続的にこれを続けていかなければならない。３年たってやめたとか、そういうことには私はならないというふうに思っておりますので、永続的に事業展開をしていくためにはやはり売上げが伸びなければ、言ってみればシステム管理料が払えないというような、そんな事態にもなりかねないわけでありますから、これはやはり消費者から見たときにはあらゆるところで使えるのだということが一番消費が伸びることだというふうに思いますので、今まさに７月からはセブンイレブンでも使えるようになるということで今進んでおりますし、さらに消費者にとってここで使えたら便利だなというところをしっかりと商工会と共に加入促進に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　分かりました。それで、一つ気になっていることの中には、商工会には入らないことにするという方針を立てる事業者さんがあるというのはまだ理解できるのだけれども、商工会に入っていて、まくPayを使う条件があるにも関わらず、それを使わない。それにはいろいろとまた事情があるのだと思うのです。そのことを解決しないとそれが利用につながらないのだと、参加事業者に加わらないのだということになるのだと思うのだけれども、そのことは商工会さんからどのように町のほうでは聞いて把握しているところでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　商工観光課長。

○商工観光課長（大島洋平）　商工会に加盟されている人数が327社ありまして、うち、まくPayの事業参画いただいているのが157です。残りの166についてはまだまくPayの加盟をしておりませんが、各所、何ていうのでしょう、小売りの方は基本多く入っていただいているのですけれども、事業主体としてなかなか合わなかったりですとか、あとは機械の使い方も含めてちょっとレクチャーはしているのですけれども、なかなかちょっと利用、運用に対してちょっと難しいと言われている事業者さんがいるということは聞いております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　そういうことだろうなというふうに思っておりました。利用の仕方が分からない

というのは実際、事業者さんの中であるのも直接聞いていたりしていました。だけれども、お話聞いていると、ちょっと挑戦してもらいたいな、少しその山を通り越してもらいたいな、そうしたら利用できるのにというようなタイプの事業者さんは幾つかあって、その辺のところは説得の仕方もあるのだというふうに思うものだから、幕別町商工会さんの動きにしっかり連動して、協力していってほしいなというふうに思います。加盟店が増える、そのことも重要だし、参加事業者が増えるということも重要なこの町の課題なのだというふうに思っているところであります。

それで、次、５番目、行政ポイントの拡大、公共施設利用料の支払いをということであります。名寄市の話に戻ります。名寄市のことで言うと、行政ポイントがたくさんあると。幕別町にもいろいろあるのだけれども、例えば免許、自動車免許を返納したら何ポイントとかという、そんなようなほかの自治体の中で参考にできるまくPayポイントの還元事業にまたつながる、ふさわしい、ふさわしくないということはない事業がまだあるので、検討していってほしいなというふうに、検討すべきだというふうに思いますし、いろいろと今増やしているのだということのご答弁ありましたけれども、これはちゃんと紹介していただきたい。というのは、幕別町のホームページ、令和７年４月１日現在で今アップされていて､まだいろいろな健康に関するポイントも50ポイントということで紹介されています。今そうではなくなったということのご答弁ありましたよね。そういったことなど直ちに更新していって、このまくPayポイントが増えて、そしてかつ点数も高くなっているのだよということはちゃんと正しく発信していただきたい。発信すべきであるということを申し上げたい。

それから、公共施設でありますけれども、名寄市の例で言うと、14の公共施設等という言い方になりますけれども、支払いができると。これが、名寄市も名寄市商工会が中心になっているのだけれども、どういう仕組みの中でやっているかはちょっと私そこまで分かりません。ここでまたこういうことをすることの中では違う課題が発生するのかもしれない。その辺はぜひ調べていただきたいと思うのですけれども、名寄商工会議所、名寄市役所市民課戸籍住民係、名寄市民文化センター、名寄スポーツセンター、名寄市総合福祉センターなどなど、いろいろとあって、こういったことで公共施設が、町がというばっかりではないのだけれども、道筋をつくるということもまくPayの利用につながっていくのかなというふうに思ったところでありました。

それから、これも名寄市の商工会に入っているかどうか分からないけれども、調剤薬局４店があったり、幕別町の商工会さんのこの利用者のリストを見ると、利用できる事業者を見ると入っていない。商工会さんに入っているかどうかの、ちょっと私は分からないのだけれども、そういった医療機関等の支払いなんかにも名寄市の地域通貨は使えるなどとあって、これも市民にとってはいいのではないかと思うのです。参考にしていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　商工観光課長。

○商工観光課長（大島洋平）　議員おっしゃられたとおり、多くの場所で使われることでまくPayの定着、利用促進が図られるものだと考えておりますので、先ほど言われた医療機関含めて利用できるのかどうかもちょっと商工会と協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16番（谷口和弥）　公共施設の使えるということの中ではまた新たな課題が生まれるかもしれないけれども、商工会さんとこれも協議しながら、できることなのかどうなのか、やっていただきたいなというふうに思うところであります。

六つ目です。大型店の事業参加があったことの影響とさらなる大型店、コンビニの事業参加の可能性はということの中では、町長の答弁は歓迎するという言い方ではなかったけれども、それは地域経済の活性化のために必要なことであるということでありました。私もそうでないかなと、それがまくPay を永続的に使うための方法になってくるのでないかな。地元事業者のこともあるし、それから幕別町民全体のことも考えるとそういうことはよしとする、歓迎するというふうにしていかないとならないのかなというふうに思ったところでありました。実際にこの２か月の間で大型店２店舗で全部の利用額の４分の１が使われているわけであります。本当に大きかった。この加盟店二つがなかったな

らばこういう金額には絶対になり得なかったわけです。本来の導入目的であった地元の事業者の経済的なことについての影響はあるのかなというふうに思いますけれども、そのことも含めてどういうふうな基準でもって大型店やコンビニさんも含めた全道、全国的なチェーン店さんの導入をするかということは検討していって、ルールをつくってやっていくべき、そのように思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　利用されなければこれはやはり駄目なのですね。やはりより多くの町民に利用していただくことが一番だというふうに思っています。ただ、そこは地元業者との競合があれば、やはりそれは避けなければならないというところもあります。ただ、これは私の個人的な見解ですけれども、私は、既に各店舗の役割分担がもうおおむねできていると思います。ですから、大型店が入ったとしてもそれにつられて大型店に行くというのは、ゼロとは言いませんけれども、ほとんどないのだろうなというふうに思っています。ですから、なるべく使える店舗が増えることによって利用が増える、より多くの町民の方に利用してもらう、それをやはり一番に考えていくべきかなと思っております。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　七つ目に行きます。商工会に加盟していない事業者にまく Pay を利用できるようにする考えはということでありましたけれども、なぜこういう質問立てたかというと、先ほども多くの、数の上では多い事業者が商工会に参加していない。参加してくれるように、参加するように勧誘することはこれからもずっと続けることはとても大事なことだと思うのですけれども、なかなかこれがすぐ、では入りますというふうになるかというと難しい問題があるのだと思うのです。でも、そういった事業者にも地域経済の活性化ということでは町として目が行き届かないとならないものであろうというふうに思うものですから、どういう手だてを考えているのかなということでお聞きした次第になります。

　改めて、まく Pay がこれからの幕別町の経済活性化のためにはもう絶対広めていくことが大事なアイテムだということは私も思っているのだけれども、そうでないところの部分をどういうふうに手だてするかということについてはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　それぞれの事業者の考えはあるのだというふうに思います。やはりどうしても商売に結びつくか、結びつかないかということを第一優先に判断をされているのだというふうに思います。ただ、この地域の経済を活性化させるためには一つの大きな固まりになって PR を打っていく、みんなが一体となってこの商工振興に取り組んでいくと。これが何よりやはり大切であろうというふうに思いますので、やはりどうしても商工会に入りたくないし、まく Pay もやりたくないわという人もいるかもしれません。でも、そういう人に対しても粘り強く商工会と一緒になってみんなで売上げを伸ばしていきましょうという気持ちになってやっていただくことが一番大切であろういうふうに思っていますので、町としましても商工会加入、そしてまく Pay の加入、これについて機会があればその機会ごとに訴えてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　最後です。まく Pay 利用促進のための施策と幕別町商工会に対する支援の考えはということでありますけれども、ご答弁もいただきましたし、今、幾つかの再質問の議論の中でよく分かりましたので、この辺は、この質問については再質問はなしということにさせていただきたいと思います。永続的にまく Pay がしっかり役割を果たせる、そのために共に全力を尽くしていきましょうということを訴えさせていただいて質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

　この際、13 時まで休憩いたします。

12：03　休憩
13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、酒井はやみ議員の発言を許します。
酒井はやみ議員。
○７番（酒井はやみ）　通告に従って、質問いたします。
公共施設の使用料改定後の利用実態と負担軽減について。
町は2022年２月に「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、料金改定を進めてきました。2025年３月末で、「５割軽減」の激変緩和措置が終了し、満額負担へ完全移行してから１年が経過しました。
長引く物価高騰の中、利用料の負担増は、高齢者の交流や生きがい活動、町民のスポーツ・文化活動、地域サークル活動等に影響を及ぼしています。また、「14日前からのキャンセル料徴収」も、町民活動の負担となっています。
公共施設はそこでの利用が、利用者自身のみならず、健康増進、介護予防、地域コミュニティづくりなど、町全体の利益につながる公共的役割を持ちます。公共施設が自治体本来の役割である「住民の福祉の増進」のために生かされることが、何より重要だと考えます。激変緩和終了後の利用実態を明らかにし、町民が安心して集い、より利用しやすい環境を整えるため、以下の点について伺います。
１、使用料改定後の利用実態について。
（１）満額負担となって以降、公共施設の利用件数と利用人数はどのように推移しているか。
（２）利用料の負担増が、高齢者団体や子育てサークルなどの地域活動に与えている影響について、町の認識は。
２、「受益者負担の原則」の考え方について
（１）施設を使用する者と使用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、一律の負担率を求めることは、公の施設が持つ健康増進や地域コミュニティ形成の場という公共性を後退させるのではないか。
（２）物価高から住民の暮らしと活動を守るため、使用料負担の見直し、軽減を行う考えは。
３、キャンセル料の徴収について
（１）使用日の14日前からのキャンセル料の徴収に対する町民の声は。
（２）営利を目的としない町民活動については、キャンセル料の免除、あるいは対象期間の短縮など、柔軟な見直しを行う考えは。
以上です。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　酒井議員のご質問にお答えいたします。
「公共施設の使用料改定後の利用実態と負担軽減について」であります。
ご質問の１点目、「使用料改定後の利用実態について」であります。
本町の使用料・手数料につきましては、物価高騰や人件費の上昇傾向といった社会情勢の変化に関わらず見直されてこなかった経緯を踏まえ、令和４年２月に、使用料・手数料の算定方法等を明確化することで、料金の適正化を図るとともに、受益者負担の原則の徹底及び減免基準の見直しにより、負担の公平性・公正性を確保することを目的として、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、これに基づき条例を改正いたしました。
一つ目の「満額負担となって以降、公共施設の利用件数と利用人数はどのように推移しているか」についてでありますが、基本方針に基づき、設定した公共施設使用料につきましては、町民負担の急激な上昇を防ぐための方策として、令和４年10月１日から７年３月31日までの期間、５割を減額する激変緩和措置を設けてきたところであります。

令和７月４月１日からは、条例本則に基づく公共施設使用料を徴収しておりますが、主な施設の利用状況は、町内五つのコミセンの利用人数の合計は、６年度は４万1,902人、７年度は４万4,816人で、比較しますと2,914人の増でありました。

また、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の３施設の利用人数合計は、令和６年度が19万1,796人、７年度が18万3,857人で、比較しますと7,939人の減、町内四つのプールの利用人数の合計は、６年度が１万7,405人、７年度が１万4,123人で3,282人の減でありました。

二つ目の「利用料の負担増が、高齢者団体や子育てサークルなどの地域活動に与えている影響について、町の認識は」についてであります。

基本方針においては、公共サービスの提供にあって、広く町民の方から徴収した税金により賄っていることについて、サービスにより利益を受ける方が特定されるものに係る費用全てを税金で賄うことは、利益を受ける方と受けない方の間で不公平が生じることから、利益を受ける方に一定の費用等の負担を求めることとしております。

一方で、基本方針の減免基準において、町内の保育所や幼稚園、小中学校や高等学校が行事を行う際や、スポーツ少年団、中学校・高等学校における部活動等で使用する場合、町が構成員となっている団体及び町が事務局を担っている団体が本来の活動で使用する場合、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録する団体が行うボランティア活動のために使用する場合などは、使用料を免除することとしております。

また、老人クラブや子育てサークルを含む町内会等の地域コミュニティ活動については、行政区ごとに定める地域の公共施設を使用する場合に限り、基本方針の適用範囲の特例として、使用料を免除することとしており、使用料を負担することなく活動いただける公共施設を定めていることから、公共施設の受益者負担が活動に大きな影響を与えているとは考えておりません。

ご質問の２点目、「受益者負担の原則の考え方について」であります。

一つ目の「施設を使用する者と使用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から一律の負担率を求めることは、公の施設が持つ健康増進や地域コミュニティ形成の場という公共性を後退させるのではないか」についてであります。

使用料は、公共施設等を利用する方が、その使用の対価として納付するものであり、使用者にとっては安価であればあるほど、高い効用が得られる一方で、公共施設の管理運営等に要する経費は税金で賄われていることから、町民全体の負担が増すこととなるため、使用する方としない方との「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、使用する方に応分の負担を求めることとしているものであります。

しかしながら、地域コミュニティ活動につきましては、地方自治の根幹をなす住民自治につながる活動でありますことから、基本方針において、これらの使用については適用範囲の特例として使用料を免除することとしているものであり、公共施設の使用につき使用料を徴収することが、必ずしも公共性を後退させているとは考えておりません。

二つ目の「物価高から住民の暮らしと活動を守るため、使用料負担の見直し、軽減を行う考えは」についてであります。

現在の物価高騰は、全国民、全事業者はもちろん、町財政にも影響が及んでおり、光熱水費や保守点検等の委託料、備品の更新等の費用のほか、労務単価の上昇に伴う人件費の増加など、公共施設の管理等においても負担が増大し、維持管理費の縮減や財源確保などが大きな課題となっているところであります。

このような状況におきましても、高校生以下の方や障がいのある方など教育的配慮を必要とする場合や、いわば社会的弱者が利用する場合には免除とする措置を取っておりますことから、使用料負担を見直す考えはありません。

ご質問の３点目、「キャンセル料の徴収について」であります。

一つ目の「使用日の 14 日前からのキャンセル料の徴収に対する町民の声は」と、二つ目の「営利を目的としない町民活動については、キャンセル料の免除、あるいは対象期間の短縮など柔軟な見直しを行う考えは」については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

基本方針において、キャンセル時の使用料の取扱いは、使用される方が自己の都合により予約していた施設等の使用を取り消す場合､使用日の 14 日前から８日前までにキャンセルを申し出た場合は使用料の５割、７日前から前日までに申し出た場合は使用料の８割、使用日当日に施設等を使用しなかった場合は、使用料全額を徴収することとしております。

これまでに、本町に寄せられた使用料のキャンセル料についての町民からのご意見でありますが、災害級の大雪や熱中症警戒アラートの発令等で、やむを得ず使用できなかった際のキャンセル料の取扱いについてのお問合せをいただいたことなどがありますが、これらは使用者の責任によらない事由により使用できない場合でありますことから､使用料そのものをいただかない方向で考えております。

令和４年に策定し、６年に一部改正しました基本方針でありますが、この間、地方公共団体を取り巻く社会情勢は、刻々と変化していることや、方針策定から３年を経過したことに加え、激変緩和措置終了から１年間の使用料の状況等も把握できること等を踏まえ、公共施設のサービスの充実や利用者拡大といった観点から、利用者の声などを真摯に受け止めつつ、基本方針の内容について見直しが必要かを年度内に検討してまいります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　それでは、再質問をいたします。

改定後の利用実態について、利用人数について、ご答弁いただきました。町内のコミセンで、令和６年度比で 2,914 人増、スポーツ施設は 7,939 人減、プールは 3,282 人減ということで、スポーツ施設は 4.1 パーセントの減、プールは 18.1 パーセントの減というご報告でした。この人数の推移について、使用料による影響については、どのように分析されていますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは単年の比較なので、これが数字がずばり影響を表しているのかどうかということは、なかなか伺い知れないところであります。

ちなみに、６年度と７年度を比較しましたけれども、では上がる前の５年度はどうだったのだと。５年度の数字も見てみますと、これはコミセンでいうと、これは５年度は３万 8,000 人ほどですから、そこから６年度約４万 2,000 人、そして４万 5,000 人と、徐々に増えている状況であるわけであります。

それと体育館で申し上げますと、５年度が 17 万 9,000 人､そして６年度に大きく伸びて 19 万 2,000 人､そして７年度が 18 万 4,000 人でありますから、５年度の数字よりも７年度は増えているという状況にありますので、ここらコミセン、体育館についても全く影響がないだろうなと、そんな認識をしているところであります。

一方、プールにつきましては、５年度が１万 7,000 人、６年度もほぼ１万 7,000 人、７年度が１万 4,000 人と、これは減っているところであります。これが使用料の影響かどうかというのは、なかなかこれ判断しにくいわけでありまして、実は７年度というのは猛暑、去年猛暑でありましたから、これは私が推測するところでは、猛暑の日に、昼間出かけていきたくないという、そういうこともあったのだろうと。暑いからプールに入ろうという思いもあるんでしょうけれども、暑い中を歩いて、車で出かけたくないと、そういう心理も働いたのではなかろうかと、そんな思いも持っているわけでありますけれども、プールにしても、この後８年、９年と見ていかないと、どんな要因があったかについては、分析し切れないのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　いろいろな要因が考えられると思いますので、コロナが明けてという経過もありますし、これだけというふうな分析は難しいかもしれませんが、町としては、そうしたら利用料を

導入して、公共施設がどのように活用されるようになっていったのかと、どの部分で検証をしていくお考えか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　どの部分というよりは、もう数字は出ておりますので、まずは担当での考え方、分析、そして取りまとめをしております政策推進のほうでの分析、これらを合わせまして、どういうような傾向があったかということは、検証しなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　使用がコミセンは増えているのですけれども、私のところにもコミセンの利用料が安くなって使いやすくなったという声もありまして、利用料の影響が、利用人数に少なからず影響を与えているということはあると思います。それも全体の分析の中で、ぜひ検討していっていただきたいと思います。

また、数からだけでは見えてこない利用者への影響もあると思います。答弁の中では、公共施設の受益者負担が活動に大きな影響を与えているとは考えないという答弁があったのですけれども、それも根拠があまりよく分からなかったのですけれども、例えば私のところにも、札内スポーツセンターのアリーナを使っている方から、スポセンの施設が高いという声をお聞きしました。ある方は、アリーナは片面で、今２時間 1,900 円で使えるのですけれども、池田町の体育館は３時間 1,440 円なので、そちらの施設を利用していると。さらに池田は町民割引もあるのに、幕別はなぜこれほど高いのかというお声でした。また、学校開放も比較的高いというふうな感想を述べられていました。

また別の方からは、町民プールについてなのですけれども、帯広市は 65 歳以上の高齢者割引があって 200 円で利用できるのに、幕別は、本町のプールは倍の値段で、また利用時間も今年度から午後だけに短縮されてしまったので、とても残念だといった声をお聞きしています。

そこでお伺いしたいのですけれども、町はこうした使用料に対する町民の皆さんの負担感や声について、どのように把握しているのでしょうか。また、こうした声が寄せられていることについて、どのような認識を持っておられるのかを伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町民全員からお話をお伺いしているわけではありません。ですから、個々のいろんな要望であったり意見はあるかというふうには思います。ただ、これは上げるときも相当慎重に利用者の意見を聞いて、そして大きな負担にならないような価格設定をしたところでありますし、公共施設に関わる全部の費用を、受益者で、利用者で持ってくださいということではなくて、半分は町の税金を投入して、残りの半分については使われる方で負担をしてくださいと、そんな考え方の基で使用料の見直しを行っていますので、驚くほど負担増につながったというケースは、全体の施設、個々のその施設の中の個々の部屋を見ても、そういった値上げの仕方、価格設定の仕方はしていないと、そんな認識をしていますけれども、今後また条例本則による利用となって、これが１年経過しておりますので、そこはまた利用者の声を聞きながら検証の一つの参考にしてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　今回の使用料見直しの際に、たくさんの方々がパブリックコメントで意見を寄せられていたと思います。特に文化協会の関係者や、忠類地域の皆さんから多く寄せられている印象がありました。活動継続への不安の声がたくさんありました。例えば、「無料で使える場所があるから、老後の楽しみとして地域の文化活動に参加できていた。楽しみを取らないでほしい」という声や、高齢の定年期の女性で、「老後は仲間と楽しんで、心身の生活を豊かに過ごしたいと考えています。少人数の会員で利用料は払い切れません」と、こういった切実な声かなというふうに思ったのですけれども、そういう声がありました。

文化協会の方からも、たくさん寄せられていました。「会員数が少ない上に、高齢による退会者が続いている。使用料の負担が加わると、会の運営に支障が出る。使用料が発生すると、少ない会員で

払わないといけなくなるため、活動が維持できない。活動を終えることを話し合っている」などの声がありました。こうした懸念されたことが、実際どうなっていっているのか心配しているわけですけれども、こうした懸念されていたことがどうなっているのか、活動回数の変化だとか会員数の変化だとか、調査や聞き取りは行っているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　個々の施設について、利用者からの声を聞いているわけではありませんので、そこは主な利用団体というのは、これは明らかになっていますから、今後の検証の中で、利用団体あるいは管理人等を通して受け止めている意見、要望などもありましょうから、そういったものを総合しながら意見として、どういう趨勢にあるのかということは把握しなければならないなというふうに思います。

ただ、一人が言っても今言ったような意見になるわけでありますから、それが本当に集約した大勢の意見なのかどうなのかといったことを、我々はきちっと判断しなくてはならないなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　寄せられていた声がとても切実だったので、その後、どうなったかということは、きっとつくった町の皆さんの側も心配されていると思いまして、どのような検証をされていくのかなということも気になっていたのですけれども、ぜひ利用団体や利用者への聞き取りやアンケートなどで把握をして、検証につなげていっていただきたいというふうに思います。

次に、受益者負担の原則の考え方についてです。

町は公平性を重視するということで、受益者負担の原則を取り入れて、使用料の改定を進めてきました。一定理解するところはあります。ただ、公共施設は収入を得ることが目的ではなくて、利用を促進して、健康増進やコミュニティの形成など、住民の福祉の増進という本来の目的に向けて、より有効に使われていくことが大切だと考えます。使用料の設定によって、利用者が減ったりすることになれば、それは逆行することになりかねないというふうに思うのですが、そのあたりはどのように受益者負担の原則を検証していくのか伺います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　公共施設は、住民の皆さんに利用されて初めて活用されているということになりますから、使われなくなった要因が、使用料のせいなのか、あるいは高齢化のせいなのか、いろいろ要因はあろうかというふうに思いますので、そこは少なくなったことだけを見て、使用料の設定が悪いというふうには思いませんので、トータル的なご意見を聞いて、施設がある以上は、より多くの方に使っていただくことが本来でありますから、そういう観点も含めて検証したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　私は、公共施設の役割だとか価値は、実際に利用している町民の皆さんや団体の活動の実態の中から見えてくるものだというふうに思います。町民の活動実態や利用者の声を、継続的に把握しながら利用料の在り方を検証していく、そういう仕組みをつくっていくことも必要かなというふうに思うのですけれども、今は継続的にということではなくて、検証のときにやるというお考えかと思うのですけれども、そういった仕組みをつくっていくというお考えはありませんか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ちょっと極端な言い方をしてしまいましたけれども、これは施設を担当している担当部署においては、常に利用状況がどうであるかということを、当然把握している話でありますから、私はちょっと極端な言い方をしましたけれども、そこで担当課が毎日、日々において把握している状況も含めて、町民の声をお聞きして、どういう形がいいのかということは、検討しなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　分かりました。検証の在り方については、最後にももう一度触れさせていただきたいと思います。

公共施設が、住民福祉の増進という本来の役割があることから、使用料や減免制度の在り方についても検討が必要かと思います。例えば近隣自治体では、先ほどプールの紹介をしたように、高齢者の割引や町民向けの料金を設けているという例もあります。幕別町においても、町民の利用実態や声を踏まえながら、より利用しやすい制度にしていく。そういった先ほどの高齢者割引や町民向け料金などを検討していくというお考えはあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　もともとが町民向けの料金です、全てが。ですから、そこに加えてというのは考えておりません。

ただ、この公共施設について、全部が全部の利用に対して、お金をいただくという考え方をもともと取っているわけではありません。そこにはやはり地域コミュニティを活発にしていただく。これは本当に答弁の中でも申し上げたように、住民自治の根幹をなすものでありますから、そこは大いにやっていただく。そのためには、ただで使っていただく。それは老人クラブも子ども会も含めて、地域で使っていただく分には、大いに使ってください、ただで使ってください。

それと、やはり障がい者の部分であったりボランティア活動、そこも配慮しているつもりでありますし、それともう一つは教育的配慮です。子どもたちのやはり健全育成ということがありますから、将来を担う子どもたちが、しっかりと不自由なく使っていただくこと、これは必要であろうということでありますから、これはもう高校生までは無料にしているわけであります。そういった配慮をした中で、負担をしていただいているということであります。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　ぜひ利用者の声を聞きながら、そのあたり必要かどうかということも、検討の中に加えていただきたいというふうに思います。

次に、キャンセル料について伺います。

今回のご答弁の中で、災害級の大雪だとか熱中症警戒アラートが発表された場合には、使用料をもらわないというふうに伺って、私のところにもそうした要望があったので、安心したところです。キャンセル料についても、営利目的の利用と地域のサークル活動や高齢者の活動を考慮など、同じルールでキャンセルの扱いをするかということについて、疑問の声がありました。非営利の町民活動については、このキャンセル料についても、より柔軟な運用を検討していってほしいなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、利用したい人がたくさんいる中で予約をしてしまうと、ほかの使用権を奪うわけであります。そこはやはり責任を持って使用しなければならない。これは義務だと思います、私は。義務、責任だと思います。要は他人の使用をそこで奪っている、言葉をちょっと強い言い方をすると奪っているということになりますから、そこはしっかりとしたルールに基づいて、ペナルティという言い方がどうかは分かりませんけれども、しっかりと負担をしてもらうことが必要である、そういうルールがやっぱりなければ、先に予約だけしておいて、使うか使わないか分からないのに、いざキャンセルしたと、１日前でもキャンセルしたといったら、行事もたたないのです。ほかの利用したい方の予定も立たないわけでありますから、そこは一定のルールとして、私はキャンセル料をいただくことは必要であろうというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　私も、空予約を防止することだったり、適正な施設運営のために、一定ルールが必要だということは理解しています。

ただ、営利目的の利用と、そうではない町民の活動の利用ということで、扱いを同じにすることについて、お考えがあれば、ちょっと減免できないのかというふうに思いました。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　基本的には、町民の非営利の利用を想定しているわけであります。そこに、営利で利用するとなると、使用料をそこはたくさん払っていただくと。営利でありますから、当然使用料負担もしてもらうということでありますから、私は、そういう点では、公平性をしっかり営利、非営利の公平性の確保はされているというふうに思っているところであります。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　分かりました。最後に、今後の検証の在り方について伺いたいと思います。
　答弁では最後に、今のお話の中でも何度も言われたと思うのですけれども、利用者の声などを真摯に受け止めつつ、基本方針の内容について見直しが必要かを、年度内に検討していくというお答えがありました。これはこの基本方針の中に、見直しの規定というか、見直しのことが書いてあったのですけれども、この年間の施設管理運営費の計算を基に毎年見直していくという、これとはまた違った観点での見直しということでよろしいでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　実績といっても毎年変わりますので、そのことも大いに参考しなくてはならないので、急激に経費が上がったりすると、そこはやっぱりすぐに対応しなければならない部分が出てくるというふうに思いますので、そこは積算の根拠はどうなっているかという押さえはしっかりしていくということと、やはり１年フルでの使用になりましたので、そこは時期としては、今年度はやはり適切な時期であろうということでありますので、見直しを行いたいということであります。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　分かりました。これまで申し上げてきたように、利用の人数だけでは見えてこない活動の実態や、利用者の負担感、また地域活動への影響もあると思いますし、公共施設が持つ健康づくりや介護予防、生きがいづくりや地域コミュニティの活動の形成といった役割についても、実際の利用者や地域団体の活動の中から見えてくる部分が多いと思います。
　そこで伺いたいのですけれども、公共施設が、その地域コミュニティや活動を支える場として、十分機能しているかというのを、町民と一緒に考えることが大切ではないかというふうに思いました。公共施設の在り方を、この利用料を設定する際にも、パブリックコメントだとか、文化団体さんだとかの意見交換会をして、一緒に確認していったりとか決めていったという意見を聞いて、確認していたという経過があったと思います。公共施設の在り方を、市民会議とか市民委員会だとか、一定の期間を持った数回のワークショップを設けるだとかという形をもって、その施設の運営の在り方を検討していっているという自治体も、幾つかあります。
　町としても、利用者や町民が参加して、公共施設の役割や望ましい利用料などの利用環境について、意見交換できる場を設けていくということは、考えておられませんか。
○議長（寺林俊幸）　飯田町長。
○町長（飯田晴義）　施設の利用の在り方、使用料の設定については、当然より多くの町民の意見を集約した上で、決定をしていく。これはもう当然大切なことであるというふうに思っています。ですから、まずは利用者がどう考えているのかというところを、把握しなければならない。これは利用団体というのは、大体把握できていますので、そういうところからご意見をいただく。さらにはその後、どういう形になるかは、今この場でははっきり申し上げられませんけれども、利用団体のほかに、どういう形で誰を対象にして、意見を聴取して、それをまとめるかということは、今後より多くの意見が反映されるような形での取組をしてまいりたいというふうに思います。
○議長（寺林俊幸）　酒井議員。
○７番（酒井はやみ）　私は公共施設の在り方は、行政だけで決めるのでなくて、住民参加による検証と見直しの仕組みをつくって、実際に利用している町民や団体と一緒に考えていくと、その過程がすごく大事だというふうに思います。
　施設利用料は、町民にとって身近で関心の高いテーマであり、これまでもパブリックコメントなど

で、多くの意見が寄せられてきたという経過があります。今後、利用者や地域団体との意見交換の場を設けることや、見直しの過程に町民が参加できる仕組みを取り入れるなど、町民参加で公共施設の在り方を考えていくということについて、改めてお考えを最後に伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　公共施設については、町民に利用してもらって初めて価値のある、存在感のあるものでありますから、そういう方向に向かうということ、そういう考え方を持ちつつ、利用についてのいろんな要望もあると思います。使用料以外にいろんなこうしてほしいとか、もっと開館時間を延ばしてほしいとか、いろいろあると思いますので、そういったこと、使用料については、基本方針の中で考え方がしっかり決まっておりますので、そこを大きく変えることにはならないなというふうには思っています。ただ、実績の取り方が、これではあまりにも短期間過ぎるから、もっと長期間取った中で、例えば中３、５年のうちの３年の平均を取ったらいいとか、いろいろとその辺は考え方があると思いますから、そういったことも含めて意見を聞いた中で、やれること、やれないことが当然ありますから、そこはなるべく使いやすい、使ってもらいやすい、そういう施設になるような方向で、意見を聞いてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　この使用料の導入に当たっては、たくさんの声が寄せられていて、利用料の導入そのものに反対する声も含めてあったというふうに思いますので、懸念された声がどうなっているのかということを、この検証の際にぜひつかんでいただいて、検証につなげていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

次に、山端隆治議員の発言を許します。

山端隆治議員。

○３番（山端隆治）　それでは、通告に従いまして質問したいと思います。

一つ目、全国和牛能力共進会北海道大会を契機とした地域振興について。

令和９年８月に第13回全国和牛能力共進会北海道大会が開催されます。

令和８年５月25日に行われた「十勝地域づくり連携会議」では、国（帯広開発建設部）、道（十勝総合振興局）、そして十勝管内市町村の代表者などが出席し、十勝地域が一体となった「オール十勝」で大会に臨むべきとの方向性が確認されました。

この取組により、開催地である音更町や帯広市だけでなく、十勝管内全域に観光客を誘致することが期待され、十勝全体をPRする絶好の機会であると捉えています。

幕別町においても、畜産振興のみならず、観光振興や商工業振興など幅広い分野への波及効果が期待されることから、この大会を最大限活用することが重要であると考え、以下の点について伺います。

（１）本町の和牛ブランドや地域の農畜産物のPR、販路拡大に向けて、幕別町和牛生産改良組合及び忠類和牛改良組合と連携した町の取組や計画は。

（２）町として大会に出品する飼養農家へ支援策を講じる考えは。

（３）地元の商工業者、飲食店、宿泊事業者への経済波及効果を高めるため、町として連携や支援の考えは。

（４）本町の魅力や地域資源を全国へ発信する方策と地域活性化につなげていく考えは。

２番目、防災意識の向上について。

令和７年５月に「改正災害救助法」「改正災害対策基本法」が成立し、新たに「福祉サービスの提供」が追加され、自然災害が発生すると、行政機関は、あらゆる面で住民の生活を守ることが求められ、同時に職員自身の安全確保も大きな課題となります。

また、人口減少や高齢化が進む状況下で、市町村中心の「公助」を強化することはもちろん重要ですが、平時から福祉分野の関係機関との連携を図り、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者の尊

厳を守る社会を築くことがさらに重要となります。

そこで、迅速な避難を促進するために、町としての具体的な取組状況と、町内会を含めた地域全体での防災体制の整備状況についてお伺いします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　山端議員のご質問にお答えいたします。

「全国和牛能力共進会北海道大会を契機とした地域振興について」であります。

ご質問の１点目「本町の和牛ブランドや地域の農畜産物の PR、販路拡大に向けて、幕別町和牛生産改良組合及び忠類和牛改良組合と連携した町の取組や計画は」についてであります。

はじめに、全国和牛能力共進会、いわゆる全共は、公益社団法人全国和牛登録協会の主催により、和牛の能力向上を図るため時代の要求にかなう種牛や肉牛を実証展示するとともに、改良成果を競う場として５年ごとに開催される大会であり、第 13 回目の開催となる来年は初の道内開催として、８月 26 日から 30 日までの５日間、種牛の部は音更町で、肉牛の部は帯広市で開催することとされております。

本町における和牛の PR 活動といたしましては、地元産和牛肉の消費拡大や地産地消の推進を目的に、幕別町和牛生産改良組合が「まくべつ産業まつり」で、忠類和牛改良組合が「忠類どんとこいむら祭り」で、それぞれ生産者や JA、町職員が一体となって地元産和牛肉を対面販売するとともに、昨年のまくべつ産業まつりでは、イベント会場内に全共パネル展ブースを設け、全共の紹介やこれまでの和牛改良の成果などについて、広く来場者に PR を行ったところであります。

さらに、忠類和牛改良組合では、菜の館ベジタでの忠類産和牛肉の即売会や忠類学校給食センターで調理する給食に忠類産和牛ハンバーグを無償提供するなど、地元産和牛肉のおいしさを PR する取組が行われております。

本年度は、それぞれの和牛改良組合の組合員が町内外で開催される各種共進会に参加するほか、改良促進や飼養技術の向上を図るための研修会の開催や、イベントにおける消費拡大に取り組むこととしております。

また、先々週開催された畜産まつりの会場において和牛肉の販売を行うとともに、全共ののぼりを設置し、来場者にうちわ等の PR グッズを配布したところであり、今後の各種イベントにおいても来年の全共開催に向けた機運向上に取り組んでいく予定であります。

町といたしましても、全共出品に向け体格発育に優れた繁殖雌牛を保留し、経済性の高い和牛の改良促進を目的とする「優良和牛生産基盤強化事業」や、早期の遺伝的能力の評価により産肉能力の優れた和牛の増殖を目的とする「肉用牛遺伝的能力評価支援事業」を JA と連携して実施しているところであります。

また、本年３月に策定した幕別町食育推進計画における地産地消の取組として、広報紙やホームページを活用して、全共の紹介や地元産和牛肉の消費拡大に向けた取組について周知を行い、本町の和牛をはじめとした農畜産物の PR や販路拡大につなげているところであります。

ご質問の２点目「町として大会に出品する飼養農家へ支援策を講じる考えは」についてであります。

これまで本町から全共への出品は、平成４年の大分県大会から令和４年の鹿児島県大会まで７大会連続で出品牛を輩出し、６戸の生産者から種牛の部に 16 頭、肉牛の部に４頭、合計 20 頭が代表牛となっており、この間の生産者の改良努力はもちろんのこと、JA をはじめとした農業関係機関の指導のたまものであると敬意を表するところであります。

町では、全共へ出品した生産者に対し、全共への出品を祝うとともに、長年にわたる努力や研さんを重ねられたご労苦をたたえ、祝い金として第 11 回大会までは１万円、前回の第 12 回大会では２万円を贈呈しておりますが、全共北海道大会への出品牛となる北海道の代表牛は、来年７月頃に最終選抜が行われる予定とされておりますことから、町内生産者から北海道代表牛が選抜された場合には、これまでと同様に祝い金を贈呈したいと考えております。

共進会への出品は、一朝一夕でなし得るものではなく、長年にわたっての家畜改良の取組が必要で

あることから、今後におきましても、和牛改良組合をはじめ、JA 及び関係機関と連携して、引き続き、和牛の生産振興に取り組んでいく考えであり、来年８月、十勝で開催される全共北海道大会において、本町の和牛の出場がかない、上位入賞されることを心から願っているところであります。

ご質問の３点目「地元の商工業者、飲食店、宿泊事業者への経済波及効果を高めるため、町としての連携や支援の考えは」と、ご質問の４点目「本町の魅力や地域資源を全国へ発信する方策と地域活性化につなげていく考えは」については、関連がありますので併せて答弁をさせていただきます。

令和４年 10 月開催の第 12 回全共鹿児島県大会について、５年２月に鹿児島県が公表した結果によりますと、大会期間中に 30 万 8,000 人が来場し、推計で 66 億 2,800 万円の経済波及効果があったとされており、和牛のオリンピックとも言われる道内で初めて開催される農業界の一大イベントであり、北海道、十勝、そして本町の魅力を全国へ発信する絶好の機会であります。

令和６年９月に第 13 回全共北海道実行委員会が作成した基本計画において、開催期間中の来場者数は、出品者のほか、応援者、関係者、一般来場者を合わせて約 38 万人と予想しており、管内の宿泊施設や飲食店、運送事業者など、多くの事業者にとって鹿児島県大会以上の経済波及効果が見込まれているところであります。

本大会に向けた取組といたしましては、開催地である音更町及び帯広市のみならず、十勝、北海道に全国の注目が集まる好機でありますことから、現在、町観光物産協会において、催事会場の PR ブースで農畜産物や特産品等の PR 活動や物販を行うほか、幕別町内の飲食店やパークゴルフ体験の案内・誘導など、経済効果を取り込むことについて検討を進めているところであります。

また、現在、町に７人おります地域おこし協力隊は、町の魅力発信や関係人口の創出など地域活性化を業務としておりますことから、全共の開催に向け、パークゴルフやナウマン象、本年秋にオープンするアイヌ文化交流センター（チロット）のほか、町の地域資源や魅力を全国に発信し、本町のファンづくりや町への誘客を通じた地域活性化について検討を重ねているところであります。

町といたしましては、この千載一遇のチャンスを逃すことなく、町内のみならず十勝が一体となって取り組んでいくことが最も重要であると認識しておりますことから、JA や観光物産協会のほか、管内自治体や十勝観光連盟など町内外の関係機関と情報を共有しながら町の PR などに取り組んでまいります。

次に、「防災意識の向上について」であります。

はじめに、「迅速な避難を促進するために、町としての具体的な取組状況」についてであります。

本町では、平成 27 年４月に策定した「幕別町防災訓練計画」に基づき、防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的に、27 年度から 31 年度までの５か年で地域防災訓練を実施したところであり、訓練を機に防災訓練を実施する町内会や避難所を同じくする複数の町内会が連携防災組織を設立し、合同訓練を実施するなど、自主的な活動が継続的に行われているところであります。

また、令和２年４月から、内閣府の定める「地域防災マネージャー」の資格を有し、災害派遣などの豊富な経験を持つ防災マネージャー１名を任用し、町民の防災意識の向上や自主防災組織の組織化の推進、円滑な避難行動及び自発的な避難所運営体制の構築に向け、地域の防災力の底上げに取り組んでおり、令和８年４月１日現在、行政区単位の自主防災組織は、113 行政区中 52 行政区で組織化され、組織率は 46.0 パーセントとなっております。

また、全世帯数に対する自主防災組織の活動カバー率は、町全体で 83.5 パーセント、このうち、日常的なつながりが強い農村地域を除く、人口が密集する市街地においては 92.1 パーセントとなっておりますが、さらなる組織化の推進と活動を継続するため、今後におきましても、出前講座の積極的な周知と活用促進に努めるとともに、防災マネージャーが訓練の企画段階から関わるなど、取り組みやすい形で防災活動の活性化を図る支援を行ってまいります。

このほか、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がいのある避難行動要支援者が、誰一人取り残されることなく迅速、安全に避難できるよう、令和６年度から洪水ハザードマップで床上浸水が想

定されている区域に居住し、介護度の高い方や独居または夫婦２人暮らしの高齢者等を優先して、「個別避難計画」の作成に着手し、令和８年５月１日現在、平時から町内会や民生委員などの避難支援等関係者への情報提供に同意している 1,406 人中、117 人の計画作成を終えたところであり、引き続き計画の作成に取り組んでまいります。

また、避難情報の発信につきましては、町ホームページ、公式 LINE、SNS のほか、令和２年度に町内３か所に町内全域をカバーする防災行政無線基地局を開局し、希望する全世帯に戸別受信機を配布したほか、忠類晩成地区に屋外スピーカー１基を整備し、３年度から運用しております。

次に、「町内会を含めた地域全体での防災体制の整備状況」についてであります。

本町では、災害時における対策を迅速かつ的確に取り組めるよう、幕別町地域防災計画における「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づく個別計画である「幕別町防災備蓄計画」や円滑な避難所の運営をするための「避難所運営マニュアル」、発災から参集、災害対応開始までの職員の取るべき行動を記した「幕別町職員災害対応ハンドブック」などを幕別町防災計画資料編として取りまとめ、迅速に対応できる体制を構築しております。

避難所につきましては、耐震化された公共施設のうち比較的避難スペースの広い体育館や集会所を選定しており、選定に当たっては、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会が平成 26 年３月に公表した「地震被害想定等調査結果報告書」を参考に、地域人口の約２割を収容できるよう、一次避難所として 32 か所、二次避難所として 46 か所を指定しております。

なお、避難所収容人数につきましては、国際基準であるスフィア基準に基づき、被災者１人当たりの居住スペース最低 3.5 平方メートルが確保できるよう、町内会や自主防災組織等のご意見を伺いながら指定避難所ごとの対象行政区の見直し等を順次進めているところであります。

また、防災備蓄につきましては、計画期間を令和７年から 11 年までとする「第３期幕別町防災備蓄計画」により物資及び防災資機材等の備蓄を進めており、備蓄品目については、平成 30 年２月に北海道が公表した十勝平野断層帯主部を震源とする巨大地震の発生による幕別町の被害想定結果に基づき、避難所外生活者を含めた避難者総数を 7,954 人として、備蓄する品目ごとに目標数量を定めて備蓄しております。

これらの備蓄品の保管については、幕別本町地区、札内地区、忠類地区の３地区にある集中備蓄倉庫のほか、各避難所に必要な物資を速やかに供給できるよう、札内南コミュニティセンター敷地内と幕別消防署糠内分遣所内にある分散備蓄倉庫に保管しております。

また、災害発生直後の地域住民の飲料水や生活用水等を１人１日３リットル、３日間分を応急的に確保するため耐震性貯水槽を、平成 27 年度、幕別地区の幕別小学校駐車場と札内北地区の札内北コミュニティセンター駐車場に、28 年度、札内南地区の札内中学校駐車場に、29 年度、札内東地区の札内コミュニティプラザ西側駐車場に、各１基整備いたしました。

このほか、大規模災害時における避難所の良好な生活環境の確保や、自治体だけでは対応が困難な復旧作業、救援活動や物資調達等を他の機関や民間企業などと連携して行えるよう、現在までに、医療救護２件、避難者受入れ 16 件、災害広報３件、食料・物資供給 26 件、燃料１件、設備等復旧７件、輸送等６件、放送２件、行政 13 件、協力活動全般４件の、全 10 区分、合計 80 件の防災協定を締結しております。

また、町の取組に併せて、防災への対策は地域全体で取り組む必要があることから、令和５年８月、自助、共助、公助といった防災理念の下、地震、津波、風水害の危険性やそれに対する予防や対処法、防災グッズを備えることに加え、行政区別避難所、避難所での生活、災害時の適切な避難経路等の確認、家族間での緊急連絡ルールの取決め等、災害に対する日頃の備えや実際に災害が発した際に取るべき行動をまとめた「幕別町防災のしおり」を改訂し、全世帯に配布いたしました。

町では、防災に関して町ホームページをはじめ、公式 LINE、町広報紙に定期掲載している防災ナビ等、各種媒体を通じて防災に対する意識の啓発に努めているところでありますが、災害は怖いものだとは思っていても、「自分は災害に遭わない」「自分は大丈夫」と自分に都合よく考えてしまう傾向

があります。

このため、昨年９月 11 日、札内コミュニティプラザ東側駐車場において、企業等の地域貢献による協力の下「防災フェア」を開催し、「地震体験車」による過去に発生した巨大地震の体験、停電を想定した電気自動車からの給電実演のほか、避難所で使用する段ボールベッドやパーティションの展示、防災備蓄庫の見学を行ったところであり、平日にも関わらず 350 人を超える参加をいただきました。

参加者からは、地震の揺れを体験し日頃の備えがいかに大切かを学ぶことができたなどの声がありましたことから、本年度も昨年の実施内容を拡充する形で開催すべく現在準備を進めております。

このほか、町では、防災に関心や意識を持っていただくとともに、地域における防災に対する活動の定着に向け、出前講座を実施しておりますが、令和４年度 20 回、５年度 25 回、６年度 33 回、７年度 30 回と増加基調で推移しているところであり、今後におきましても、町内会や自主防災組織に対して講座の開催を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

こうした地域内での取組により、地域活動が活発化し、住民の防災意識の向上はもとより自主防災組織の組織化の推進、円滑な避難行動等、地域の防災力の底上げをすることが、町の防災力の強化につながるものと考えております。

以上で、山端議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　山端議員。

○３番（山端隆治）　質問というよりも要望のほうがちょっと多いのですけれども、今回このように説明のほうが長くて皆さん聞くのが大変だったと思うのですけれども、細かく質問するよりも、ある程度こういう質問しますよということで箇条書にして、こういう結果になりました。

それで、要望なのですけれども、まず和牛のほうなのですけれども、大体いいところを押さえているなと思ったのですけれども、今回５年ぶりということで 38 万人を見込んでいるのですけれども、経済効果は言われていませんでしたので、多分 100 億円にはなると言われています。とにかく、とんでもない人間が来るということが分かっていますので、今まで以上に、今までの町の対応も結構、一生懸命やってもらっているのですけれども、まだ１年ありますので、抜かりのない準備をしてやっていただきたいなと思います。

それと、北海道では白老が有名なのですけれども、大体 1,800 頭ぐらいで、もう長い期間、住民との結びつきで、この間も何かお祭りがあったみたいで、こっちから視察にも行っているみたいなのですけれども。十勝は 2,500 頭ぐらい、頭数では上回っているのですけれども、何せ北海道、豚文化が高いところで、どうしても高級志向の和牛ではまだまだ浸透していないということで、そういう面で、安く買いたいとかそういう面ではないのですけれども、今まで一生懸命努力しているので、まだまだ地域に浸透するような努力を、来年に向けて進んでいってほしいなと思います。

あとは、いろいろ新聞報道が出ているのですけれども、音更と帯広が主会場になるのですけれども、多分、音更が主会場になると思います、インターのそばに競りが２つも出来ていますので。それがもう、すぐ肉になって評価されるということで５日間、すごい人が来ると思うのですけれども、めったに見られないので皆さんも見学に行ってほしいなと思います。

一応そういうことで、来年に向けての協力をお願いして、これについての質問は終わりたいと思います。一応要望ということで、お願いしたいと思います。

あと、次、防災なのですけれども、これも細かく書いて、ほとんど質問どおり返ってきているのですけれども、特に弱者というのですか、高齢者、障がい者、子ども、新しい災害の基準もこの間出たのですけれども、皆さんが避難する前に、その人たちをまず避難させなければならないということが大事ではないかなということを申し上げたいと思います。そのために、ふだんの予行練習というわけではないのですけれども、訓練ですか、絶対必要だと思います。特に高齢者なんていうのは、ふだん避難するところへ避難散歩みたいな感じで、連れていく人と本人たちと散歩がてらに、ここに避難しなければならないというような感じでやったほうがいいのではないかなというような提案をさせていただきたいと思います。

それと、いろいろ新聞報道にもあるのですけれども、士幌だとかいろいろ出ていますよね。町で用意するものと地域で必要なもので、防災倉庫の設置だとか、あと、これだけ災害が起きてきたら、とんでもない災害になるのはもう見えていますので、トイレと水と、あと電気ですか。トイレは、本来必要な数の５分の１しか１年間に作られないというのがもう分かっていますので、ふだんから備蓄していただきたいと思います。いざというときは間に合いませんので。今、固まったり臭いがしない、いいものができていますので。トイレは15年もつそうなので。回転も利きます。

とにかく、あと十勝というか、幕別は津波の心配をしなくていいので地震と豪雨災害だけなのですけれども、どういうところに避難して、いろんな逃げ道はあるのですけれども、それのマップも作ってほしいなという要望、ここへ行けばどれぐらいで行けるよとか、必ず一つではないはずなので。

とにかく、今、一番問題なのは、事前の準備で、その財源の確保。何かちょっと見たら、宝くじの収益が年間約3,000億円、あと地震保険の政府の積立金が約２兆円あるそうなので、ふだんの財源として使えるのではないかなと思います。とにかく高齢者や要避難者に優しい防災づくりということで要望して、私の質問は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（寺林俊幸）　以上で、山端隆治議員の質問を終わります。

この際、14時20分まで休憩をいたします。

14：10　休憩

14：20　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　通告に従いまして、質問いたします。

一つ目、増える負担、国民健康保険の今後についてであります。

国民健康保険の加入者は、年金生活者や自営業者、フリーランス、非正規雇用労働者といった低所得者層が多く、他の医療保険制度と比べても、その負担はとりわけ重くなっています。特に、収入のない子どもにも課せられる「均等割」は、子育て世帯や多子世帯の重い負担となっており、協会けんぽなどの被用者保険にはない特有の仕組みです。さらに、国保の都道府県化に伴い、令和12年度に向けて進められてきている「納付金ベースでの保険料統一化」は、加入者へのさらなる負担増につながることが強く懸念されます。

行政における各種の「基金」や「特別会計」は、財政法上の基本原則の例外規定として設置されているものですが、所得税法第12条に定める「実質所得者課税の原則」の精神に照らせば、その財源から生じる実質的な利益は、受益者である「住民・加入者」に還元されることが必要です。国保制度が社会保障として住民の命と健康、そして暮らしを守るという本来の役割を果たすために、今後の国保制度の運用について以下の点をお伺いいたします。

（１）令和12年度の全道保険料の統一へ向けた本町における１人当たりの保険税額の推移の見込みは。また、国保基金の積立理由とその活用は。

（２）他の保険制度にはあるが国保にはない出産手当や育休給付金の制度創設の考えは。

（３）けがや病気のときの生活保障のために独自に傷病手当金の給付を行う考えは。

二つ目です。町内事業者への支援についてであります。

長期にわたる経済の低迷が続く中で、中東情勢の悪化が地域経済に多大な影響を及ぼしています。特に町内事業者は、燃油や資材の高騰だけでなく、供給不足を招き、困難な状況にあります。北海道商工会連合会が実施した緊急アンケートでは、「ビニール製品も高騰で品薄や仕入れが困難」（建設業）、「シンナーも塗料も調達できない」（塗装業）、「包装資材・梱包材も不足」（運送業）など、このままでは従業員の給与も払えず、事業が続けられないなど深刻な声が寄せられています。

町内事業者の現状を伺い、可能な支援策を講ずるべきと考えることから、以下の点について伺います。

（１）町内事業者への聞き取り調査を行う考えは。

（２）危機的状況にある町内事業者に、給付金のような支援策のほか、税の徴収猶予や減免の考えは。

（３）幕別町小規模修繕契約希望者登録制度は、町が発注する小規模な修繕事業を町内の受注希望者へ発注することで、就業機会の確保と地域経済の活性化を図る目的として、平成 20 年度に創設されました。しかし、制度開始から約 18 年が経過した現在、対象となる契約の限度額は当時のまま据え置かれています。直近５年間の発注実績と、今後の見直しに対する町の考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　荒議員のご質問にお答えいたします。

「増える負担、国民健康保険の今後について」であります。

ご質問の１点目「令和 12 年度の全道保険料の統一へ向けた本町における１人当たりの保険税額の推移の見込みは、また、国保基金の積立理由とその活用は」についてであります。

国は、将来的な都道府県単位での保険料水準の統一に向け、国民健康保険制度における財政運営上の課題解決のため、令和５年６月に都道府県国民健康保険運営方針策定要領を改定するとともに、同年 10 月に保険料水準統一加速化プランを作成しました。

このことを受け、北海道は、保険料水準の統一に向け、市町村が安定的な財政運営と事務の効率化を推進できるよう、令和６年度から 11 年度までを期間とする「北海道国民健康保険運営方針」を６年３月に定め、12 年度からは、全道どこにいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる保険料水準の統一を目指すとしたところであります。

こうした中、本町においては、平成 28 年度の税率改正以降、国民健康保険基金を活用して現行税率を維持してまいりましたが、被保険者数の減少や１人当たりの医療費が増加傾向で推移していることに加え、国民健康保険制度を取り巻く厳しい財政状況を背景として、今後も現行税率を維持した場合、令和８年度末には基金が枯渇し、約 3,400 万円の財源不足が生じる見込みと試算されました。

このことから、保険税の引上げは避けては通れないものと捉え、令和 12 年度からの保険料水準の統一を見据えて、被保険者の急激な負担増とならないよう、限りある基金を活用しながら、７年度から 12 年度までの期間において、段階的に保険税率を見直すこととしたところであります。

ご質問にあります令和 12 年の保険料水準の統一に向けての保険税額の推移についてでありますが、国民健康保険税は、世帯構成や所得状況に応じ、世帯主が納税義務者となって世帯単位で課税されますことから、被保険者１人当たりの保険税額という趣旨の質問ではありましたが、ここでは、二つのモデル世帯を例に、８年度から 12 年度までの保険税額の推移について申し上げます。

一つ目のモデル世帯は、65 歳以上の夫婦２人世帯、夫の年金収入が 200 万円、所得が 90 万円、妻の年金収入が 80 万円、所得がゼロ円で、５割軽減が適用となる場合を想定し試算しております。

このモデル世帯の場合、各年度の保険税額は、令和８年度が 10 万 2,100 円、９年度が 10 万 4,800 円、10 年度が 10 万 7,500 円、11 年度が 11 万 200 円、12 年度が 11 万 2,800 円で、８年度と 12 年度の保険税を比較いたしますと、12 年度において１万 700 円の増額となる見込みであります。

二つ目のモデル世帯は、ともに 40 歳代の夫婦と未就学の子ども１人の３人世帯、夫の給与収入が 300 万円、所得が 202 万円、妻は所得なしで、２割軽減が適用となる場合を想定して試算しております。

このモデル世帯の場合、令和８年度が 30 万 7,500 円、９年度が 31 万 6,300 円、10 年度が 32 万 5,200 円、11 年度が 33 万 4,100 円、12 年度が 34 万 3,000 円で、８年度と 12 年度の保険税を比較いたしますと、12 年度において３万 5,500 円の増額となる見込みであります。

次に、国民健康保険基金の積立理由とその活用についてでありますが、本町の国民健康保険基金は、

幕別町国民健康保険基金条例に基づき、国民健康保険事業資金に充てることを目的として設置しております。

国民健康保険基金の積立理由は主に二つあり、１点目の理由といたしましては、不測の事態への備えであります。

インフルエンザなどの突発的な感染症の流行や、大規模な災害、高額医療費の急増などにより、年度途中に想定外の財政需要が生じた際に、国保財政の破綻を防ぎ、医療費の支払いに支障を来さないための備えとして積み立てるものであります。

２点目の理由といたしましては､保険税率の急激な変動緩和を図るために活用するためであります。

国保財政は、年度ごとの医療費の増減に大きく左右されますことから、仮に医療費が大幅に増加した場合に、その財源を全て翌年度の保険税の引上げで賄おうとすると、被保険者の皆さんに過度な負担を強いることとなります。

このことから、財政に余裕がある年度に基金へ積み立て、財政が逼迫した年度に取り崩し、保険税率の平準化を図るための不可欠な原資として基金を運用することで、国保財政の安定化を図ることとしており、令和６年度までは、保険税率の据置財源として活用してまいりました。

ご質問の２点目「他の保険制度にあるが国保にない出産手当や育休給付金の制度創設の考えは」と、ご質問の３点目「けがや病気のときの生活保障のために独自に傷病手当金の給付を行う考えは」については、関連がありますので併せて答弁させていただきます。

出産手当金や育児休業給付金、傷病手当金につきましては、健康保険法や雇用保険法におきまして、主に労働者の雇用の継続や休業中の生活の安定を図ることを目的として、労使双方の保険料負担や国庫負担を財源として制度化されております。

一方、国民健康保険制度におきましては、出産育児一時金や葬祭費の支給は、国民健康保険法において法定給付とされておりますが、出産手当金や傷病手当金につきましては、条例の定めるところにより給付を行うことができる「任意給付」として法律で位置付けられております。

育児休業給付金につきましては、国民健康保険法において給付の根拠はなく、雇用保険法を根拠に制度化され、同法において法定給付として位置付けられておりますが、その法的な性格としては、労働者の雇用継続と生活の安定を図るための所得補償でありますことから、年金生活者などの労働者以外の方も多く存在する国民健康保険制度においての運用は、適当ではないものと捉えております。

国では、国民健康保険制度における出産手当金や傷病手当金の全国的な制度化については、所得補償として妥当な支給額の算出が難しいことや、多様な被保険者間の公平性や財源の確保などの課題があるとの見解から慎重な姿勢を示しております。

北海道においても同様の課題があることを認識しており、まずは、国において全国的な制度として導入を検討すべきとの考えを示しております。

このような状況を踏まえますと、出産手当金や傷病手当金の制度創設に当たっては、制度設計に課題があることに加え、国や北海道からの財源措置がないため、その財源を保険税率の引上げにより賄う必要があり、年金所得のみで生計を維持する高齢者など、給付の恩恵を受けられない方との不公平を生じることや、国保加入者の皆さんに新たな負担を強いることとなります。

また、現行の税率を維持するとした場合は、その財源を一般会計からの法定外繰入れに依存して行うこととなりますことから、協会けんぽや共済組合といった国保加入者以外の住民の皆さんに負担を求めることとなり、税負担の公平性を欠くことにつながることから、町独自に制度を創設する考えはありません。

次に、「町内事業者への支援について」であります。

ご質問の１点目「町内事業者への聞き取り調査を行う考えは」についてであります。

町では、先月 26 日に町内の３金融機関や商工会と「幕別町の経済に関する意見交換会」を開催し、町内の経済状況や町内事業者の経営状況について意見を交わしたところであり、町内の経済状況につきましては、２月末からの中東情勢の緊迫化による燃料価格の高騰とナフサ不足の影響が見られる業

種はあるものの、現時点で全体的に大きな影響は見られていないとお聞きしているところであります。

具体的には、燃料価格の高騰による影響としましては、運送業では輸送コストの増加に加え、エンジンオイルの価格上昇も相まって業績の見直しが必要なケースがあり、また、ナフサ不足による影響としましては、建設業と塗装業において、ナフサを原料とする断熱材や塗料等の資材の調達が困難となり建設スケジュールが遅れるケースも想定されますが、いずれも運転資金の借入れや返済スケジュールの見直しには至っていないとお聞きをしております。

一方で、燃料価格やナフサを原料とする資材の確保につきまして、このような状況が長期化する場合は、今後、これらの業種も含め多くの事業者の経営状況に影響が出てくるのではないかとの声も併せてお聞きしているところであります。

このような中、商工会では、先月 29 日付で会員 323 者を対象に、中東情勢による影響の有無や影響を受けている内容、今後の影響の可能性などを把握することを目的に、今月 15 日を回答期限として「中東情勢悪化による事業所への影響に関するアンケート調査」を実施しているところであります。

町といたしましては、停戦合意の調印式が６月 19 日に行われることを踏まえつつ、この調査結果を基に、再度、関係機関と意見交換会を開催する予定でありますことから、現時点で町内事業者への聞き取り調査を行うことは予定しておりませんが、引き続き、町内の関係機関と情報を共有し、町内事業者の現状把握に努めてまいります。

ご質問の２点目「危機的状況にある町内事業者に、給付金のような支援策のほか、税の徴収猶予や減免の考えは」についてであります。

町では「幕別町中小企業融資に関する条例」に基づき、町内の金融機関を通じて町内の中小企業者に対し運転資金や設備資金などの融資制度を設けており、制度利用者に対しましては、保証料の全額と利息のうち年 1.0 パーセント相当額を超える部分の年 2.2 パーセント相当額を上限に助成を行っております。

中東情勢の影響に伴うエネルギー価格の高騰に対応するため、総額３兆 1,135 億円の補正予算が５日に成立したところであり、国において責任を持って取り組むこととされておりますことから、現段階において、町が町内事業者に対する給付金としての支援を行うことは考えておりません。

現在、商工会や金融機関では、中東情勢等の影響に関する経営相談を受け付けておりますことから、町といたしましては、商工会等との緊密な連携を図りながら国や道の動向を注視しつつ、町としての役割を見極めてまいりたいと考えております。

次に、税の徴収猶予や減免でありますが、徴収猶予の適用につきましては、地方税法において「その財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき」や「その事業を廃止し、又は休止したとき」「その事業につき著しい損失を受けたとき」などの要件を規定しております。

また、減免につきましても、地方税法に基づいて町の条例において「天災その他の災害により特に著しい被害を受けた者」などの要件を規定しておりますが、いずれも極めて限定的な事由がある場合に例外的に適用されるものとなっております。

したがいまして、いずれの場合につきましても、実情に応じて個別に対応してまいりたいと考えます。

ご質問の３点目「幕別町小規模修繕契約希望者登録制度の直近５年間の発注実績と、今後の見直しに対する町の考えは」についてであります。

平成 20 年６月、町が発注する小規模な修繕の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設け、積極的に活用することによって町内事業者の受注機会を拡大し、もって町内経済の活性化を図ることを目的として、「幕別町小規模修繕契約希望者登録要領」を制定したところであります。

対象となる契約については、要領第７条の規定において、「内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が 30 万円未満のものとする」と定めているところであります。

直近５年間の発注実績につきましては、令和３年度が 14 者の登録のうち６者に 147 件で約 565 万円を、４年度が 13 者のうち８者に 181 件で約 869 万円を、５年度が 14 者のうち８者に 228 件で約 1,276 万円を、６年度が９者のうち６者に 91 件で約 513 万円を、７年度が 11 者のうち５者に 166 件で約 1,030 万円を発注しており、合計で延べ 21 者の登録のうち 12 者に対し、813 件で約 4,253 万円を発注しております。

対象となる契約の限度額となる「30 万円未満」につきましては、要領の制定時、幕別町財務規則第 97 条第５号に規定する「見積書の徴取を省略できる場合」と、同規則第 101 条第２項に規定する「契約書の作成を省略する場合の請書の作成も省略することができる場合」の「１件の契約金額が 30 万円未満」とする規定の額と同額としたものであります。

また、「幕別町事務決裁規程」においても、「１件金額 30 万円未満の支出負担行為」を課長専決事項としており、速やかな発注と支払いを行うことができるようにしたものであります。

令和７年４月１日、地方自治法施行令の一部改正が行われ、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、約 51 年ぶりに「随意契約によることができる金額」などが引き上げられ、本町の財務規則についても、工事または製造の請負の金額を 130 万円から 200 万円に引き上げるなど改正を行ったところでありますが、小規模修繕契約希望者登録要領の対象額については、現行の額としたところであります。

地方自治体の事務処理に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げなければならないことからも、公共事業等の発注については競争入札を行うことを原則としていることを踏まえ、「見積書の徴取を省略することができる場合」の限度額を大幅に引き上げることにはならないものと考えておりますが、今後は、他市町村の事例を調査するなど、適正な額を見極めたいと考えております。

以上で、荒議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　それでは、再質問させていただきます。

令和８年３月末の国保加入者世帯が 3,185 世帯、被保険者数が 5,068 人、町民の 20.3 パーセントが加入しています。国保の都道府県化から８年が経過されました。令和 12 年度をめどに保険料水準の統一が進められようとしております。それに伴い、本町でも５月の臨時会におきまして保険税の引上げが行われました。しかし、そこで提示された具体的な引上げ幅に、私は驚きを禁じ得ません。給与収入 505 万円、所得 360 万円、夫婦、子ども２人で４人世帯の場合、現在 52 万円だったものが令和 12 年度には 63 万円、実質 11 万円、21 パーセントの増税となります。収入が増えない中でこれほどの負担増になっている状況に対し、私は本当にこの状況でよいのかというところで、今回、質問に立たせていただきました。

町は、安定的な財政運営と事業の継続化というところで、今回の負担増については提示をされたところでありますが、通告書でもお話ししましたが、ほかの保険制度と比較して所得水準がすごく低いのです。被保険者の年齢構成も高いですし、１人当たりの医療費も所得に占める割合もすごく高いです。こうした構造を抱えている状況で、さらに急速な高齢化ですとか、医療の高度化によって、今後も医療費の増大も私はあり得ると考えております。このような極めて厳しい状況の下で、国保は本来の相互扶助の保険制度として今後もこの状況で持続可能なのか、町の認識と見解をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは相互扶助制度でありまして、みんなで支え、お金を出し合うということでありますけれども、どこまでが負担の限界かというのは、当然、常に付きまとっていくと思います。この負担を減らすためにはどうしたらいいかというふうに考えたときには、どこかからお金を国保会計に出さなければ負担の軽減は図れないわけですから、ではこれを誰が出すのだとなったときに、町が出すのですかとなったら、他の国保に入っていない、以外の方も負担することになるわけで、これはおかしかろうとなると思うのですね。これは町民間でのやっぱり負担の公平が失われるということ

でありますから、では誰なのだ、国か道かということにしかなってこないというふうに思っていますので、これは全国的に見て負担の限界だとするならば、やはり私は国がしっかりと措置をすべきだというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　そのとおりなのです。私が聞きたいのは、町長自身がこの金額に対して、賦課徴収が妥当なのかというところでお聞きしたいなと思って質問させていただきました。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　我々こういう制度を今維持している、持っているわけですから、これを妥当でないと言ったら条例を改正しなければならないわけですから、これは口が裂けてもそうは言えないので、妥当であると言うしかないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　要は個人の負担能力、いわゆる税法上の観点から見ても、やはりもう相互負担、相互扶助としては、限界に来ているのではないかと私は思っています。何度も町長との間で調整して、やはり最終的にはこの問題に対して財政支援というのは絶対的に国が行うべきで、その中で改善し、国保会計が円滑で持続可能なものになることが絶対的に必要だろうということは私も思っています。しかし、今の現状を見たときに、そうなっていないのですよ。では、これでよいのかというところになってきて、私はここにやはり手を出していただかなければいけないのではないかというところで今回質問させていただきました。私自身は、国民皆保険制度として誰もが低額で必要な医療を受けられる制度として今日まで来て、すごくすばらしい制度であったと思っております。しかし、今の状況でこの賦課徴収がどうなのか、私はもっと議論する必要があるのだろうと思います。

　先ほど町長にもお聞きしたのですが、税法上の原則なのです。幕別町は国保税で取っていますから、賦課に当たって個人の負担能力に応じて負担をしていただくという応能負担という原則から見たときに、この金額、お話ししていましたけれども、本当にこれが税法上の負担能力に応じた負担になっているのかというところも、私はもっと考えるべきところにあるのではないかなと思うのですが、町長はその辺について率直にどうお考えですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これ、そう考えたとしても、私、いかんともし難いわけですね。高いね、ごめんね、負担してねという、そういうことしか言えないわけですね。これはやはりお金をどこから出すか、どこかから出さない限りこの問題は解決できないわけですから、そうなったときに町の税からは出せない、消去法でいくと、道もお金をくれないとなったら国しかないではないですか。だから、そこはやはり国にしっかりと国保の健全財政をお願いしていくということしか道が残されていないのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　国保が都道府県化になるときにも、その点でちょっと町長と議論させてもらったときに、現在、都道府県化における運営委員会の中で国保の財政をどうするかという議論もありました。町長はちょうどたしか理事で入られていたかなと思ったのですが、国の負担が増えるというような見込みがあるのでしょうかね。町長、その辺についてはどういった展開がされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　今のところそういう話は聞いたことがありませんので、国にとって財政は結局厳しいわけですから、なかなかすんなりとお金を出してくれるなどということにはならないのかなというふうに思います。

　それと、今、令和12年を見越した中でのモデルケースでお話をさせていただきましたが、これはパターン的には２例しか出しておりませんけれども、ほかに４例ほど試算もしているわけでありまして、それぞれの所得、世帯構成によって違うわけでありまして、例えば単身者で年金収入が153万円、所

得が 43 万円になります。この方が幾ら増えるかというと、70 歳で７割軽減の対象者でありますけれども、この方は令和８年比で 1,300 円しか増えない、こういう方もいらっしゃるわけですし、あるいは例えば単身で 50 歳代、軽減なし、給与収入が 400 万円、所得は 276 万円になりますが、この方だと４万 3,900 円増えてしまうということもありますし、自営で言うと、農業の方、４人世帯で 50 歳代の夫婦、15 歳と 17 歳の子どもがいて軽減対象になっていないといった場合、農業所得が 500 万円で、これはプラス９万 4,600 円増えていくという、そんなさまざまな、６パターンほど積算してみたのですが、いずれもやはり上がることは間違いない。

ただ、言えることは、この間どれだけ所得が上がっていくのだということもありまして、そこは今、物価上昇中なので、これがどうなっていくのかという今時点における推計をして、こうなりますということでありますから。

それともう一つは、推計の数値はご存じでしょうけれども、基金も 12 年にはある程度の余裕を持てるというような試算、これは令和８年度に基金が底をつかないということを前提にして、なるべくなだらかに負担を上げていくと、負担というか税率改正をしていくという積算をしておりますので、そうなったときに、令和 12 年には基金がある程度余裕ができるとなったら、それは毎年毎年状況を見ながら税率を考えていくということも可能でありますから、今は確かにこうですが、将来どうなるか分からないところをもってして、なかなか議論をするのは難しいのかなというふうにも思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　将来推計について難しいという話がありましたが、私がここで話しているのは、町が示していただいた推計を基にお話しさせてもらっているということも一つ押さえていただきたいなと思います。それについてもまだ推計という段階なので、実際どういうふうになるか分からないというところは押さえたいと思いますが、でもやっぱり令和 12 年には、医療費の分では 8.99 ですか、の医療保険負担率に、幕別が 6.6 だったものが 8.9 まで増えるわけですから、やはり大きく増えていくということは、もう間違いないわけなのですよね。こうした状況を見たときに、本当にこれでいいのかというところで、やはり私は町に対してどうなのだろうということをお話ししなければいけないなというところでありました。これは全国的な課題ではあるのですけれども、やはり幕別の住民、国保、いわゆる二次割合の方が加入している制度の下で、すごく大変、いろんなものが上がる中で国保もさらに上がっていくのかと。今後５年間、６年間ずっと上がり続けるのかといったときに、不安だという思いはやっぱり出てくるものですから、それに対して町としてどういった方針でいくのかというのは、やはり聞いていく必要があるだろうと思って質問させてもらいました。

例えばですけれども、協会けんぽと比べたらあれですけれども、もう半分なのです。私、計算しました。先ほど町長もお話しされましたが、500 万円の収入で 50 万円が 63 万円になって９万 2,000 円増えますよと。大体同じような方で調べたら、会社員が 500 万円で月額２万円ちょっとか３万円前半ぐらいで、年間大体 30 万円前後で、町が 50 万円か 60 万円、やっぱり半分ぐらいなのです。企業からの補填というのはあるのだと思います。でも、保険が違うのにこれだけの差があることが本当に保険制度としてどうなのだということがですね。町長も運営委員の理事をやられているので、ぜひその辺でどうなのだということで伝えていただきたい。町長も全国町村議会のほうで負担してほしいと言われているということは重々理解をしていますけれども、でも先ほど町長の答えを聞いたら、道としてもそんな国から負担があるような話は聞いていないというような状況がありますので、やはりそこはしっかり財政運営に向けて、ぜひそういったところも訴えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　町村のそれぞれの事情、状況というのは異なっているというふうに思います。これが全国的な課題だとするならば、町村で声を上げることも大切でありますけれども、やはり国会の場で、国政の場でしっかりと論じていただいて、保険者によって違うのであれば、そこは国のほうで

補填をしながらそんなに負担が違わないようにするとか、そういった配慮も必要なのかなというふうに思います。ただ、事業主負担というのもありますので、そのことによって負担が少なくなっているという実態もありますので、そこは国保の場合、事業主負担といったって事業者がいないので、その分は割高になるのかなという気はしますけれども、これは国全体で国民皆保険制度をどうしていくのだという議論は、必要であればそこで、国会の場でやっていただかなければならんなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　本来はそういったところが必要なのでしょうけれども、なかなかそういったところが見えないというのが現状でありますから、ではこれでよいのかというところでまた戻ってしまうのですけれどもね。そういったところで、やはり私たちは住民にとって国保が、今の状況はどうなのだというところから出発するものですから、町の国保税がどう変化していくのかについて、やっぱり今後も注視していかなければいけないだろうと思っています。

今こうした現状が、もう負担がすごく物価高騰で厳しい状況で、４月から子ども・子育て支援金というまた新たなものが増えて、さらに負担が増えていくというような状況もあります。今、先ほど町長もお話しされましたが、これまでは、６年度までは基金については段階的に節度して行ってきたというところでありましたが、今後、基金がむしろ、試算の中であったのですが、なぜこんなに基金が積み上がっていくのかについてすごく不思議だったのです。本来であれば、基金を積まずにもらう分を一定程度調整しながらもらっていく、先ほど町長もお話ししたとおり、毎年の医療費を計算して今年幾らかというのが計算されているというところを見たときに、一定程度今年の負担額というのが見えてくるのではないのかなと思っています。その年に難しかったとしても、その次の年とかということで、少しずつ少しずつ前年度の基金がたまっていくのであれば、次の年はどうしようかというところであるにも関わらず、なぜか基金だけがすごい右肩上がりで、前年度は２億 5,000 万円というような状況が出ているのですけれども、やはりこういった試算についても、こうした状況にならざるを得ないのですかね、町長、お聞きしたいと思うのですが。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは先ほども申し上げたように、令和８年度に基金が底をつく、マイナスになる、赤字になるということを避けることを前提条件にして、12 年度にどういうなだらかな方向、急激な負担にならないように持っていこうかというふうに試算したものでありますから、そういう前提で８年度は決めているわけでありますから、これは年度によって当然実績は異なってくる場合もあるわけでありまして、今の推計で確かに 12 年度に基金残高２億 5,000 万円になるということでありますから、これはその年度、年度で負担と基金の状況を見ながら条例改正をする余地は残っていますので、今こうやって推計したからそのとおりいくということにはなっておりませんので、その辺をご承知おきいただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　理解しました。ぜひ年度、年度で取り組んでいただければと思います。

次、育休と産休、傷病手当についてです。なかなか難しいということは重々理解しておるところでありますが、しかし、それでも社会保険に加入することができないという人たちもいらっしゃるのです。令和５年度の決算を見ますと、出産育児給付金で 502 万円の計上がされています。国保において一時給付金が支給されたということで、102 万円ですから、おおむね 10 名の方が国保で出産されているという計算にもなります。やっぱり状況によっては国保でなくてはいけない、国保の状況でそういった生活せざるを得ない、でも国保に関わっているために育児休業等がないというような状況があるのです。特に非正規の方ですとか、労働時間が短いというような状況になれば、保険がかからないというような状況があるのですよ。やっぱりそうしたところに町としてこういった制度も取り組むことも必要ではないかなと思っているところであります。年間 10 人です。町独自に育児休業や……。48 万円から 50 万円ですから、大体 10 人前後です。そういったところで町として手だてを行うというこ

ともできるのではないかと思うのですけれども。いろいろあるとは思うのですけれども、町としてこういった制度を設けるということにはならないのか、再度お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　個々にいろんな方がいらっしゃるかと思いますけれども、仮に 10 人が一時金をもらっていたとしても、国保に加入していればもらえるわけで、その方が働いているとは限らないわけですね。そうなると、休業補償的な意味合いが必ずしもあるとは限りませんので、言ってみれば休業補償ですからね、産休だとか傷病というのは。これは基本的に働いていることが前提になった制度でありますので、国保においてそれをやろうとすると、ほとんどが年金生活者で、働いていない方はもらえないのに、この人だけもらえるのかいという、そういう不公平感、同じ納税義務者の中で不公平が出てくるので、私は制度を組み立てる上で非常に不都合というか、困難性があるのではないかな、しかも幾ら休業補償として出すのがいいのか、働いている人は自分の給料がありますから、給料を基に例えば６割とか８割とかそういう計算ができますけれども、この人たちはどういうふうに積算するのかなと。非常にこれ、制度的な困難性がここには潜んでいるのかなというふうに思いますので、ここはちょっと公平に、この国保の中で、いわゆる休業補償的なものを創設することは、私は難しいかなというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　すみません。ちょっと誤解を与えるような発言でした。出産一時金で 10 名前後出ているので、10 名以下であると思います。先ほど町長言われたとおり、みんなが働いているわけではないという状況はあります。でも、非正規で働いている方がこういった状況で働けなくなるというような状況もあるわけですから、状況によっては。だから、10 名前後の負担を町として、多くてもこの状況ですからね、それを町として制度設計ができないだろうかということで、町に対して提案したのです。

やり方は、いろいろあるのだと思います。その制度をどうしようか、それは申請制にしてもらって、民間の働いた者に対してどれぐらい負担していくか。コロナのときは、傷病手当はやっていたのです。同じような形でやっていましたから、制度設計的にはできないわけではないと思うので、どういったやり方ということはありますけれども、やっているところもあるのです。大きい市だったので、ちょっと紹介するのはあれかなというのがありましたけれども、やっぱりそういうところもぜひ考えていただきたいと思います。

国においても、全世代型社会保障構築会議というところがやはり立っていて、今 21 回目の会議が行われて、社会保障をどうするか、全世代型でどうしようかということで会議されたところなのですが、ここで働き方の違いで出産・育児の支援の格差解消に向けて、自営業者、フリーランスを対象とした育児期間中の給付創設の検討も挙げられているのです。ただ、国もようやく国保加入者の格差の問題を認識したという状況であって、今後どうするかというところは、やはり中長期的な課題として計画的に取り組むというところで終わってしまっているのです、難しいというのはあるのだろうと思いますけれども。

だからこそ、町長、町としてこういった保障をやるというのも一例にあるのではないかなということで提案させてもらったのです。国がこういった動きがあるということも、ぜひ踏まえていただければと思っております。傷病手当については、コロナ禍で行ってきたので、そういったところでできるものでもありますし、国民健康保険法の第 58 条第２項でも、傷病手当は自治体独自の決断で行うというふうにしっかりと記載されているところでもありますから、ぜひこういったところも、いろいろ難しい状況もあるのだとは思いますけれども、自営業者ですとか、そういった問題を抱えるところに対して、町としてのこういった制度を決断していくということも必要ではないかなということで、ちょっと町長に投げかけさせていただきました。

次に、中小企業支援についてお聞きしたいと思います。

今回、聞き取りは行わないですけれども、事業者については、影響については限定的な状況ではあ

りましたというお話がありました。そして、今後、商工会のほうで今回のイラン情勢に向けてのアンケート調査も行っているので、それに向けて懇談を行ってというお話だろうというふうに認識したところであります。

町長もご存じだと思うのですけれども、５月の勝毎さんで塗装業者が経営直撃と、これ幕別の事業者さんなのですよね。やはり勝毎の新聞でも、そういうふうに中東情勢によってすごく影響が出ているというような報道がありました。少しあるのですけれども、中東情勢の緊迫化によって、原油価格の高騰で十勝管内の中小事業者の経営を圧迫しているということで、帯広民主商工会が事業者を対象にしたアンケートで、９割の方が影響を受けていると、今後の影響を懸念し、同会が帯広市に対し緊急支援を求めたという新聞記事なのですね。これが北海道新聞に載って、NHK でも少し報道されたというお話もありました。そういったところで見たときに、やはりすごく影響が出ているのです。なかなかまだ町ではお聞きしていないというようなところではありますけれども、本当に支援の必要があったときには、ぜひ中小企業に対してのこうした支援を取り組んでいただきたいと思うのですが、町長はどうお考えですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　やはり支援を行うにも、財源の問題が一番頭が痛いところであります。コロナ禍においては、ここもコロナ禍においても交付金が来ました。コロナの場合は、人の行き来がなくなったことによって業者が特定されたということがありましたし、また、国のほうの持続化給付金なども、制度はできたのですが、売上げが対前年比で 50 パーセント少なくならないと対象にならんとか、そういう国の対策を見て私は、50 パーセント売上げが落ちるってほとんど倒産でしょうというふうに、そんな感覚を持ったものですから、三十数社、２回ほど聞き取り調査を行って、どういう対策が必要なのかということ、あるいは売上げの減少が何割以上であれば対象にしたらいいのかというようなことも聞きながら対策を講じたわけであります。

ただ、今回は、まだ全体、全事業者が対象になっているのですね。全町民もそうです。これを町の力、町のお金で対策を講じるといっても難しいです。売上げは、材料がなくなって商売ができなくなったから、もう廃業だとか、もう収入が激減したわということはあるのかもしれませんが、それはごく一部で、先月 26 日の時点の話で、それは供給は少なくなっているけれども、全く物が入っていないとか、そういう話ではないですし、私もじかに建設業を営んでいる方に聞きましたら、基礎のスタイロフォームが非常に入りにくくなっていると。でも、入ってこないという話ではなかったので、その辺も踏まえて、今 19 日に停戦合意がスイスで行われると、そんなニュースも出てきていますので、だからといってすぐ物が入ってくるとは限りません。ですから、もう少し状況を見ながら、必要に応じて聞き取り調査することは、全然それは否定するものではありませんけれども、まずは状況を把握した上でどういった対策が必要なのか、だとしても、では財源をどうするのかという問題は付きまとってきますので、私はやっぱり基本的には国が補正予算で３兆 1,000 億円もやっているわけですから、しかも予備費に２兆円何ぼ積んでいるということでありますから、そこを有効に使うべきだというふうに思います。その中から町に対しても交付金がいただけるということであれば、私は対策の打ちようがあるというふうに思いますけれども、今、町の予算を組んで、町の自腹を切って予算を組んでそこに充てるというのは、もう全く困難であるというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　町長が、お金の問題、財源をどうするかという問題は、何をするにも付きまとってくるのであろうとは思っております。今回３兆円ほど補正予算の中で、重点支援交付金というのが決まりました。去年１兆円です、まく Pay だったのですけれども、今回 1,000 億円しかないのです。去年の２兆円から比べるともう 20 分の１で、去年３億円近かったものが今回は 1,500 万円ほどかなというようなこともちょっと考えてあります。でも、実際にそういったものが決まってくるということもあるのです。もちろん国が絶対的に支援を行うべきだということはあるのですけれども、でも今の状況を見ると、目詰まりだというような状況で、全くそれこそ地元の事業者さんの状況、現場の苦境

が本当に見えているのかなというような状況がありました。

私が聞いた話では、もうスタイロフォームが入ってこないのです。基礎ができないから、内装業者さんも、窓枠業者さんも、屋根を塗る塗装業者さんも仕事ができないのです。家が建てられないから、基礎ができないから上もできなくて、結局全部が大変だというのが建設業界さんで、運送業界さんは、エンジンオイルの問題とかの話もされておりました。入ってこなくて、次いつ入るか分からないし、値段は上がってくると、３割、４割引上げになるだろうと。でも、物が入ってこないから幾らとも言えないというぐらい逼迫している状況なのです。ただ、今あるものがあるから状況的には何とかなっている。でも、これが６月、７月になったときに、今、町長がお話ししたとおり、イランの合意があったとしても、海峡が通ったとしても、それこそ供給が回復して資材不足が解消されるまでには期間があるので、その前にやはり手を打つ必要が絶対私はあるのだろうと思います。そういったところも、ぜひ事業者さんの声を聞きながら、対策を取っていただければと思います。

広島県三次市があるので、一つ紹介したいなと思うのですが、物価高で苦しむ中小企業者に対して、中小企業者経営・雇用維持支援金、いわゆる雇用を持っている人たちも給料を払えないということでやられていて、基礎金額に現金給付するということもやられていました。

いろいろなやり方があるので、どういったやり方があるのかな、町長言われたとおり、どこに支援を向けるのかなというところがあるとは思うのですけれども、やはり本当に困難を迎えているところに対しては積極的に支援を行って、それこそ町としても緊急だという思いがあれば、一般財源からも行うということが私は必要ではないかなと思っているところでありますので、そういうところもぜひ検討していただければと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　商工業者の状況が、本当に危機的な状況であれば、これは手をこまねいていることにはなりませんので、ただ、そこの受け止め方が、荒議員はそういう話も聞いているのでしょうけれども、私は今はそこまで感じておりませんし、私が聞いた建設業者は１社でなくて複数から聞いていますから、そういう中でも、品不足ではあるけれども全く入ってこないわけではないという話も聞いているわけですから、今が危機的状況なのかどうなのかというところの認識はちょっと異なっているかなと思いますし、また、物不足は我々ではどうしようもならないわけで、これはやはり国が輸入先を中東ではなくてほかからも今模索しているようですから、そういうことになればまた違ってくるというふうに思います。今後、刻々と状況は変わっていくというふうに思いますので、その状況を見ながら、手後れにならないようにしたいとは思っています。ただ、それをやれる範囲というのは、おのずと限界があろうということも分かっていただければというふうに思います。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　ぜひ積極的な対策を期待します。

小規模修繕契約希望者登録制度についてお聞きしたいと思います。今回、直近でどれぐらいの利用者さんがあるのかなということでお聞きしたのです。私、これ平成 30 年にも一回質問させてもらったときに、かなりの事業者さんが入られて件数もあったのです。当時は、平成 30 年は 23 社があって、21 社が発注されておりました。237 件が受注されていましたというお話もされていました。やっぱり今見ると、もう４分の１の事業者さんで、発注数も３割減というような状況があります。やっぱりそういったことを見たときに、事業者さんにとってはすごくありがたいのだそうです。直接町から仕事をいただけるという中で、本当に頑張って取り組んで、町として事業をやっていただくというのは、すごく助かっているというお話でした。ただ、単価が、物価が上がって、いろんなものが上がっている中で、30 万円の事業に対して、本当にそれができるのかという中で、今の経済状況を見たときに、これではなかなかというような話とか、もしくは町としてもこの事業を、30 万円に昔はできたかもしれない、８年前、でも今もうできなくなっている状況もあるのではないかと思うのです。そういったところを見たときに、やはり町長も今お話しされましたけれども、是正改正されたのですよね。そういったところもあって、町としてこの基準を引き上げて、やっぱり地元事業者さんに仕事をしっかり

やってもらう、町長のいつものお話のとおり町の仕事を少しでも地元事業者さんにという意味ではすごく大切な制度でもありますので、そうした視点からも限度額の引上げというのを町として取り組むべきだと思うのですが、町長はどう思いますか。

○議長（寺林俊幸）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　これは、難しいのは基本的に競争入札なのです。競争入札の例外としての取扱いになるわけですから、競争入札をしないで電話１本で、ここが壊れたから直してくれや、そして請求書を終わったらくれやというのは、そこに競争原理が働いていないのですよね。ですから、そうなると、仮に競争入札をしたらもうちょっと下がるのではないかというケースも、中にはひょっとしてあるかもしれない。ですから、あまり発注できる金額が大きくなってきますと、やはりそこには競争することによって下がる、浮く経費も大きくなってきますから、おいそれと 30 万円未満を上げるというのは、なかなか難しいなというふうに思います。ただ、経済情勢がどうなっていくかによっては、いつまでも 30 万円でいいのかということは、当然、問題意識としてはそれは私も持っていますので、ただ、やみくもに上げる、地方自治法の随契できる金額が、工事の金額が上がったからといって、それにスライドして上げるということにもなっていかないのだろうなというふうに思いますので、ここはやっぱり機会均等というのは大切でありますから、機会均等の中でいかに小さい工事について、いろんな業者の方にやってもらうということは、当然大切なことだと思っています。ですから、まずは今の制度でどうなのだというところを考えながら、もうちょっと上げたほうがいいというのであれば、そこはでは幾らにするのだということで慎重に考えなければならないわけで、簡単に 50 万円にするわというふうにはなかなかいかないというふうに思っていますので、そこは、まずは今の金額を維持しながら、課題としては持っているということであります。

○議長（寺林俊幸）　荒議員。

○８番（荒　貴賀）　ぜひ中小企業支援について、町長のリーダーシップの下に、これからも事業者さんが１社も潰れることがないよう取り組んでいただきたいということを期待し、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸）　以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15 時 30 分まで休憩をいたします。

15：20　休憩

15：30　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第３、議案第 43 号から日程第８、議案第 74 号までの６議件については、会議規則第 39 条第３項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、議案第 43 号から日程第８、議案第 74 号までの６議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、議案第 43 号、幕別町アルコ 236 条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第43号、幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の５ページをご覧ください。

近年、我が国では、歴史的な円安による割安感やコロナ禍後の旅行需要の回復、日本のアニメやゲームなどへの関心も相まって、外国人観光客が急増し、宿泊需要は、大きな高まりを見せ、宿泊料金は、地方においても高騰しているのが現状であります。

加えて、円安による輸入品に係るコストの増加や中東情勢による原油価格の高止まりなど、国内経済においては様々な「もの」の価格が上昇しております。

アルコ236の宿泊料と入浴料は、令和４年４月から現行料金に改定いたしましたが、こうした情勢から、管内の宿泊施設の実勢を踏まえ、宿泊料と入浴料の見直しを行おうとするものであります。

議案説明資料の５ページをご覧ください。

第７条は、使用料を定めております。

第１項は、使用者、宿泊される方や入浴される方などでありますが、使用者は、別表第１から別表第３に定める、使用料である、宿泊料、貸室料、入浴料を納付しなければならないと定めております。

第12条は、指定管理者が収受できる利用料金を定めております。

第３項は、指定管理者が使用者から収受する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、町長の承認を得て定めることとしております。

温泉ホテルの特質から、需要の高まる時期、大みそか、正月三が日をはじめ、ゴールデンウイークやお盆の時期でありますが、こうした時期に適切に対応し、健全経営が行えるよう、見直しを行なおうとするものであります。

アルコ236の現行料金が、管内の他の類似施設と比べて低廉であることにより、繁忙期や休日の前日等において、時期に見合った適切な料金設定が難しくなっておりますことから、料金を改めようとするものであります。

６ページをご覧ください。

別表第１は、１人１泊当たりの宿泊料を、町民と町民以外とに区分して定めております。

全ての区分において、現行の金額の1.5倍に改めようとするものであります。

町民の洋室と和室は、大人9,600円､小学生7,200円を、大人１万4,400円､小学生１万800円に、和洋室、和室と洋室の組み部屋、スイートルームは、大人１万2,000円、小学生8,800円を、大人１万8,000円、小学生１万3,200円に、町民以外の洋室と和室は、大人１万2,000円、小学生9,000円を、大人１万8,000円、小学生１万3,500円に、和洋室は、大人１万5,000円、小学生１万1,000円を大人２万2,500円、小学生１万6,500円に改めようとするものであります。

７ページをご覧ください。

別表第３は、入浴料を定めております。

町民の大人400円、小学生200円を、大人500円、小学生250円に、町民以外の大人600円、小学生300円を、大人700円、小学生350円に改めようとするものであります。

議案書の15ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和８年10月１日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　料金の改定ということで、全料金のこれまでの1.5倍ということで計算がされてきました。ご説明いただきましたけれども、物価高騰だとか、あるいは外国人の利用が高いとかとい

うことで、当然今の状況からいえば、値上げということは、引上げというのはあることかなというふうに思います。

ただ、一体、実際の利用の状況というのが見えないものですから、このことによって影響が出なければいいという思いから、これまでの実績、つまりこの間、直近で結構ですから、アルコのいわゆる利用者というのはどのぐらい月ごといらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　アルコのこれまでの実績、月ごとということですが、申し訳ありません。今ちょっと手元に年ごとの資料しか持ち合わせておりませんで、月ごとの数字が今ないのですけれども、宿泊者数でいきますと、今の指定管理者が始まって、令和４年度からの数字を申し上げます。令和４年度宿泊者数は 7,725 万 5,289 人……、大変失礼しました、売上げを申し上げておりました。利用者数ですね、大変失礼しました。申し訳ございません。

宿泊者数、令和４年度、改めて申し上げます。１万 511 人、令和５年度 8,435 人、令和６年度 8,529 人、令和７年度 8,043 人でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　せっかく売上げを教えていただきましたので、併せてそれでは売上げも教えてください。ただ、今ご説明いただいた分については、やはり若干利用が減ってきているのですね。令和４年から見ますと、多いときから見ると 2,500 人減っていると。こういう中で料金値上げしていくということでありますから、当然その事業者としては、この値上げが響かないような、そういった営業の努力も含めて取り組まれると思うのですが、そういったことについてはどんな議論がなされてきていますでしょうか。

それともう一つ、アルコとは性質は違いますけれども、十勝管内にも、例えば新得のレイク・インであるとか、あるいは士幌のプラザ緑風であるとか、幕別町と同じような、町が絡んで経営をしているホテルというか、宿泊施設がございますね。そういったところのこの料金に関する、今まではそう変わらなかったのではないかというふうに思うのですけれども、今回の引上げによるその影響も含めて、そういったところの宿泊料の動きなどについても押さえていらっしゃれば教えていただきたい、このように思います。

○議長（寺林俊幸）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　まず、売上げについて申し上げます。宿泊部門です。令和４年度 7,725 万 5,289 円、令和５年度 6,846 万 5,823 円、令和６年度 6,948 万 6,486 円、令和７年度 7,312 万 6,077 円です。これがアルコの宿泊の売上高でございます。先ほど利用者数が減ってきているということで私も説明したのですけれども、宿泊部門だけではなく、レストランですとか、ほかの部門も全て含めたアルコの利用者数というのは、逆に増えてきていると。利用者数自体は、宿泊は減っているのですけれども、入浴とレストランですとか、全ての部門含めたものについては、増えてきているということを申し伝えさせていただきたいと思います。

それと、他の公営施設の状況でございます。今ちょっと手元で持ってきておりますのが、士幌町のしほろ温泉、こちら現行の上限が１万 3,000 円、新得町のトムラウシ温泉については２万円、新冠町のレ・コードの湯、こちらも２万円、平取町のびらとり温泉ゆから、こちらも２万円、浦河町の優駿ビレッジ AERU、こちらも２万円ということで、公の施設として管理しております同規模の施設、こちらの平均を取りますと１万 8,600 円ということでございまして、今アルコについては、この平均に比べますと低廉な状況ということでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　分かりました。

全体の利用者は増えているということでありますが、今回のご提案いただいたのは、宿泊施設の引上げということでありますから、この宿泊施設の利用状況を教えていただいた上で、今回の引上げが

さらに影響が出ないかどうかというようなことについて危惧をするものですから、その点でのここに至った経過、それなどについてお尋ねしたかったわけです。引上げする以上は、かなりの営業努力なども要るのではないかというふうに思うのですけれども、そういった手だても一緒に取り組まれるというふうに押さえていいでしょうか。

それと、やはり宿泊でポイントになるのは、もちろんいろんなものがポイントにはなるのですけれども、特に食事に関しては、物価高騰からかなりご苦労なされているのではないかというふうに思うのですけれども、この引上げによって内容がグレードアップされていくのかどうか。売上げは伺いましたけれども、これが利益がどうだったかということは、これはまた決算のお話になりますから、心配するところではあるのですが、前段の質問にお答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　宿泊者が減ってきている中で料金を上げることへの影響と、検討経過ということだと思いますけれども、アルコ 236、基本的には、１室２名以上の利用を想定した仕様になったお部屋で、現状として年間通してビジネス客というのも増えてきているという現状と聞いております。１名利用の場合は、複数で利用するときよりも割高な料金設定ということになりますので、繁忙期、ホテルの利用料金は、十勝管内のですとか、近傍のホテルの１泊２食付の価格をベースに、販売プランというのを今アルコは設定しているのですけれども、１名利用の場合は、複数名で利用するときよりも宿泊料金がどうしても割高になってしまうので、お盆ですとか、お正月ですとか、そういった繁忙期において市場価格に基づいた料金設定というのが難しくて、シングル素泊まり料金という設定が困難な時期が生じているという、そういう現状があります。

今回、使用料、宿泊料見直しをするのですけれども、上限価格の設定というような趣旨でございまして、繁忙期、通常期、閑散期全てで料金を引上げるというものではなくて、今回の改正が直接収益に影響するというような、そういうふうな捉えはしておりません。アンビックス側ともそういう話をしております。これがサービスの低下につながらないですとか、サービスの向上につながるとかというところについては、基本的には、今現状を維持するという趣旨での今回改正で、宿泊料金については、上限を見直すことで繁忙期においても料金を設定しやすくするという趣旨での改正で、収益とかそういうほかのサービスについて特段影響を与えるというふうな考えはしておりません。

今回、料金の引上げに伴って、グレードアップするかどうかというところについては、今現状はそういった考えはございません。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

塚本議員。

○２番（塚本逸彦）　ここの料金の件、今のちょっと確認させていただきたいのですけれども、やっぱりホテルは 24 種類料金があると言われていて、繁忙期とか、いろんな割引とかというところがあるのですけれども、もうその辺は変わらないということ、あくまでもこれを基準にして、あとは業者さんの判断で動くということでよろしいですか。

それともう一つ、これ食事が別の料金、宿泊料のみの料金ですけれども、先ほど士幌の緑風とか、それからトムラウシ温泉、これらも宿泊のみの料金なのか、それとも食事込みの料金だったのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（寺林俊幸）　地域振興課長。

○地域振興課長（安田奈緒）　今おっしゃられた、例えば 24 段階あるグレード、これはそのままそれを見直すとかということではなくて、それは今までどおりの考え方でいくので、今その 24 段階のグレードでいくと、一番高いところが、どうしてもお盆ですとかお正月で適用できないところが、期間が出てしまうので、そこを改善したいという趣旨での改正になります。

それと、先ほどの他の施設の金額ですけれども、こちらは食事が入っていない金額、宿泊料金だけの金額ということでございます。

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
日程第４、議案第 44 号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 44 号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。
議案書の 16 ページをご覧ください。
現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき、議会の議決を経て、駒畠、古舞及び糠内の３辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。
17 ページをご覧ください。
別紙、「幕別町辺地総合整備計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載し、変更箇所に下線を引いております。
駒畠辺地であります。
右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から二つ目、「飲用水供給施設（駒畠簡易水道整備事業）」は､駒畠浄水場と量水器施設をつなぐ NTT 専用回線サービスが令和 11 年３月に廃止となりますことから、事業内容に「通信装置更新」を、事業主体に「幕別町」を追加し、事業費等を改めるものであります。
18 ページをご覧ください。
古舞辺地であります。
右側の「変更後」の欄、「施設名」の一番上、「交通道路（橋梁長寿命化修繕事業）」は、新生橋の橋梁上部の塗装に係る工事費の増額に伴い、事業費等を改めるものであります。
19 ページをご覧ください。
糠内辺地であります。
右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から二つ目、「飲用水供給施設（幕別簡易水道整備事業）」は、管路の増径と耐震化を図るため、「糠内地区配水管更新」を追加し、事業費等を改めるものであります。
以上が、変更内容であります。
法に定められております「都道府県知事との協議」は、５月７日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。
以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 45 号、令和８年度幕別町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 45 号、令和８年度幕別町一般会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ４億 5,060 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 199 億 5,977 万 5,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

４ページをご覧ください。

「第２表　地方債補正」「１　追加」であります。

「白人小学校改修事業」は、受水槽に設置している飲料用給水ポンプ２基を更新するものであります。

「ＧＩＧＡスクール構想機器整備事業」は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入した小学校の児童と教員のタブレット端末を更新するため、児童用 1,292 台､教員用 131 台を購入するものであります。

２事業合計の限度額は 4,080 万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

「２　変更」であります。

「百年記念ホール改修事業」は、事業費の増額に伴い、借入額を 160 万円増額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

７ページをご覧ください。

３款民生費、１項社会福祉費、５目福祉医療費 47 万 1,000 円の追加であります。

地方税法の改正に伴い、特定親族特別控除が創設されたことから、福祉医療システムの改修に係る委託料を追加するものであります。

６目老人福祉費 63 万 3,000 円の追加であります。

２項児童福祉費、５目発達支援センター費 175 万 6,000 円の減額であります。

今年度、発達支援センターにおいて任用を予定しておりましたフルタイム会計年度任用職員身分の言語聴覚士の任用がかなわなかったことから、当該予算を減額し、言語指導に係る療法士等派遣委託料を追加するとともに、パートタイム保育士１名分の報酬等を追加するものであります。

８ページをご覧ください。

４款衛生費、１項保健衛生費、６目環境衛生費 601 万 7,000 円の追加であります。

酪農家等からの家畜ふん尿や食品関連事業者からの食品残渣を原料とする集中型バイオマスプラント事業について、バイオガス利用モデルの検討など事業可能性について調査するための委託料を追加するものであります。

９ページをご覧ください。

６款農林業費、１項農業費、２目農業振興費３億 2,391 万 6,000 円の追加であります。

地域農業構造転換支援事業は、地域の中核となって農地を引き受け、経営規模を拡大する担い手の経営改善や発展に必要な農業用機械の導入等を支援するもので、２団体に対する国からの間接補助金であります。

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、畑作産地における持続的かつ安定した生産体制の確立に向けた取組を総合的に支援するもので、種バレイショ・豆類・てん菜等の安定生産と労働力負担軽減のために、農業機械導入を行う 19 団体に対する国からの間接補助金であります。

７目農地費３万 4,000 円の追加であります。

多面的機能支払交付金に係る、令和６年度と７年度の北海道への精算還付金であります。

２項林業費、１目林業総務費 42 万 3,000 円の追加であります。

本年３月、幕別町森林組合への出資に対して、組合から配当を受けた令和７年度の配当金相当額を同組合に出資するものであります。

10 ページをご覧ください。

７款１項商工費、1 目商工振興費 184 万円の追加であります。

空き店舗を改修し、幕別地区に開業した１者に対する改修費補助と家賃補助の追加であります。

３目観光費 624 万 1,000 円の追加であります。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理者業務における施設、設備の修繕費に係るリスク分担精算金であります。

５目企業誘致対策費 90 万円の追加であります。

札内東工業団地において、工業用地を取得した１企業に対する工業用地取得促進補助金の追加であります。

８款土木費、１項土木管理費、３目樋門・樋管管理費 29 万 7,000 円の追加であります。

途別川右岸に設置している樋門の開閉ゲートに係る修繕料を追加するものであります。

11 ページをご覧ください。

２項道路橋梁費、１目道路新設改良費 353 万 1,000 円の追加であります。

町道調査設計用地確定測量等委託料を追加するものであります。

10 款教育費、１項教育総務費、３目教育財産費 529 万 1,000 円の追加であります。

本年３月、白人小学校の飲料用給水ポンプ２基のうち１基が故障し、給水不能となりましたことから、現在、残りの１基で常時給水しております。

いずれの給水ポンプも設置から 44 年が経過し、老朽化が著しく、修理不能と判断されましたことから、２基の更新工事費を追加するものであります。

６目学校給食センター管理費 309 万 8,000 円の追加であります。

床暖房用配管の不凍液が経年劣化により、熱効率が低下しておりますことから、不凍液の交換業務を委託するものであります。

12 ページをご覧ください。

２項小学校費、２目教育振興費 8,765 万 8,000 円の追加であります。

令和２年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して購入した、小学校の児童と教員のタブレット端末を更新するため、児童用 1,292 台、教員用 131 台を購入する費用と設定等に要する手数料を追加するものであります。

タブレット端末の更新に際し、札幌市を除く道内の市町村は、北海道が一般競争入札により事業者を決定し、共同調達により購入するものであります。

北海道が、本年３月に執行した入札による落札価格は、１台当たり税抜き５万 1,000 円で、契約の相手方は NTT 東日本株式会社であります。

本補正予算の可決成立後に、町と NTT 東日本株式会社との間で随意契約を締結し、購入しようとするものであります。

児童用のタブレット端末の購入は、北海道から３分の２の補助を受け、補助裏には充当率 90 パーセント、交付税措置のないデジタル活用推進事業債を充てるものであります。

４項社会教育費、８目百年記念ホール管理費 580 万 2,000 円の追加であります。

芸術・文化公演事業は、指定管理者の NPO 法人まくべつ町民芸術劇場が行う公演事業に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を追加するものであります。

百年記念ホール維持管理事業は、消防設備点検において指摘を受けました、非常用発電機のバッテリーと充電器の交換と大ホールに設置しております赤外線を活用した煙感知器３基を更新するものであります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業は、燃料費と電気料の物価変動増額分と公共施設共通利用券の販売代金収受金、販売代金を百年記念ホール側で収受しておりますので、その一部の町への戻入れ分を相殺した後のリスク分担精算金であります。

13ページをご覧ください。

５項保健体育費、２目体育施設費621万1,000円の追加であります。

札内スポセン及び農業者トレセンの指定管理者業務における燃料費と電気料の物価変動増額分と公共施設共通利用券の利用に係るこちらは町で収入しておりますので、町からの使用料交付に係る増額分に伴うリスク分担精算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

５ページまでお戻りください。

１款町税、１項町民税、１目個人1,754万9,000円、２項１目固定資産税1,596万円の追加であります。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費補助金105万9,000円の減額であります。

発達支援センターの言語聴覚士の任用に係る国庫補助金の減額であります。

16款道支出金、２項道補助金、２目民生費補助金52万9,000円の減額であります。

同様に言語聴覚士の任用に係る道補助金の減額であります。

３目衛生費補助金300万円の追加であります。

バイオマスプラント事業可能性調査に係る道補助金であります。

６ページをご覧ください。

４目農林業費補助金３億2,391万6,000円の追加であります。

地域農業構造転換支援事業と畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業に係る国からの間接補助金であります。

６目教育費補助金4,742万6,000円の追加であります。

児童用のタブレット端末購入に係る道補助金であります。

21款諸収入、５項４目雑入194万4,000円の追加であります。

細節62は、一般財団法人自治総合センターからのNPO法人まくべつ町民芸術劇場が行う公演に係る助成金、細節63は、多面的機能支払交付金の交付対象面積の減に伴う３組織からの返還金であります。

22款１項町債、７目教育債4,240万円の追加であります。

１節は、白人小学校改修事業債、２節は、ＧＩＧＡスクール構想機器整備事業債、３節は、百年記念ホール改修事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　ページ数８ページ、４款衛生費、６目環境衛生費の12節委託料、細節６バイオマスプラント事業可能性調査委託料、恐らく産業建設常任委員会で説明されている中身ではないかとは思うのですが、この調査の内容についてお示しください。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　事業の内容についてご質問でございます。

今回、事業を実施するに当たっては、事業可能性調査ということで、いわゆるFS調査という調査を行おうとしております。その中身につきましては、まずは家畜ふん尿処理に係るアンケート調査を全有畜農家さんに取っていきたいというふうに思います。あわせて、ヒアリング等については、参加希望者として表明された方については、ヒアリング調査も併せて実施したいというふうに考えております。また、今回の計画の中につきましては、ふん尿調査だけをふん尿だけのバイオマスプラントという形では考えておりませんことから、町内の食品加工事業者等における生ごみとか、そういう食品残

渣に関する賦存量調査を個別ヒアリングで実施してまいりたいというふうに考えております。

また、三つ目につきましては、参加希望者だとか、今お話ししました一般の食品加工事業者からのふん尿だとか残渣物を一部頂きまして、そこからどれだけガスが発生するのかというようなガスの発生量調査も併せて実施したいというふうに考えております。

また、関係機関のヒアリング、最終的にはバイオマスプラントの利用モデルをどうやってつくっていくかといったところのモデルを最終的には調査して結論を見いだしていきたいなというふうに考えているところでございます。さらには、バイオマスを作った後から出てくる残渣物、それは消化液とかというものでございますが、それらに対する活用をどういうふうに進めていくかというような調査も併せて実施したいと思います。おおむねこのような調査を実施するという予定でおります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　なかなか手がけてこられなかったバイオマス事業が再度調査されるということであります。これは、これまでも、一つは委託先なのですけれども、過去には畜産大学の先生も加わった調査、アンケートも含めて、対象農家にされた経緯があると思うのですが、今回の委託先はどこになるのか、どんな規模でやられていくのか、そして対象は全畜産農家と食品加工場、幕別町で、頭数に関係なく酪農業をやっている方の全員になされるのかどうかということ。それから、これまでこの質問をさせていただいたときに、家畜ふん尿を活用した大型のプランを予定しているというようなことが、町長のご答弁で何度かあったのですけれども、それとの絡みとかは一切ないのか、その事業はその事業で進んでいられるのか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　はじめに、委託先はということでございます。過去のアンケート、確かに取っております。令和６年 11 月にアンケートを取っております。これにつきましては、私どものほうで策定しました地球環境に係る実行計画をつくる際に、その中の一つの施策としてバイオマスプラントというのを検討しておりましたことから、それに対する意向についてアンケートを取ったという過去の経緯はあります。今回、委託先という部分でございますが、これにつきましては、これから委託事業者を選定させていただきまして、入札によって事業者が決定するものというふうに考えております。

次に、今回の調査の対象と規模等についてですが、先ほどお話しさせていただきましたけれども、今、現段階においては、全畜産農家、これは酪農家と今のところ肉牛農家、あと畜産を営んでいる農家について実施していきたいと。過去の、令和６年に実施した際は、全畜産農家 131 戸ございまして、それに対して実施しましたけれども、現状、多分まだ総数がつかめておりませんけれども、若干減っているかというふうに思いますので、いずれにしましても全農家さんを対象にして実施したいというふうに考えております。

最後の大型プランというのは、多分大型のバイオマスプラントを作るのかどうかということかというふうに思います。今このバイオマスプラントの事業可能性調査については、基本的には、大型という表現がいいのかどうか分かりませんけれども、幕別町における集中型のプラント、この集中型プラントというのが正式な名称になるかというふうに思いますけれども、複数の農家さんがそこのプラントにふん尿を出して処理していただくというような仕組みでございます。その集中型プラントを現状考えているということでございます。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　委託で調査をされるということでありますから、その調査の結果によって、事業がどう進んでいくのかということにかかってくるのだろうというふうには思います。思いますが、こういった調査をされるということは、一定の方向性、いつぐらいまでにどういった、規模は今伺いました、いつぐらいまでをめどに調査されていくのか。というのは、たしか令和６年の調査の前にもされていると思うのですよね。地球環境の実行計画という、前にも畜産農家を対象に、これは希望者を募って調査された経過があったと思うのです。ですけれども、残念ながら調査で終わってしまったの

ですよね。したがって、今回こういう形で新たに立ち上がるということは本当に期待しますし、実際に事業成功に結んでいただきたいと思うものですから、どんなスパンで事業を進めようとしているのか、お示しいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　防災環境課参事。

○防災環境課参事（山岸伸雄）　過去の調査、確かに農林課再度で実施した経過がございます。これたしか平成、令和……、期日がちょっと今、手元にございませんので、申し訳ありませんけれども、過去に調査した結果、なかなかその当時はどういう形で事業を実施するかといったところについて、まとめ切れなかったというふうな報告書を、私、読んだ記憶がございます。それ以降、またいろいろと議論をされてきまして、今回の環境分野のほうで進めてまいりました事業の調査につきましては、2022年 12 月から改めてこのバイオマスプラントの設置について、可能性があるかどうかという面において、環境分野として議論を開始したといった事実がございます。そういう中において、これまで様々な事業者の方と、町内におけるバイオマスプラントの活用について議論をさせていただきましたけれども、先ほど、私、環境分野と言いましたけれども、この事業については、やはり農林課サイドと一体となって事業を進めていく必要があるといったところで、これまでも農林課とも連携を取りながら調査を進めてまいったことでございます。

今回の調査については、いつ頃をめどにということがまず第１点でございますけれども、これについては、年度内に今回の FS 調査については、結論は見いだしていきたいというふうに思います。ただ、それ以降については、その調査結果に基づいて次どうするかといったことは、また別途検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［一括議題］

○議長（寺林俊幸）　日程第６、議案第 46 号、令和８年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）及び日程第７、議案第 47 号、令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）の２議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 46 号、令和８年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第 47 号、令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）について、一括してご説明申し上げます。

議案第 46 号、令和８年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）であります。

別冊でお配りしております議案書の１ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 126 万 5,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 29 億 8,705 万 2,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページ、３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

５ページをご覧ください。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費 126 万 5,000 円の追加であります。

本年８月からの介護報酬の改定において、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設利用者が負担する食費の基準費用額が増額となり、これに合わせて利用者負担限度額が見直されましたことから、介護保険システムを改修するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

４ページをご覧ください。

４款国庫支出金、２項国庫補助金、５目介護保険事業費国庫補助金 63 万 2,000 円の追加であります。

介護保険システム改修に係る国庫補助金であります。

８款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金 63 万 3,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。

議案第 47 号、令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

議案書の６ページをご覧ください。

第２条は、資本的収入及び支出の補正であります。

第１款水道事業資本的収入 81 万 1,000 円を追加し、３億 5,018 万円と定めるものであります。

第１款水道事業資本的支出 81 万 1,000 円を追加し、５億 4,809 万 5,000 円と定めるものであります。

７ページをご覧ください。

下段の資本的支出であります。

１款水道事業資本的支出、１項１目建設改良費 81 万 1,000 円の追加であります。

相川 20 号橋の仮橋に添架している配水管賃借料の追加であります。

令和７年度事業として施工しております相川 20 号橋改修工事の令和８年度への繰越しに伴い、当該工期延長期間の配水管の賃借料を追加するものであります。

上段の収入であります。

１款水道事業資本的収入、７項１目負担金 81 万 1,000 円の追加であります。

相川 20 号橋仮設配水管の設置に係る北海道からの水道管移設工事負担金であります。

以上で、議案第 46 号と議案第 47 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 46 号、令和８年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 47 号、令和８年度幕別町水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第 74 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第74号、財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

昨日、６月16日に追加提出いたしました議案書の２ページ、議案説明資料の２ページをご覧ください。

除雪ドーザの取得が、議決事件に定められている「予定価格が1,000万円以上の動産の買入れ」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の２ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、除雪ドーザ１台であります。

左側の写真は、現在、幕別地域で使用しております平成19年に取得いたしました除雪ドーザ、更新対象車両であります。

取得後19年が経過し、老朽化が著しいことから国の社会資本整備総合交付金事業を活用して更新しようとするものであります。

本除雪ドーザは、前方にマルチプラウを装着し、市街地幹線道路における新雪除雪や２次除雪作業など、冬期における道路交通の確保のほか、夏場の砂利道の不陸整正に対応する車両として更新するものであります。

議案書の２ページをご覧ください。

１、財産の名称及び数量は、除雪ドーザ１台であります。

２、取得の方法、３、取得金額、４、取得の相手方についてであります。

本年６月10日に、コマツ道東株式会社帯広支店、日本キャタピラー合同会社帯広営業所、北海道運搬機株式会社帯広支店、北海道川崎建機株式会社帯広支店の４者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、2,879万8,000円をもちまして、コマツ道東株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西24条北１丁目３番４号、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長、山中重幸氏を相手方として取得しようとするものであります。

納期は、令和９年２月26日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、

を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［休会］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

議事の都合により、明６月18日から６月23日までの６日間は、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、６月18日から６月23日までの６日間は、休会することに決定いたしました。

［散会］

○議長（寺林俊幸）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は６月 24 日午前 10 時からであります。

16：25　散会

第２回幕別町議会定例会

議事日程

令和８年第２回幕別町議会定例会
（令和８年６月24日　10時00分　開会・開議）

	開会・開議宣告（会議規則第８条、第11条）	
	議事日程の報告（会議規則第21条）	
日程第１	会議録署名議員の指名	
	16　谷口和弥　　17　藤原　孟　　18　中橋　友子	
	（諸般の報告）	
	行政報告	
日程第２	発委第１号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第３	発議第２号	幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第４	発議第３号	幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第５	議案第42号	幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 （総務文教常任委員会報告）
日程第６	議案第75号	令和８年度幕別町一般会計補正予算（第５号）
日程第７	議案第76号	工事請負契約の締結について（幕別ダム放流警報設備更新工事）
日程第８	議案第77号	財産の取得について（ＧＩＧＡスクール構想機器端末）
日程第９	陳情第１号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
日程第10	陳情第２号	義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書
日程第11	陳情第３号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書 （日程第９から日程第11　総務文教常任委員会報告）
日程第12	陳情第４号	令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書 （産業建設常任委員会報告）
日程第13	陳情第５号	「日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書 （総務文教常任委員会報告）
日程第13の２	発委第２号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第13の３	発委第３号	義務教育費国庫負担制度堅持･負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
日程第13の４	発委第４号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第13の５	発委第５号	令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第13の６	発委第６号	日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書
日程第14	議案第48号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第49号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	議案第50号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17　　議案第51号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18　　議案第52号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19　　議案第53号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20　　議案第54号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21　　議案第55号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22　　議案第56号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23　　議案第57号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24　　議案第58号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25　　議案第59号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26　　議案第60号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27　　議案第61号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28　　議案第62号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29　　議案第63号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第30　　議案第64号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第31　　議案第65号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第32　　議案第66号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第33　　議案第67号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第34　　議案第68号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第35　　議案第69号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第36　　議案第70号　農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第37　　議員の派遣について
日程第38　　閉会中の継続調査の申し出
　　（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会）

会議録

令和８年第２回幕別町議会定例会

１　開催年月日　　令和８年６月24日

２　招集の場所　　幕別町役場３階議事堂

３　開会・開議　　６月24日　10時00分宣告

４　応集議員　　全議員

５　出席議員　　（18名）

議　長　寺林俊幸

副議長　中橋友子

１　畠山美和	２　塚本逸彦	３　山端隆治	４　内山美穂子	５　小田新紀
６　長谷陽子	７　酒井はやみ	８　荒　貴賀	９　野原惠子	10　石川康弘
11　岡本眞利子	12　小島智恵	13　藤谷謹至	14　田口廣之	16　谷口和弥
17　藤原　孟				

６　地方自治法第121条の規定による説明員

町長	飯田晴義	副町長	伊藤博明
教育長	笹原敏文	企画総務部長	山端広和
住民生活部長	白坂博司	保健福祉部長	亀田貴仁
経済部長	西嶋　慎	建設部長	河村伸二
会計管理者	宮田　哲	忠類総合支所長	鯨岡　健
札内支所長	石田晋一	教育部長	谷口英将
政策推進課長	宇野和哉	総務課長	西田建司
地域振興課長	安田奈緒	糠内出張所長	古山悌士
保健課長	吉仲有希	農林課参事	廣瀬康友
保健福祉課長	酒井貴範	学校教育課長	甲谷英司

７　職務のため出席した議会事務局職員

局長　佐藤勝博　　課長　岩岡夢貴　　係長　渡辺　優

８　議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

９　会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の３名を指名した。

16　谷口和弥　　17　藤原　孟　　18　中橋　友子

議事の経過

（令和８年６月 24 日　10:00　開会・開議）

［開会・開議宣告］

○議長（寺林俊幸）　これより、本日の会議を開きます。

［議事日程］

○議長（寺林俊幸）　本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

［会議録署名議員の指名］

○議長（寺林俊幸）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16 番谷口議員、17 番藤原議員、18 番中橋議員を指名いたします。

［諸般の報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、諸般の報告をいたします。

はじめに、５月８日の臨時会で、中橋議員から令和７年度税制改正に伴う令和８年度介護保険料の特例減免の対象者数及び影響額について資料請求がありました件について、執行部から資料の提出があり、あらかじめ配布しておりますので、ご報告いたします。

また、総務文教常任委員会から付託いたしました議案について、会議規則第 77 条の規定による審査報告書が、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会から付託いたしました陳情について、会議規則第 94 条第１項の規定による審査報告書が、議会運営委員会委員長及び広報広聴委員会委員長から、議員派遣結果報告書が、総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から、会議規則第 77 条の規定による所管事務調査報告書が、議長宛てに提出されておりますので、あらかじめ配布してあります。後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

［行政報告］

○議長（寺林俊幸）　ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　お許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

明野ケ丘公園パーク PFI についてご報告申し上げます。

明野ケ丘公園は、幕別の歴史と自然を後世に残すことを目的に、開基 80 年記念事業として、昭和 52 年から 14 年間かけて整備された 25 ヘクタールに及ぶ公園で、60 年から平成９年までは、スキー場の斜面に植栽したシバザクラを眺めながら、ビールや焼肉を楽しむ「芝桜まつり」が開催されたほか、８年には開基百年事業としてアイヌ語で「偉大な崖」を意味する「ピラ・リ」を建設するなど、自然景観に親しみながらスキーやパークゴルフ、マウンテンバイクなどのスポーツも楽しむことができる総合公園として、町民の皆さんに親しまれてきました。

その後、少子化や余暇活動の多様化などに伴い公園利用者が徐々に減少する中、平成 30 年に幕別小学校の３年生 24 名から「まくべつ町の公園のみらい」として要望書を頂いたのを機に、明野ケ丘公園の再整備に着手したところであり、２度にわたる住民ワークショップを経て、再整備の具体的な計画や整備手法等を検討してまいりました。

そのような中で、平成 29 年の都市公園法改正により、民間の資金やノウハウを活用する手法として、民間事業者が公園内に飲食店や売店など収益施設を設置し、その収益の一部を活用して公園利用者のためのトイレ・駐車場等の特定公園施設を一体的に整備・改修させる官民連携の制度である「公募設

置管理制度（パーク PFI）」が創設されたことから、恵庭市などの先進事例を調査するとともに、令和５年以降、民間事業者 27 社に対して事業実施の意向を確認したところ、興味があると回答した５社との意見交換を実施してまいりました。

令和７年からは、このうち具体的な事業計画があった民間事業者１社とのヒアリングを行い、事業参入への意欲や事業の実施条件など、民間活力導入の有効性と事業の実現性が確認できたことから、公園利用者の利便性向上と公園全体の魅力向上を図る新たな手法としての「パーク PFI」を導入することとしたところであります。

今回公募を行うに当たりましては、大学教授や公認会計士などを含む 10 名の委員による明野ケ丘公園公募設置管理制度事業プロポーザル審査委員会を本年４月 28 日に開催し、５月１日から６月５日までの間公募した結果、１者から応募があったため、６月 15 日開催の第２回審査委員会での評価結果を踏まえ、19 日に十勝蒸溜所株式会社を代表とし町内事業者を含む６社による法人グループ「十勝蒸溜所」を設置等予定者に決定したものであります。

事業内容につきましては、「水・農・発酵が森でつながる、地域資源循環型の公園活用」を事業コンセプトに、明野ケ丘公園の自然や眺望を生かし、町内外からの来訪者が交流できる拠点の整備や、幕別町産の農畜産物を使用したレストランのほか、子どもから大人までが蒸留体験を楽しめる体験学習施設の機能を有する蒸留所の整備を予定しております。

また、特定公園施設として、設置等予定者がトイレや外構、駐車場の再整備などを行うため、町としても１億円程度の歳出削減効果が見込まれるものと考えております。

今後の予定といたしましては、７月に基本協定書を締結し、関係機関との協議や手続を経て、実施協定の締結後に工事に着手し、来年６月頃のオープンを目指しているものであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸）　これで、行政報告は終わりました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第２、発委第１号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の趣旨説明を求めます。

委員長、内山美穂子議員。

○４番（内山美穂子）　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

２ページをお開きください。

前文の前段、中段部分は、省略をいたします。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずることを強く要望する。

記

１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI 技術や ICT 等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長や内閣総理大臣など記載のとおりであります。

以上で、趣旨説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

［付託省略］

○議長（寺林俊幸）　お諮りいたします。

日程第３、発議第２号及び日程第４、発議第３号並びに日程第６、議案第75号から日程第８、議案第77号までの５議件については、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、日程第３、発議第２号及び日程第４、発議第３号並びに日程第６、議案第75号から日程第８、議案第77号までの５議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

［議案審議］

○議長（寺林俊幸）　日程第３、発議第２号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡本眞利子議員。

○11番（岡本眞利子）　発議第２号、幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨を説明いたします。

発議第２号

令和８年６月17日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員岡本眞利子

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第２項の規定により提出をいたします。

提案理由

幕別町議会では、平成26年３月に制定しました議会基本条例の施行後10年目を迎え、条例の目的が達成されているか検証した結果、議員の定数及び議員報酬の在り方について検討する必要があると判断し､令和６年11月から８年２月まで議会運営委員会において約１年４か月にわたり協議を行うとともに、本年３月からは議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会を設置し、これまで慎重な調査と議論を重ねてまいりました。

同条例において、議員の定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町村等との比較検討をするとともに、多様な町民意思を十分に反映でき、かつ合議制の機関として活発な議論が可能

となるよう総合的な観点から決定するものとされており、この規定に基づき調査を進めるとともに、町民や各種団体との意見交換を行い、さまざまな意見やご提言を伺いながら、幕別町議会の将来のあるべき姿について検討を重ねてまいりました。

調査の結果

本町議会の議員の定数は全国743町議会の中でも最も多く、また、本町の人口、行政面積、財政力指数の類似団体との比較においても多い状況にあることが明らかとなりました。

また、人口減少や財政状況などに加え、今後の議会のあるべき姿と議員に求められる改革の必要性を勘案した上で、議会として多様な町民の声を反映し、十分に議論を行い得る最小限の人数を考え、具体的には、現在の総務文教、民生、産業建設の３つの常任委員会を２つの常任委員会に再編し、それぞれの委員会をより多くの委員で多様な議論が可能となる８人構成とし、これにどの委員会にも属さない議長を加えた17人を定数とする考えであります。委員会中心主義の機能を発揮し、より充実した調査研究と活発な議論を行うことのできる体制の構築を目指しております。

さらに、これまでの町民や団体との意見交換においてさまざまなご意見をお聞きした中で、議会としての明確なビジョン、議会自らが改革に取り組む姿勢を求められる声などが寄せられ、真摯に受け止めてまいりました。

今回の提案は、そのような皆さまの声に応えるものであり、現状を直視し、議会自らの責任において将来を見据え、持続可能な議会の在り方を考えた結果であります。地域社会の変化に対応しながら、議員一人ひとりが研さんを重ね、町民との対話を深め、議会の活性化と機能強化を図る考えは、町民参加と開かれた議会の実現、不断の議会改革にとどまることなく、自ら改革に挑戦する議会の姿勢と覚悟として､本町議会議員の定数を17名に改めていくべき幕別町議会の議員の定数を定める条例について、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容についてご説明をいたします。

発議第２号、説明資料の１ページ、新旧対照表をご覧ください。

本則中「19人」を「17人」に改めるものであります。

議案にお戻りください。

附則についてでありますが、この条例は、公布の日以降初めてその期日が告示される一般選挙から施行するものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

発議第２号､幕別町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

酒井議員。

○７番（酒井はやみ）　日本共産党議員団を代表して、本条例について反対の立場から討論いたします。

この間、約２年にわたって議会として議会運営委員会や特別委員会で議員定数と報酬の在り方について議論してきました。町民との意見交換会や、まちトークカフェ、各種団体との意見交換も実施し、町民の皆さんの声を聞いてきました。その中で、議員定数については何人にするかという数字の問題ではなく、町民の声をどれだけ議会に届けられるか、住民自治の機能を充実させることにつながるのかという問題として考えてきました。

定数削減の理由として、人口減少や前回選挙の無投票、また、類似町村との比較などが挙げられてきました。確かに人口減少も無投票も議会として真剣に受け止めなければならない課題であり、類似団体との比較も判断材料の一つだと思います。ですが、それらを理由に定数を削減するべきだという結論にはならないと考えます。その理由を３点述べます。

まず１点目、類似町村との比較についてです。

人口や面積が似ていたとしても、それぞれの自治体には異なる歴史的経過や地域特性があります。幕別町は、本町、札内、忠類と広い地域に市街地が分散し、加えて広大で重要な役割を果たしている農村地域があり、地域ごとに課題も違います。また、農業や商工業、子育て世代、高齢者、障がいのある方など、町民の暮らしや仕事は多様です。そうしたさまざまな課題を丁寧に把握し、町政に反映していく議会の役割を考えますと、議員の数を減らすのは逆行することになると考えます。

２点目、人口減少が定数減の理由になるかについてです。

十勝の人口減少率は、全道の中では比較的緩やかな状況です。また、人口が減ったからといって行政課題や住民の課題が比例して減るわけではありません。むしろ地球温暖化対策やデジタル化など新しい課題も増え、また、物価高騰や30年停滞し続けている経済状況の悪化の下で課題は増え、複雑化しています。町の状況に応じて細やかな対策の検討が求められます。そうしたことから考えても、現状の３つの常任委員会体制を維持しながら、行政をチェックし、提言を行っていくためには、人口減であったとしても現在の議員数が必要だと考えます。

３点目、この間の議論の中で、定数を削減することで議員の質が上がり、議会の機能が向上するという意見も出されましたが、その根拠は明らかにならなかったと考えます。少数でも質の高い議論はできる、効率化できるというのは可能性であって、それは今の定数であっても当然追求していかなければならないことです。むしろ議員が減ることによる弊害は大きいと考えます。町民の声を聞く機会や議論が減ること、議会活動を担う人が減ることを心配します。

また、町民にとって身近な議員が減ることで、議会がより遠い存在になってしまうことも懸念しています。前回の選挙が無投票だったことについても、それを理由に定数を減らすという考えには賛成できません。無投票だったからこそ、どうしたらもっと議会を身近に感じてもらえるのか、新たな人に手を挙げてもらえるのかを考えるべきであって、定数を減らして門を狭めることではないと思います。議会をもっと開かれたものにしていくことだと思います。議会の役割は効率化ではなく、住民の声を町政に届け、行政をチェックし、政策を提案することです。地方自治の主人公は住民です。だからこそ、議会には多様な住民の声を受け止める力が求められます。議員定数削減がその力を強めるとは考えられません。

最後にですが、この間の意見交換会でも、現状維持を求める声が商工会青年部から、また、老人クラブ連合会、また、中学生に至るまで、あらゆる世代から上がりました。長年議会に関わってこられた方からも、これ以上議員を減らさず、声を上げられない町民の声を拾う役割を果たしてほしいという趣旨の意見が寄せられています。

議会報告会のアンケートでは、議員に望むこととして最も多く寄せられたのが町民との対話でした。求められているのは議員を減らすことではなく、議員一人ひとりがもっと町民の中に入り、声を聞き、その声を町政につなげていくことではないでしょうか。現在の定数19人を維持し、議員一人ひとりがその役割を果たしていくことこそ議会の活性化につながり、町民の皆さんにとって、より身近な議会をつくる力になると考えます。そして、それが住民自治をより豊かなものにしていく道だと考えます。この間の議論を通じても、議員を２人減らすことで議会機能がどのように向上するのか、町民にどのような利益があるのかは明らかにならなかったと考えます。

以上の理由から、本条例案に反対します。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

小島智恵議員。

○委員（小島智恵）　本条例案について、賛成の立場で討論いたします。

令和５年の町議会議員選挙では、昭和22年の町制施行以来、初めて無投票となり、議員の成り手不足が深刻化し、大変危機感を抱いております。

そのような中、議会基本条例の施行後10年目を迎え、議会運営委員会では、議員定数及び報酬の在

り方について計 28 回、約１年４か月にわたる協議を重ね、昨年 10 月と本年１月には町民との意見交換を実施し、さらなる協議を重ねましたが、見解の統一には至りませんでした。そのため、本年３月には特別委員会が設置され、町内６団体との意見交換も実施し、調査、検討を重ねてきたところでありますが、去る６月 12 日、採決が行われ、17 人に削減するという結論に至ったところであります。

定数におきましては、町民、団体との意見交換では、削減と現状維持で意見が拮抗しておりましたが、その理由について十分熟慮、検討した結果、17 人に削減することが妥当であると考えます。とりわけ、その主な理由について大きく３点述べたいと思います。

１点目は、人口減少の進行に応じた定数の適正化であります。

本町の人口動態、令和２年３月末から令和７年３月末の５年間の人口減少数は、年平均すると１年に約 300 人減少しており、それは社人研による将来推計人口、令和 12 年２万 3,625 人、令和 17 年２万 2,401 人の推計と近い減少数となり、つまり確実に将来、人口減少に向かっていくことが予測され、人口減少に応じた適正な定数に見直していくことが必要であると考えます。

現在、定数 19 人ですが、１人ご逝去により実際には 18 人で特段支障もなく議会運営がなされており、削減は可能であると考えます。

２点目は、全国の類似自治体、近隣自治体との比較であります。

当然自分の町のことは独自に自分たちで決めることはできますが、町民のご意見もいただき、他の自治体の状況も考慮する必要があると考えます。全国の類似団体 26 町議会では、14 人から 16 人で運営されているところが多く、本町は一番多い状況にあります。

さらに、本町の議員数を算出しますと、14 人が妥当であることが調査により判明しました。そして、十勝管内の近隣自治体に目を向けますと、音更町では昨年 10 月に定数 20 人から 18 人に削減することが可決され、４万 2,000 人ほどの人口規模を有するため、本町としましては、17 人以下の定数が妥当であると考えます。

３点目は、財政状況を鑑み、定数を適正化することであります。

まず、類似 26 町議会の中で、本町は財政力指数 0.35 であり、一番低い数字であると調査の結果、判明しました。そして、意見交換が実施された時期には、地元紙による十勝管内の財政状況について報道があり、大変厳しく、将来の財政について懸念する声もありました。

本町の将来負担比率は大型事業による起債が続き、75.1 パーセントと十勝管内で最も高く、全道平均 16.6 パーセントを大幅に上回っており、将来的に厳しい財政が続くことが見込まれます。議員自らが定数を見直し、町民の負担、歳出を抑制する姿勢を持ち、議会運営の効率を図り、不断の努力が求められているものと考えます。

以上の理由から、町民のご意見を踏まえましてご理解をいただけますよう、定数 17 人が妥当であると考えまして、本条例案の賛成討論といたします。

○議長（寺林俊幸）　ほかに討論はありませんか。

谷口議員。

○16 番（谷口和弥）　私は、この発議に対して反対の立場で討論をしたいと思います。

反対、賛成それぞれの答弁をお聞きしましたけれども、重複しない部分で私の考えを述べさせていただきたいというふうに思います。

反対の理由は、この幕別町議会の中で、まだ町の将来を左右する議員の定数を削減するような、そういう結論に至る段階にはなっていないなということが理由です。

２点あります。

１点目は、検証がされていないということです。

それぞれいろんな数字が出ました。なのだけれども、なぜ議員の立候補者が足りない、立候補者がぎりぎりの選挙を 2023 年に行わざるを得なかったか、そのことの検証が不十分であります。特別委員会の中でも発言しましたけれども、定数削減は、私は、30 から 20 の、それから 20 から 19 の、そういう削減の機会を経験しましたけれども、必ず立候補者は減ります。そして、直近の選挙は何とか行

われても、その４年後の選挙において議員立候補者数が足りない、定数を割りそうだという選挙になっていっています。過去の２回、どちらもそうです。そして、何があったかというと、議席が空いているから立候補しなさいよというような動きなどいろいろと発生する、そういう中での選挙が行われる中で、これがこの町をよくしようというふうに志して立候補する候補者と大変な違いが出てくる。こういう中で、定数削減が質を上げるだとか、そういう議論につながるかというと、そういうものではありません。

何が検証が足りないかというと、研究者はこういう手法を取ります。条件を一つだけ変えて比較する、そういう手法であります。科学的な実験やテストにおいて、正確な因果関係を突き止めるための基本だと言われています。これを正確に行うためのポイントは、比較対象となる二つの条件において調べたい要素以外の全ての条件を完全に一致させる、その部分だけが違って、もし違う結果が出たら、そのことが間違いないだろうという、そういう科学者の結論の出し方であります。今回のことで言うと、2023 年の無投票だった選挙と、それから次の選挙、条件を変えて検証することが必要ではないかと考えるからです。どのように条件を変えるかというと、定数や報酬を変えてしまったらそれは分かりません。どういうことの検証結果か分からないわけであります。変えていくのは、議会がどのように有権者に働きかけて、理解してもらって選挙に臨んだかということが大事になってくるのだというふうに思います。

今、広報広聴委員会がいい仕事をしています。ユーチューブで自宅での視聴をすることをしやすくし、議会だより、20 年ぶりの大きな刷新をし、それから先日行われました議会報告会においても、それまで２年続けてグループワークだったのだけれども、そうではなくてちゃんと報告をする、それを委員会の委員長が自分の言葉で報告して、その上で町民から意見をもらう、そういう手法に変える、そういうことなどをしています。

そして、今これからやろうとしているのが議員学校です。議員学校については、議会運営委員会が芽室町に視察に行ったりもしたけれども､その結果が十分反映されている中身でないなという点では、私はちょっと意見したいこともあるのだけれども、そのことはまた別にしておいて、そういうことの中で、2023 年の選挙と 2027 年の選挙、どういうことになるかというこの検証があって、初めて次のこの議論、定数問題、報酬問題そういったことに至ってくるのではないかなというふうに考えることです。

繰り返しになりますけれども、検証がされていない、そのことが一つ。もう一つは、同調性バイアスという言葉があります。自分がほかの人と違う意見を述べてしまったらば、それはあまりかっこいいものではないという言い方も変ですけれども、不安になる、そんなことがあります。今回の議論の中で、私はそのことを特別委員会の中で感じました。誰かと違う議論を言うことが、何やら、それは特に最後の場面で現れました。さあ、これから採決だ。私は自分の考えを変えるということは全然悪いことだと思ってはいないのですよ。むしろ人の話を聞いて、もっといい方法があったということで変えていく、そのことは大事なことなのだというふうに思います。しかし、それが採決の直前に、最も採決される数字のところに変わっていく、定数も、それから報酬もそうでありました。そんな議論の中で、私はこの議論、このまま続けてはいけないな。

一つ目の理由に戻りますけれども、ちゃんと検証した上で、そして議員一人ひとりがちゃんとそれに基づいた結論を自分の言葉で述べる、そういう議論をすることが必要だというふうに思うものですから、今回この６月定例会でこの発議を採決しないほうがいい、採決しないで今の定数のまま、条件を今変えようとしているわけですから、変えず臨んでみて、その上で議論することが最も望ましいというふうに考える。

長くなりましたけれども、以上が反対の理由であります。

○議長（寺林俊幸）　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 81 条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。

投票総数 17、賛成 11、反対６。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第４、発議第３号、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岡本眞理子議員。

○11 番（岡本眞利子）　発議第３号、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨を説明いたします。

発議第３号

令和８年６月 17 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者、幕別町議会議員岡本眞利子

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第２項の規定により提出いたします。

提案理由

幕別町議会では、令和５年の町議会議員選挙において、昭和 22 年の町政執行以降、初めて無投票となる事態に直面をいたしました。これは今後の議会運営に大きな不安を与えるものであり、議会への関心の低下や、担い手不足の深刻化を示す重大な検証であり、議会として強い危機感を持って受け止めております。

また、人口減少や少子高齢化の進行に加え、住民ニーズの多様化、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展などにより行政課題は複雑化、高度化しており、議会に求められる役割と責任はますます大きなものとなっております。このような状況において、議員がその職務と職責を十分に果たし、町民の負託に応えるために、議員の活動環境を整備し、意欲ある多様な人材が議会に参画しやすい環境を整えることが不可欠であります。

幕別町議会では、これまで議会基本条例の検証結果を踏まえ、議会運営委員会や議員の定数及び議員報酬のあり方調査特別委員会において、議員の定数とともに議員報酬の在り方について慎重な調査と議論を重ねてまいりました。

議論の過程では、議会活動のほか、日頃の町民からの相談、陳情、情報収集や公的行事への出席などの議員活動を含めた議員の年間活動量を調査するとともに、類似団体との比較では、昨年７月１日現在の人口２万人以上の全国 130 町における議員報酬月額の平均は約 27 万 8,000 円、道内では人口が類似する４町では 24 万円から 28 万円となっており、これらの結果からは、幕別町の議員報酬月額で

ある21万2,000円は低い水準にあることが明らかになりました。

また、この間、町民の皆さまとの対話を重視し、町民との意見交換会のほか、まちトークカフェや団体との意見交換などを通じて、幅広くご意見等を頂戴いたしました。これらの意見交換の場におきましては、議員報酬の在り方に関して、議員報酬はもっと多くてよいのではないか、若者世代や現役世代が議員になるには現在の報酬額では厳しくハードルが高い、多様な人材確保の観点から適正な水準に引き上げるべきといった議員報酬の引上げに肯定的な意見が多く寄せられたところでありますが、その一方では、議員の活動実態の可視化のほか、町民への情報発信や、町民との対話機会の改善と要望を求める声をお聞きいたしました。これらの幕別町議会を取り巻く現状を直視し、今後も議員がその職務に専念し、質の高い議会活動の継続ができる環境を整えることで、議会機能の強化と、将来にわたる持続可能な体制の構築をつくるべく、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容についてご説明をさせていただきます。

発議第３号、説明資料の１ページ、新旧対照表をご覧ください。

第１条第１項の議員報酬を、表の右列の改正条例のとおり現行額に月額５万円を増額するものであり、改正後の議員報酬を、議長は月額37万3,000円、副議長は30万8,000円、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長は、それぞれ月額28万1,000円、議員は月額26万2,000円に改めるものであります。

議案２ページをご覧ください。

附則についてでありますが、この条例は、令和９年５月１日から施行するものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

発議第３号、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　日本共産党を代表し、発議第３号、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場で討論いたします。

今回の議員定数と報酬の見直しは、議員自身が幕別町議会基本条例の検証を行った際、定数と報酬について再考すべきだという意見が多く出されたことから議論が始まりました。背景には、主に前回の町議会議員選挙で無投票だったことがあり、議会としてこの現状を重く受け止め、どのような環境整備が必要かという問題意識の下、検討を重ねてきたと考えております。

議会は住民の代表機関です。住民の意見を聞くことが最も重要であることから、今回、議員の定数、報酬に関わり、議会運営委員会で９回、特別委員会で５回、地域や団体との直接意見交換を行ってまいりました。その中で、改めて議会の役割や議員の活動について、十分に認知されているとは言えず、議会として住民に知ってもらう努力が必要なこと、また、農業委員や他の団体からは、自分たちの報酬や補助金が据え置かれてきて困難を来たしているという意見が出されました。

議員の報酬の在り方を住民に問うには、もっと議会改革に取り組み、議会や議員の役割が見えるようにしていくこと、町民の置かれている経済的な状況や社会的背景を踏まえながら、今の時点で報酬の大幅な引上げは行うべきでないと考え、以下３点について理由を申し上げます。

１点目は、議員定数と議員報酬については、それぞれ切り離して議論をいたすべきと考える点です。

今年５月に、全国町村議会議長会から「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」が出されています。議員の成り手不足の問題からその要因はさまざまあり、議員報酬も含まれているが、定数とは別

に考えるべきと記載されています。その一文、「報酬と定数は別の論理」について読み上げます。

「議員報酬は議員としての活動の対価として適正な金額を定めるべきものであり、議員定数は当該議会の意思決定など議会の役割を果たす上で必要な人数を定めるべきものです。つまり、議員報酬と議員定数はそれぞれ別の論理で議論すべき問題であり、議員報酬を増額するための財源を確保するために議員定数を削減することは理にかなっていません。町村の財政状況を考慮して、議員報酬を増額する代わりに議員定数を削減することは、住民の理解を得るのに効果的かもしれませんが、長期的な視点に立った場合には、地域にとって必ずしも良い結果になるとは限りません。議員定数は、一度削減したら増加することは不可能に近いことを踏まえ、慎重に議論すべきです」と記載されています。

しかし、特別委員会でも、しばしば定数と報酬がリンクされ議論が行われてきたと感じています。地方自治法第204条では、常勤の職員には、労務への対価とともに、生活給の要素を含む給与を支払わなければならないとあります。一方、非常勤の特別職公務員と解されている地方議会議員は、地方自治法第203条第１項に基づき、報酬を支給しなければならないとされています。地方議会議員は、報酬、すなわち生活給ではなく、勤務量、任務遂行に対する対価としての報酬が支給されるとあります。兼務を認められており、給与ではなく報酬であることを再認識していくことが重要と考えます。

住民との懇談会でも、全国的な議員の成り手不足が問題になっている中で、単純に報酬額を上げれば成り手不足解消につながるような単純な話にしないでほしいとアンケートに書かれた方もいました。報酬の引上げは、成り手不足解消につながる保証もありません。

２点目は、議会改革半ばで大幅増額は、住民理解が得られない点であります。

議員報酬は、平成10年、当時3.4パーセントの増額があってから27年間、議員の報酬が増えてこなかった状況を鑑みると、増額することに反対するものではありません。しかし、議員の賞与については、国の人事院勧告に倣い、この間増額されてきたことを踏まえなければなりません。

今、住民の生活は、長引く物価高、物価上昇に年金も追いついていない状況もあり、食料品の値上げで町民の生活は苦しさを増しています。電気やガスなどエネルギー価格の上昇は、寒くても暖房をつけられず、昼間は我慢しているという切実な声も聞かれます。日本の消費者物価指数は、2020年度のウクライナ侵攻から４年間で４パーセント上昇、2025年度は1.6パーセントの上昇、生活が圧迫されていることは明らかです。国の物価対策や、年金や給与の引上げが今後改善される状況が見通せない中で、議員報酬を月額５万円、25パーセントアップは住民の理解は得られないと感じます。

団体との意見交換会でも、議会議員が何をしているのか見えないという意見が複数ありました。今必要なことは、議会改革を進め、議会への関心や開かれた議会に取り組むことを優先すべきと考えます。

３点目は、財政的な視点であります。

議会全体で見た際、議会費が大きく増えているわけではありません。令和６年度は、一般会計に占める議会費は全体の0.7パーセントほどです。10年前の平成29年度は0.9パーセントありました。市町村全体が厳しい財政状況にある中、議会費は縮小してきています。現在、全国町村議会議長会において、報酬についても町村の財政運営上影響を与えることがないよう、財政措置を国に求めているところでもあります。こうした背景も見据えた判断が必要であると考えます。

今回の懇談では、議会と住民の距離を感じました。今優先すべきことは、議会改革の取組、住民の理解を得ながら住民福祉の向上に向けて力を合わせていくことであり、大幅な報酬引上げのときではないと考え、反対討論といたします。

○議長（寺林俊幸）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

小田新紀議員。

○５番（小田新紀）　本条例について、賛成の立場から討論をいたします。

報酬の在り方については、単に金額を現在より幾ら上げるか、あるいは据え置くかということでは、他市町村との比較といったことのみならず、当初より現在の幕別町における議員活動と責務に見合った報酬とはどうあるべきかという視点から議論されてきたものと受け止めております。確かに、物価

高騰などにより町民生活が厳しい状況にある中で、報酬額に対して慎重なご意見があったことも当然であり、その声は真摯に受け止めなければなりません。しかし、議論の本質は、先ほど申し上げたとおり、議員活動と責務に見合った報酬とはどうあるべきかということで議論されてきたところであります。

議員は、議会や委員会への出席のほか、日常的な調査研究、住民の声を広く聞く活動、地域活動への対応、政策提案、町政へのチェック、情報発信など、その活動は多岐にわたります。また、二元代表制と呼ばれる仕組みの中、議決、いわゆる意思決定に関わる大きな役割を担っています。それらは議員として当然果たすべき職責であり、その活動と責務に見合った報酬の在り方を現実から目をそらさず議論して判断する必要があると考えます。

今回問われているのは、その責務と活動の実態を踏まえたとき、現在の報酬水準が本当に適切なのかということであります。発議でもありましたように、また、将来の議会を考えたとき、若い世代や現役世代を含め、多様な人材が議会に参加しやすい環境を整えることも重要です。確かに、報酬額の見直しをすることで議員の成り手不足がそれだけで解消するわけではありません。しかし、その活動と責務に見合う一定の環境がなければ、議会に挑戦したいと思う人の幅は広がりません。特定の立場の人だけではなく、子育て世代、働き盛りの世代、さまざまな経験を持つ人が議会に関心を持ち参加できる、その土台をつくることは、町民の声をより幅広く議会に届けることにつながります。その意味で、報酬の見直し、在り方は、議員個人のためだけのものではなく、将来の幕別町議会をどう持続させていくかという議題でもあります。

また、本条例で示された報酬額について、町民の皆さんに対し、議会の役割や議員活動の実態をより丁寧に説明し、信頼を積み重ねていくための契機にすべきものだと考えます。住民の皆さまとの意見交換を含めたこれまでの議論を踏まえ、議員活動と責務、長年改定されてこなかった経過、社会情勢の変化、そして将来の成り手不足解消、成り手確保を総合的に考え、町民理解との均衡を図りながら、議会改革をさらに進めていくための現時点においての現実的な判断であると考えます。

以上の理由から本条例に賛成し、本件が私たち議員にとって待遇の改善ではなく、町民に対する責任をさらに明確にすることであると申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（寺林俊幸）　ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議の声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第 81 条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。

投票総数 17 人、賛成 11 人、反対６人。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、この際、11 時 15 分まで休憩をいたします。

11：03　休憩
11：15　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第５、議案第 42 号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題といたします。
総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。
委員長、荒貴賀議員。
○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。
報告書をご覧ください。
令和８年６月４日、本委員会に付託された議案第 42 号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。
委員会開催日は、令和８年６月５日（１日間）であります。
審査に当たっては、条例の制定内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で原案を「可」とすべきものと決しました。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
日程第５、議案第 42 号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
お諮りいたします。
議案第 42 号、幕別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、委員長の報告は、原案を可とするものであります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。
日程第６、議案第 75 号、令和８年度幕別町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。
説明を求めます。
伊藤副町長。
○副町長（伊藤博明）　議案第 75 号、令和８年度幕別町一般会計補正予算（第５号）について、ご説明申し上げます。
本日に追加提出いたしました別冊の議案書１ページをご覧ください。
今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,543 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 200 億 2,520 万 7,000 円と定めるものであります。
補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、２ページから３ページに記載しております「第１表　歳入歳出予算補正」のとおりであります。
４ページをご覧ください。
「第２表　地方債補正」「１　変更」であります。
「まくべつ学園増改修事業」は、本年４月に開校いたしました「まくべつ学園」の外構工事費とし

て4,420万円を追加し、限度額を１億9,530万円に変更しようとするものであります。
起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。
歳出をご説明申し上げます。
６ページをご覧ください。
３款民生費、１項社会福祉費、６目老人福祉費171万4,000円の追加であります。
国の補助事業を活用し、町内の４つの介護事業者に対し、冷房設備を設置するための費用を助成するものであります。
必要経費のうち、6月10日付で内示のあった国からの補助金と町が負担する４分の１相当額を合わせて交付するものであります。
４款衛生費、１項保健衛生費、５目診療所費71万5,000円の追加であります。
忠類診療所に設置している暖房用ボイラーが、基盤の故障により操作できない状況となったため、ボイラー設備を更新するものであります。
10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費405万4,000円の追加であります。
令和７年６月に、いじめ防止対策推進法に定める「いじめの重大事態」に認定した事案に対し、公平中立な調査を進めるため、町のいじめ防止対策推進委員会に法律、教育などの外部有識者で組織する調査委員を置き、事実関係を明確にするための調査を行っております。
本年５月１日に第１回目の、6月10日に第２回の調査委員の会議を開き、教育委員会からこれまでの経緯について報告し、これを受け、３人の調査委員において今後の聞き取り調査や調査結果の取りまとめなどのスケジュールが固まりましたことから、必要な経費を追加するものであります。
１節は、今後、来年３月まで毎月開催いたします会議９回分をはじめ、被害児童や加害児童、学校関係者などへの聞き取り調査のほか、調査委員個々が行う調査事務従事に係る報酬を追加するものであります。
特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に規定しております「いじめ防止対策推進委員会」の「調査委員」の報酬「１時間１万2,000円」の延べ318時間相当を見込み、現計予算に不足する額を追加するものであります。
８節は、調査委員会議と聞き取り調査に係る費用弁償を追加するものであります。
７ページをご覧ください。
13節は、聞き取り調査の実施に要する施設使用料であります。
７目まくべつ学園増改修事業費5,894万9,000円の追加であります。
令和７年第４回町議会定例会において、令和７年度補正予算にまくべつ学園外構測量設計委託料を計上し、同年12月18日から本年３月27日までを契約工期として設計業務を進めてまいりました。
その設計内容に基づき、外構工事に係る工事請負費を追加するものであります。
工事概要をご説明申し上げます。
議案説明資料の２ページをご覧ください。
外構工事は、児童生徒の登下校時の動線の変更への対応と老朽化した舗装面を整備することが主な内容であります。
黄色は、工事個所を示しております。
①と②をご覧ください。
まくべつ学園の児童生徒玄関を西側に変更したことに伴い、児童生徒の登下校の動線を明確にするため、①の校門を解体撤去し、②に校門を新設するものであります。
③は、経年により駐車場の舗装面に亀裂が入り、凍上による隆起を繰り返すなど損傷が激しいため、舗装工事を行うものであります。
児童生徒と車両の動線を分離するため区画線を引き直すとともに、車両が出入りする部分を一部拡幅する工事を行うものであります。
④は、児童生徒玄関前の舗装面の損傷が激しいため、舗装工事を行うものであります。

⑤をご覧ください。

これまでは、登下校時にスクールバスが校舎北側の平和通沿いに駐停車し、児童生徒を乗り降りさせておりましたが、子どもたちの安全確保と混雑緩和を図るため、旧幕別小学校の校門から学校敷地内を南進した場所に「スクールバス乗降場所」を配置することといたしました。

これに伴い、スクールバス乗降場所から児童生徒玄関までの動線上にある緑地帯の樹木の抜根を行い、通路の舗装工事を行うものであります。

⑥と⑦をご覧ください。

現在、東側に設置している⑥の駐輪場を解体撤去し、新たに児童生徒の登下校の動線付近の⑦に駐輪場を設置するものであります。

⑧と⑨は、既存照明灯２基をLED化するものであります。

⑩をご覧ください。

赤色破線で表示の大きな四角形は、増築した教室棟であります。

増築に際しグラウンド面を掘り下げて建築したことから教室棟の地面とグラウンドとの間に生じた高低差をのり面処理するものであります。

⑪は、旧幕別小学校にあるブランコと鉄棒、雲梯、登り棒を移設し、ジャングルジムを更新するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入をご説明申し上げます。

議案書の５ページをご覧ください。

１款町税、１項町民税、１目個人2,013万2,000円の追加であります。

15款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費補助金110万円の追加であります。

介護施設の冷房設備設置に係る国庫補助金であります。

22款１項町債、７目教育債4,420万円の追加であります。

まくべつ学園増改修事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子）　一般会計補正予算の６ページ、10款教育費の事務局費のいじめ防止対策推進委員会運営事業についてお尋ねをしたいと思います。

ご説明では、昨年の６月に認定されましたといいますか、幕別町内で発生したいじめが重大事態ということに認定されたということがあって、たしか去年の９月に町長の行政報告で議会に伝えられた案件だと思います。その去年の９月の報告であったものが、なぜ今年６月、今になって補正予算になったのかなということが、まず第一の疑問です。

それから、この間その対策のために２回対応されてきたということが説明でありましたけれども、９月に発生してから今まで２回だったということも、なかなか理解できません。集中した対策ということがやられていなかったのかどうか。もっと言えば、これまでの取組がどういう取組であって、今後いつまでにどうしようということを考えてやっておられたのか。

もう一つは、有識者、専門の方３人という説明でありました。一体どういう方がここに入られてくるのか。時給１万2,000円というのは、かなりの金額です。これに該当する人というのは一体どういう方なのか。まずそこからお答えいただけますか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（甲谷英司）　まず１点目の、この時期に補正予算になったのかという質問に対してお答えいたします。

まず、この時期に補正予算に至った経緯につきましては、いじめの重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法に基づいて、幕別町のいじめ防止対策推進委員会で行うということになっておりますが、

その中で公平性や中立性と実効性を確保するため、先行自治体の事例の調査とか、あと法律、医療、教育、心理分野の職能団体に協力依頼するため、ちょっと時間を要していたということがまず一つあります。そのため、今年の３月に協力を得るめどが立ったことから、特別職の非常勤の報酬条例の改正を行いまして、その中で先ほど１時間当たり１万2,000円というふうに報酬額を定め、その後、先ほど説明がありましたとおり、今年５月と６月に２回の調査委員会で調査スケジュールを固めて、今回、今後の予定される聞き取り調査や調査結果の取りまとめに必要な経費として、今回補正予算を提案したというものになっております。

２点目の対策についてでございますが、今回このいじめ重大事態が起きた後、終わった後に、被害児童の方に対してどういった支援をするかというのは、これは学校と教育委員会のほうで引き続き対応をしておりますので、このいじめの重大事態の調査と並行して支援を行ってきたものであります。

３点目についての有識者の構成についてお答えいたします。

調査委員の外部有識者の構成につきましては、弁護士、そして公認心理士、短期大学准教授の３名であります。選考基準といたしましては、公平性、中立性の観点から、法律、医療、教育、心理の分野の外部有識者ということで選定して、職能団体に依頼をして、その推薦のあった方が今回このような構成メンバーとなっているところであります。

あと、いつまでのスケジュールかということについても説明いたします。

スケジュール感につきましては、今後、調査につきましては、まず調査すべきいじめの事実は何かを固めて、また、その上でいじめと認定するに当たり確認が必要となる事項を時系列で整理していく、これは調査委員会のほうで行っていくことで、また、あわせて、いじめにおいてどの事実を調査対象とするのかを整理した上で、まず初めに被害児童と保護者に話を伺い、その後いじめの事実について加害児童だったり学校関係者、また、教育関係者の職員に何を聞くかを整理した上で聞き取りを行っていく流れであります。そのような流れで、調査委員の会議が毎月１回開催して、来年の３月までに調査をまとめる予定で、今、進めているところであります。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18番（中橋友子）　ほぼ１年をかけて調査が完了し、調査が完了するということは、その後にどんな対応というか、手だてというか、そういうものが生じてくるのであろうというふうに思います。

たしか特別職の報酬を決めるときにも、随分高いなという思いがあって質問もした経過があったのですけれども、一つには、幕別町が設置しているいじめ防止の対策のための推進委員会がございますよね。そこに今回新たに雇われた３人の方ということで、弁護士さん、公認心理士、そして短期大学の先生、この方たちに入っていただく。これは、そのチームが一体となって取り組む調査なのでしょうか。それとも、この外部の有識者のみに特別な判断も必要なこともあるでしょうから、調査を依頼してやっていくというような中身なのでしょうか。

つまり、なぜ今になって補正なのかなと疑問に思ったのは、ひもといてみたら、今年の当初予算のときには、そのいじめ防止対策推進委員の方の予算というのは入っているのですけれども、これ全体の予算で本当に10万円、20万円ということでありますから、今回の300万円というのがものすごく大きな金額になって、これがなぜ昨年の６月に決まっているのに今ここに来て補正になったのかな。もっと言えば、当初予算にのせられなかったというのは、３月の時点での判断はどうだったのかなというふうに素朴に疑問に思ったのです。それでまずお尋ねしました。

その上で、前段の質問にもお答えいただきたい。この方たちが、そのいじめ対策防止推進委員会の中での果たされる役割、そういう、ほかに委員、何人いらっしゃるのでしょうか。その方たちと一緒に、まず被害者から、次、加害者からと調査されるということなのですけれども、チームでやっていかれるのだと思うのです。特別な方たちだけにこれだけの報酬を支給していくということで、それで、これは予算で決めてきましたから今ここで言うのも大変申し訳ないのですけれども、例えば弁護士の方の１時間１万2,000円の根拠です。これ、大体いじめなどの、こういう事案でなくて、今たくさんありますから、いろんな事例が紹介されています。そういった場合の弁護士の方の成功報酬といいま

すか、費用というのは、１件 30 万円から 60 万円なんていうふうに書かれているわけですよ。だから、高く見ても 60 万円。だけれども、ここで言えば、これ相当な金額ですよね。しかも、この計算によりますと、１時間１万 2,000 円ということであれば、318 時間分ということを言われましたから、この３人とも１万 2,000 円というのは同額の保障なのか、そして１人当たりにすると約 106 時間、これから９回行うということでありますから、お一人に 106 時間の９回分ですよね。これは会議だけではないとは思うのですけれども、１回に携わる時間が 10 時間ぐらいかかる計算にならないと、この今回の補正の金額は積まれていかないと思うのです。その根拠になるものを、もう少しご説明いただけますか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（甲谷英司）　まずはじめに、このいじめの重大事態の調査についての、先ほど調査委員についてどうやってやっていくかという、まず調査委員の中で３人で一緒になってチームでやっていくという形になります。

あと、先ほど弁護士の費用の１時間１万 2,000 円がどうなのかというような質問に対してのお答えになりますが、こちらについては、今回、条例改正する際に１時間１万 2,000 円というふうに設定していたのも、他市町村の事例の中で１時間１万 2,000 円というところが何件かありましたので、こちらのほうについても職能団体にも相談した中で、１時間１万 2,000 円であればということで協議した結果となっておりますので、一応これについてはそのような金額が妥当だというふうに判断しているところであります。

３点目の今回の 318 時間の積み上げの根拠ということについてお答えいたします。

時間数の算出に当たりましては、三つに分かれておりまして、まず一つ目が、調査委員会について先ほど７月から今後９回ということでございまして、１回当たり２時間を見込んでおりまして、こちらは調査委員３名で延べ 54 時間、それと、あと調査委員さんが聞き取り調査、直接赴いていきますので、その聞き取り調査に当たっての従事にかかって、まず被害児童と父と母、こちらは各２回、そして加害児童、そして学校関係教員、あと教育委員会の関係職員、これは調査委員３名で延べ 75 時間行います。なお、聞き取り対象者については 22 名となる予定で見込んでおります。

あと、そのほかに調査委員個々で行う業務といたしまして、記録、資料の読み込み、いじめの事実内容の整理、聞き取り内容の整理とか、あと、最終的には調査報告書を作成しますので、その報告書の作成業務などがありまして、こちらも調査委員３名で延べ 189 時間、大体月６時間程度を見込んでいるものでありまして、合計、合わせまして 318 時間というような計算となっております。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員。

○18 番（中橋友子）　そうしますと、この 318 時間、どの職種の方も、弁護士さんも、公認心理士の方も、大学の先生も、同じ時給１万 2,000 円ということで定めていらっしゃるのですね。これは、弁護士については、他町村、類似のところにお尋ねしたということですけれども、公認心理士ですとか、大学の先生などの金額の根拠というのはどうだったのですか。そして……。

○議長（寺林俊幸）　中橋議員に申し上げます。

ただいまの調査委員の方の報酬に関しては、３月の条例改正で審議をされたものでありまして、質問内容を変えていただけないでしょうか。

○18 番（中橋友子）　分かりました。

それでは、この３人の方たちの果たされる役割でありますが、それぞれ専門性を持っていらっしゃるわけですから、それぞれの役割を果たされるのだとは思うのですけれども、対価については別に決まっているということでありましたから、そういう諸経費というのは全部一律に、そして同じ時間帯、関わる時間帯やなんかですね。全部同じようにされていくという積算になっているのですけれども、そういう方法でやられるのですね。

その上で大事なのは、こういった事例が起きてしまって、これがきちっと双方にとって納得のいく解決になっていくということが大事でありますから、それに向かってこれだけの積み上げをされるの

だと思うのですけれども、来年をめどにやっていくその結果として、さらにその結果を受けての町の対応というのも発生してくるということも考えられますよね。そういった事例も見込みながら、こういった予算を立てられてきていると思うのですけれども、その見通しはこれからだから見えないとは思うのですけれども、こういった事例に対する予算の提起の在り方です。これがやはりもっと、例えば今回であれば、条例改正を行っているわけですから、当初から提案できたのではないかと思いますし、それから今後１年という見込みであれば、来年の当初予算になるのかとは思いますけれども、補正で出てくるという在り方は、やはり補正というのは致し方なく出されてくることだとは思います。それは理解し、駄目だとは言いませんけれども、提案の仕方としては、私、もっと集中的な議論ができるときに提案していただければ､自分としての理解も深めることができるというふうに思うのです。在り方としてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。

○学校教育課長（甲谷英司）　まず、この調査を進めていく中で、最終的には解決策というか、報告が出て再発防止ということについてでありますが、この件についてのお答えについては、今現在、調査委員会の中で調査を進めていく中で、最終的に結果報告書の中で、町ないし学校のほうでできた再発防止策だったりとかというようなことが盛り込まれるとは思うのですが、まだこの内容については、これから検討していく内容になっていくかなと思います。

　あと、先ほどありました、当初からこの予算提案をするべきではなかったかというような話でございます。こちらについては、先ほどもちょっと説明ありましたが、まずこちらの今回いじめ重大事態の調査ということ自体が、今回、第三者、外部有識者を入れて行ってきたということもあり、また、それがどれぐらいかかるかというのも、こちらとしてスケジュール感が見込めなかったという部分があります。今回、調査委員会を行っていく中で、先ほども３人の調査委員の中で、これぐらいのスケジュール感で、なおかつ聞き取り調査だったりとか、あとは資料の読み込みだったりとか、そういった部分についてこれぐらいの時間がかかるのではないかというようなことが確認されましたので、今回、補正予算に至ったというような状況になっています。

○議長（寺林俊幸）　教育部長。

○教育部長（谷口英将）　予算の計上のタイミングなのですけれども、今、課長が説明いたしましたとおり、調査委の組織に当たっては時間を要してこのような形で設置をさせていただいて、３月の条例改正で報酬が決定して、５月に第１回目が開かれたという流れです。

　今後、調査委員さんの中でどういうふうに調査をしていったらいいかということは独自に皆さんの中で考えていただいて、今後、相手方があるものですので、他の市町村の事例では、１年度ではなくて２年度にまたがって調査を行うようなケースもあるように承知しております。今回のケースが、調査委員の皆さまは今年度中にきちんと実態を把握して報告書を取りまとめたいというふうにおっしゃっていただいていますけれども、相手とのこれからのやり取りによっては、また時間もかかってくることが想定されますし、今、中橋議員がおっしゃられたように、報告書がまとまって町としてやるべき対策が、では来年の当初予算に計上できるかというのは、これはまた別の問題になってくるのかなというふうに考えております。

　いずれにしても、教育委員会といたしましては、調査委員さんと調査の動向をしっかり共有しながら、今後の対策というものをしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸）　ほかにありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。

　お諮りいたします。

　本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第 76 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第 76 号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の２ページ、議案説明資料の３ページをご覧ください。

幕別ダム放流警報設備更新工事に係る工事請負契約が、予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の３ページをご覧ください。

幕別ダムは、十勝川水系、稲士別川の上流、幕別町字日新に位置し、主に千住・相川地区の 960 ヘクタールの農地へかんがい用水を供給するために建設された国有施設の農業専用ダムで、平成 18 年４月の供用開始以来、国との管理委託契約により町の管理の下、20 年余りが経過しております。

令和３年度に国が実施した幕別ダムの農業用施設機能診断調査において、水管理制御設備の放流警報設備が「機能に支障がある状態で至急劣化対応が必要な状態」と診断されましたことから、国の水利施設等保全高度化事業を活用し、令和７年度から９年度までの３か年で更新事業を行っているものであります。

「幕別ダム　テレメータ・放流警報設備構成図」に年度ごとの更新対象機器を記載しております。

本年度は、右側の赤い破線内にだいだい色で表示しております、第１、第２、第３警報局の放流警報装置盤とスピーカー、集音マイクの更新工事を行うものであります。

三つの警報局は、昨年度更新工事を行いました中央部の黒い破線内の青色のテレメータ警報制御装置から無線で飛ばされた信号を放流警報装置盤で受信し、遠方制御によりスピーカーから放流警報を発するものであります。

４ページをご覧ください。

更新対象であります現在の警報局等の写真であります。

５ページをご覧ください。

幕別ダムと三つの警報局の設置位置を表示しております。

以上が工事概要であります。

議案書２ページをご覧ください。

１、契約の目的は、幕別ダム放流警報設備更新工事であります。

２、契約の方法、３、契約の金額、４、契約の相手方であります。

去る６月 18 日に、アビックラボ株式会社、株式会社測機社、山本電子工業株式会社の３者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、6,072 万円をもちまして山本電子工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります網走市駒場南７丁目５番 11 号、山本電子工業株式会社代表取締役、山本昌廣氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和９年２月 26 日までと定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第77号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　議案第77号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案書の３ページ、議案説明資料の６ページをご覧ください。

ＧＩＧＡスクール構想機器端末1,423台の取得が、予定価格が1,000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の６ページをご覧ください。

取得の対象でありますＧＩＧＡスクール構想機器端末は、令和２年度に整備いたしました六つの小学校とまくべつ学園前期課程の児童と教員が使用しているタブレット端末であります。

導入から６年が経過し、バッテリーの劣化と操作性の低下を解消するため、更新しようとするものであります。

１、更新対象となる学校は、記載の７校であります。

２、仕様・型式・数量等であります。

タブレット端末は、児童用1,167台、教員用131台、故障時に対応する予備用125台、合わせて1,423台であります。

形状は、現在使用している端末と同様に、キーボードを360度折り返すことが可能なコンバーチブル型であります。

ＯＳ、基本ソフトは、現在使用しているものと同様のグーグル社のChromOSであります。

議案書の３ページをご覧ください。

１、財産の名称及び数量は、ＧＩＧＡスクール構想機器端末、1,423台であります。

２、取得の方法は、随意契約であります。

今回取得するＧＩＧＡスクール構想機器端末は、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、端末調達に関わる事務負担の軽減や、スケールメリットによる端末購入費用の縮減を図るため、北海道と、札幌市を除く道内市町村で構成する「北海道公立学校情報機器整備共同調達会議」において、端末の共同調達を進めてまいりました。

本年３月19日に北海道において一般競争入札を実施し、事業者が決定されましたことから、地方自治法施行令において随意契約によることができる場合に定められている「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、同調達会議で決定したＮＴＴ東日本株式会社を相手方とし、１台当たり税抜き５万1,000円で、６月22日に随意契約による仮契約を締結したものであります。

３、取得金額は、7,983万300円であります。

４、取得の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目７番地、ＮＴＴ東日本株式会社執行役員、北海道事業部長、茂谷浩子氏であります。

取得する財産の納期は、令和９年３月31日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　説明が終わりましたので、質疑を許します。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　ＧＩＧＡスクール構想についてお聞きしたいと思います。

財産の取得ということでありますが、すごく、2019年からスタートして、幕別は2022年から導入されたということであります。導入に当たって、耐用年数を町は何年に想定されているのでしょうか。要は、補正予算を組んでから財産の取得に行って、ここから導入にと行く中で、本当にその耐用年数内に子どもたちにタブレットが入るのかお聞きしたかったなという点と、もう一つは、リサイクルの問題ですね。端末の処分を小型家電リサイクル法に基づいて処分しなければいけないというふうにはなられているのですが、その処分に対して町の財産の負担等があるのか少しお聞きしたい、その辺についてどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（甲谷英司）　ＧＩＧＡスクールの端末機器の耐用年数についてのまず質問についてお答えいたします。
　ＧＩＧＡスクール構想の端末機器については、昨年、中学校の端末購入をして、それは５年経過、今回は小学校で６年経過ということで､小学校と中学校は同じ時期にというのは財政負担を考慮して、今回、中学校と小学校を分けて２か年に向けているところでございまして、耐用年数はおおむね５年というふうに考えております。そのように国のほうも、国のＧＩＧＡスクール構想の考え方も５年更新で行っているものであります。
　あと、２点目のリサイクルの関係でございますが、こちらのお答えについては、家電リサイクル法に基づいて適正に処分しているものでありまして、ここに関しての適正な処分の費用については、多額な費用になっていないというのが現状にあります。
○議長（寺林俊幸）　荒議員。
○８番（荒　貴賀）　端末の更新については、やはり北海道全体で買うということがあるので、なかなか難しいというところはあるのですが、教育委員会もご存じだと思うのですが、物すごく故障が多いのです。なかなか使っていてもフリーズして使えなかったとか、その授業が全然駄目だったとかという中で、本当に耐用年数に合った状況が現場では図られているのかという中と、町が想定する耐用年数に対して、しっかりとした更新が踏まえられてきたのかというところを確認したかったのですが、今お話を聞いたら、耐用年数が５年、今年６年目ということで、少しずれ込んできたなというところがあります。今、課長のお話ですと、同時には更新できなかったというお話であったのですが、先に更新していた、小学校でしたか、中学校から先に更新してきたということですね。そういったところで考えたときに、耐用年数とその状況にちょっとずれが出てきて、今後も更新するというときにどうしていくのかというのは、ぜひ検討していただければと思います。
　あとは、リサイクルについてなのですが、そんなに大きくはないと言われても、やっぱり 1,000 台を処分するとなると、普通テレビとかだと１台 3,000 円とかする中で、本当にそれが大きな負担になっていないと言えるのかというところで､どれぐらいかかっているのかというところで聞きたいのと、それは町が負担するものなのか、しっかりと国が負担していただけるところについて、その辺をお聞きしたかったのですが、その辺はどうでしょうか。
○議長（寺林俊幸）　学校教育課長。
○学校教育課長（甲谷英司）　大変申し訳ありません。耐用年数というか、次回のそれを踏まえた町の考え方についてですが、まず端末の更新については、先ほども申し上げたとおり、５年後にまたさらに更新をするということで考えております。また、この５年後というのも、先ほどもバッテリーの故障だったり、バッテリーの経年劣化だったりとか、あとは使っていく中で、端末のキーボードだったりとかの劣化ということもございますので、そういったことを勘案して５年間というふうに考えているものであります。
　リサイクルの関係についてでありますが、こちらについては、昨年、既定予算内で処分のほうをさせていただきましたが、昨年の処分の費用としては５万 5,000 円、台数としては 480 台、中学校の分の更新で、もう既に故障とかがあったものについて 480 台を故障で出していますけれども、そちらが５万 5,000 円となっております。主な内容については、リサイクル法に基づいたマニフェストの作成と、あとは収集の運搬費が主なものになっておりまして、収集運搬費１回で約５万円程度というような予算となっております。この負担につきましては、国の補助とかもありませんので、あくまでも町の単独の費用となっております。
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　ほかに質疑なしと認めます。
　お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第９、陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書から日程第 11、陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書までの３議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

はじめに、陳情第１号の報告をいたします。

報告書１ページをご覧ください。

令和８年６月４日、本委員会に付託された陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和８年６月５日（１日間）であります。

２ページをご覧ください。

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第２号の報告を行います。

報告書１ページをご覧ください。

令和８年６月４日、本委員会に付託された陳情第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和８年６月５日（１日間）であります。

２ページをご覧ください。

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第３号の報告を行います。

報告書１ページをご覧ください。

令和８年６月４日、本委員会に付託された陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和８年６月５日（１日間）であります。

２ページをご覧ください。

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上です。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 12、陳情第４号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

内山美穂子議員。

○委員（内山美穂子）　産業建設常任委員会の審査結果を報告いたします。

報告書２ページをご覧ください。

令和８年６月４日、本委員会に付託された陳情第４号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

委員会開催日は、令和８年６月８日（１日間）であります。

２ページをご覧ください。

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第４号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 13、陳情第５号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、荒貴賀議員。

○８番（荒　貴賀）　総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

陳情第５号を報告いたします。

報告書１ページをご覧ください。

令和８年６月４日、本委員会に付託された陳情第５号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見

書の提出を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。
委員会開催日は、令和８年６月５日（１日間）であります。
２ページをご覧ください。
審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で採択すべきものと決しました。
以上であります。
○議長（寺林俊幸）　報告が終わりましたので、質疑を許します。
（質疑なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
陳情第５号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。
ここで、追加議事日程を配布のため、13 時まで休憩をいたします。

12：13　休憩
13：00　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまお手元に配布いたしました追加議事日程のとおり、意見書案が提出されました。
この際、これを議事日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、意見書案を議事日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。
日程第 13 の２、発委第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書から日程第 13 の６、発委第６号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書までの５議件を一括議題といたします。
お諮りいたします。
本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。
発委第２号、地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、お諮りいたします。
発委第３号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発委第４号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発委第５号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発委第６号、日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 48 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第 35、議案第 69 号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの 22 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　議案第 48 号から第 69 号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてについて、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 20 ページ、議案説明資料の８ページをご覧ください。

地方自治法は、第 180 条の５第３項において、「執行機関として法律の定めるところにより、市町村に置かなければならない委員会」として「農業委員会」を定め、同法第 202 条の２第４項で、「農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。」とその職務を定めております。

同法を受け、農業委員会等に関する法律第８条第１項は、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことのできる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定しております。

現在の幕別町農業委員会の委員は、本年７月 19 日をもって任期満了となりますことから、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例に定める 23 人を任命いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和８年７月 20 日から令和 11 年７月 19 日までの３年であります。

このたびの任命予定者の決定に際しましては、幕別町農業委員会の委員の選任に関する規則に基づき、本年２月 27 日から３月 26 日までを期間として、委員の候補者の推薦及び募集を行ったところ、23 人の推薦と１人の応募をいただきました。

同規則の定めに基づき、５月８日に農協組合長などで構成する附属機関の幕別町農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、委員候補者の評価及び審査を行うとともに意見を求めたところであります。

評価委員会におきましては、農業委員会等に関する法律の任命規定を反映して、町が定めた評価基準に基づいて評価及び審査が行われ、評価意見が提出されましたことから、委員会の意見を尊重して、23 人の任命予定者を提案するものであります。

同法は、委員の任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないと定めておりますが、一括提案いたします 22 人中 20 人が認定農業者であります。

加えて、同法は、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と、いわゆる、中立委員の任命を義務付けておりますが、当該要件を備えた１人を含んでおります。

議案説明資料の８ページからは、任命予定者ごとに生年月日や認定農業者の有無をはじめ、経歴等を記載しております。

議案書の 20 ページをご覧ください。

議案第 48 号、字依田 254 番地の６、山口和裕氏であります。

21 ページをご覧ください。

議案第 49 号、字駒畠 141 番地、佐藤雅典氏であります。

22 ページをご覧ください。

議案第 50 号、字古舞 338 番地の４、松田琢宏氏であります。

23 ページをご覧ください。

議案第 51 号、字栄 444 番地の２、井村哲也氏であります。

24 ページをご覧ください。

議案第 52 号、字栄 239 番地、土井幸司氏であります。

25 ページをご覧ください。

議案第 53 号、忠類新生 100 番地、齊藤修氏であります。

26 ページをご覧ください。

議案第 54 号、字日新 10 番地の 36、中村富士男氏であります。

27 ページをご覧ください。

議案第 55 号、緑町１番地の 31、佐渡孝徳氏であります。

28 ページをご覧ください。

議案第 56 号、字新川 57 番地の４、平譯健一氏であります。

29 ページをご覧ください。

議案第 57 号、字大豊 357 番地の５、小林信也氏であります。

30 ページをご覧ください。

議案第 58 号、字相川 287 番地の３、松本誠氏であります。

31 ページをご覧ください。

議案第 59 号、字糠内 591 番地の５、松岡賜徳氏であります。

32 ページをご覧ください。

議案第 60 号、字美川 512 番地、和田智氏であります。

33 ページをご覧ください。

議案第 61 号、字日新 34 番地の 361、山口真也氏であります。

34 ページをご覧ください。

議案第 62 号、字五位 368 番地の６、町営糠内団地２号棟２号室、佐藤悦啓氏であります。

35 ページをご覧ください。

議案第 63 号、忠類西当３番地２、渡邊ひろ子氏であります。

36 ページをご覧ください。

議案第 64 号、忠類元忠類 121 番地７、小野寺和也氏であります。

37 ページをご覧ください。

議案第65号、忠類朝日14番地１、川島秀樹氏であります。
38ページをご覧ください。
議案第66号、忠類東宝128番地、遠藤貴之氏であります。
39ページをご覧ください。
議案第67号、忠類共栄132番地13、長谷川旭氏であります。
40ページをご覧ください。
議案第68号、字新和162番地の837、佐藤勝則氏であります。
41ページをご覧ください。
議案第69号、札内青葉町311番地の40、萬谷司氏であります。
萬谷氏は、利害関係を有しない者、いわゆる中立委員候補者であります。
以上、任命につき、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。
○議長（寺林俊幸）　本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
採決は、１件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。
したがって､採決は１件ごとに電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。
無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。
これより、議案第48号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
投票を開始いたします。
なお、会議規則第81条第２項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。
なお、以降同様でありますので省略させていただきます。
押し忘れはありませんか。
暫時休憩をいたします。

13：13　休憩
13：13　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。
押し忘れはありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。
投票総数17、賛成数17。
したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次に、議案第49号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
投票を開始いたします。
押し忘れはありませんか。
（なしの声あり）
○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。
投票総数17人、賛成数17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第50号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第51号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第52号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第53号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定をいたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第62号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第63号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始します。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第65号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第67号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始します。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第68号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第69号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始します。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数17人、賛成17人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 36、議案第 70 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、酒井議員の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

13：29　休憩

（13：29　酒井議員退場）

13：29　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第 36、議案第 70 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義）　議案第 70 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてについて提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 42 ページ、議案説明資料の 30 ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律の規定に基づき議会の同意を得て、農業委員会委員を任命しようとするものであります。

５月８日に開催いたしました幕別町農業委員会委員候補者評価委員会の評価及び審査を経て、候補者としてご提案するものであります。

任期は、令和８年７月 20 日から令和 11 年７月 19 日までの３年であります。

任命予定者は、札内中央町 321 番地の 23、酒井はやみ氏であります。

酒井氏は、利害関係を有しない者、中立委員候補者であります。

以上、任命につき、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸）　本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、議案第 70 号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　なしと認め、確定いたします。

投票総数 16 人、賛成 16 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

13：32　休憩

（13：32　酒井議員入場）

13：33　再開

○議長（寺林俊幸）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

［議員の派遣］

○議長（寺林俊幸）　日程第37、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あらかじめ配布しましたとおり、７月２日から３日までの２日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、あらかじめ配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

［閉会中の継続調査の申出］

○議長（寺林俊幸）　日程第38、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、あらかじめ配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

［閉議・閉会宣告］

○議長（寺林俊幸）　これで、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和８年第２回幕別町議会定例会を閉会いたします。

13：35　散会